

熊本県地域防災計画

(資料編)

令和8年度修正

熊本県防災会議

目 次

第1. 気象予警報等の伝達系統	
1. 特別警報、危険警報、警報、注意報の伝達系統	1
2. 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報の伝達系統	2
3. 津波警報等に関する情報の伝達系統	3
4. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図	4
5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図	5
第1-2. 特別警報・危険警報・警報・注意報の基準等	
(1) 気象等に関する特別警報の発表基準	6
(2) 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準	6
(3) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表	7
(4) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表 別紙	8
(5) 警報等の基準表の見方	8
(6) 緊急地震速報（警報）	9
第2. 災害警備	
1. 災害警備本部の編成及び分掌事務	10
第3. 自衛隊災害派遣要請	
1. 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所	11
2. 各自衛隊の担任区分	11
3. 第8師団の保有機材	11
4. 派遣部隊等に対する処置	12
5. 使用機材の準備	12
6. ヘリコプター発着場の設置基準	12
7. 地上と航空機との交信	13
8. 経費の負担区分等	13
9. 熊本県における自衛隊災害派遣の実績	14
第4. 被害報告	
1. 被害報告取扱要領	15
2. 収集及び報告要領	20
3. 報告等の種別	21
4. 報告等の様式及び報告等の系統	23
第5. 交通規制	
1. 異常気象時における道路通行規制要領	34
2. 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	43
3. 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	47
第6. 融資等	
1. 災害弔慰金の支給等	48
2. 生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法	49

3. 災害時に利用可能な既存制度資金	5 0
4. 被災中小企業者に対する融資	5 2
第7. 農林水産応急技術対策実施要領	
1. 農業	5 6
2. 林業	8 1
3. 水産業	8 6
第8. レベル4土砂災害危険警報	
1. 発表区域	8 8
2. 発表基準	8 8
3. 土砂災害警戒情報の伝達系統図	8 9
第9. 消防施設等	
1. 消防機関	9 0
2. 消防施設現有状況一覧表	9 0
(1) 消防本部の概要	9 0
(2) 消防本部の消防車両等	9 1
(3) 消防団の現有及び車両数	9 1
(4) 消防水利	9 1
3. 県所有の救急救助用資機材一覧	
(1) 防災消防航空センター保管資機材	9 2
(2) 県消防学校保管資機材	9 2
(3) 熊本海上保安部における現有消防等資機材	9 3
(4) 空中消火用資機材の現況	9 3
(5) 林野火災用消防施設等設置数	9 4
(6) 熊本県市町村別森林面積一覧	9 5
第10. 救護用具等の現況	
1. 日本赤十字社熊本県支部救護装備の現況	9 6
2. 熊本海上保安部における救命設備の現況	9 7
第11. 災害備蓄物資等	
1. 米穀販売事業者名及び供給可能数量	9 8
2. 衣料等の備蓄物資在庫場所・物資及び数量	9 9
3. 飲用水応援給水可能量（概算）一覧	1 0 1
4. 医薬品の備蓄	1 0 2
第12. ヘリポート発着場基準	1 0 8
第13. 指定文化財一覧	1 0 9
第14. ダム、ため池等	
1. 各機関が管理するダム	1 1 0

2. えん堤等の防災管理を特に必要とする農業用ため池	1 1 2
3. 防災管理を必要とする海岸保全施設及び海岸樋門	1 1 3
4. 県（農村振興局所管）が管理する地すべり防止区域指定一覧	1 1 6
第15. 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況	
1. 災害拠点病院の指定状況	1 1 7
第16. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の状況	1 1 9
第17. 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）の状況	
1. 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）	1 2 0
2. 協定の締結	1 2 0
第18. 災害ボランティアの受入れ、連携等における組織・運営体制	1 2 1
第19. 気象観測施設一覧	
1. 熊本地方気象台観測所一覧表	1 2 2
2. 関係機関観測所一覧表	1 2 3
3. 熊本市直系観測局	1 3 1
第20. 通信施設	
1. 熊本県防災行政無線	1 3 2
2. 市町村の無線・有線施設設置状況	1 4 0
3. 関係機関無線	1 4 3
第21. 気象関係資料	
1. 台風接近数、日降水量、日最大風速	1 4 8
第22. 災害等の発生状況	
1. 熊本県の主な自然災害（昭和年代以降）	1 5 0
2. 熊本県の主な火災	1 5 3
3. 主な阿蘇火山噴火	1 5 4
4. 近年の災害対策本部設置状況（平成元年～令和2年）	1 5 4
第23. 熊本県建築物耐震改修促進計画の概要	1 5 5
【参 考】	
熊本県防災会議条例	1 5 9
熊本県防災会議運営要領	1 6 1
熊本県災害対策本部条例	1 6 3
熊本県災害対策本部規程	1 6 5
熊本県災害警戒本部規程	1 6 9

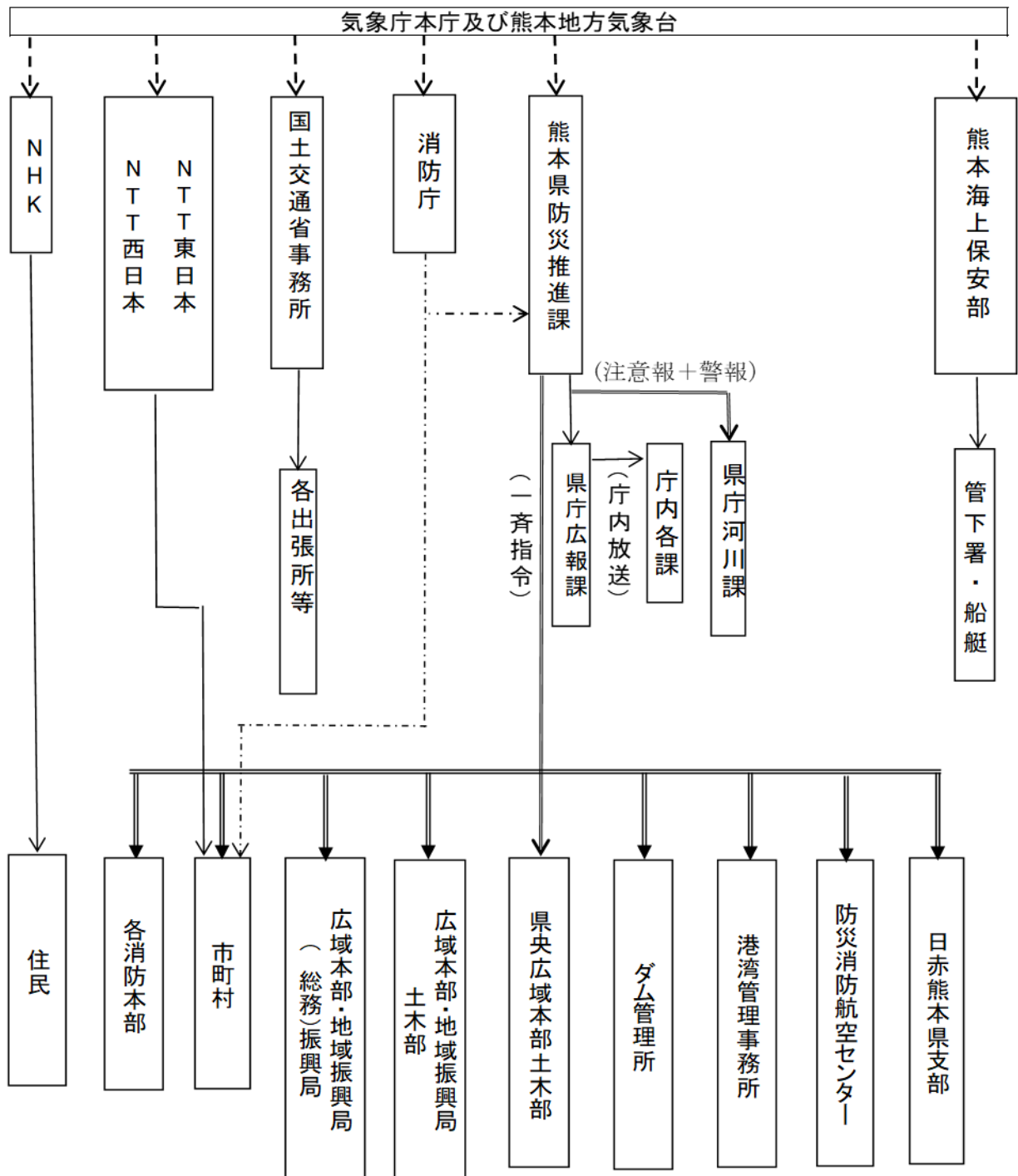
災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	172
災害時における放送要請に関する協定	173
九州・山口9県災害時応援協定	174
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	177
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施細目	179
市町村及び消防機関における相互応援協定	181
熊本県ヘリコプター運用調整会議規約	183
大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領	186
災害時の医療救護に関する協定書	189
災害時の医療救護に関する協定実施細目	192
日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領	194
日本赤十字社熊本県支部出動基準	196
日本赤十字社熊本県支部救護班派遣要領及び編成基準	197
災害救助法に基づく業務委託契約書	199
災害時応援協定等一覧	201

【巻末資料】

- 第1. 福祉避難所一覧
- 第2. ヘリコプター発着予定地一覧

第1. 気象予警報等の伝達系統

1. 特別警報、危険警報、警報、注意報の伝達系統



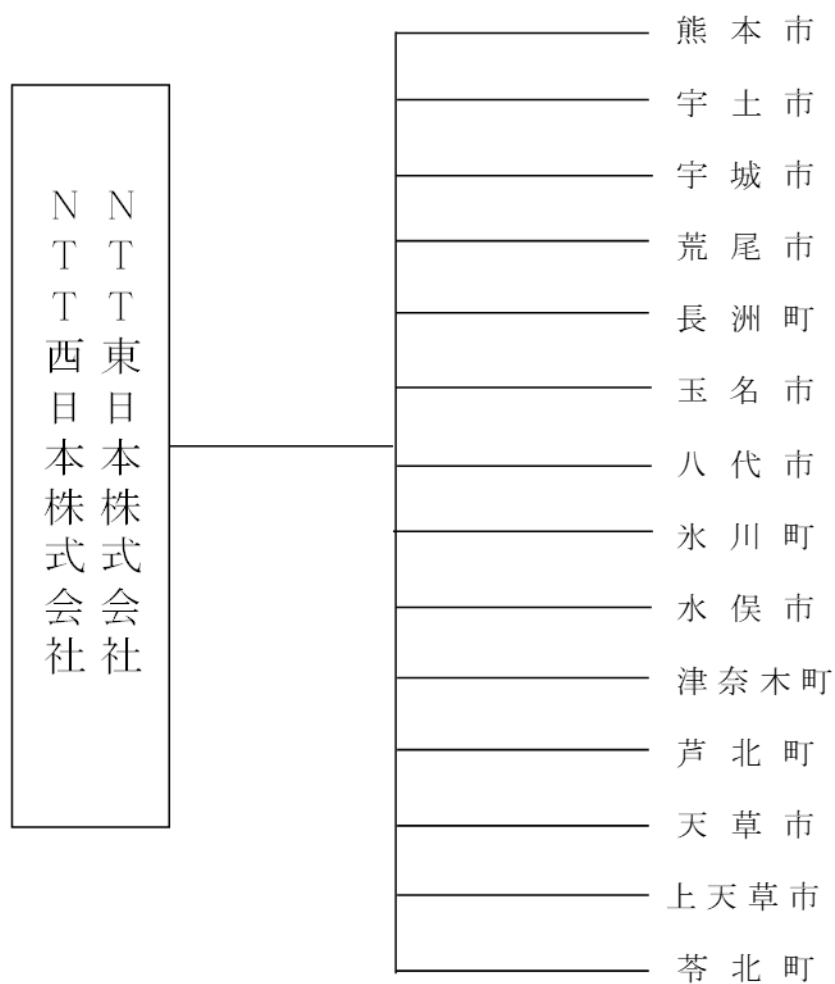
(注) (1)地域振興局及び県広域本部土木部においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行うこと。

(2) ——— 加入電話・庁内電話 ——— 防災情報ネットワーク又は防災行政無線
 - - - - 法定伝達先 ······ Jアラート

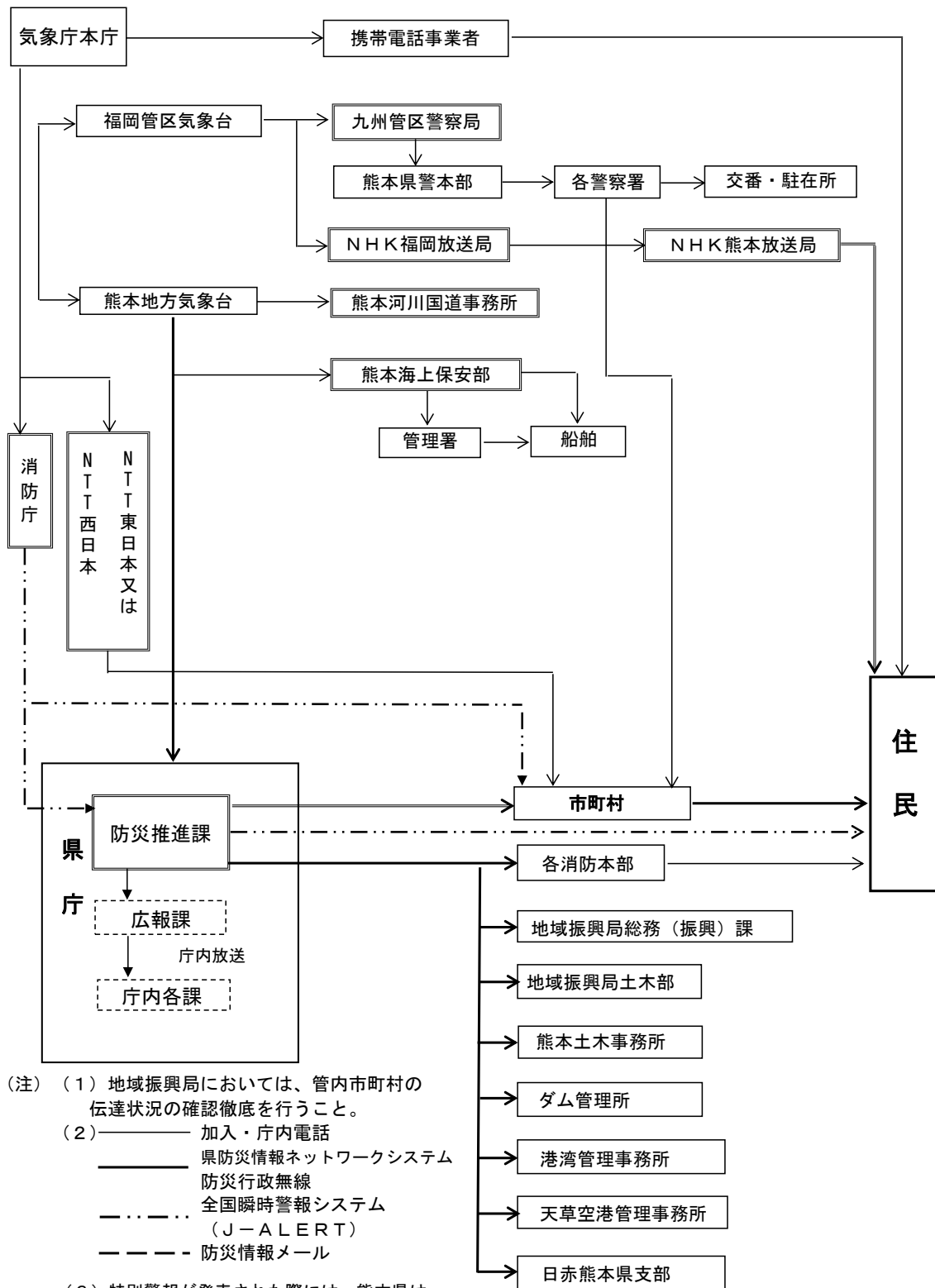
(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は、市町村への通知が、市町村は住民等への周知措置が、それぞれ義務付けられている。

2. 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報の伝達系統

N T Tによる大津波警報、津波警報の伝達系統は次のとおりとする。



3. 津波警報等に関する情報の伝達系統



- (注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。
- (2) ———— 加入・庁内電話
 ———— 県防災情報ネットワークシステム
 ———— 防災行政無線
 - - - - - 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 - - - - - 防災情報メール

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

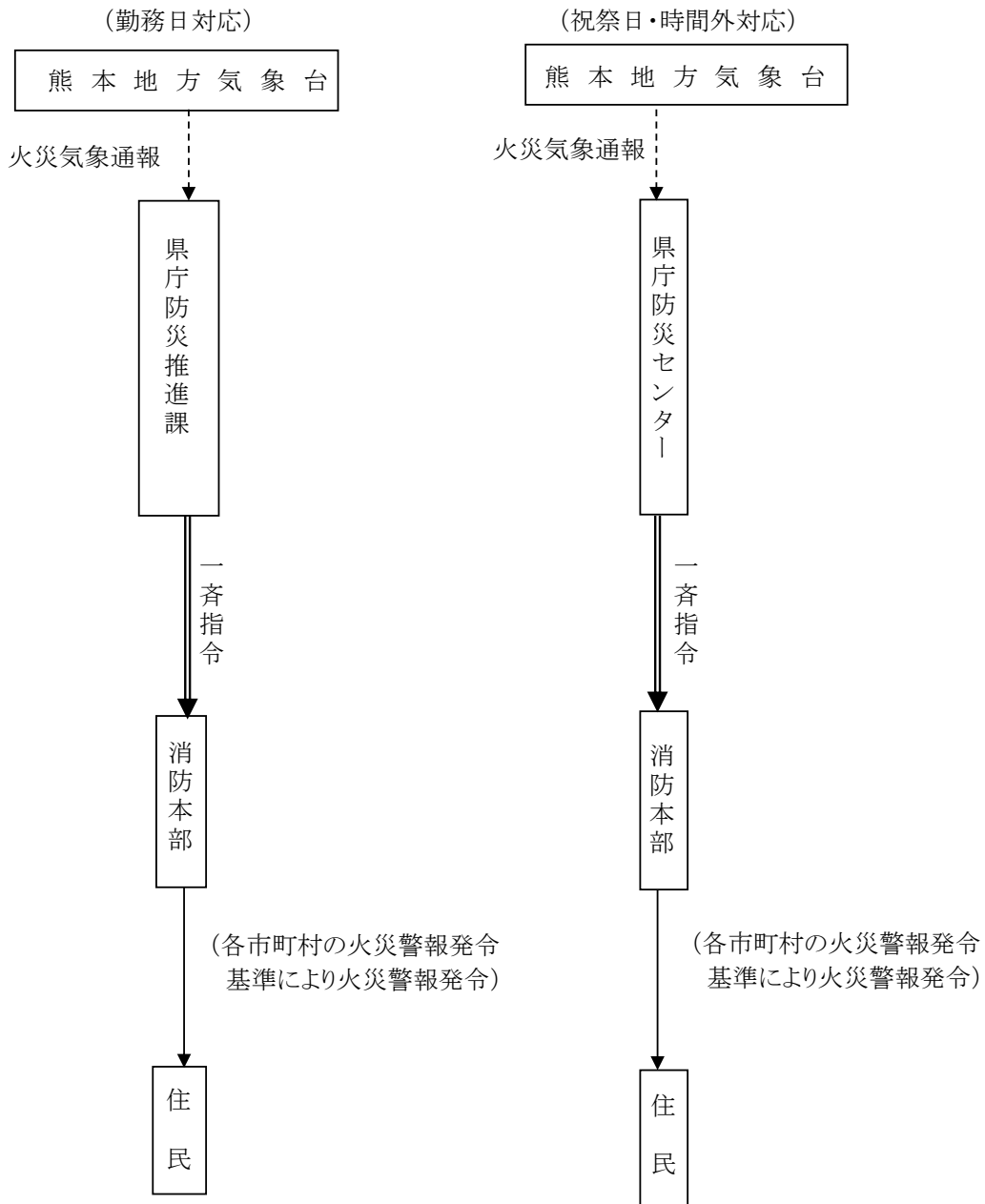
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。

ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



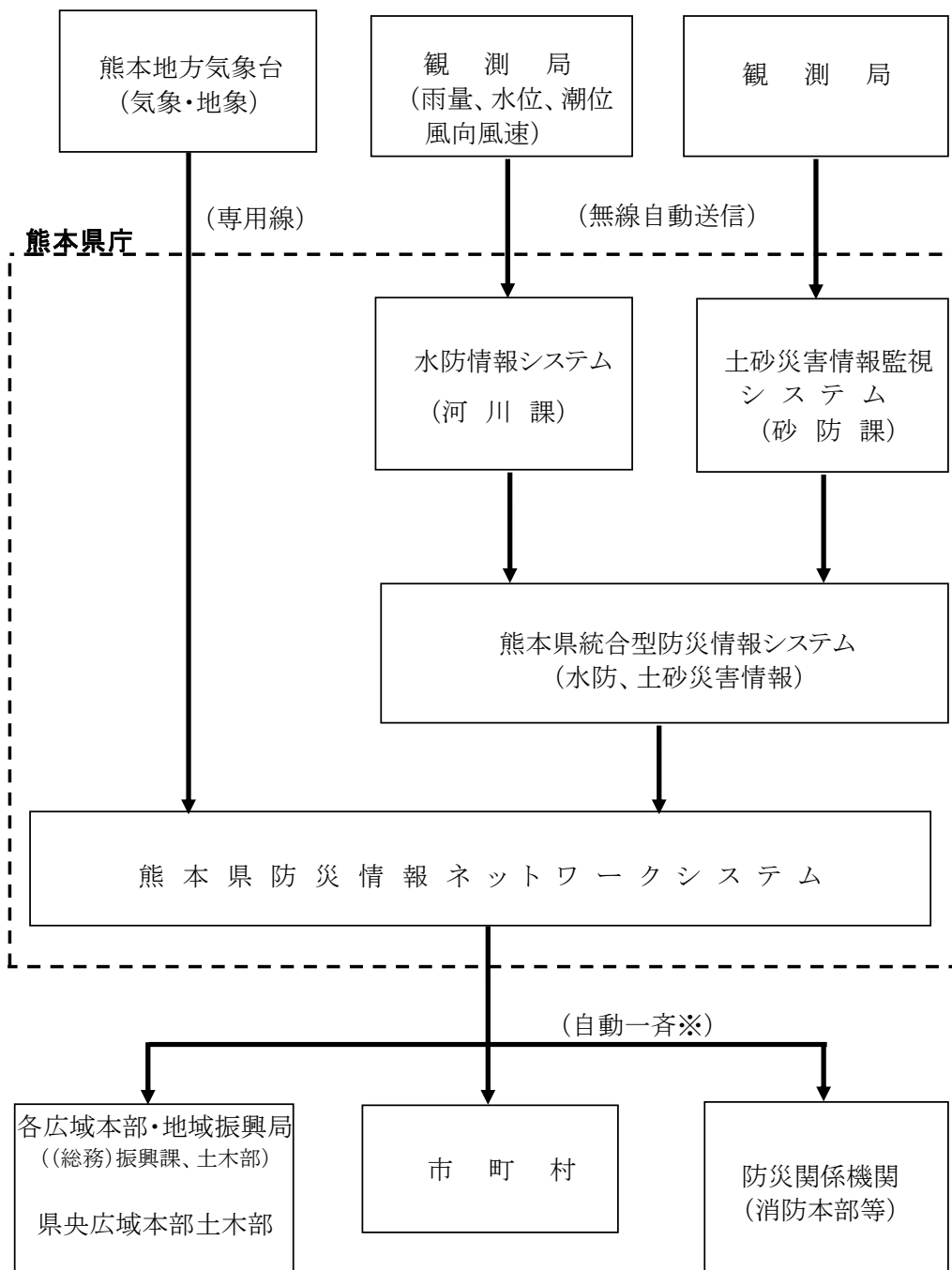
(注)

—————
広報車による広報等

気象情報伝送処理システム
(アデス)

=====
県防災行政ネットワークシステム
・防災行政無線

5. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 特別警報、危険警報、警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

第1-2. 特別警報・危険警報・警報・注意報の基準等

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	
土砂災害	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	
氾濫	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
高潮	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を儲け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

(2) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

(4) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表 別紙

別紙名	リンク
別紙1-1 レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の表面雨量指数基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/1_1_kumamoto.csv
別紙1-2 レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の流域雨量指数基準値及び複合基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/1_2_kumamoto.csv
別紙1-3 レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/1_3_kumamoto.csv
別紙1-4 レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/1_4_kumamoto.csv
別紙2-1 レベル5土砂災害特別警報の基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/2_1_kumamoto.csv
別紙2-2 レベル4土砂災害危険警報の基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/2_2_kumamoto.csv
別紙2-3 レベル2土砂災害注意報の基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/2_3_kumamoto.csv
別紙3 レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、熊本県に關係する河川予報区名及び基準観測所名	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/3_kumamoto.csv
別紙4 レベル5高潮特別警報・レベル4高潮危険警報の基準値	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto/4_kumamoto.csv

※熊本県の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（気象庁 HP）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/kumamoto.html>



(5) 警報等の基準表の見方

- ①大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値をとり（別紙1-1）、流域雨量指数の基準値は河川ごとに1km四方の格子毎に設定している（別紙1-2）。ただし、レベル4大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は別紙1-3を、流域雨量指数基準における対象河川の格子は別紙1-4を参照のこと。レベル3大雨警報・レベル2大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している（別紙1-2）。
- ②土砂災害に関する特別警報・危険警報・注意報の60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせの基準値は1km四方の格子毎に設定している（別紙2-1～2-3）。
- ③河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に關係する河川予報区名及び基準観測所名を別紙3に示している。
- ④高潮に関する特別警報・危険警報の基準値に用いる潮位又は水位（※）は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
※潮位に波の打上げ高を加えた海面の高さ。高潮予報海岸に指定された海岸では、潮位と水位のいずれかの基準値に達すると予想される場合に高い方の警戒レベルの相当情報を発表する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

(6) 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他 5 町村
	熊本県天草・芦北	天草市他 5 市町
	熊本県球磨	人吉市他 9 町村

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報の伝達

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

緊急地震速報（警報）の利用

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

情報受信の場所	具体的な避難対応の例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 あわてて出口・階段などに殺到しない。 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
山や崖付近	落石やがけ崩れに注意する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2. 災害警備

1. 災害警備本部の編成及び分掌事務

班 名	分 掌 事 務
警 備 班	<ol style="list-style-type: none">1 気象情報、被害調査、部隊の運用に関すること。2 警察災害派遣隊の派遣要請に関すること。3 被災者の救出・救助に関すること。4 帰宅困難者対策に関すること。5 災害警備情報に関すること。
警 務 班	<ol style="list-style-type: none">1 宿泊、補給、装備資機材等に関すること。2 県外部隊の受援連絡に関すること。3 公安委員会に関すること。4 広報及び報道対策に関すること。
生活安全班	<ol style="list-style-type: none">1 各種犯罪の予防等地域安全対策に関すること。2 犯罪捜査に関すること。3 危険物、鉄砲、火薬類等の保管、取扱い等に対する指導等に関すること。
刑 事 班	<ol style="list-style-type: none">1 犯罪捜査に関すること。2 検視及び身元確認に関すること。3 遺族支援に関すること。4 遺体の引渡し等に関すること。
交 通 班	<ol style="list-style-type: none">1 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。2 緊急通行車両の確認及び標章の交付に関すること。3 交通情報の収集、提供及び交通総量抑制に関すること。4 交通指導、取締りに関すること。5 信号機の滅灯対策に関すること。
通 信 班	<ol style="list-style-type: none">1 警察通信の管理保全に関すること。2 応急通信に関すること。3 機動警察通信隊の運用に関すること。

第3. 自衛隊災害派遣要請

1. 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連絡窓口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線3260
	師団運用室	夜間 内線3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	0956-23-7111 内線3257
	運用作業室	夜間 内線3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線2348
	SOC当直	夜間 内線2203
熊 本 県 庁	防災推進課	直通096-333-2115 (防災センター213-1000)
熊本空港事務所	総務課	096-232-3079
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部	警 備 救 難 課	0964-52-3104

2. 各自衛隊の担任区分

自 衛 隊 別	担 任 地 域	
陸上自衛隊 第8師団 第42即応機動連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡	
西部方面 特科隊	西部方面特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、球磨郡、芦北郡
	第5地对艦シイル連隊	天草市、上天草市、天草郡
海上自衛隊佐世保地方隊	熊 本 県 全 域	
航空自衛隊西部航空方面隊	熊 本 県 全 域	

3. 第8師団の保有機材

種 類	備 考
小型ドーザー バケットローダー 渡河ボート 浄水セット 入浴セット ダン プ 中型トラック 大型トラック 野外炊具1号 中型ヘリコプター 1t水トレーラー	積載人員 20人/隻 1時間：7,000%の給水可能 1時間：100人/セット入浴可能 1台で同時200人分炊飯可能 輸送等

4. 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し、受け入れ市町村は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
- (5) 連絡幹部等の受け入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- (6) 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

5. 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

- (1) 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き市町村において準備することとする。
- (2) 災害救助または復旧作業後等に使用される材料および消耗品類は、すべて受け入れ市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料および消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて受け入れ市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ市町村においてでき得る限り返品または弁償しなければならないこと。

6. ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) ヘリコプターの進入区域50m以内に高さ5m以上の障害物がないこと。
- (4) 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター(2人乗)	直 径 30m	直 径 45m
中型ヘリコプター(10人乗)	直 径 50m	直 径 75m
大型ヘリコプター(20人乗)	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター(40人乗)	100m × 100m	100m × 100m

7. 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機との交信は次によるものとする。

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

標旗又はライトガン(強力ライト)の区分	要 望 事 項
青旗又はライトガン(強力ライト) 青	航空機は、着陸又は隊員を卸下せよ
赤旗又はライトガン(強力ライト) 赤	航空機は、着陸の必要はない

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン(強力ライト)を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。また、ライトガン(強力ライト)を使用する場合は、航空機に向かってライトを照射するものとする。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	航 空 機 の 行 動
了 解	機体を左右交互に傾斜させる又は着陸灯を点灯する(10秒以上)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)又は着陸灯を点滅する(約1秒、数回)

(3) 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点灯するものとする。

区 分	航 空 機 の 行 動
航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する	航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回を繰り返す又は、着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す

(4) 航空機に対する着陸の要求

航空機を着陸させる場合は、着陸地点の飛散物等を除去し、直径約10mのHを標示するものとする。

8. 経費の負担区分等

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が県を通じて派遣部隊と協議を行い、決めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費および当該電話による通話料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

(2) そ の 他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

9. 熊本県における自衛隊災害派遣の実績(昭和55年8月30日以降)

令和5年4月1日現在

	派遣要請日	要請市町村	派遣要請の概要
1	昭和55年8月30日	阿蘇町	給水支援
2	昭和55年8月30日	熊本市	孤立者の救出
3	昭和55年8月30日	植木町	孤立家屋からの救出
4	昭和55年9月2日	菊鹿町	行方不明者の捜索
5	昭和55年9月4日	玉名市	行方不明者の捜索
6	昭和56年5月9日	龍ヶ岳町	行方不明者捜索
7	昭和57年7月12日	田浦町	破堤復旧及び孤立者の救出救助
8	昭和57年7月14日	坂本村	緊急生活道路の応急復旧及び生活必需物資の搬送
9	昭和57年7月15日	芦北町	生活必需物資の搬送
10	昭和57年7月25日	熊本市	行方不明者の捜索
11	昭和57年7月25日	三加和町	行方不明者の捜索
12	昭和59年6月29日	五木村	埋没者の救出及び捜索
13	昭和60年9月1日	大矢野町、松島町	行方不明者捜索
14	昭和60年11月29日	熊本市	緊急搬送
15	昭和61年3月8日	熊本市	山林火災
16	昭和63年5月4日	御船町	流木等除去
17	昭和63年5月9日	矢部町	土石流阻止の応急等
18	昭和63年12月4日	牛深市	緊急搬送
19	平成2年7月3日	阿蘇町、一の宮町	行方不明者捜索、孤立者救助、給水支援
20	平成3年9月29日	天水町	給水支援
21	平成4年5月2日	小国町	風倒木処理
22	平成4年5月7日	菊池市	風倒木処理
23	平成4年5月2日	南小国町	風倒木処理
24	平成4年5月2日	五木村	風倒木処理
25	平成5年4月19日	小国町	林野火災
26	平成5年6月19日	小国町	埋没者救出、給水支援
27	平成6年7月24日	小国町	林野火災
28	平成6年8月18日	長陽村	林野火災
29	平成8年8月31日	一の宮町	緊急搬送
30	平成12年2月21日	人吉市	緊急搬送
31	平成12年8月21日	玉名市	緊急搬送(転院搬送)
32	平成15年6月8日	菊池市	林野火災
33	平成15年7月20日	水俣市	救出・救助
34	平成16年9月3日	湯前町	給水支援
35	平成17年9月8日	八代市	救援物資輸送、患者搬送、倒木処理等
36	平成18年7月23日	水俣市	土嚢積みによる止水
37	平成19年3月1日	南阿蘇村	林野火災
38	平成19年7月6日	美里町	孤立地域からの救出、給水支援
39	平成19年7月6日	城南町	孤立者の救出
40	平成22年5月17日	人吉市	林野火災
41	平成22年6月12日	玉名市	林野火災
42	平成24年7月12日	熊本市	土嚢積及び救出・救助(陸上部隊)
43	平成24年7月12日	阿蘇市	救出・救助
44	平成24年7月12日	南阿蘇村	救出・救助
45	平成24年7月12日	熊本県	情報収集、捜索活動、救出・救助(ヘリ)
46	平成24年7月12日	阿蘇市	給水支援
47	平成24年7月13日	高森町	行方不明者の捜索、救出・救助
48	平成24年7月13日	南阿蘇村	給水支援(立野地区)
49	平成24年7月14日	南阿蘇村	給水支援(沢津野地区)
50	平成26年4月14日	東町、多良木町、相良	消石灰の輸送支援(鳥インフルエンザ関連)
51	平成26年4月14日	多良木町	鶏の殺処分(鳥インフルエンザ関連)
52	平成26年4月14日	多良木町、相良村	鶏の埋却及び消毒作業(鳥インフルエンザ関連)
53	平成26年4月15日	多良木町、相良村	作業員輸送(鳥インフルエンザ関連)
54	平成26年5月11日	八代市	山林火災
55	平成28年4月14日	熊本県他20市町村	情報収集、捜索活動、救出・救助等(熊本地震)
56	平成28年12月27日	南関町	鶏の殺処分等(鳥インフルエンザ関連)
57	平成29年10月5日		緊急患者輸送
58	令和2年7月4日	球磨村ほか8市町村	人命救助、生活支援、災害廃棄物運搬支援等
59	令和4年2月27日	高森町	山林火災

第4. 被害報告

1. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1. 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。
	住 家 全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度	

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家 半 壊 (半 焼)	のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものであるが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
災 害 者 等	災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	災 者	り災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公 立 学 校 施 設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設(共同利用施設を含む。)のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社 会 教 育 施 設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農 林	田 の 流 失 埋 没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

区 分		判 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次のものとする。 1.かんがい排水施設 2.農業用道路 3.農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次のものとする。 1.林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2.林道
	漁 業 用 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次のものとする。 1.沿岸漁場整備開発施設 2.漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋 り よ う	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	水 道 施 設	人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集 落 排 水 施 設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛 生 施 設	医 療 施 設	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水 質 特 定 施 設 排 水 施 設 対 象 事 業 場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 会 福 祉 施 設	老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児 童 福 祉 施 設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心 身 障 害 者 福 祉 施 設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介 護 保 険 施 設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都 市 施 設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。

区 分		判 定 基 準
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農 業 関 係 被 害	農 作 物 等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造 林 地 等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林 産 施 設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗 畑 等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林 産 物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在 庫 品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。
水 産 業 関 係 被 害	水 産 物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養 殖 施 設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在 庫 品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区 分		判 定 基 準
商 工 業 関 係 被 害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船 舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
そ の 他 の 被 害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
孤 立 集 落	車で到達することができず、住民がとどまっている集落とする。	

2. 収集及び報告要領

(1) 市町村における措置

- ① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を熊本県防災情報共有システム（以下「共有システム」という。）に入力すること。

また、共有システムが使用できない場合においては、様式1号を用いて報告すること。

- ② 災害による被害状況及び応急措置状況等を一定時間(特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回)に、共有システムの定時報告に入力すること(様式2号)。
 - ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめのうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
 - ④ 同一災害による被害状況について、被害調査及び応急対策が終了した場合は、共有システムの定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
 - ⑤ 住民の避難状況を一定時間(特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回)に、共有システムに入力すること(様式4号)。
 - ⑥ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報(様式5号))を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに広域本部・地域振興局(熊本市にあつては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。)に報告するものとする。
- (2) 地域振興局等における措置
- ① 市町村からの各部門別の被害状況をとりまとめのうえ、本庁各関係部(課)に報告すること。
 - ② 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報)を取りまとめのうえ、4月10日までに防災推進課長に報告するものとする。
- (3) 県(本庁)における措置
- ① 災害情報については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
 - ② 災害による被害状況及び応急措置状況(様式2号)は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
 - ③ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部(局)において取りまとめのうえ、一定時間(特に指定しない場合には、毎日10時まで、及び15時までの2回)に、共有システムの定時報告に入力するものとする。
また、備考欄には、災害発生場所、災害の種類及び概況等について簡潔に入力するものとする(様式3号)。
 - ④ 同一災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
 - ⑤ 防災推進課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。
 - ⑥ 防災推進課は、取りまとめた被害状況を東京事務所に連絡するものとする。
 - ⑦ 防災推進課(災害対策本部)は、電力施設、通信施設、交通機関(鉄道、船舶、バス、航空機等)の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。
 - ⑧ 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部(局)において取りまとめのうえ4月10日までに危機管理防災課に報告するものとする。(その都度文書をもって照会する)

3. 報告等の種別

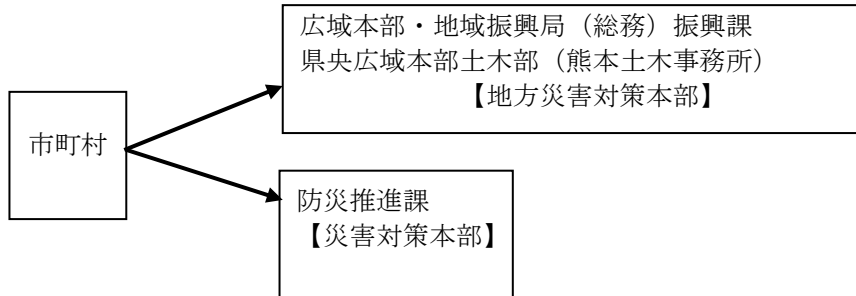
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式等	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	共有システム (様式第1号)	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対してとるべき措置等についてその都度入力すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	市町村長	様式第2号 (共有システム)	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間置き入力すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	市町村長	様式第2号 (共有システム)	同一の災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、共有システムの定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別 担当部(局)長	各部門別ごとの報告取扱要領による様式とする。 但し、防災推進課の取りまとめは様式第3号による。 (共有システム)	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間置き入力すること。備考欄には、災害発生場所、災害の種類及び概況等について簡潔に入力すること。 同一災害に対する被害調査が終了したとき及び応急対策が終了した場合は、定時報告入力の際に、備考欄に「確定」と入力すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長	様式第4号 (共有システム)	住民の避難状況を一定時間置いて入力するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門別 担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

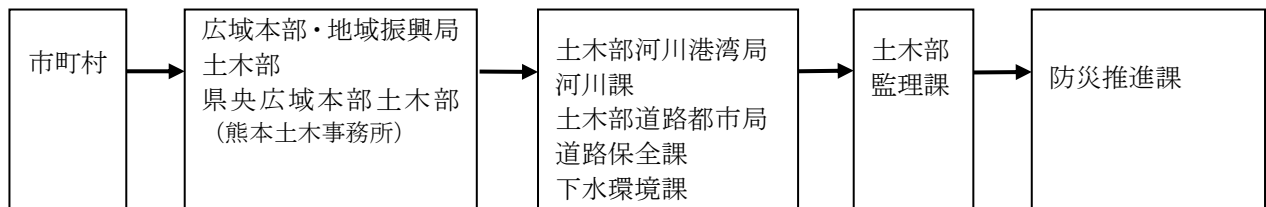
4. 報告等の様式報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

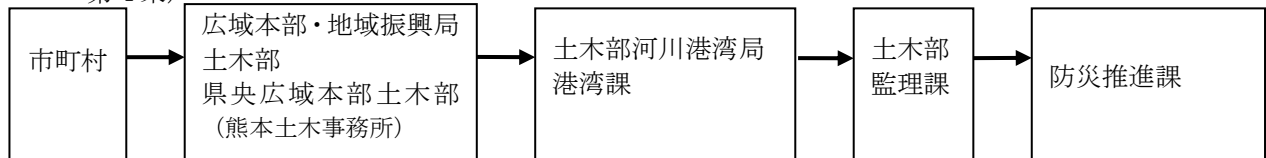
- (1) 災害情報、被害状況報告(速報) (様式第2号)、被害状況報告(確定) (様式第2号)、住民避難等報告 (様式第4号)



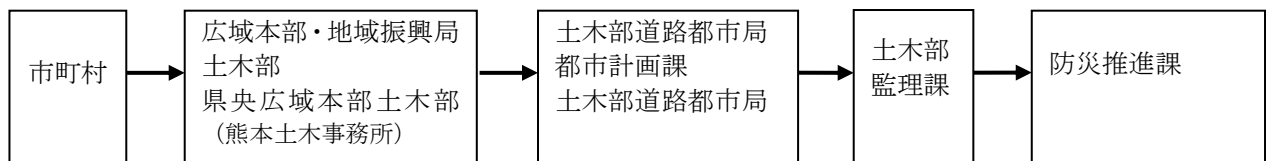
- (2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁、下水道)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



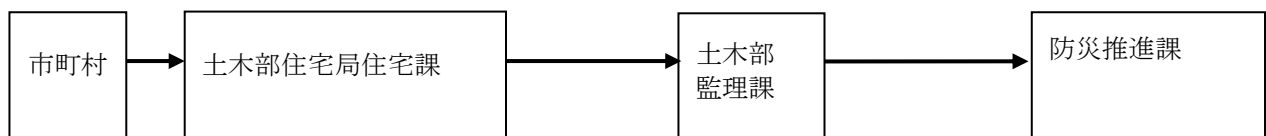
- (3) 港湾関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



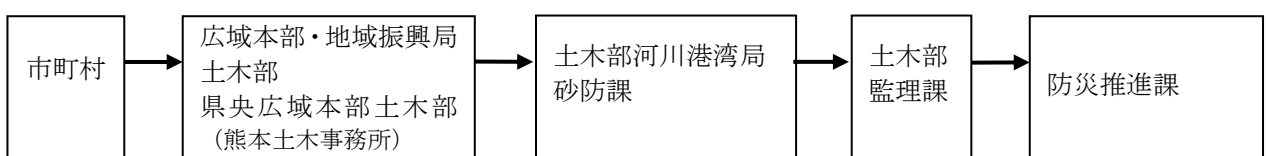
- (4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



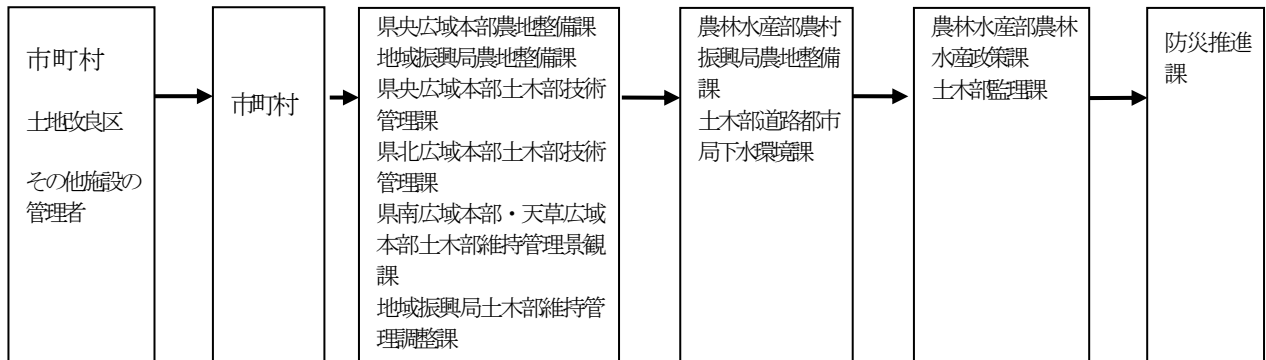
- (5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



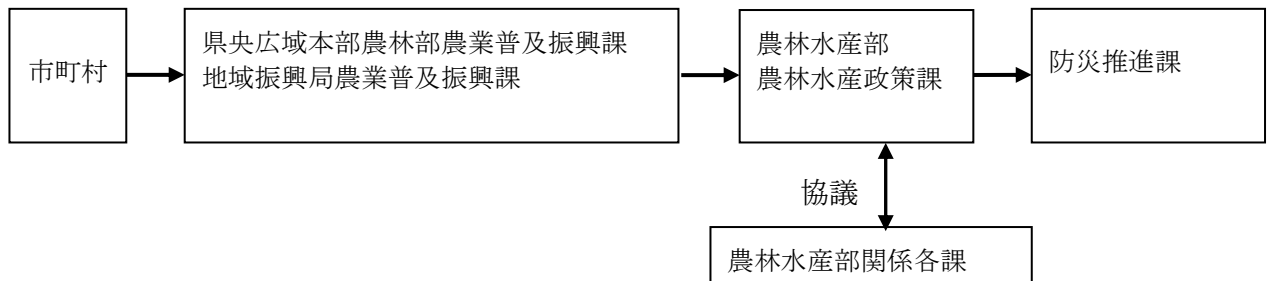
- (6) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



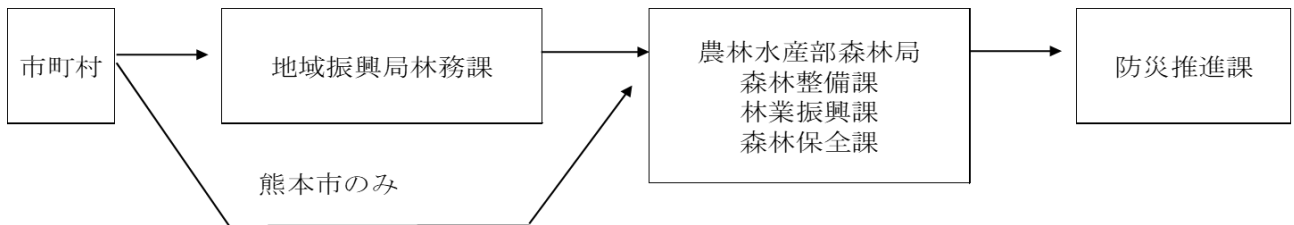
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



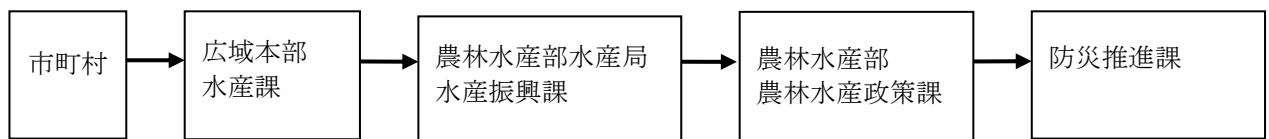
(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



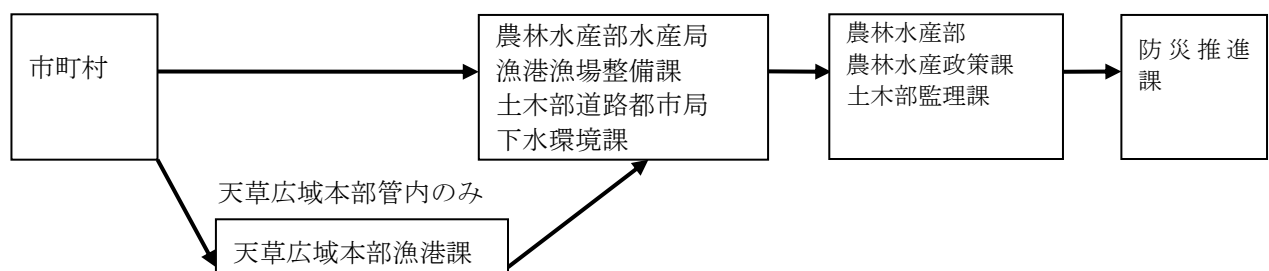
(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



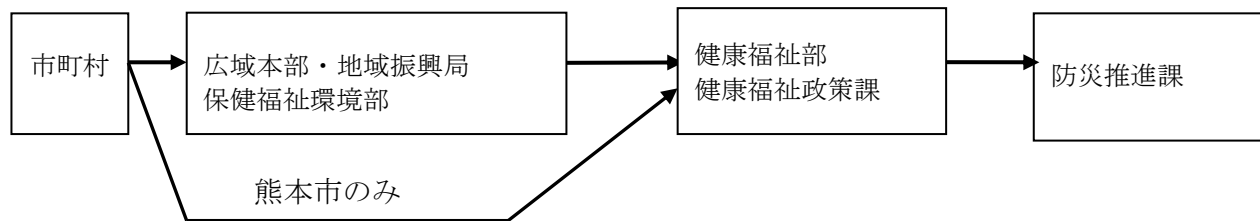
(10) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



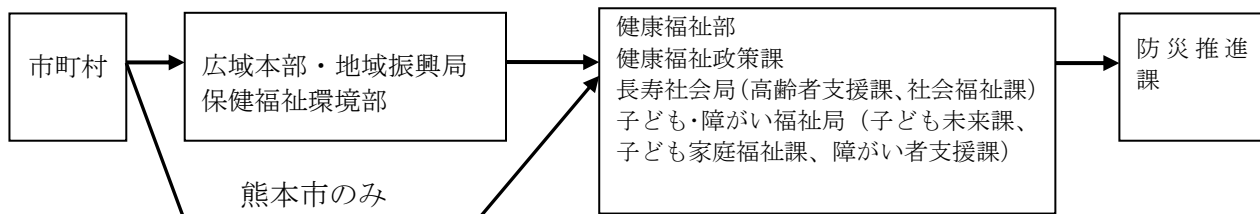
(11) 漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条）



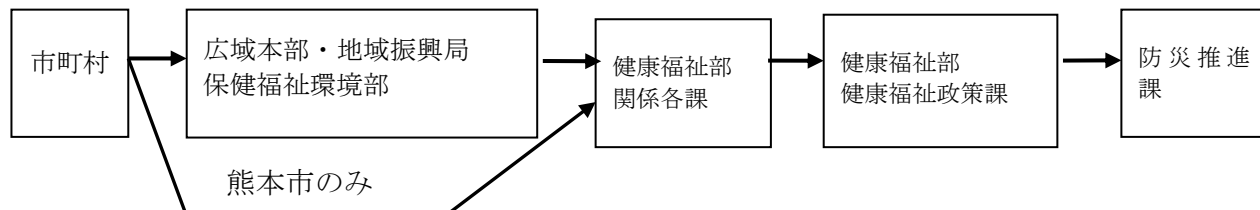
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



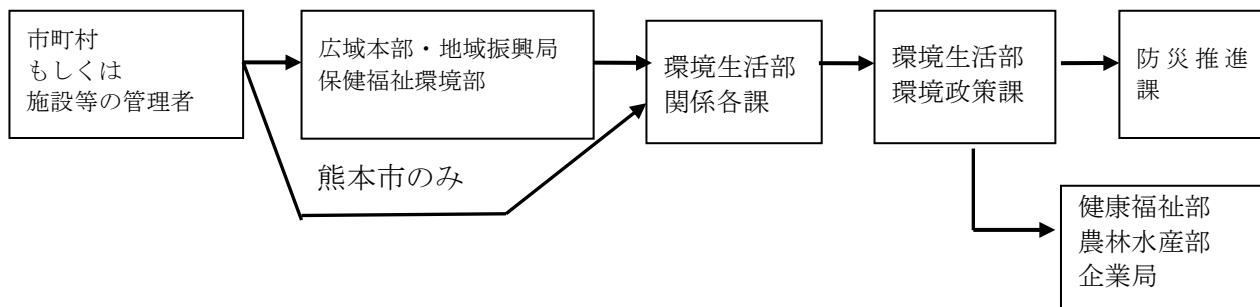
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



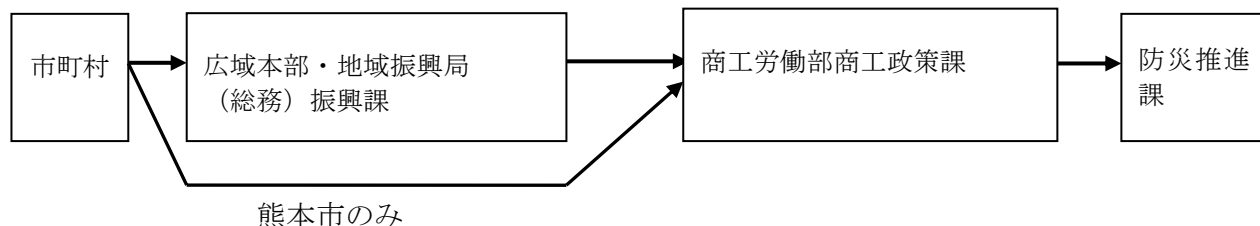
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



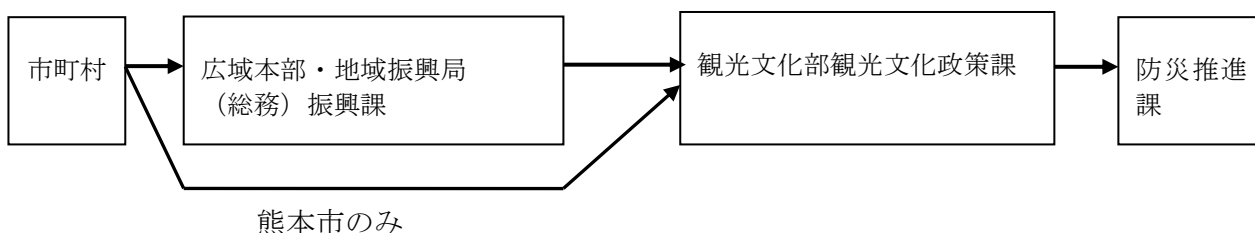
(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



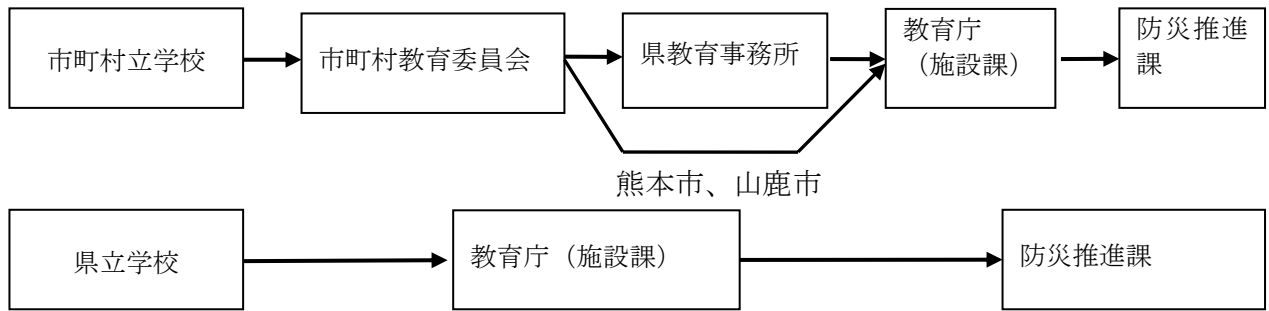
(16) 商工関係被害報告



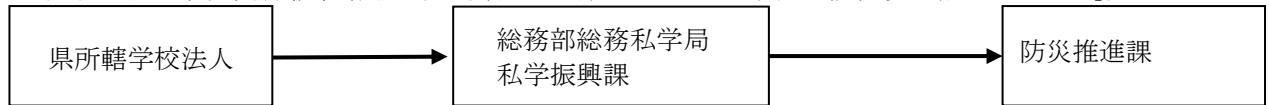
(17) 観光関係被害報告



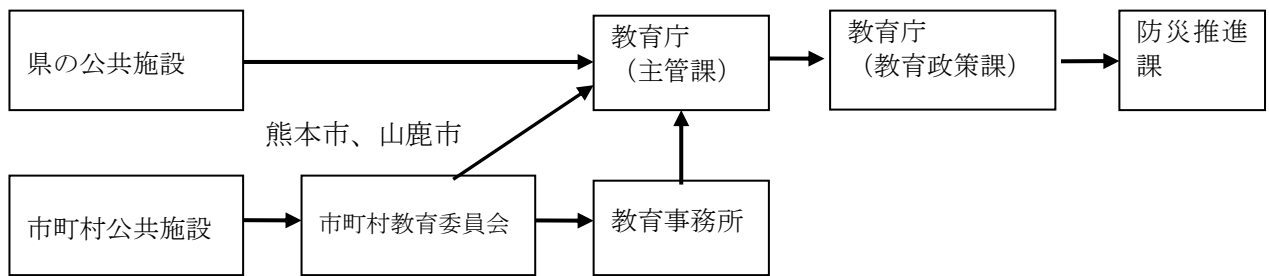
(18) 公立学校施設関係被害報告（文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」）



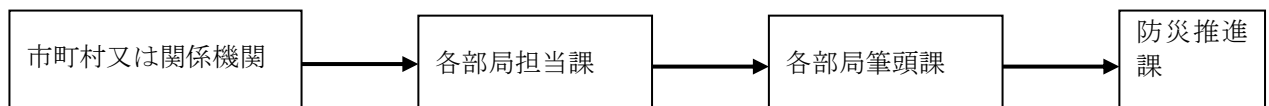
(19) 私立学校関係被害報告（文部省監理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



(20) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(21) その他の被害報告



様式第1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

市町村名 _____
報告者名: _____

災害名 _____

年 月 日 時 分 現在

区分		市町村名	〇〇市町村										計	摘要		
1	人的被害	死者	人										0			
		うち 災害関連死者	人										0			
		行方不明者	人										0			
		重傷者	人										0			
		軽傷者	人										0			
5		分類未確定	人									0				
6	住家被害	全壊	棟										0			
			世帯										0			
			人										0			
		半壊	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		床上浸水	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
			床下浸水	棟												0
				世帯												0
人													0			
一部破損	棟											0				
	世帯											0				
	人											0				
分類未確定	棟											0				
	世帯											0				
	人											0				
24	非住家	公共建物	棟										0			
		その他	棟										0			
		分類未確定	棟										0			
27		り災世帯数	世帯									0				
28		り災者数	人									0				
29		災害警戒本部等設置日時										0				
30		災害警戒本部等廃止日時										0				
31		災害対策本部設置日時										0				
32		災害対策本部廃止日時										0				
33		消防職員出動延人数										0				
34		消防団出動延人数										0				

様式第5号 災害年報

都道府県

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者		人							
	うち 災害関連死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
床下浸水		棟								
		世帯								
		人								
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他	学校		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋りょう		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	清掃施設		箇所							
	崖くずれ		箇所							
	鉄道不通		箇所							
	被害船舶		隻							
	水道		戸							

発生年月日		災害名								計
そ の 他	電 話	回線								
	電 気	戸								
	ガ ス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
火 災 発 生	建 物	件								
	危 険 物	件								
	そ の 他	件								
	り 災 世 帯 数	世帯								
	り 災 者 数	人								
	公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小	計	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公共施設被害市町村数	団体								
そ の 他	農 産 被 害	千円								
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円								
	被 害 総 額	千円								
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
	災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
	消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	人
	消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	人

第5. 交通規制

1. 異常気象時における道路通行規制要領

◎ 国土交通大臣が直接管理する国道

○ 異常気象時における一般国道の道路通行規制要領

第1 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認めた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

第2 異常気象時通行規制区間の指定

地方整備局長(北海道開発局長を含む。以下同じ。)は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区間外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定し、道路局長の承認を受けるものとする。

第3 道路通行規制基準の作成

- (1) 地方整備局長は、関係警視庁及び都道府県警察本部並びに都道府県道路担当部局の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受けるものとする。
- (2) 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。)を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定めるものとする。
- (3) 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め(以下「通行止め」という。)及び通行注意(異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)とする。

第4 道路通行規制の実施及び解除

- (1) 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長(開発建設部長を含む。以下同じ。)が行うものとし、当該規制区間を所轄する警察署長に通知するものとする。
- (2) 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行うものとし、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示するものとする。
- (3) 道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

第5 報告等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方建設局長に報告するとともに、関係都道府県道路担当部長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく、道路局長に報告するものとする。

第6 規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

第7 第1、第2及び第3に係る通行規制区間及び基準は別表3のとおりである。

◎ 熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

○ 異常気象等における道路通行規制要領

第1 目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

第2 異常気象時等通行規制区間の指定

- 1 知事は、一般国道(指定区間を除く。)及び県道のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれがある箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定するものとする。
- 2 前項の指定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聞くものとする。

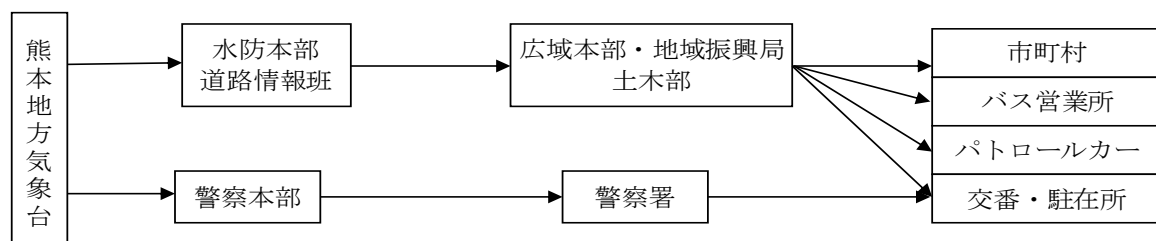
第3 道路通行規制の基準等及び種類

- 1 道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、風速等をいう。以下同じ。)により別表3に定める基準によるものとする。
- 2 道路通行規制は、通行止め及び通行注意(異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)の2種類とする。

第4 情報の周知

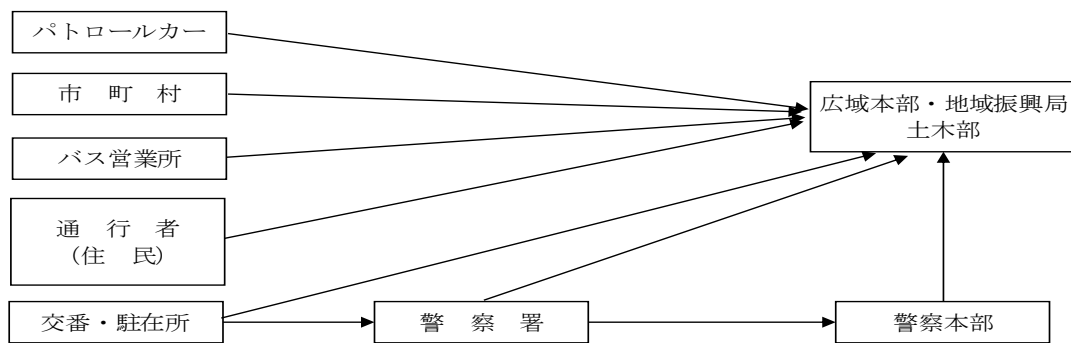
異常気象時等における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対するの周知については、次により行うものとする。

- 1 異常気象情報の伝達大雨・暴風等の異常発生のおそれがある場合の伝達は、次のとおりとする。



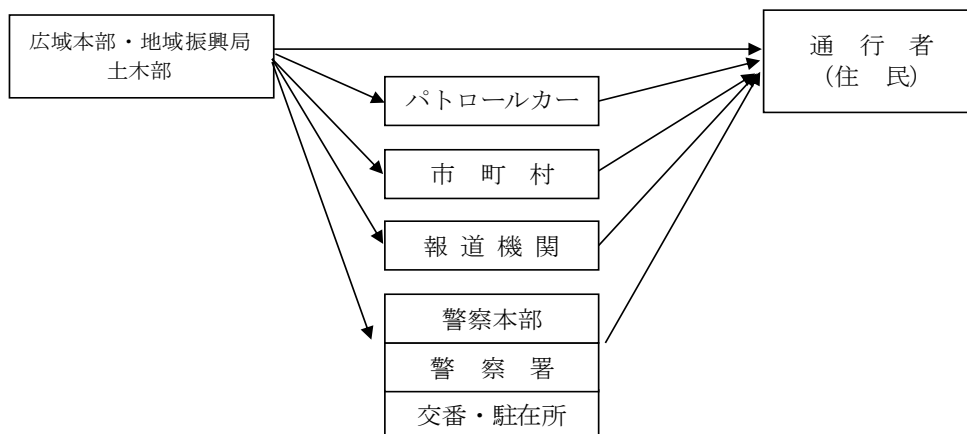
2 情報の収集

異常気象により道路の破損、欠壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



3 通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



第5 道路通行規制の実施

- 1 地域振興局土木部長(以下「部長」という。)は、気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めたときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。
- 2 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項(昭和43.11.29)」による道路標識および別表1に定める標識等をもって表示することにより行うものとする。
- 3 部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておくものとする。
 - ① 市街地または、集落の出口および、主要道路の分岐点で、かつ自動車のUターンのできる広場のある位置
 - ② 山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置
 - ③ その他部長が特に必要と認める位置
- 4 部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。(解除の場合も同様とする。)
- 5 部長は、道路情報板を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議するものとする。

第6 道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、すみやかに
行うものとする。

第7 報 告 等

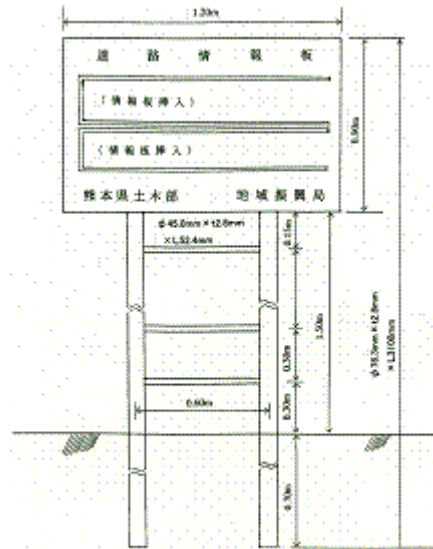
- 1 部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告するものとする。
- 2 本庁土木部長は、前記1の報告をうけたときは、国道については国土交通省に報告するものとする。
- 3 前記1及び2の報告、第4の2の情報の収集については、別表2に定めるところによるものとする。

第8 規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施および解除については、第4、第5及び第6に準拠するものとする。

別表1 道路通行規制の標示

- 1 通行規制の標示は右図のとおり標示する。



規制理由記載例

- (ア) 路肩弱し
- (イ) 路面冠水(又は恐れがある)
- (ウ) 土砂崩れ(")
- (エ) 落 石(")

- 2 通行規制の標示位置は、当通行規制区間の起終点手前30～100mまでの左側必要箇所路端に設置するものとする。

別表2

道 路 情 報 録 取 簿

振 興 局	路 線 名	場 所			交 通 止 概 要	交 通 止 期 間	摘 要
		郡市	町村	大字			

◎ 緊急輸送のための交通規制

公安委員会は、本県又は本県に隣接若しくは近接する県に災害が発生した場合に、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要があると認める時は、次により道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第1 公安委員会は、道路管理者と緊密な連携の下、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速かつ正確に収集し、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止し又は制限する必要があると認めたときは、次により措置するものとする。

- (1) 緊急通行車両等以外の道路における車両の通行の禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）及び期間を記載した（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。）「別記様式第1」の標識を設置するものとする。
- (2) 上記（1）による標識は、車両の通行を禁止し、又は制限しようとする区間等の必要な場所に設置するものとする。
- (3) 公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。
- (4) 公安委員会は、上記交通規制を実施する場合において、道路管理者に対し必要な協力を求めることができる。

第2 緊急通行車両等の確認標章及び証明書の交付

(1) 緊急通行車両等の届出

災害が発生した場合において、応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を実施する機関の長が当該従事者及び物資の輸送をしようとするときは、日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、理由等を知事又は公安委員会に対し事前に連絡するものとする。

(2) 緊急通行車両等の確認

知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両等であることの確認を行うものとする。

(3) 確認標章及び証明書の交付

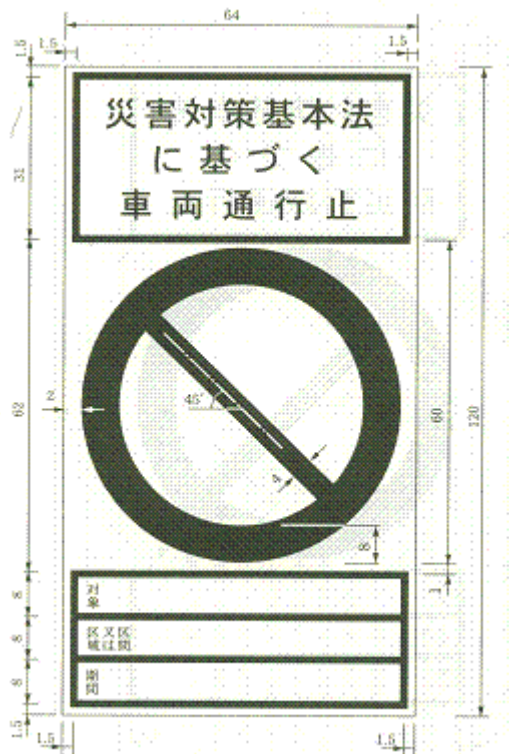
上記（2）により緊急通行車両等であることを確認したときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、「別記様式第2」の標章及び「別記様式第3」の証明書を交付するものとする。

(4) 標章の掲示

上記（3）により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

別 記

様式第1 (第1 関係)



様式第2 (第2 関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3 (第2 関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知事、 公安委員会、	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎ 災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法

第1 通知の対象

- (1) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第1項の規定による命令
当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項及び同条第4項の規定により準用する同条第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令とする。
- (2) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定による措置及び破損行為

第2 通知の方法及び内容

(1) 命令による通知

命令を行った場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式により日報形式で通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは命令を行った都度、通知するものとする。

(2) 自らとる措置に係る通知

措置をとった場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式によりその都度直ちに通知するものとする。ただし、別記様式により直ちに通知することができないときは、口頭により連絡し、その後速やかに別記様式により通知しなければならないものとする。

なお、措置をとったとき即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかであるときは、当該災害応急対策を実施した直後直ちに通知を行うものとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

上記(2)の通知を行うときは、当該破損行為の前後の状況を撮影した写真を併せて送付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能であった理由を通知書に記載しなければならないものとする。

- (4) 上記(2)の通知において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあっては、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付しなければならないものとする。

(表)

措置命令 通知書 措 置 警察署長殿					
災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 措置命令 措 置					
第1項の規定より 第2項の規定より					
を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。					
所属 氏名					
1 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後				
2 場 所					
3 (命令・措置) を行った者	所 属 氏 名				
4	命令の 場 合	命令を受 けた者	住 所		
			氏 名		
			番号標に標 示されてい る番号		
	措置の 場 合	措置に係る 物件の(占 有者・所有 者・管理 者)		住 所	
				氏 名	
				番号標に標 示されてい る番号	
5 (命令・措置)の内容					

(裏)

6 (命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

- 備 考
- 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
 - ()内については、該当するものを○で囲むこと。
 - 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を貼付すること。
 - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

別表 3

熊本県 (1/6)

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	線 名	担当 業務 所名	規制区間		交通 量 台/日	規制基準値(mm)			気象等観測所	危険内容	迂回 経路 情報 板	道路 情報 モニ ター タ ブ	前年度 通行止実績		指定 年度	考 慮 遮 断 装 置
			自 至	延長 (km)		通行 止 時間 連続	通行 量 連続	通行 量 連続					回数	延時間		
1	2	1	阿蘇郡小国町大字秋立	4.0	8,623	150	30	30	果田原 (県砂防課)	落石	(国)387号	A-2			46	
2	2	1	阿蘇郡小国町大字下城 八代市豊原	17.0	11,346	20	30	30	坂本 (県砂防課)	落石	(国)3号 (主)芦北坂本線 (県)熊本二見線	A-1 B-1			46	
3	2	1	球磨郡球磨村大字榑木	10.5	3,597	20	30	30	坂本 (県砂防課)	落石及び 土砂崩壊	(国)3号 (主)芦北球磨線 (主)一勝地神瀬	A-1			46	
4	2	1	球磨郡球磨村大字神瀬	15.0	3,597	20	30	30	球磨 (県砂防課)	落石及び 土砂崩壊	(主)人吉水俣 (国)57号	B-2			46	
5	2	6	阿蘇市一の宮町大字箱石	2.2	3,142	150	30	30	県坂梨 (県砂防課)	落石及び 土砂崩壊	(国)325号	A-3			52	
6	2	6	阿蘇市波野左谷	0.7	24,143	風速 15m/s (人、二輪車)	200	200	現地実測	風速	速な	A _F -2 B-3			46	
7	2	6	天草市瀬戸大橋 二号橋～五号橋 上天草市大矢野町満越 上天草市松島町合津 一号橋	1.3	19,180	風速 15m/s以上 (人、二輪車)	200	200	現地実測	風速	速な	A _F -1 B-1			52	
8	2	6	天草市三角町三角 上天草市大矢野町岩谷	0.5	19,180	風速 15m/s以上 (人、二輪車)	200	200	現地実測	風速	速な	A _F -1			52	
9	3	2	天草市五和町二江大橋	0.3	4,743	風速 15m/s (人、二輪車)	200	200	現地実測	風速	(県)本渡五和線 (町)二江町線					
10	3	2	天草市五和町若宮大橋	0.2	4,893	風速 15m/s (人、二輪車)	200	200	現地実測	風速	(町)登古里線					
11	3	8	菊池市立門	6.7	1,086	30	30	30	原 (県砂防課)	落石	速な	C-1			52	
12	3	8	菊池市鯨の甲 天草郡苓北町大字都呂呂	9.2	2,394	20	30	30	浜平 (天草市)	落石及び波浪	(県)都呂呂宮地岳線 (主)牛深天草線	C-4			46	
13	4	4	天草市河津町大字崎津 下益城郡美里町大字岩野	5.0	2,712	150	30	30	矢山 (県砂防課)	落石	(主)小川嘉島線	B-2			46	
14	4	4	下益城郡美里町大字菅の谷 上益城郡御船町大字横野 上益城郡山都町水の田尾	13.9	4,309	150	30	30	砂防御船 (県砂防課)	落石	(県)益城矢部線 (県)横野矢部線	A-2			46	

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

別表 3
(2/6)

熊 本 県

道 路 種 別 一 般 国 道

図面 対照 番号	線 名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通 量 台/日	規 制 基 準			危 険 内 容	迂 回 路 線	道 路 情 報 板	前 年 度		備 考
			自 郡市	至 町村字		規 制 基 準 値 (mm)	通 行 注 意 時 間	通 行 止 止 雨 量				気 象 等 観 測 所	道 路 モ ニ タ ー	
15	4 4 5 号	八 代	八代市桑町字二本杉		330	150	30	200	落 石	(国)443号			46	
16	4 4 5 号	球 磨	八代市桑町字下鶴 球磨郡五木村大字上荒地		881	150	30	200	崩 落	(主)小川泉線			46	
17	4 4 5 号	球 磨	球磨郡五木村大字竹の川 球磨郡五木村大字頭地		1,427	150	30	200	崩 落	な	し		46	
18	4 4 5 号	宇 城	球磨郡相良村大字小野 下益城郡美里町早楠		649	150	30	200	崩 落	な	し		59	
国 道 計			1 8 区 間						崩 落	な	し			

道 路 種 別 主 要 地 方 道

図面 対照 番号	線 名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通 量 台/日	規 制 基 準			危 険 内 容	迂 回 路 線	道 路 情 報 板	前 年 度		備 考
			自 郡市	至 町村字		規 制 基 準 値 (mm)	通 行 注 意 時 間	通 行 止 止 雨 量				気 象 等 観 測 所	道 路 モ ニ タ ー	
19	玉 名 八 女 線	玉 名	玉名郡和水町字中和仁		1,209	150	30	200	崩 落	(国)443号 (主)玉名八女線	C-1			
20	玉 名 立 花 線	玉 名	玉名郡和水町内田 玉名郡和水町内田		2,936	150	30	200	崩 落	(主)玉名山麓線				
21	玉 名 立 花 線	玉 名	玉名郡和水町内田 玉名郡和水町板橋		2,206	150	30	200	崩 落	(国)443号 (国)3号				
22	日 田 鹿 本 線	鹿 本	山鹿市菊鹿町大字番所		391	150	30	200	崩 落	(主)阿蘇公園菊池線	C-1			
23	別 府 一 の 宮 線	阿 蘇	山鹿市菊鹿町宿尾峠 阿蘇市一の宮町大字城山		4,276	150	30	200	崩 落	(主)阿蘇公園菊池線			46	
24	天 瀬 阿 蘇 線	阿 蘇	阿蘇市一の宮町大字三関 阿蘇郡小国町大字黒瀬 (杖立大橋～下釜ダム橋)		2,698	150	30	200	崩 落	(主)南小国波野線 (国)212号			46	

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

別表 3

熊本県 (3/6)

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	線名	担当 業務名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	迂回路	道路 情報 板	前年度		備考	
			自	至		通行注意 時間	通行 雨量	停止 雨量				道路 モト ター	回数		延時間
			延長 (km)	連											
25	黒木鹿北線	鹿本	山鹿市鹿北町大字柚木谷	山鹿市鹿北町大字岩野	1,133	150	30	30	落石	なし	C-2		46		
26	坂本入吉線	球磨	球磨郡山江村大字江字河内	球磨郡山江村大字神園	5,501	150	30	30	落石	なし			46		
27	菊池鹿北線	鹿本	山鹿市菊鹿町大字日向	山鹿市鹿北町大字小川内	2,748	150	30	30	落石	(主)日田鹿本線	C-3		46		
28	宮原五木線	八代	八代市東陽町大字河原字 坂より上	八代市東陽町大字河原字 鶴木場	1,663	150	30	30	崩土	(国)3号	B-1		46		
29	宮原五木線	球磨	球磨郡五木村大字頭地	球磨郡五木村大字小権葉	451	150	30	30	土砂崩壊	(国)219号	B-1		46		
30	本渡牛深線	天草	天草市久玉町大字大浦	天草市久玉町大字大浦	483	150	30	30	落石	(国)445号	C-1		46		
31	熊本高森線	上益城	上益城郡益城町杉室	上益城郡益城町杉室	16,270	150	30	30	崩土	(県)深瀬線 (県)瀬田熊本線	B-1 C-2				
32	牛深天草線	天草	阿蘇郡西原村秋田	天草市魚貫町魚貫	2,021	150	30	30	地すべり	(国)266号	C-1				
33	南小国波野線	阿蘇	阿蘇郡南小国町満願寺	阿蘇郡南小国町満願寺	1,688	150	30	30	落石	(国)442号			46		
34	高森波野線	阿蘇	阿蘇郡高森町大字野尻	阿蘇郡高森町大字野尻	131	150	30	30	落石	(主)別府一の宮線 (県)津留柳線			52		
35	阿蘇公園菊池線	菊池	菊池市立門	菊池市立門	990	150	30	30	落石	なし	C-2		46		
36	山鹿植木線	鹿本	山鹿市鹿央町霜野	鹿本郡植木町太平	2,812	150	30	30	土砂崩壊	(国)208号 (主)大牟田植木線	C-2		46		
37	小川泉線	八代	八代市泉町河合場	八代市泉町河合場	280	150	30	30	土砂崩壊	(国)445号 (県)久連子落合線	B-1		52		
38	水俣田浦線	芦北	芦北郡津奈木町福原	芦北郡津奈木町福原	2,744	150	30	30	落石	(国)3号			46		
	地方道	計	2	0	区	間	111.4				B-3 C-15				

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

熊 本 県
(4 / 6)

道路種別 一般 県 道

別表 3

図面 対照 番号	線 名	担当 業務 所名	規 制 区 間		交通 量 台/日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路 情 報 板	道 路 情 報 板	道 路 種 別	前 年 度		備 考		
			自	至		延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)						指 定 年 度	通 行 止 美 績 回 数		延 時 間	
							通 行 注 意 時 間 連 続	通 行 注 意 時 間 連 続									通 行 注 意 時 間 連 続
39	岩野黒木線	鹿本	山鹿市鹿北町大字竹の谷	山鹿市鹿北町大字竹の谷	1,695	150	30	30	落 崩	(県)黒木鹿北線			52				
40	鯛生菊池線	菊池	菊池市一ノ坂	菊池市一ノ坂	3,300	150	30	200	落	県龍門 (県砂防課)	C-4		46				
41	中河間多良木線	球磨	球磨郡多良木町大字槻木	球磨郡多良木町大字久米	388	150	30	200	落	久米 (県砂防課)	し		46				
42	稲生野甲佐線	上益城	上益城郡山都町大字鷺野	上益城郡山都町大字島木	459	150	30	200	落	三ヶ (県砂防課)	C-1		46				
43	清和砥用線	上益城	上益城郡山都町大字開田	上益城郡山都町大字原谷	326	150	30	200	落	清和 (県砂防課)			46				
44	清和砥用線	上益城	上益城郡山都町大字黒谷	上益城郡山都町大字夏水	326	150	30	200	落	万坂 (県砂防課)			46				
45	小川八代線	八代	八代市東町	八代市東町	1,165	150	30	200	落	水無 (県河川課)	(国)218号		52				
46	中津道八代線	八代	八代市坂本町大字川口	八代市坂本町大字川口	650	150	30	200	落	坂本 (県砂防課)	(国)219号		46				
47	南田内大臣線	上益城	上益城郡山都町相藤寺	上益城郡山都町相藤寺	483	150	30	200	落	万坂 (県砂防課)	(国)218号		46				
48	原立門線	菊池	菊池市立門	上益城郡山都町鶴淵	806	150	30	200	落	原 (県砂防課)	(県)清和砥用線 (主)阿蘇公園菊池線	C-2	46				
49	津留柳線	阿蘇	阿蘇郡高森町野尻	阿蘇郡高森町野尻	228	150	30	200	落	果高森 (県河川課)	(主)天瀬阿蘇線		52				
50	津留柳線	上益城	上益城郡山都町大字東竹原	上益城郡山都町大字東竹原	228	150	30	200	落	果高森 (県河川課)	(国)325号						
51	上色見草部線	阿蘇	阿蘇郡高森町大字草部	阿蘇郡高森町大字草部	740	150	30	200	崩	県高森 (県河川課)	(県)上色見草部線 (国)325号						
52	横野矢部線	上益城	上益城郡御船町横野	上益城郡御船町横野	556	150	30	200	落	砂防御船 (県砂防課)	(県)上色見草部線 (国)445号	C-1	52				
53	三本松甲佐線	上益城	上益城郡美里町大字中村	上益城郡美里町大字中村	688	150	30	200	落	砥用 (県砂防課)	(国)218号 (国)443号	C-1	46				

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

別表 3
熊本県 (5/6)

区画 対照 番号	線 路 名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			迂回 経路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度		考 備 考	
			自 至	延長 (km)		通行 時間 連続	通行 雨量 連続	通行 雨量 連続				通行 雨量 連続	回数		延時間
54	久連子落合線	八代	八代市泉町別峰 八代市泉町落合	11.0	801	150	30	200	栗木 (県砂防課)	(国)445号 (主)宮原五木線		52			
55	深海線	天草	天草市久玉町大字名切	3.7	1,419	150	30	200	六郎次 (県砂防課)	(国)266号		52			
56	一勝地神瀬線	芦北	天草市深瀬町浦河内 芦北郡芦北町添口	1.5	210	150	30	200	球磨 (県砂防課)	(主)本渡牛深線 (国)219号		46			
県道計			1	8	区間	85.7									
都道府県道合計			3	8	区間	197.1									

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

区画 対照 番号	線 路 名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂回 経路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度		考 備 考
			自 至	延長 (km)							回数	延時間	
57	熊本菊陽線	菊地	熊本市龍田町 菊池郡菊陽町南方	8.3	18,823	倒木により、通行が危険と判断される場合。	(県)瀬田熊本線						
県道計			1	区間	8.3								
都道府県道計			1	区間	8.3								

第6. 融 資 等

1. 災害弔慰金の支給等

区分	災害弔慰金の支給	災害障害見舞金の支給	災害援護資金の貸付	被災者生活再建支援金																														
適自用然 災害害 害規の 模み	(1) 一つの市町村内で住家の滅失した世帯が5以上の場合 (2) 県内で5以上の世帯の居住が滅失した市町村が3以上存在する場合 (3) 県内で災害救助法が適用された場合 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合	(1) 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害の場合	(1) 県内で災害救助法が適用された場合	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)の区域における災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)の区域における災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村(人口が10万人未満に限る)、2世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村(人口が5万人未満に限る)の区域における災害																														
支給又は貸付の対象	(1) 災害により死亡した者の遺族 (2) 災害のやんだ後3ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3) 遺族の順位 ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの	市町村民税にかかる総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が世帯に属する者1人の場合220万円、2人の場合430万円、3人の場合620万円、4人の場合730万円、5人以上の場合730万円に世帯全員が4人を超えて1人増加するごとに30万円を加算した額(ただし住居が滅失した場合は、1,270万円)以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1) 世帯主が災害により療養期間が1月以上を要する負傷を負った場合 (2) 住家の全壊 半壊 (3) 家財の価値の1/3以上の損害	自然災害により (1) 居住する住宅が、全壊(全焼、全流出)した世帯 (2) 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯																														
支給又は貸付額	(1) 死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合 500万円 (2) その他の場合 250万円	(1) 障害者が障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 (2) その他の場合 125万円	①世帯主の1月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円 ④住居の全壊 250万円 ⑤住居の滅失 350万円 ⑥①と②が重複した場合 250万円 ⑦①と③が重複した場合 270万円 ⑧①と④が重複した場合 350万円 ※被災した住家を建て直すに際し、その住家の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ③の場合 250万円 ④又は⑦の場合 350万円	支給額は下表のとおり(単位:万円) 《複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修 賃借</td> <td>150 100</td> </tr> </tbody> </table> 《単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修 賃借</td> <td>112.5 75</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	300	補修	200	賃借	150	大規模半壊	建設・購入	250	補修 賃借	150 100	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	225	補修	150	賃借	112.5	大規模半壊	建設・購入	187.5	補修 賃借	112.5 75
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																
全壊	建設・購入	300																																
	補修	200																																
	賃借	150																																
大規模半壊	建設・購入	250																																
	補修 賃借	150 100																																
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																
全壊	建設・購入	225																																
	補修	150																																
	賃借	112.5																																
大規模半壊	建設・購入	187.5																																
	補修 賃借	112.5 75																																
財源	国2/4、県1/4 市町村1/4	国2/4、県1/4 市町村1/4	国2/3県1/3 →市町村へ無利子貸付	被災者生活再建支援基金(公益財団法人都道府県センター管理) 1/2 国1/2																														

そ の 他		〔償還〕 借受人 → 市町村 3年措置を含む10年償還、利率は3% 以内で市町村の条例で定める率 市町村 → 県11年で償還 → 国12年で償還 (申請) 借受人→市町村、災害発生の日の属す る月の翌月から起算して3月以内
-------------	--	---

2. 生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法

(1) 生活福祉資金の福祉資金

- ① 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）
 - ア 貸付限度額の目安
1世帯当り 150万円以内
 - イ 償還期限
据置期間（6月以内）経過後7年以内
 - ウ 貸付利率
連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
 - エ 申込期間
被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内
- ② 緊急小口資金（被災によって必要となる生活費）
 - ア 貸付限度額の目安
1世帯当り 10万円以内
 - イ 償還期限
据置期間（2月以内）経過後12月以内
 - ウ 貸付利率
連帯保証人不要：無利子

(2) 母子父子寡婦福祉資金

- ① 事業開始資金

ア 貸付限度額	314万円
イ 償還期限	7年以内
ウ 利率	保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%
- ② 事業継続資金

ア 貸付限度額	157万円
イ 償還期限	7年以内
ウ 利率	保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%
- ③ 住宅資金（被災の場合）

ア 貸付限度額	200万円
イ 償還期限	7年以内
ウ 利率	保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%

3. 災害時に利用可能な既存制度資金（貸付利率は令和8年1月20日現在）

(1) 農林漁業共通

ア 新たな資金を必要とする場合

<p>(ア) 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫) 融資対象者：農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めている等） 資金使途：災害による被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分等に伴う経営の維持安定に必要な資金 社会的・経済的環境の変化に伴う経営の維持安定に必要な資金 貸付限度額：600万 （簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合は、年間経営費等の6/12分以内） 償還期間：15年以内（うち据置期間3年以内） 貸付利率：1.55～2.25%（15年以内） 留意事項：市町村長による罹災証明書等の添付が必要</p>
<p>(イ) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））（日本政策金融庫） 融資対象者：農林漁業者 資金使途：① 施設・機械等の復旧、② 果樹改植又は補植 貸付限度額：事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 償還期間：① 15年（うち据置3年）以内 ② 25年（うち据置10年）以内 貸付利率：1.55～2.50% 留意事項：市町村長による罹災証明書等の添付が必要。共同利用施設等の復旧には、農林漁業施設資金（共同利用施設）が利用可</p>

(2) 農業

ア 新たな資金を必要とする場合

<p>(ア) 農業近代化資金(農協、銀行) 融資対象者：認定農業者及び一般の農業者 資金使途：農業施設・機械等の復旧 貸付限度額：個人1,800万円（特認2億円）、法人2億円 償還期間：原則 認定農業者等15年（据置7年） 認定農業者等以外の農業者15年（据置3年） 認定新規就農者17年（据置5年） 農業協同組合等15年（据置3年） 貸付利率：認定農業者等 1.55～2.25% 一般の農業者 2.50%</p>
<p>(イ) 農業基盤整備資金(日本政策金融公庫) 融資対象者：土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合）、農業協同組合、 農業協同組合連合会、農業を営む者、農業を営む者等がその構成員 又はその出資等をしている法人・団体、農業振興法人 資金使途：農地等の復旧 貸付限度額：地元負担額 償還期間：25年（うち据置10年）以内 債務保証：農業信用基金協会による債務保証適用あり</p>

(ウ) 農業経営基盤強化資金（スーパーL）（日本政策金融公庫）
 融資対象者：認定農業者
 資金使途：農業施設・機械等の復旧
 貸付限度額：個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認30億円）
 償還期間：5年（うち据置10年）以内
 貸付利率：1.55～2.50%
 留意事項：農業経営改善資金計画に基づいて行う事業に限る

(3) 漁業

ア 新たな資金を必要とする場合

(ア) 漁業近代化資金（農林中央金庫）
 融資対象者：漁業を営む者
 資金使途：漁業施設・漁具等の復旧
 貸付限度額：個人3.6億円、団体・法人12億円
 償還期間：使途に応じて5年～20年（うち据置2年～3年）
 貸付利率：2.50%
 債務保証：全国漁業信用基金協会による債務保証適用あり

(4) 既存借入金の返済が困難な場合

◆ 償還条件の緩和等

ア 日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫の承認が必要となる。

イ 農業近代化資金

法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることができる。

償還猶予措置については、県知事の承認が必要となる。

ウ 就農支援資金

法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることができる。

償還猶予措置

<就農研修資金・就農準備資金>

（財）熊本県農業後継者育成基金の承認が必要となる。

<就農施設等資金>

農協の承認が必要となる。

（農協の承認は、県知事の決定を受けて行われる）

エ 農業経営負担軽減支援資金（農家負担軽減支援特別資金）

災害等による損失額が平年における農業総収入の1割以上となった場合に、法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることができる。

償還猶予措置は県知事の承認が必要となる。

オ 林業・木材産業改善資金

災害により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払いを猶予することが可能。

カ 沿岸漁業改善資金

災害により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払いを猶予することが可能。

キ 漁業近代化資金

法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることができる。

償還猶予措置については、県知事の承認が必要となる。

4. 被災中小企業者に対する融資

(1) 一般災害の場合の対策

① 政府系金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まずなによりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府系金融機関において、貸付限度の引上げ、貸付期間及び据置期間の延長等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

② 小規模企業者等設備導入資金の償還免除

災害等のため、小規模企業者等設備導入資金の貸付等を受けて設置した設備が滅失した場合、経済産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(2) 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

① 信用保険の特例(12条)

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引上げ、保険料率を引き下げる保険の特例が適用される。

		一 般	災 害 特 例
限 度	普 通 保 険	20,000万円	別枠 20,000万円
	無担保 "	8,000万円	別枠 8,000万円
	特別小口 "	1,250万円	別枠 1,250万円
てん補率	普 通 保 険	70%	80%
	無担保 "	80%	80%
	特別小口 "	80%	80%
保険料率	普 通 保 険	年 0.25~1.69%	年 0.41%
	無担保 "	年 0.25~1.69%	年 0.41%
	特別小口 "	年 0.40%	年 0.19%

① 激甚災害法14条(共同利用施設の災害復旧資金に対する補助)の規定は、34年伊勢湾災害のときの特別法により実施された前例をとり入れたものであるが、その後共同施設被害にさしたるものがなかった等の理由により適用されていない。

② 政府系金融機関の低利融資

日本政策金融公庫は閣議決定により被災中小企業に対して特利を適用する。

参考 日本政策金融公庫の災害復旧貸付

区 分	日 本 政 策 金 融 公 庫	
	中小企業事業	国民生活事業
貸 付 限 度	<input checked="" type="checkbox"/> 別枠1億5,000万円 <input type="checkbox"/> 別枠7,500万円	<input checked="" type="checkbox"/> 別枠3,000万円 <input type="checkbox"/> 別枠1,500万円
貸 付 期 間	運 転 10年以内 設 備 15年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は10年以内
据 置 期 間	運 転 2年以内 設 備 2年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は2年以内
担 保	被災状況に応じ弾力的に対応	被災状況に応じ弾力的に対応
貸 付 利 率	基準利率（特別利率が適用される場合あり）	基準利率（特別利率が適用される場合あり）

（注）日本政策金融公庫の貸付対象は、日本政策金融公庫法第2条に定める中小企業者であって、指定災害により被害を受けたもの。

被害証明書

事業所名 _____
事務所所在地 _____
事業主名 _____
事業種類 _____

被害年月日
被害の名称
被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 重要な事業用資産

資産名	被害状況
1	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
2	〃
3	〃
4	〃

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

特別被害証明書

事業所名 _____
 事務所所在地 _____
 事業主名 _____
 事業種類 _____

被害年月日 _____
 被害の名称 _____
 被害状況 _____

第1表

資産名	被害時の価額	損失額	取得価額	残存価額率
土地	円 (m ³)	円		
建物	円 (m ³)	円		
機械設備	円	円	円	注) 75% 30%
棚卸資産	円	円		
計	円	円		

注) どちらを採用したのか○印をつける。

第2表

	損失額		比
総収入比	円	総収入額 円	%
資産の価額比		資産の価額 円	%

注) 総収入額は税務統計等で確認するものとし、「資産の価額」は、第1表の「被害時の価額」の計の欄の価額とする。

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

第7. 農林水産応急技術対策実施要領

1 農業

(1) 水害技術対策

ア 普通作

(ア)水稲

a 事前対策

(a)苗の健全化

一般に軟弱苗は水害に弱い。水管理や病虫害防除に注意して健苗の育成に努める。

(b)苗の保存

田植終了後も残り苗は当分の間保存しておく。

(c)種子の保存

7月上、中旬の水害に備えて早、中生種の種子は7月末位まで保存しておく。(極早生種は8月上旬まで)

b 事後対策

(a)苗代対策

①排水

- ・葉先が少しでも水面にでれば被害は軽くなるから、揚水機などで早く退水を図る。
- ・葉に泥が付着した場合には、竹や手で水の引きぎわ、または退水後の葉の泥をふり落とす。
- ・排水を行う時に晴天高温が続く場合は、急に排水してしまうと苗がしおれて枯死する恐れがあるので、新鮮な水を少しずつ流し込みながら行う。
- ・苗代が泥土で埋没した場合には水の引きぎわ、または退水後に苗に付着した泥土を取り除く。徒長しているものもあるが案外減収が少ないからこれを利用できる。

②病虫害防除

- ・冠水したら葉上の泥を洗ってすみやかに排水に努める。水温約20℃以下で冠水が長時間に及ぶと黄化萎縮病の感染が多くなるので、り病の恐れのある危険な苗は本田に植えないようにする。
- ・黄化萎縮病が発生した苗は、速やかに廃棄する。り病苗を畦畔に放置するとまん延のもととなる。
- ・冠水苗は、いもち病に対する抵抗力が減退するので、水田植付前に必ず薬剤散布を行うようにする。

(b)本田対策

冠水して相当被害が多いようでも、生葉が残存しているか、また、新根が発生しているものは回復しうる。回復する見通しで植え替えを要しないものは、そのまま普通の肥培管理を行なうが、特に次の事項に注意を払う。

①排水

- ・冠水した本田は、冠水した苗代と同じ要領で極力排水に努め、清水との入れ替えを行う。

②施肥

- ・退水後稲の回復を促すために、窒素肥料を施す場合には少量(10a当為り窒素1~2kg以内)に限る。
- ・軽度の土砂混入があった場合、流入土砂の肥沃度を考慮し量に応じて追肥の量を決定する。

③除草

- ・田植直後冠水したもので、土壌処理用除草剤による除草が行えなかった場合は退水後、稲の回

復をまって使用するがノビエ等の葉齢が進んでいる場合は中・後期剤を用いる。

④病虫害防除

冠水後には、病虫害が異常発生しやすいので、発生に十分注意をはらい適期防除を徹底する。

・黄化萎縮病

田植後の早い時期に冠水した場合、水温が20℃以下で長時間に及ぶと本病の感染が著しいので常発する地域では薬剤による防除を行う。

・いもち病

冠水後は稲体が衰退し葉いもちが激発する可能性があるので退水後稲体の回復をまってすみやかにいもち病防除薬剤を散布する。

・アワヨトウ

洪水直後に局地的に大発生する傾向が強いので早期発見に努め機を失することなく防除する。特に老令虫に対しては薬剤の防除効果が劣るので、若令期の幼虫を対象に迅速な薬剤防除を実施する。

(イ) 麦

a 収穫・乾燥

・穂発芽の兆候が現れた麦(倒伏して水の中につかった麦)は降雨中でも早急に刈り取り、通風乾燥により含水率18%程度まで乾燥し、その後火力乾燥により仕上げ乾燥を行う。この場合、健全な麦とは別に収穫・乾燥を行い、全体の品質低下を防止する。

(ウ) 大豆

・浸水したほ場は速やかな排水に努め、湿害の防止を図る。

・畦が浸食され根群が露出しているほ場では、排水後土寄せを行い、根の伸長を促し生育の回復を図る。

イ いぐさ

収穫期に浸・冠水したいぐさ田は、できる限り排水に努めるとともに、茎に付着している泥を清水で洗い落とす。また品質の低下を防止するため、染土の使用量を20%増量して泥染めを行う。

ウ 茶

茶園内に泥水等が流れ込まないように排水溝をあらかじめ完備する。

エ 葉たばこ

大高畦と排水溝の完備およびポリエチレン畦面被覆等による生育促進を図るとともに、畦溝さらえを行う。

(ア) 事前対策

a 高畦とほ地周囲溝、ポリエチレン畦面被覆等による生育促進を図る。

(イ) 事後対策

a 動力噴霧器等で葉に付着した泥水や不純物を洗い流す。

b 二次障害(白化現象、枯上がりや病害誘発等)を少なくするため、可能な限り周囲溝や畦溝の手直しを実施する。

オ 果樹

(ア) 長雨・湿害対策

水田転換や平坦・凹地園では、過湿害が考えられるので以下の対策を講じる。

・集排水溝の整備

・明渠、暗渠による排水対策

- ・ 土壌物理性の改善
- ・ 土壌表面の乾燥促進
- ・ マルチ高畦栽培

(イ) 集中豪雨対策

梅雨期や台風襲来に伴う集中豪雨による傾斜地果樹園の土壌流亡は、肥料分や腐植の流亡につながり、収量や品質の低下をきたすだけでなく、園地の土壌浸触や崩壊の危険があるので以下の対策を講じる。

- ・ 集排水溝の整備
- ・ 草生や敷わら(草)による土壌表面の被覆
- ・ 明渠、暗渠による排水対策

カ 野菜

(ア) 長雨対策

a 一般管理作業

- (a) わずかな天候の回復時でも逃がさずに、病害防除・整枝作業・定植準備など少しずつでも適期作業に努める。
- (b) 暴雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水をさけ、草姿をみながら水管理を実施するとともに、地上部と地下部のバランスを考えた管理を行う。

b 露地野菜

- (a) 土壌伝染性病害が多発している圃場では、次回作への影響も考えられるので、発病株の早期処分に注意する。
- (b) 断続的な降雨による地下水位の変動で根群域の減少がみられるので、常に排水溝を整備し、早急に畦の乾燥を図り、根群域の拡大・回復を図る。マルチ栽培の場合は晴天時にマルチをまくり上げると乾燥が早い。
- (c) 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水をさけ、草姿をみながらの水管理を実施する。
- (d) 降雨による肥料の流亡があるので、草勢が低下している場合には追肥を実施するが、少量多回数施用を心がける。
- (e) 天候不順で防除が手遅れになっている場合は、雨の合間をぬって農薬散布を行う。
- (f) 播種直後、移植・定植直後のもので、その後に発芽不良、生育停滞を生じている場合は、播き直しや植直しも考える。その際は、降雨による肥料の流亡があるので追肥等施肥体系を考慮するとともに、播種適期を十分検討する。

c 施設野菜

- (a) 圃場の排水対策を徹底し、灌水は必要最少限にとどめる。
- (b) 晴天時は、サイドをなるべく大きく早くあけ、採光・除湿に努める。
- (c) 草勢が低下しているので追肥を行うが、葉面散布は天候の回復を待つとともに、液肥は畦が乾燥した状態で施用する。追肥等は、少量多回数施用を心がけ、液肥は低濃度で行う。
- (d) 整枝を行う場合は、極端な強整枝は避け、作業は傷口からの病害侵入を阻止するため天候の回復を待つを行う。
- (e) 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水はさけ、草姿をみながら、地上部と地下部のバランスを考えた水管理を行う。

d 病害対策

- (a) ハウスでは、排水に努め、換気を図り、施設内が過湿にならないようにする。また、通風、採光を良くし、発病した茎葉、果実は速やかに除去する。
- (b) 病害が多発してからの防除は困難になるので、予防防除を重点的に行うが、薬剤散布の濃度は、作物が軟弱徒長気味に経過しているなので、薬剤使用濃度範囲の低濃度で散布する。特に、晴天時の散布はハウス内が高温にならないように、換気を十分に行うなど薬害防止対策に努める。
- (c) 防除薬剤及び方法等については、県または地域の防除基準に従う。

(イ) 冠水・浸水対策

a ほ場の排水

排水溝や畝溝をさらえて、ほ場内の水をできるだけ早急にほ場外に出す。ほ場外が高水位になった場合は、周囲に土手を築き、適当な場所に集水して、ポンプアップにより排水する。

冠水・浸水したほ場は、土壌水分が著しく多くなっているなので、この状態で地温が上昇すると根傷みが激しくなる。明渠等の施工や、マルチを一時的にはぐなどして排水やほ場の乾燥に努める。

b 病虫害防除

雨が上がったらできるだけ早く、泥水等で汚れた作物の洗浄を兼ねて薬剤散布を行い、病気の発生及び蔓延を防ぐ。

日照不足等で草勢が低下しているので、薬剤散布を実施するときは、草勢の回復や維持のため葉面散布剤を低い濃度で併用する。

c 中耕、追肥、培土

排水後1～2日を経て土壌状態が良くなったら、早急に少量の追肥を行い、土壌水分が適当になったら中耕、培土を行い、草勢の回復に努める。

[参考] 冠水害抵抗力

冠水害は地下部ばかりでなく、地上部も水中に浸る結果として起こる障害であり、野菜の種類によってその抵抗力は異なる。

- ・5日間の冠水に耐えたもの サトイモ、ヤマイモ、シソなど
- ・2～3日の冠水に耐えたもの ラッカセイ、ニラなど
- ・2目の冠水に耐えたもの ネギ、ラッキョウ、ショウガなど
- ・1日の冠水に耐えたもの ダイズ、ゴボウ、ナス、セルリーなど
- ・7～8時間以上の冠水で被害の著しいもの インゲン、ホウレンソウ、スイカ、メロン、カボチャ、タマネギ、キュウリ、キャベツ、トマト、イチゴなど

キ 花き

(ア)排水

ほ場の水の停滞を防ぎ、排水をすみやかに行うため、排水溝、畝溝の土砂あげを行う。排水溝による排水ができない場合は、揚水ポンプによる排水を行う。

(イ)茎葉の洗浄

泥水が浸、冠水した場合、茎葉に付着した泥土は、乾燥したあとでは洗浄しにくいいため、排水と同時に洗浄する。

(ウ)土壌水分調整

土壌が過湿状態であるので、マルチをたぐり上げるなど乾燥を促す。

(エ)病害防除

病害の誘発、まん延を防止するため、薬剤散布を行う。

(オ)中耕、追肥、土寄せ

土壌浸食と固化、根の露出、肥料の流亡がみられるので、ほ場の乾燥を待って、根の発達と草勢の回復を促すため中耕、追肥、土寄せを行う。

(カ)切花の選別

選別を厳密に行い花腐れ、葉の黄化(むれ)のないものを出荷する。できるだけ・水あげの良否を判定したのち出荷する。

(キ)遮光

復旧後しおれの著しい場合は、遮光して根の活力回復を待つ。

(ク)ほ場の復旧

土砂の排除、客土、決壊の部分の補修を早急に実施する。

ク 畜産

(ア)畜舎

- ・水害または長雨によって畜舎内は高温多湿、飼料等の腐敗、排泄物等の悪臭等により環境が悪化し、家畜疾病、公害等の要因となるので、飼槽の清掃、敷料交換、通気を十分に行う。
- ・周辺の排水に努め、雨水の侵入防止を図り畜舎の清掃に努める。運動場は排水を促し、乾土化を図り、晴天、日照を利用して家畜を舎外に出す環境を作る。

(イ)堆肥舎

- ・堆厩肥処理場への冠水・雨水侵入は、悪臭、害虫発生等大きな要因となるので、ビニールによる被覆を行う。
- ・排水溝を整備し晴天を利用して堆厩肥の切返し、ほ場への散布も併せて行う。

(ウ)飼料

- ・発酵またはカビの発生した飼料の給与には特に注意すること。
- ・貯蔵飼料施設等への浸水の場合は、排水促進と乾燥・通風を促し、飼料の発酵、カビの発生を防止する。
- ・長雨、水害によって被害を受けた飼料作物についてはほ場の排水に努め、追肥を行って生育の促進を図る。倒伏または長期の水没により再生の見込みのないものは、早期に刈り取り給与・サイレージとし、水分の多いものについては、稲わら等で水分調整を行いサイレージ化する。

(2) 干害技術対策

ア 普通作

(ア)水稻

- ・干ばつにより田植が遅れる場合は、硫安を3.3㎡当たり20g位追肥し・苗の老化を防ぐ。また、乳苗等短期苗育成により予備苗を準備し、用水が確保できたら早めに移植する。
- ・田植の遅れが予想される地帯では、箱育苗の場合1箱当たり乾燥種子で100g以内の中苗を準備する。
- ・苗の活着後は一時に多量の水を用いず、時々地面に走らせて、白乾亀裂を防ぐ。
- ・出穂前12日頃と出穂、開花期には万難を排してかん水に努力する。

(イ)陸稲その他

- ・地面からの蒸発を少なくするため、畦間の表土を浅くかき、株間には土入れし、敷わら、敷草を行う。敷わらは10a当たり400kg、敷草は10a当たり1トン程度でよい。

イ いぐさ

用水の確保が不可能な地域では、走り水程度にとどめ、収穫前の落水はできるだけ遅らせる。

ウ 茶

畦間に敷草を施す(10a当たり1,000kg以上)。幼木園では、成木園より間伐の影響を受けやすいので、なるべくかん水することに心がけ株元を重点に敷草を行う。

エ 葉たばこ

ポリエチレン畦面被覆を行う。特にひどいときは、用水を確保し、夜間の流水かん水を行う。

オ 果樹

(ア)共通事項

a かん水

- ・かん水量は、地形や土壌条件により多少異なるが5~7日置きに10~20ミリ(10~20t/10a)のかん水を行う(一日当たり2~3ミリ)。
- ・水源が少なく、かん水が十分出来ない園では、園地の全面にかん水するより、局部(根域の30%)にかん水を行うことが重要で、一樹に2~3個の穴を掘り、そこに50~100リットルまとめてかん水し、土や稲わらをかぶせる。
- ・点滴かん水を10a当たり5t程度、5日毎に行う。

b 水源の確保

- ・かん水に用いる水の確保は、干ばつが激しくなるにしたがい農家や作物間で取水が競合し水問題が発生する。そのため、地域全体の用水計画を市町村、農協、集落等で調整を十分行う必要がある。

c 水質

- ・水源の水質については、事前に塩類濃度やECを測定し、かん水用水としての適正を調べておく必要がある。とくに海水が侵入しやすい河川の水を用いる場合は、塩分濃度が濃くなると塩害が発生する。
- ・果樹のかん水用水の水質としては、塩素0.02%以下(EC1.00ms/cm以下)で、海岸に近い水源では、海水の干満により塩分濃度が異なるので注意する。

d 敷わら等地表面管理の徹底

- ・草生栽培園では、樹と雑草とが水分を競合し、土壌乾燥がさらに激しくなり、影響が大きくなるので、除草刈り等により雑草の除去を行う。
- ・裸地栽培では、地表面からの水分蒸発が多くなり保水性も低い。そのため、敷草、敷わら等を行う。

第1表 土壌管理法のちがいと降雨からPF 2. 7になるまでの日数

調査部位 区 深さ	根元から50cm				根元から100cm				根元から180cm			
	20	40	60	80	20	40	60	80	20	40	60	80
裸地区	15	18	22	25	11	14	24	25	9	24	31	31
敷わら区	(3?)	32	32	26	33	33	33	33	33	30	29	30
草生区	14	(??)	21	28	9	16	22	26	11	16	22	24
草生刈取区	11	14	17	15	(10)	11	22	25	7	12	26	30

注：?及び()を付けたものは、資料が古く不明瞭な数値

※ 敷わら区の土壌乾燥防止効果はもっとも高く、水の消費量はほかの区に比べ約1/2である。

※ 草生区と裸地区では、深層の乾燥が草生区で早い。草生刈取区は、草生との差はなかった。

※ このことから、干ばつ時の敷わらによる保水効果は高く、また、雑草が根から水分を吸収しないよう、除草剤等で根まで枯らす方が保水性は良い。

e マルチ資材の利用

- ・かん水した水の地表からの蒸発を防ぐため、十分なかん水(20~30t/10a)を行ったあとシルバーシートで被覆し、シートの周りに土をのせておくと、かん水効果を長く保てる。

f 病虫害対策

- ・乾燥年には、ハダニやスリップス類など害虫の発生が多くなるので、発生予察を十分行い、初期防除に努める。

(イ)カンキツ

a 摘果.

- ・干ばつになると、果実肥大が悪くなり小玉果が多くなるので、摘果を強めに行い大果の生産に努めることが大切である。

b 日焼け対策

- ・強い日射により日焼け果が多くなるので、果実の陽光面にガムテープなどの日焼け防止資材を張り付け、日除けを行う。
- ・日焼け果は、結果枝が太く上向きの果実ほど発生しやすい。摘果の際には、このような上向き果は優先的に摘果し、葉に覆われるような果実を残す。
- ・高接ぎ直後の樹では、幹に直射日光が当たり日焼けが発生しやすい。そのため、ホワイトンペーシートなど日焼け防止剤の塗布を行ったり、台芽を2~3葉で摘心し葉で幹部を保護する。

(ウ)落葉果樹

a 袋掛け

- ・カキ、キウイでは、裂果や日焼け果の発生が多くなるので、日当たりの良好な部分の果実には袋掛けを行うと防止効果が高い。

b 適期収穫

- ・干ばつ条件下の果実成熟は、高温や多日照により促進され、着色と果肉成熟が合わず過熟果になりやすい。そのため、収穫は品質本位に、適期に行うことに心掛ける。
- ・果実の収穫は、果実温度の低い午前中行う。収穫果実は、涼しい室内で選別・収穫調整を行い高温による品質低下に注意する。

c 施肥

- ・収穫を終えた園でのお礼肥の施用は、施肥後に十分かん水出来る園のみ実施し、かん水出来ない園では、降雨を待って行う。

カ 野菜

(ア) マルチングの利用

土面からの水分蒸発を抑えるために、作物・栽培型に応じたマルチング(マルチングフィルム、敷わら、敷草等)を利用し、土壌水分の保持と毛管水の上昇を図る。高温時のフィルムによるマルチングは、地温の過上昇による根傷みがあるので、フィルムの種類を選択するとともに、敷わら等の併用も考慮する必要がある。

(イ) 水の効率的利用

少ない水をより効率的に利用するために、灌水は地温の下がった時間帯(夕方～夜)に行う。

その他、効率的な灌水方法(点滴灌水等)、土壌条件や作物の種類・生育ステージ に合った灌水方法等を選択する。

(ウ) 播種・定植関係

土壌水分不足は、発芽不能、発芽不揃い、活着不良、生育不揃い等につながるため、これから播種定植作業にかかる場合は、降雨を待って耕起、作畦、播種、定植作業を行う。(耕起、作畦の直後は土壌水分が多いので午後に作業を行う)。播種・定植したあとは、切りわら、寒冷紗等で被覆するなど十分な対策を施し、土壌水分の保持に努める。特に、播種した後は鎮圧し、毛管現象による水分の上昇を図る。

老化苗は品質・収量にマイナスとなるため、追肥を行うか、セル苗等では大きな鉢に移植する。限界を過ぎた苗は播直しをする等、代替作物の手配を早急に行う。

(エ) 追肥等

追肥は用水が確保できてから行い、乾燥時の追肥は避ける。

(オ) 病虫害、生理障害等

特定の病虫害(ダニ、ハスモンヨトウ、オオタバコガ等)、生理障害(石灰欠乏等)が発生しやすくなるため、予防、葉面散布など適当な処置を行う。

(カ) 蒸散抑制

作物や土面からの水分蒸発を避けるために、寒冷紗等による被覆を行い、必要な場合は葉水や蒸散抑制剤等の散布も行う。

(キ) 湿度保持

ウリ類では、湿度不足が生育・品質に悪影響を及ぼすため適正湿度確保に努める。

(ク) 干ばつに耐える土づくり

地下水位の高低等の条件を除けば、有機物が多い圃場ほど、水分の保持能力は高くなる。深耕と有機物の投入により、根圏域を広くして干ばつに耐えうるような土づくりに努める。

キ 花き

(ア) 事前対策

- ・深耕、完熟堆肥の投入等土作りにより、土壌の保水性を改善しておく。

(イ) 事後対策

a かん水

- ・用水の確保に努めるとともに、用水配分を考え、計画的なかん水を行う。
- ・かん水は昼間行くと水温の上昇による根の障害などがあるため、気温と地温の下がった早朝や

夜間に行う。

- ・1回のかん水量は、施設で5～10mm、露地では10～20mmである。
- ・花芽分化期の干害は、品質を著しく低下させるので、努めてかん水を行う。

b 土壌管理

- ・除草、敷わら、敷草、プラスチックマルチ等を行い、土壌面蒸発を抑制、防止する。
資材の確保が困難な場合は、浅い中耕を行う。

c 害虫防除

- ・アブラムシ、ハダニ類等の害虫が発生しやすいので、その発生に十分注意し、適期防除を励行する。

d 整枝、摘蕾

- ・適期に行い、弱小枝などの無駄枝は早期に切除し、樹勢維持に努める。

e 施肥

- ・追肥は用水を確保した後に行い、乾燥時は避ける。

f 播種、移植、定植、せん定

- ・これらの作業は、用水を確保した後に行い、真昼を避けて行う。また、遮光資材等を利用し、活着、発芽促進に努める。

g 施設管理

- ・施設内では、遮光と換気により、適切な温度管理を行う。

ク 畜産

(ア) 畜舎

暑熱による被害の防止にあたっては、飼養形態・飼養規模等を考慮しつつ、特に以下の事項に配慮する。

a 飼養管理

飼養密度を緩和し、敷料交換を早めに行う。

b 暑熱対策

暑熱期の通風に留意した畜舎設計とするとともに、換気扇による換気、送風の強化、日除け、屋根裏への断熱材の利用を行う。

c 飼料給与

し好性、養分含量の高い飼料の給与と新鮮な冷水の給水を行う。

(イ) 飼料作物

a 品種

土壌条件等によって、干ばつの影響が大きく現れる地域においては、耐干性の優れた草種・品種を選定するとともに、土壌の保水力を向上させるため有機物の適正利用を心がける。

b 草地

草地については、過放牧、過度の刈り下げを避け、貯蔵養分の消耗を軽減して草勢の維持を確保する。

c 収穫

長大作物等で収穫期が近い場合は、生産コストに配慮しつつかん水に努め、かん水が困難な所での収穫適期に近いもの及び回復が困難と判断されるものにあつては早期に収穫を行い、品質低下の防止に努める。

(3) 風害技術対策

ア 普通作

(ア)水稲

a 事前対策

- ・常習風害地帯では、あらかじめ早期栽培によって被害を回避するか、または出穂期の異なった品種を組合せて栽培し、台風の被害を分散する。
- ・応急対策として、深水管理により稲の支持力を高める。
成熟期に達しているほ場では早めに収穫する。

b 事後対策

- ・生育初期の風害では、できるだけ早く回復するように追肥を行なう。
- ・強風後の稲は、水分の吸収が盛んになるので、田に水が切れないようにする。
- ・倒伏した場合、成熟期に近づいていれば早めに収穫する。適期までに間があるときは、倒伏の状態、程度、稲の成熟程度、水田の状態、その後の天候などを考慮して、穂発芽しないように引き起こしたり間断かん水を行う。また、排水不良田或いは雨の多いときは、田面についた穂は、穂発芽をするので、穂が地につかないように、下の穂の茎葉の上にあげてやるとよい。
- ・倒伏により穂発芽したほ場では、収穫・乾燥・調製を別処理し全体の品質低下を防止する。
- ・降雨を伴った風害により、葉に裂傷を生じると、白葉枯病が大発生する可能性があるため、天候が安定しだい薬剤散布を行う。

(イ)大豆

- ・倒伏したほ場では、引き起こして培土を行う。
- ・病虫害の発生やまん延を防止するため、適期防除に努める。特に葉焼病の発生が予想されるので、防除を徹底する。

イ 養蚕

(ア)桑園

- ・風を受けると、桑は一般に条先端の成長点の損傷が大きく、用桑は極端な硬桑か、或いは再発芽の軟葉しか得られない場合が多い。また、桑葉の損傷もひどいため萎凋が早く、一般の硬軟葉以上に葉質は低下する。したがって、採桑、貯桑に当たっては極力葉質の保安に努める。
- ・採桑は早期に行い、貯桑は冷温な場所を選び、軽く水を噴霧して濡れた布で被覆する。
この場合1目以上の貯桑はさけるようにする。

(イ)飼育

- ・壮蚕飼育においては、萎凋防止、或いは水分補給、補桑等が必要である。

ウ いぐさ

いぐさに、雨滴のないことを確かめてから、倒伏防止網のたわみやゆるみを補正する。

また必要に応じて補助杭を打つ。茎の損傷に応じ殺菌剤を散布する。また、全面的にいぐさが網から脱落した場合は、収穫時期を早める。

エ 茶

樹高の高い幼木園などで株元に大きくロート状の穴ができた場合は、直ちに埋めもどす。

風害後殺菌剤散布(病害予防)、防風林及び防風垣・防風ネットの事前設置。

オ 葉たばこ

防風垣(ネット)の設置及び在来種においては倒伏対策を行う。

カ 果樹

(ア)カンキツ

a 恒久的な対策

(a) 防風林(帯)

①防風林設置の注意点

- ・強風、潮風の害を受けるおそれがある地域では、地域全体で、防風林(帯)を計画的に設置することが必要である。この場合、土地の利用率の低下、カンキツとの養水分の競合、日照不足等に配慮し、最適密閉度は70%前後とし最低50%を確保するようにする。

②防風林に適する樹種

・サンゴジュ

土壌水分の多い肥沃な土地では、生育は旺盛。枝葉が密生して再生力も旺盛で刈り込みにも強い。強風や潮風にも強いうえに防風効果も大きい。温州萎縮ウイルスにり病しやすい。

・メラノキシロンアカシア

生育が早く、促成の防風林用樹種として好ましい。

ただ寒害や強風にやや弱い。

・マサキ

潮風に強いが、樹高が大きくなり、根が細く柔らかいので倒れやすい。

・ウバメガシ

潮風に強く、乾燥にも強いが、根元からの分岐が多く、生育初期には徒長気味になるので支柱が必要。

・ツバキ

潮風に強い耐性があるが、生育が遅い欠点がある。

(b) 防風垣

①防風垣の条件

- ・深根性で根が強く、倒伏しにくいこと。
- ・枝梢が強くて、折れたり裂けたりしにくいもの。
- ・成長が早く枝梢の再生力が強いもの。
- ・常緑樹で防風効果の大きいもの。
- ・横根が張らず、カンキツとの養水分の競合の少ないもの。
- ・下枝が枯れ上がらないもの。
- ・潮風害、寒害、干害等に強いもの。
- ・カンキツ類と共通の病害虫のないもの。

②防風垣に適する樹種

・イヌマキ

カンキツ園における代表的な防風樹種であり、風に強く倒伏しにくい。枝梢が強くて再生力もあり、潮風害、寒害、干害にも強いうえに、根の広がり小さく、カンキツとの養水分の競合も起こりにくい等の長所を備えている。しかし、初期生育が遅く、チャノキイロアザミウマの発生源となるなどの欠点もある。

・スギ

生育が早く、再生力もあって防風垣としては管理しやすいが、乾燥や潮風に弱い欠点がある。

- ・ヒノキ

スギよりも乾燥に強い。しかし、潮風に強いとはいえず、カメムシ類の発生源となることなどの欠点もある。

- ・その他

イスノキやサンゴジュ、ネズミモチ、ハマヒサカキ等の樹種が利用されている。

- (c) 品種の選定

強風害は、一般に幼木や若木が受けやすい。しっかりした支柱が設置されていない場合あるいは設置されていても結束が不完全な場合、樹冠全体は揺れ、緩んだ地際に空洞ができて倒伏する。高糖系ウンシュウも、枝の分岐角度が狭く、生育が旺盛で枝梢が繁茂しやすいため、強風に対する耐性が弱く、枝が裂けたり折損しやすい。また、不知火等も分岐角度が狭く同様に折れるだけでなく、果実が落果しやすい。レモンやユズ等のようにトゲの多い種類は、風に揺られることによって傷果が生じやすい。

カンキツの潮風に対する抵抗力は、樹勢や樹齢によっても差があるが、過去の調査を含めて総合的に判断すると、ネーブルオレンジをはじめとするオレンジ類、ナツダイダイ及びレモンが最も弱く、ハッサク、ブント類はそれに次ぎ、イヨカンやキンカン等はやや強く、ウンシュウミカンは強いと考えられる。

- b 事前対策

- (a) 枝折れ及び倒伏の防止

幼木や若木は倒伏しやすく、は接木部から裂けやすいので、しっかりした支柱を立てて誘引し、結束を厳重に行う。

- (b) 病害の予防

かいよう病に弱いオレンジ類や中晩生カンキツ類(ナツダイダイ等)は、予防のために炭酸カルシウム加用銅水和剤(商品名:コサイドボルドー、Zボルドー)等の薬剤散布を事前に行う。

- (c) 簡易貯蔵庫及びハウス等施設の補強

簡易貯蔵庫やハウス等では、強風に対しての補強が必要である。ビニールハウスではビニールがゆるんだり、穴があいてると、強風にあおられ大きな被害を受けやすいので、特に補強が必要である。風が吹き込むような事態に対しては、風下側のビニールを破るなどの応急処置も時には必要となる。

- (d) 収穫

風の強さにもよるが、極早生ウンシュウやハウスミカン等で熟期に達しているものは収穫を急ぐことが大切である。

- c 事後対策

- (a) 折れ枝、裂け枝及び倒伏樹等の処理

幼木や若木などで根本がゆさぶられた樹は、根本に土を盛り、安定させるために踏みつける。倒伏した樹はできるだけ早く起こし、支柱を添えて固定する。その際、根が地上に出た樹では、穴を掘って、折れた部分をていねいに切り返した後、根部を元通りに納め、土を入れ、支柱に結束して樹を固定する。

枝折れした場合は、枝を切り落として傷口に癒合促進剤を塗布して枝の枯れ込みから保護する。枝が避けても雨台風の場合、軽傷であれば被害を受けて2日程度たってからの処置でも癒合するし、かなり太枝であっても回復する可能性は高い。重傷の場合は、折れた枝をていねいに切除し、残った傷口を滑らかに削って、の癒合促進剤を塗布する。

(b) 被害樹の処置方法

①被害程度別処理方法

○葉・果実が褐変枯死し、落下もせずについている樹

- ・この状態の樹の被害が最も甚大で、太枝が黒変するような場合は枯死する可能性が高いので改植を考える必要がある。

○全葉・全果が落下した樹

- ・夏秋梢が発生したならば、液肥を葉面散布して、新葉の緑化を促す。ミカンハモグリガやハマキムシの発生に注意する。
- ・潮風害によって枝先から枯れ込みが発生しても、更に被害を大きくしないためには、剪定を行わない。このような被害の場合、細根が弱ったり、枯死していることが多いので、施肥は当面行わない方がよい。
- ・葉がなくなると樹冠下の土壌が乾燥しやすいのでかん水と敷わらを実行する。
- ・落下した果実は地中に埋めるか、園外に持ち出し処分する。
- ・秋枝の防寒に特に注意する。被害が甚だしい場合には改植を考える。
- ・衰弱した樹ではミカンナガタマムシの発生に注意する。
- ・幹や主枝、亜主枝等の太い枝は、日焼け防止のためにわらや新聞紙等を巻く。
- ・地域によって異なるが、9月下旬以降に被害を受け、秋芽が発生した場合には樹体が消耗するうえに秋枝として充実しないので冬期に枯死する可能性が高い。
秋芽が多発した場合には、ごく小さいうちに摘除した方がよいと考えられる。

○全葉が落葉し、果実が残った樹

・9月上旬までに被害を受けた場合

全摘果し、上記の全葉・全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。

・9月上旬以降に被害を受けた場合

全果を残し、秋芽の発生がなくなる頃以降に摘果する。(岩崎(1961)の調査では9月26日の被害樹で全果を残した方が枝の枯れ込みが少ないと述べている)。この処理法のプラス面は、秋芽の発生を抑制し、樹体の消耗を少なくするために比較的冬期の寒害にも強くなり、また春芽の発生も全摘果樹より多く・更に、根の腐敗の進行は少なくなることにある。マイナス面は、摘果時期が遅れると樹の着果負担が大きくなることである。

・10月20日以降に被害を受けた場合

全摘果し、全葉と全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。(小笠原(1971)の試験では10月15日の被害樹で10月26日に全摘果を行った場合には樹勢の回復が早かったという結果が出ている)。この処理法のプラス面は、摘果することによって樹の負担を軽減できることである。なお、潮風に弱いナツダイダイは、枯れ枝が発生しやすく、癒合も悪いので、しばらくは摘果せずに残した方がよい。マイナス面としては、秋芽が多く発生した場合に樹体が消耗し、冬期の寒害を受けやすくなることが考えられる。

○葉が1/3程度残り、枝先に果実が付いている樹

・9月上旬までに被害を受けた場合

全摘果し、全葉と全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。

・9月上旬以降に被害を受けた場合

果実は摘果せず、残った葉を大切に、冬期に落葉しないように防寒に努める。

- ・秋枝の多発による樹体の養分消費を避けるため、秋枝の発生がなくなる時期になったら摘果す

る。

②かん水と敷わら

- ・落葉が甚だしい場合には、樹冠下まで光が入るため、土壌が乾燥して干害や根腐れを起こしやすい。なお、台風後は天気が良くなり、土壌が乾燥することが多いので、かん水を適宜行い、乾燥防止のため敷わら、敷草等を行って根の保護に努める。

③枝幹の日焼け防止

- ・カンキツ枝幹は、落葉が甚だしいと日射のため樹体温が異常に高まり、日焼け症が発生しやすい。特に、葉のない樹は樹液の流動が少なくなるため冬期においても日焼けを起こすことがあるので、主枝や亜主枝の上部には白塗剤(商品名:ホワイトンペースト等)を塗布するか、新聞紙、わらなどを巻いて日焼けを防止する。

④病虫害対策

- ・かいよう病に弱いオレンジ類や中晩生カンキツ類(ナツダイダイ)は、被害がかかるくても、直ちに防除のために銅水和剤等の散布を行う。ただし、潮風害を受けた場合は、2日目頃から落葉が始まり、7日目頃がピークとなり、場合によっては被害後20日目まで落葉が続く。したがって、秋期の石灰硫黄合剤などのアルカリ性の強い薬剤やマシン油乳剤等の使用は薬害発生の恐れがあるため、散布しないほうが安全である。

また、落葉程度の軽い園においてもマシン油乳剤は春先に散布するのが好ましい。

- ・収穫が見込まれる園では、傷果が多いので腐敗防止のために防腐剤の散布を行う。
- ・害虫については、カメムシ発生に注意する。
- ・中晩生カンキツ類で、発芽前のかいよう病防除にボルドー液を使用する場合は、マシン油乳剤との近接散布はしない方が安全である。

⑤施肥

- ・全部落葉し、樹勢も弱く根腐れが心配される樹では、秋肥は施用せず、翌春の樹の状態を観察してから追肥を行うのが良い。また、発芽から展葉までの栄養は旧葉に依存しているので、旧葉のない被害樹では、発芽後に液肥を葉面散布する必要がある。
- ・全部落葉しているが、樹勢が強い樹では、秋肥は施用せず、春の発芽を見てから基準の半量程度を分施する方法が好ましい。
- ・被害が中程度(50%程度落葉)で、樹勢も弱く根腐れが心配される樹では、秋肥は施用せず、春肥は翌春の状態を観察してから追肥として施用するが、発芽後、状況によっては液肥の葉面散布をすることも効果的である。
- ・被害が中程度(50%程度落葉)で、樹勢も強く根腐れの心配がない樹では、秋肥の施用は半量としてそれを分施する。春肥は基準どおり施用する。
- ・被害が軽程度(30%程度落葉)で、樹勢が極端に弱っていない樹では、基準どおり施用する。

⑥マルチ樹の対策

- ・全葉と全果が落下した樹では、かん水を行って秋枝の発生を促し、根の活性を高める。また、防寒と敷わらを行い根を保護する。
- ・葉が1/3程度残り、果実が付いている樹では、マルチを再度敷いて土壌を乾燥状態に保ち、秋枝の発生を抑える。11月に入ってからマルチを除去し、根の活性化を図る。雨が進入した場合には裂果が多発するが、裂果した果実を摘除すると更に裂果が広がるため、腐敗しない限り摘除しない。
- ・被害が軽く収穫が見込まれる園地において、マルチ等が風で吹き飛ばされ、降雨によってマル

チ効果がなくなった場合、土壌の乾きを待ってから、マルチ等を早急に元の状態に復元する。

⑦防寒

・寒風害

カンキツ類は、低温で、強い季節風に長時間さらされると落葉を起こしやすい。

台風の被害を受けた樹では、秋枝が発生し、旧葉の着生数が少ないので、防寒に努め樹体を保護する必要がある。防風垣が被害を受けている場合は、防風網等の設置が必要となる。防寒には、寒冷紗や不織布(商品名:サニーセブン)等の資材を使用する。

・樹体の凍害

凍害は、樹体温が、カンキツが持つ耐凍性の限界を下回ったとき、細胞内や細胞間隙が凍結することによって起きるものとされている。

カンキツの耐凍性は、生育の時期によって異なり、樹体の生理的活性の高い時期が最も弱い。落葉したため遅くまで秋芽が発芽した樹では、栄養的に消耗状態にあるうえ、耐凍性も十分に獲得していないので、被害を受ける可能性が高いと考えられる。

防寒対策には、被覆法、結束法、燃焼法など比較的实施しやすい方法のほかに送風法、散水氷結法、煙霧法等の方法があるが、被害程度や対象品種、低温の程度等によって最も適した方法を実施する。なお、防風垣については、寒気流が停滞して、被害を受けないように、垣根の裾を切除し、通風を図るなど注意して管理する。

(c) 剪定

①被害が甚だしい樹

剪定を行わず、春芽が伸長して展葉、緑化してから枯れ枝のみ勇除する。

②被害が中程度の樹

春芽の伸長や着蕾の状態を観察してから、摘蕾・摘花を行い、樹勢を回復させることに主眼をおき原則として剪定は行わない。

③被害が軽い樹

被害前の管理もよく樹勢が良好と観察される場合は、着花を予想して通常の剪定を行う。樹勢が弱い樹は、剪定を軽めに行った方が無難で、それ以後は根の生育を促進するような土壌管理(例えば、有機質に富んだ土の施用等)が必要と思われる。

(d) 次年度の着果(結実)調節

①被害の甚だしい樹

着花しても弱い花であるためほとんど落花すると考えられるが、着蕾・着花した場合は早期に摘除して樹勢の回復を図る。

②被害が中程度の樹

着花・結実すると思われるので、摘果して結実量を少な目に抑えるように注意し、枝別全摘果を多めに配置する。

③被害が軽い樹

着花・結実するので、樹勢に見合った結実量になるように摘果を行う。

(イ) ナシ

a 恒久的な対策

(a) 防風施設の設置

防風施設としては、防風林または、防風網の設置が考えられる。防風施設の高さの8~10倍の距離まで減風効果があるとされている。例えば、高さ4mの防風網であれば、高さの8倍とし

て32mの距離まで効果があることになる。

台風の風を対象にすると・南または西からの風が吹くので、防風施設は、果樹園の南側または西側に設置する必要がある。しかし、特に南側に設置すると、隣接した1～2列の樹は日陰になるので、特に南側に防風林を設置することには問題が残る。このため、南側は5～7mm目程度の防風網を設置する場合もある。防風網は、高さ4mとして、最大瞬間風速30m/sに耐える強度に設計する。

b 事前対策

(a) 収穫

収穫可能なものは、早めに収穫する。また、落果の傷を少なくするため、フルーツキーパー等で固定したり樹の下にネット(破風ネット)をつるす。

(b) 防風施設

防風施設には、直ちにネットを張る。なお、緩んでいるワイヤーは張り直し、ネットの破れているものや古くなっているものは、張り替える。また、棚面の上下振動を抑えるため、棚線をラセン杭等を用いて引き上げたり、直管パイプで棚面を補強する

c 事後対策

(a) 落果の処理

- ・品種ごとに分けて拾い集め・傷の程度によって選別する。その内、生食が可能な果実は速やかにできるだけ生果として販売することが望ましい。
- ・傷口がひどく・用途のない果実は園内に放置しないで、土中に埋めるふ、堆肥に混ぜて堆肥化を図る。放置すると腐敗して病害の発生源になるおそれがあるので処分する。

(b) 被害樹の処理

- ・大枝の折れたものは、切り取って更新した方が良い。切り口は滑らかにして、塗布剤を塗る。
- ・結果枝などが折れた場合は原則として切り取って更新する・更新枝を育てれば数年で回復する。切り口は滑らかに削り、塗布剤を処理する。

(c) 病虫害対策

- ・風による樹体、枝葉の損傷等、病原菌侵入の傷口が数多く発生し、病虫害発生の危険性が高まるため殺菌剤を散布する。

キ 野菜 事前対策

・施設野菜

(ア) 施設の補強

- a 単棟や連棟ハウスではビニル、防風ネットの被覆に伴いかなりの風圧を受けることになるので鋼管パイプや番線等で施設の補強を行う。
- b ビニル等で被覆されている場合(雨よけハウスを含む)はテープ、パイプ、杭、針金等の点検整備をし、必要に応じて交換、補強、締め直しをすると同時にハウスネットを使用して、ビニルの固定に努める。
- c 換気扇を設置しているハウスでは換気扇を動かし、ビニルの膨らみを防止し、ばたつきをなくす。但し、この場合、吸気口を用意しないとパイプが曲がるので注意する。また、停電の時は役に立たないので停電に備えて発電機を準備しておく。
- d 強風により骨材が危険になったときは、被覆物を除去し骨材の安全を考える。

(イ) 防風ネットの設置

育苗ハウス周囲には防風ネットまたは寒冷紗を張り減風を図り、作物の被害の低減に努める。

但し、周囲に防風ネットを設置する場合は相当な風圧を受けるので、支柱は強固なものにする。また、強風(風速約40m/s以上)の場合、施設ハウスの倒壊が予想される。このため風速が強い場合には、天井部の防風ネットをようすを見ながら除去する。

(ウ) 作物の固定

定植済みのトマト、ナス等では、支柱をしっかりと固定するとともに、作物を支柱に誘引固定し、株元が振動により傷まないようにする。またヒモ誘引の場合は、下に降ろし防風ネット、寒冷紗等で直接被覆して固定し損傷を少なくする。

(エ) マルチの固定

マルチを張っている場合は、風によりマルチがバタつき、作物を引き上げたり、茎葉の損傷をまねくため、風によりバタつかないようにしっかり土等で固定する。

(オ) 圃場内外の排水対策

豪雨を伴う場合が多いので、圃場内外の排水溝を整備する。

(カ) 育苗床の管理

育苗期にあるものについては、圃場内外の排水対策を徹底するとともに、苗はトンネル状に寒冷紗等で被覆し、被覆物は固定する。この時、被覆物が作物を擦らないようにする。また、幼苗期のものは雨で根が洗われないようにする。移動可能なものは屋内に持ち込む。

・露地野菜

(ア) 土寄せを十分に行うとともに、台風襲来時には草丈の低いものはそのまま、高いものは倒した上に防風ネットや寒冷紗等を直接被覆して株を押さえて固定する。

播種直後または発芽始めの圃場では寒冷紗被覆等で保護し、セル成型苗や播き箱等移動可能なものは屋内に持ち込む。

(イ) 豪雨を伴う場合が多いので、圃場内外の排水溝を整備する。

・事後対策(施設及び露地共通)

(ア) 栽培圃場(苗床、ハウス等)の現状復帰

- a 事前対策として、野菜に直接被覆したネット、寒冷紗等は、台風通過後降雨が止んだら「むれ」防止のため速やかに除去し、茎葉、圃場の乾燥を図る。
- b 果菜類で「つるおろし」をしたものは、早急に「つるあげ」を行う。
- c 台風通過後の晴天日には萎ちょうが見られることがあるが、いたずらな灌水を避け、草勢を見ながらの水管理(少量多回数灌水)を実施する。
- d 被害を受けたハウス等の施設は、今後の栽培のために早急に現状復帰を図り、ビニルの被覆を急ぐ。
- e 育苗期のものは、台風の風雨が去ったら光に当てる。

(イ) 病害対策

- a 苗床や栽培圃場では、風雨により茎葉の損傷が大きく泥土の付着があり、今後病害の多発(疫病、べと病、炭疽病、軟腐病、立枯病等)が考えられるので、適切な薬剤を予防散布し、茎葉に付着した泥は薬液で洗い流す。
- b 病害虫が発生してからの防除は困難になるので、予防防除を重点的に行う。
- c ハウス内の換気を図り、排水に努め、施設内が過湿にならないようにする。
- d 通風、採光を良くし、発病した茎葉、果実は速やかに除去する。
- e 薬剤散布の濃度は、野菜が傷んでいるので薬剤使用濃度領域の低濃度で散布し、特に晴天日の散布はハウス内が高温にならないように換気を十分に行うなど薬害防止対策が必要である。

f 防除薬剤及び方法等については、県または地域の防除基準に従う。

(ウ) 栽培管理

- a 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水は避け草姿をみながら、地上部と地下部のバランスを考えて必要最小限にとどめる。
- b 多量降雨での肥料の流亡や草勢の低下がある場合には、追肥や葉面散布を実施するが、液肥は畦が乾燥した状態で施用し、追肥は少量多回数を原則として、一度に多量の施用はしない。
- c 整枝・摘葉を行う場合は、極端な強整枝は避け、作業は傷口からの病害侵入を阻止するため天候の回復を待って行う。
- d 事前対策でハウスを閉めきったままで高温になった場合は、急激な換気を避け、徐々に降温させるようにする。

(エ) 育苗中の苗

- a 納屋等で被害回避を行った苗は、台風通過後風雨がおさまったら育苗ハウスに戻す。
- b 育苗ハウス内で被害が発生した苗は、不良苗を除去し、十分な鉢間隔をとって採光・通風を良くすると共に、かん水は最小限にとどめて草勢の回復を図る。
- c 病害の多発（疫病、べと病、炭疽病、軟腐病、立枯病等）が考えられるので適切な農薬を予防散布する。

(オ) 被害が甚大な作物

- a 播き直しを行うか、代替作物を選定し早急に播種を行う。

《注意事項》

(オ) トマト黄化葉巻病対策

a 育苗中のトマト＜事前対策＞

- (a) 台風の接近によってはビニルを除去する可能性があるため、タバココナジラミの防除を徹底し、生息密度を下げる。
- (b) 台風の被害が大きいことが予想される場合、鉢上げ前の播種箱のトマト苗は納屋等に移動する。鉢上げ後のトマト苗は、寒冷紗等で緩やかに覆い、寒冷紗の裾を押さえ強風による茎葉の被害を出来るだけ軽減する。
- (c) ビニル・防虫ネットはできるだけ展張しておくが、風が強くなり育苗ハウスが危険になったら除去する。

b 育苗中のトマト＜事後対策＞

- (a) ビニル・防虫ネットを除去した場合、早急に再度展張する。
- (b) 移動しておいたトマト苗は育苗ハウス内に運び込む。
- (c) 寒冷紗等の被覆を行ったトマト苗は、早急に被覆を除去する。
- (d) (a)～(c)の作業が終了したら、薬剤散布を行いタバココナジラミの防除を行う。

c 栽培中のトマト ＜事前対策＞

- (a) 薬剤散布を行いハウス内のコナジラミ類の生息密度を下げる。
- (b) ビニル・防虫ネットはできるだけ展張しておくが、風が強くなりハウスの倒壊が心配される時は速やかに除去する。

d 栽培中のトマト ＜事後対策＞

- (a) 台風通過後は早急に施設の現状復帰に努めると共に、薬剤散布を行いタバココナジラミの防除を行う。

(カ) イチゴの対策

a 炭疽病発病株は、早期に抜き取り適切な処分をしておく。また、事前、事後の防除を徹底して被害拡大防止に努める。

b 苗は、寒冷紗等で被覆固定し、苗の飛散、風擦れ等を防止する。

(キ) 高設育苗ベンチの台風対策 <事前対策>

a 苗を防風ネット等で被覆し軽く押さえるようにして高設ベンチにパッカーで固定した後、ハウスバンド等で軽く押さえる。育苗ベンチやシートは、風で飛ばされないように固定する。

b 苗の移動が可能な場合は、風雨に対して安全な納屋等に移動させる。特に、親株として養生している苗は、炭疽病感染防止のために必ず納屋等に移動させる。

(ク) 高設育苗ベンチの台風対策 <事後対策>

a 台風通過後は、早急に寒冷紗等を除去したのち薬剤散布を行う。

b 納屋等に移動した親株用苗等は、強光を避けるために夕方ベンチに並べる

ク 花き

(ア) 事前対策

前記キ野菜(ア)事前対策a～gに準じる。

(イ) 事後対策

a 風がおさまったら直ちに防風のための被覆を除去し、ハウスは換気する。

b 潮風を受けた場合は速やかに清水で洗い流す。

c 倒伏したもの、根元のゆるんだもの、根の露出したものは、早めに支柱をたて直し、土寄せを行う。

d 施設の破損やほ場の決壊、土砂流入の修復を早急に行うとともに、電照施設や暖房機等の動作確認を行う。

e 草勢の回復を図るため、追肥、中耕、土寄せをする。

f 病害の発生、まん延を防止するため、薬剤散布を行う。

ケ 畜産

(ア) 飼料作物

a 事前対策

・トウモロコシ、ソルガム等の生育途上のものについては排水対策を行い、刈り取り適期及びその前後に達しているものについては、出来る限り収穫調整を行う。

・牧草類については、表面排水が速やかに行われるように排水溝の整備管理を行う。

b 事後対策

・生育ステージが進んで倒伏した飼料作物は早急に刈り取り、サイレージ調整を行う。

・生育ステージの若い飼料作物は、被害の程度を見て、回復を待つか、刈り取りを行うかを判断し、刈り取りを行った場合は、稲わら類を混合して水分調整のうえサイレージとする。

(イ) 畜舎施設及び家畜

a 事前対策

・畜舎及び各種の付帯施設については、スジカイ類による全体的な補強を行うとともに土台ナットの締め付け、窓、壁類の部分的な補強を行う。

・サイロ、ふん尿処理施設等に使用している被覆資材の飛散防止。

・停電対策としての発電機の確保、ふん尿の流出防止対策、畜舎付近の側溝整備、日陰樹の枝折れ、倒木対策等を行う。

b 事後対策

- ・被害を受けた畜舎施設等については、速やかに補修を行い次の災害に備える。
- ・冠水等のあった畜舎は、洗浄、消毒を実施し、疾病の予防対策を行う。
- ・酪農の場合、停電による搾乳の遅れ、不十分な搾乳、搾乳器具の汚染等は乳房炎の発生、乳質低下につながるため、通電後は搾乳機の洗浄を十分に行うとともに牛の個体管理に気を付ける。
- ・雨水混入によるサイレージ及び飼料の変敗、カビの発生についても十分な注意が必要。

(4) 凍霜害技術対策

ア 普通作

(ア) 水稲

- ・早期作の苗代初期、ならびに本田初期において霜の危険があるときには、用水をたたえて、稲を水中に一時的に埋没させる。(たん水法)
- ・高冷地の早植栽培等での、ハウス育苗において霜の危険がある場合には、ハウス内にトンネルを作り、ビールや寒冷紗による二重被服を行い温度確保に努める。

イ 養蚕

- ・被害の少ない桑園から収穫を行う。
- ・用桑は軟弱であるため、飼育中貯桑時の萎凋防止に努める。
また、掃立量を減ずる傾向が強いので、適正な掃立量の確保に努める。
- ・被害後は、桑園害虫の発生が多くあるので、その防除に努める。
- ・エンバク、ナタネなどの間作物があるときは、霜が来る前に必ず刈り取って株元に敷くこと。
全面に敷くと被害が大きくなる。

ウ 茶

(ア) 事前対策

- ・防霜ファン、スプリンクラーの使用
- ・茶樹をトンネルがけで被覆する。この時期の被覆は茶株面から40cm以上離し、被覆資材は遮光率の高い方が防除効果は高い。

(イ) 事後対策

- ・茶芽の被害状況をみながら整枝等を行う。
- ・速効性窒素肥料の施用(6kg/10a)。
- ・殺ダニ剤の散布。

エ 葉たばこ

a 事前対策

- ・ポリエチレントンネル栽培の実施および中耕、土寄せの励行。

b 事後対策

- ・病害予防のため殺菌剤(ストレプトマイシン剤等)を散布する。
- ・わき芽の伸長を待つて一本立にする。

オ 果樹

基本的な対策は、凍害対策に準ずるが、落葉果樹では、ナシ・モモ・ウメの開花期、カキ・クリ・キウイフルーツの発芽間もない時期は低温に最も弱く、晩霜が予想される時は、特に注意する。ハウス栽培では、夜温の管理に一層の注意が必要である。

カ 野菜

(ア) 施設野菜

- ・暖房機のバーナー及びサーモスタット並びに電源、配線、燃料を点検し、不良部分を補修しておく。
- ・ハウスの破れ、隙間等を補修し、密閉度を高める。
- ・二層カーテンを設置するとともに光線不足になりやすいため開閉に注意する。
(日の出後開け、日没後閉める。)
- ・灌水の配管等は凍結による破裂が考えられるので十分に対策を徹底する。(水を抜くかハウス以外では少量かけ流しておく)

(イ) 露地野菜

- ・霜害、晩霜の予防法としては、不織布やコモなどによるベタがけが有効である。

キ 畜産

(ア) 畜舎

- ・畜舎内への風の吹込みを防止するため、防寒シート等を設置する。
- ・ほ乳子豚、雛及び分娩後間もない子牛等については、保温換気を適切に行う。
- ・給水施設の凍結防止
給水施設の凍結を防止し、給水や搾乳に支障のないようにする。

(イ) 牧草

- ・草地、特に新墾草地は、牧草発芽後1~2回のローラー鎮圧を初凍結前に行い、作物の凍結による枯死又は生育阻害を防止する。また、冬作付、新規牧草地の造成を目的とした播種は、初霜が降りる40日以前までに行うことが望ましい。

(5) 雪害(寒害を含む)技術対策

ア 普通作

(ア) 麦

- ・あらかじめ適期に播種し、肥料は低温でも吸収の早い化学肥料に重点をおき、特にりん酸や加里肥料を増しておく。また、秋のうちに畦間の溝を切っておく。
- ・降雪前の窒素の追肥と土入れは雪害を助長するので、これ等を行わないこと。
- ・雪どけ後は早く中耕し、土入れと窒素の追肥を行う。

イ いぐさ

降雪前から予め深水(4~5cm)に管理し、水利のよいところでは、かけ流しにする。

ウ 茶

(ア) 雪害対策

茶園に積もった雪はそのままにしておき自然に解けるのを待つ。枝が裂けた場合は、ヒモ等で融合させる。

(イ) 寒害(幹割れ)対策

幼木園に発生しやすいので、寒冷紗やわら等で覆ったり、地際部に土寄せを行う。

エ 果樹

(ア) 雪害対策

雪おとし、積雪除去等。

(イ) 凍害対策

a 恒久対策

寒害常襲園の転作、適地適品種の植栽、樹勢維持向上のための土作り、防風樹や防風垣の整備、適正結果の励行。

b 事前対策

早期採取、樹体被覆(コモ・寒冷紗・不織布)、果実の袋かけ、枝葉の結束、燃焼法、送風法、散水法、敷わら除去による接地層の冷却緩和、貯蔵庫保温。

c 事後対策

被害枝葉の剪除、枝幹の日焼け防止、肥料の分施、区分出荷等。

オ 野菜

(ア) 施設野菜

- ・加温施設のあるハウスは積雪と同時に設定温度を高めて二層カーテンを開き、融雪させて雪の自然落下を促進する。
- ・無加温ビニルハウスの防風ネットは降雪と同時に除去する。
- ・早めに雪下ろしを始める。
- ・適宜、支柱やスジカイ等を補強する。
- ・融雪水等の排水が凶られるようにハウスの間に側溝を掘る。
- ・屋上散水の設備がある場合は降雪と同時に多めに散水する。
- ・積雪が10cmを超え、雪の重さによってハウスが耐えられないと判断したらビニルを切り裂いて雪を落としてハウスの倒壊を防ぐ。

カ 花き

(ア)施設の保全について

- ・応急的に修復できるものは、補強材、支柱などにより修復する。
- ・修復不可能な場合でも、トンネルなどを利用して、できるだけ保温対策をとる。

(イ)作物について

- ・修復中でも保温、加温につとめ、低温害を回避する。
また、昼間の換気をできるだけ行い、30℃以下にする。
- ・凍結した場合、凍害を緩和させるため、寒冷紗などしゃ光資材で被覆し、徐々に解凍する。
- ・融雪水による湿害がでないよう、排水溝や畦の溝あげを行う。

キ 飼料作物

低温による被害を受け易い地域においては、栽培草種・品種の組み合わせ等に留意し、被害を最小限にとどめる栽培計画を立てる。特に、トウモロコシについては、冷害による被害が大きいため、品種選定と適期播種に留意する。

(6) 塩害(潮風害)技術対策

ア 水稻

(ア)育苗期

海水の流入による冠水や誤って高塩分濃度のかんがい水を使用した場合は、直ちに真水に入れ替え、塩分を除去する。

(イ)田植期

- a 干ばつや海水の流入によって、かんがい用水の塩分濃度が高くなり田植えができない場合、育苗箱の周囲の葉が巻きはじめてからかん水する方法等で苗の保存を図り、塩分濃度の低い用水(1000ppm以下)の確保を待って田植えを行う。
- b 苗の保存が限界に達し、少々の塩害を覚悟して田植えする場合は、用水のC1濃度が1000ppm

を越えると被害が出はじめるので、地下水利用のかんがい施設がある場合は、地下水と用水を混合してかん水するなど用水の塩分濃度の低下に極力努める。

- c 用水の塩分濃度を常に把握しておく。

(ウ) 本田期

- a 台風による高潮や樋門の管理ミス等により生育中の水田に海水が流入した場合は、出来るだけ早く真水と入れ替え、数日間掛け流しを実施する。
- b 塩害によって稲が枯死した場合は、稲体を直接ほ場に鍬込むと土壌中の塩分濃度が更に高まるので、農業共済組合による現地確認等が終了後、ほ場外へ持ち出す。

イ 果樹:カンキツ

(ア) 恒久的対策

- a 防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する。(風害技術対策の項参照)
- b 潮風害を受けた場合は、一刻も早く10a当たり2~3t程度の水で樹体の塩分を洗い流す必要があり、これに見合う水源を確保しておく。また、台風時には停電や断水することも多いのでエンジン駆動のポンプも備えておく。

散水の施設としては、スプリンクラーが効果的である。そのほかの機械としてはスピードスプレーヤーや動噴の利用が考えられるが、塩分の洗い流しは霧状の噴霧では十分な効果が得られないので、多量の水を直接散水するためのホースなどを備えておく。

(イ) 事前対策

散水用の施設や機械類の点検や整備を行う。停電に備えて、予備の電力源も確保しておく。

(ウ) 応急対策

- a 台風等により潮風害の恐れのある時(葉を直接なめてみて塩分(葉の総塩分量が0.10~0.15mg/cm²)を感じた時)には、安全を確認したうえで、早急(塩分が付着してから6時間以内の散水で効果が大きく、10時間を過ぎてからではほとんど効果がない)に散水を行い塩分を洗い流す。
- b 散水量は成木では10a当たり2~3t以上をめやすに行う。
- c 塩分の葉内部への侵入は昼間よりも、湿度の高い夜間や早朝に多いので、夜間であっても、可能な限り散水する。
- d 海水が園内に侵入した場合には、できるだけ早く、大量の水で洗い流す。水量の確保ができない場合は、10a当たり石灰または硫酸カルシウムを100kg散布し、塩分を除去する。散布後できれば極く軽く中耕すると効果が高まる。

(エ) 事後管理

(風害技術対策の項参照)

ウ 野菜

(ア) 潮風害

- a 恒久的対策
恒久的対策としては、防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する
- b 応急対策
被害を受けた後、回復が見込めるものについては、茎葉についた塩分を直ちに真水で洗い流す。

(イ) 塩害

- a 恒久的対策
暗渠排水施設等を整備し、ほ場の含塩地下水の低下を図るとともに、堆肥等の有機物の投入により土壌の通気性や透水性をよくし、雨水をできるだけ地中に浸透させて塩抜きを促す。

b 応急対策

ほ場への海水の流入等があった場合は、早急に塩水の排水に努めるとともに、真水による湛水と排水を繰り返し、塩分を洗い流す。

(ウ) 栽培管理対策

- a 畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部一の塩類の集積防止を図る。
- b かん水は、塩分濃度の上昇を抑えるのに効果があるので、ほ場の排水の状況や作物の生育状況をみながら多かん水管理を行う。
- c 特に、施設栽培では水管理を徹底する必要があるため、かん水チューブ等を準備する必要がある。
- d かん水に当たっては、使用する用水の塩分濃度に十分留意する。

エ 花き

(ア) 潮風害

a 恒久的対策

恒久的対策としては、防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する。

b 応急対策

潮風月良く、降雨が見込めない場合は塩分が付着する前、又は直後に植物体に山水を行う。

被害を受けた後、回復が見込めるものについては、早急に茎葉についた塩分を真水で洗い流す。

(イ) 塩害

a 恒久的対策

暗渠排水施設等を整備し、ほ場の含塩地下水の低下を図るとともに、堆肥等の有機物の投入により土壌の通気性や透水性をよくし、雨水をできるだけ地中に浸透させて塩抜きを促す。

b 応急対策

ほ場への海水の流入等があった場合は、早急に塩水の排水に努めるとともに、真水による湛水と排水を繰り返し、塩分を洗い流す。

c 栽培管理対策

(a) 畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部への塩類の集積防止を図る。

(b) かん水は、塩分濃度の上昇を抑えるのに有効であるため、ほ場の排水の状況や作物の生育状況をみながら多かん水管理を行う。

特に、施設栽培では水管理を徹底する必要があるため、かん水チューブ等によるかん水を実施する。

オ いぐさ

(ア) 塩害

a 干拓地等では、干ばつ時に使用するかんがい用水の塩分濃度をあらかじめ測定して、使用の可否を判定する。(用水中のCl濃度1000ppm以下)

b 海水がほ場内に流入した場合は、早期に塩水の排水を図るとともに用水路等から多量の真水を流入し、掛け流し除塩を行う。

カ 高塩分濃度土壌における除塩対策

(ア) 高濃度塩分土壌の目安

いぐさ、水稻の場合:Cl濃度100mg/100g乾土以上

野菜、果樹、花きの場合:Cl濃度50mg/100g乾土以上

(イ) 除塩対策

a 除塩用のきれいな水(EC0.3mS/cm以下の水が10a当たり100t以上)を確保する。

- b ほ場の排水性、特に水の縦浸透性を確保する。このために地表面排水路の整備、地下水の高い地域では暗渠の埋設、心土破碎(弾丸暗渠、エアージェクタ等)の施行が望まれる。
併せて、排水路の整備を行い水路の水位を下げて排水をスムーズに行わせる。
- c 土壌が海水の影響で粘土化し、排水が悪化しているほ場では、土壌物理性改善のため150～200kg/10aの石灰質資材を土壌に散布、耕起して土壌と混和する。(砂地や排水良好田では水の縦浸透性は高いと考えられるため施用しない方がよい。)
石灰質資材としては跡地土壌への影響を考えて、pH6未満の酸性土壌には炭酸カルシウム、pH6以上の中性～アルカリ性土壌には石膏を用いる。ただし、施設ハウス土壌で石膏を用いると副成分の硫酸根の影響が考えられるので、暗渠による排水除塩を主体にした対策を講じる。
- d 耕起後、特に粘土地では土壌内部の孔隙が微細なため、湿潤土の状態では除塩効果が劣る場合があり、耕起後の土塊は乾燥させた方が除塩効果が高くなる。
- e 耕起(乾燥)後、土の表面が隠れるまで湛水。自然減水により落水する。合計の減水深として100mm(10a当たり100t)を目標とする。
この際、水の縦浸透を重視して代掻きは行わない方が除塩効果は高い。また、暗渠のあるほ場では弾丸暗渠との組合せや強制排水等により暗渠機能を有効に活用する。
- f 以上の処理後、ECの変化を再確認。必要に応じて湛水除塩を繰り返す。
- g pHを確認。必要なら酸度矯正を実施。(次作の作付け前に実施しても良い。)
- h 次作の作付けまでの期間を考慮して除塩作物の栽培を行う。
(例:大麦、エン麦、イタリアン等)
作物根の伸張による土壌物理性・排水性改良にも効果がある。収穫物は必ずほ場外へ搬出する。
- i 塩害による土壌団粒構造が不安定になっているので団粒化促進、有効微生物補給の意味から積極的な堆きゅう肥の施用を図る。

(7) ひょう害技術対策

ア 茶

(ア)事後対策

- a 摘採期に被害を受けた場合には、健全芽を拾い摘みするか、部分刈りをする。
- b 被害が著しいときは、刈り落として次の茶期に備える。
- c 三番茶以降に被害を受けた場合は、刈り落としを行わず、回復した時点で秋整枝か春整枝を行う。

イ 葉たばこ

(ア)事後対策

- a 全て落葉したほ場では、拾い収穫をせず、残さを片づけるなど次作に備える。
- b 半分程度落葉したほ場では、残葉部分の熟度の良い物を収穫する。この場合、乾燥室の能力に応じて、良いものから収穫する。
なお、落葉したものを拾い乾燥したものは、正常葉と区分する必要がある。
- c 一部落葉のほ場では、熟度の良い落葉および残葉部分の熟度の良いものを収穫し、未熟なものも熟度を進めて収穫する。
なお、落葉したものを拾い乾燥したものは、正常葉と区分する必要がある。
- d 病害の発生が予想される場合は、薬剤散布を行う。この場合、濃度をややうすめにするほか、収穫までの日数など防除基準を遵守すること。

ウ 果樹

(ア)事後対策

- a 枝葉並びに果実が傷を受けることにより、病害が発生しやすくなるので、被害後直ちに防除を行う。(防除基準参照)
- b 枝葉の傷や落葉の程度により摘果を行い、樹勢を回復させるとともに残った果実の肥大を図る。
- c 果実袋が破損した場合は、直ちにかきかえる。
- d 樹勢の低下が予想される場合は、追肥や液肥の葉面散布を行う。その場合、肥料が効きすぎると二次伸張などの弊害が生じるので少量を分施するなどの注意を要する。

エ 野菜

(ア)事前対策

- a 露地野菜では降ひょう予報により、収穫期に近いものは早めに収穫したり、ひょう害回避のためにビニール、寒冷紗等で被覆する。
- b スイカ、カボチャ等のトンネル栽培のものは茎葉をトンネル内に押し込む等の注意が必要である。

(イ)事後対策

- a 液肥の葉面散布
草勢維持と茎葉の傷口回復を早めるため、400～500倍で液肥の葉面散布を行う。
- b 病害防除
茎葉傷口からの病原菌の侵入を防ぐために殺菌剤の散布を行う。この場合濃度をやや薄めにするほか、液肥の葉面散布を兼ねて防除を行うなど、野菜の種類や被害の程度等を考慮して実施する。
- c 追肥
草勢回復のため速効性肥料の追肥を行う。この場合、中耕、かん水等により肥効を高める。
- d 管理作業
茎葉の被害により地上部と地下部の生育のアンバランスが生じるので果菜類では幼果不良果の摘果を行い草勢の回復に努める。

オ 花き

(ア)事後対策

- a 傷口からの病原菌の侵入を防ぐために、殺菌剤の散布を行う。
- b 草勢回復を図るために、速効糊巴料の追肥を行う。
- c 露地キク、リンドウ、花木類等、茎葉に傷がついたもので商品化が見込めないものは、早めに処分し株の負担を和らげる。

2. 林業

(1) 風害技術対策

① 造林地の場合

イ 被害の傾向

壮齢のものに被害が大で、外見的には根返り、幹折れ、傾斜などの形であらわれ、幹の内部に、せん維切断、目廻りなどの欠かんがでてることが多い。5～6年生以下の幼齢林では強風にゆすぶられて、根ぎれ、根ゆるみなどを起こすが、根ぶみにより回復するものが多い。

壮齢のものがやられやすく、老齢過熟林ほど激害となる。したがって樹冠の大きいもの、樹冠が密なものに危険が高い。

台風、低気圧、前線などが原因で、平均風速20m/s位から危険となり、30m/s位で大風害が発生しやすい。

風前地形特に突出部、風向にそった谷筋、鞍部などが危険性が高い。

ロ 被害防止対策

(イ) 暴風、強風によって起こる被害を防止するには、林業的に工夫するより他に方法はない。すなわち、林縁に防風林帯を設ける。

(ロ) 間伐は早期に始め、弱度のものを度々行う。過度の枝打ちは行わない。特に林縁木は絶対に枝打ちしない。

(ハ) 植栽は密植よりもやや疎植がよく、樹冠、樹幹、根系を充分発達させる。林型は一斉林よりも択伐林の方が強い。

(ニ) 林相は部分的な疎林、樹冠層表面の甚だしい高低などのないようにする。

(ホ) 過去において風害の発生している箇所は、耐風力の強い樹種、林種を選び、周囲に広葉樹の防風林帯を設ける。

ハ 復旧対策

(イ) 改植

集団的または30%程度以上の激害を受けた場合は、改植あるいは小面積群状改植を行う。この場合、次の事項に留意する。

ア 被害木は、すべて伐倒し、除去するかまたは跡地の植栽に支障がないよう整理する。

イ 樹冠上部や梢端部の折損木についても、二叉木になったり、材が変色、腐朽するおそれがあるので、伐倒するのが望ましい。

ウ 壮齢林(VI齢以上)の被害跡地で、小面積群状に改植する場合は、苗木の生育上1箇所の面積が少なくとも0.02ha以上あることが望ましい。

エ 植栽は、実改植面積1ha当たり1,500本以上とするよう計画する。

オ 地ごしらえ、植栽等は、通常の造林事業に準じて行う。

(ロ) 除間伐

枝折れ等の被害が散在し、被災率が比較的低い(被災率30%程度以下)場合には除間伐を行う。この場合、次の事項に留意する。

ア 被害木は、枝折れ以外の幹曲がりや倒伏木も伐倒し、その後の作業等に支障がないよう適宜集積を行う。

イ 被害率が低い(被災率10%以下)場合は、被害木以外の被圧木等も含めて伐倒し、少なくとも10%以上の除間伐を行って健全な森林の育成を図る。

ウ 樹冠が著しく偏ったものは、樹冠を整えるよう枝打ちを行い、今後の強風や降雪に備える。

(ハ) 風倒木の伐木造材作業における安全作業の確保

伐木造材作業は、平常でも危険を伴うが、風倒木や雪害木の処理の場合は、特に注意を要するので、下記事項を遵守するとともに、「伐木作業安全衛生必携(林業労働災害防止協会編集)」を参考に労働災害の防止につとめる。

A 安全衛生特別教育を受けた者が作業にあたり、必ず2人以上で組んで行う。

B 服装は、すそ締めりのようなものとし、保護帽を確実に着用し、特に履物は滑らないも

のを着用する。

- C 伐倒前には足場が滑らないよう整理し、退避場所を設ける。
- D 曲がり木の伐倒の際には、梢端部から徐々に切り落とし、荷重を軽減したのち、普通木の伐倒の時より受け口をやや深くして伐倒する。なお、伐倒方向は曲がりの方向に倒さず、また、傾斜方向の左右にふりわけるが、この場合クサビを使用すると安全である。
- E 傾き木の伐倒の際にも、傾き方向に倒さず、傾斜方向の左右にふりわけ、普通木伐倒の時より受け口をやや深くして伐倒する。
根株の引き抜けを起こしかけた傾き木については、ワイヤーロープで根元をよくしばり、チルホール等でロープを引き固定したのち傾き木の要領で伐倒する。
- F かかり木を引き倒すには、かかり木に数回ワイヤーロープを巻いてから固定し、かかり木の根元を完全に切離した後チルホール等の張線器を使用して巻き倒すのが安全である。
又、次のような作業を行ってはならない。
 - a かかり木のまま、途中から造材する。
 - b 別な木をかかり木に投げ倒す。
 - c かかり木の相手の木を伐倒する。
 - d かかり木の相手の木の枝を切る。
- G 転倒木の切り離しは、ワイヤーロープで根元をよくしばりチルホール等でロープを引き材が安定してから切断する。

その際、作業側側に根株や幹が移動しないよう杭止めなど行う。

(二) 被害木の販売

伐出後販売する被害木は、価格が低いので、健全なものと仕分けして販売するのがよい。

② シイタケ

伐込地における笠木、ほた場の人工庇陰材料が飛散し、又は薄くなると、1～2日間で害菌の被害を受けるので、風害を受けたらただちに修復すること。

③ 竹 林

折損、倒木竹が出た場合、特に施業上に支障のない限り伐採せず、施肥による樹勢の回復を図り、筍の収穫、又は新しい竹の成立後に伐採したがよい。

④ 緑化樹

樹種により差異がある。クスノキ、カシ、シイノキのような深根性のものは、耐風力が強い。ヤナギ、シラカバのような浅根性の樹種は被害をうけやすいので次の保護策を講ずる。

- イ 風の抵抗を少なくするための枝おろしを行う。
- ロ 倒れを防ぐため支柱をほどこす。
- ハ 防風林、防風垣等を設ける。

(2) 水害技術対策

① シイタケ

イ ほた場

長雨、冠水後に菌間寄生菌により受けるほた木の被害は高温時において著しい。

- (イ) 排水を図り、通風を良くしてほた場の乾燥を図る。
- (ロ) 天地返しをして、埋没部分の乾燥を図る。

(ハ) トルコデルマ菌の発生したほた木は分離して別のほた場に移す。

ロ 伏込地

(イ) 排水を良くして水が停滞しないようにする。

(ロ) 下刈りを繰り返し通風を良くする。

(ハ) 井桁積、或いは甚だしく浸水した場合には天地返しをする。

② 苗畑

苗畑が浸水した場合、早急に排水、消毒を実施すること。

(3) 雪害(寒害を含む)技術対策

① 造林地の場合

イ 被害の傾向

九州地方のような小雪地方の不時の大雪で、突発的に起こる急性的な雪害は、幹折れ、枝折れが多く、多雪地方の害は、根曲がりのような害が多い。雪害には、積雪の害(雪が積もるための害)、冠雪の害(樹冠にかぶさるように積もった雪の害)、雪圧の害(雪の圧力の害—積雪が圧縮されて沈降する力の害と斜面の下方に滑って行く匍行力の害)、なだれの害(上層なだれ、全層なだれの害)、積雪による生理的な害(雪ぐされ病の誘引となる。)などがある。

樹冠の被害は、壮齢のものに多く、外見的には幹曲り、幹折れなどの形であらわれ、幹の内部にせん維切断、目廻りなどの欠陥が出ていることが多い。

なだれによる害は、林木が根ぐるみ引き抜かれる根抜けをはじめとして、曲り、折れ、根返りなどで、幼齢のものに多い。

冠雪被害は、むしろ少雪地帯に時々急性的に起こるものが多く、比較的暖かく、水分を含んだ湿雪となるような地域に危険性がある。

被害の大きい冠雪害は、気温が0℃前後で、風弱く湿雪が多量に降った場合に起きる。

ロ 被害防止対策

(イ) 山の峰筋地帯には、広葉樹の保護樹帯を設けて斜面にある林を保護する。

(ロ) 急傾斜地で匍行や、なだれの起こるおそれのあるところでは、斜面に階段を切り、階段造林をすること。

(ハ) 植付けは、密植の方がよく除伐、間伐、枝打ちを励行して健全な林に育てるようにする。

(ニ) 品種を選ぶこと。同じスギでも耐寒性耐雪性に強いものがある。例えば九州地方では、アカスギ、アオスギ、ホンスギ、メアサは寒さには強いが、ウラセバル、ヤブフグリは弱い。また、樹種では、スギ、ヒノキ、マツの順に抵抗性が強い。

(ホ) 消雪後の手入れ、すなわち、雪起こしを必ず励行する。植栽後、3・4年作をすることも土壌の理化学性を改良して雪害を減少することに役立つ点が多い。

(ヘ) 要すれば、広葉樹との混交林、樹種の混交、異令林仕立て、多層林の体型にする。

(ト) 林地肥培については、窒素肥料を多く施すと軟弱に育ち、耐寒性が低下するので、雪害等にかかりやすいと思われる林地には、窒素肥料を少なく、むしろ、加里肥料を施すのがよい。

ハ 復旧対策

(イ) 雪起こし

積雪の害に対しては、積雪のために倒伏して消雪後も傾斜したまま立ち上がらぬものがあるが、これに対しては雪起こしをする。根元から引き起こし、幹を直立させるよう支柱を立てるなどの作業を行う必要がある。

- (ロ) 改植
 - (ハ) 除間材
 - (ニ) 雪害木の伐木造材作業における安全作業の確保
 - (ホ) 被害木の販売
- (1) 風害技術対策の①造林地の場合、ハ復旧対策と同じである。

② シイタケ

人工ほた場及びフレーム等については、雪落としをして倒壊を防ぐ。

③ 竹 林

イ 被害防止対策

地形、竹の材質、その密度などで被害の程度が異なってくるから、抵抗力の強い竹林を仕立てることが必要である。傾斜地や北向きの竹林、肥沃地で伸びの良い竹林で、まばらに立っている竹林は雪の害を受けやすい。また、孟宗竹は若竹に比べて雪害に強いが、肥沃管理を十分に行い、枝葉が繁茂している竹林は、タケノコの発生は多くなるが、雪害には弱いので、注意しなければならない。以上のことから次の点に留意して雪害を予防する。

- (イ) 傾斜地などの雪害を受けやすい地形や伸びの良い竹林は、母竹の本数を幾分多くすれば効果がある。特に、秋の適伐期における急激な乱伐は、避けなければならない。
- (ロ) タケノコ採取のため集約栽培を行う竹林は、枝葉が著しく繁茂するので、摘心(うらどめ)を行う。
- (ハ) 竹林内に雑木が点在すれば、雪害が少ない。
- (ニ) ボタ雪が多量に降るときは、竹幹をゆすって雪を払い落とす。
- (ホ) 竹の材質を高めるため、珪酸石灰を多く施用することも効果的である。

ロ 災害竹林の手当

- (イ) 被害竹は伐採し林外に搬出する。ただし、タケノコ生産を目的とする竹林でタケノコ発生時期にある場合は、伐採等で園内を荒らす恐れがあるため、タケノコ収穫後作業を実施する。
- (ロ) 伐竹は根部に強い刺激を与えないように地際から伐採する。
- (ハ) タケノコ専用竹は掘り取り作業が効率よくできるよう園内を整備する。
- (ニ) 園地化された竹林では、春の施肥を従前に対比し10%程度増やす。また、有機質肥料を主体とし地力の増進を図る。
施肥基準(N33. P15. K21. S126)
- (ホ) 春の親竹の選定にあつては、大きな空間が生じないように注意する。特に親竹の選定は、タケノコ生産の最盛期までに行い、親竹の配置を十分考慮し適正な管理をする。

④ 苗 畑

苗畑では雪腐病が最も懸念されるが、これに対する対策としては

- イ 排水を良くすること。
- ロ 仮植を行なう場合は、一時的でも、東仮植を避け、列仮植を行なうこと。
- ハ 66式(旧4斗式)、ポルドー(1㎡当たり600cc)、または銅水銀剤(1㎡当たり50倍液600cc)を1~2回苗木及び土壌面に散布する。
- ニ 消雪を促進するため、除雪または黒土、木炭粉末等を薄く散布する。なお、積雪の量、積雪の

期間等によって散布の量は自ら異なるが、過多にすぎるとかえって本病の誘因となる。
ホ リ病苗はすみやかに除去、消去後土壌消毒を行なうこと。

ヘ 積雪前の肥料の使用量、施肥時期に注意し、徒長軟弱な苗にならないように注意する。
(特に霜害を受けた苗木は特により病しやすい)。または、秋期の薬剤散布は防除効果がある。
その他の病害についても、苗木の生理状態の弱った際に病することが、往々にして考えられる
ので、今後の苗木の生育状態をよく観察することが必要である。

⑤ 緑化樹(寒害)

冬期樹木が吹きさらしの北側に位置している場合、気温の低下とともに凍結し、幹の北面の樹皮
がたてに割れる霜割れ、霜裂けをおこす。これは広葉樹とくに樹皮のうすいサクラ、モミジ、ニ
レ、ヤナギ、ケヤキなどにあらわれ、針葉樹は少ない。対策は霜害に準じて行う。

(4) 干害技術対策

① シイタケ

イ ほた場

(イ) 発生期前の干害は、収量に大きな影響を与えるので、ほだ木を倒し、乾燥を極力おさえるよ
うにする。

(ロ) 発生期には、スプリンクラー等による灌水を行う。

ロ 伏込場

(イ) 笠木を調整してなるべく乾燥を防ぐ。

(ロ) 下刈回数を減じて過度の乾燥を防ぐ。

(ハ) 井桁積については天地返しをする。

② 苗畑

苗畑が極度に乾燥すると樹勢が衰えるので日覆、灌水をすること。

③ 緑化樹

冬は30日以上、夏は20日以上雨が降らない場合に生じ、葉色があせ、さらに進むと葉先、
枝先が枯れて衰弱してゆくので、次の保護策を講ずる。

イ パーク堆、ピートモス等を地中深く埋めこむことにより樹勢を強め保水力を与える。

ロ 表土を浅く耕すことにより、毛細管引力を断ち蒸散を抑制し皮焼けを防ぐ。

ハ 積極的に灌水する。

(5) 霜害技術対策

① 緑化樹

凹地盆地に発生しやすい。また、晩霜早霜のように意外な季節に大きな被害を受けるので、
次の保護策を講じる。

イ 苗木の場合は簡易な方法として、ビニール被覆、寒風よけとして、北面に竹の枝を立てる。
コモ、ムシロで壁をつくる。

ロ 成木は、みの巻き、わらで直接幹枝葉を巻く、また、わら囲い等を行う。

3. 水産業

(1) 風害技術対策

① のり養殖

ア 種付け時期における対策

(ア) 網の管理

網は採苗中、採苗後を問わずできる限り網を重ね、おもりを付けるなどして海底に沈め、支柱竹に固定し、網や着生した芽の流失を防ぐ措置を取る。

(イ) 芽付きの確認

波浪が治まったら、顕微鏡で芽数や芽の細胞の状況を確認し、芽数が少ない場合や細胞に異常が多く見られる場合は、再度採苗を行う。

すでに採苗を完了し、再採苗が不可能な場合は、健全な芽数がある程度得られる場合は、網洗いや干出管理で2次芽を増加させる措置を講じる。

芽付きが正常な網を重ねて2次芽の着生を促す方法も良い。

イ 養殖期間における対策

(ア) 風害を受けるまでに時間がある場合は、短めでも摘採し、干出を与えてから短期冷凍入庫する。

(イ) 時間がない場合は、支柱式漁場では網を支柱に固定するなどして浮動をなくす。また、浮き流し漁場では、枠ロープに確実に固定する。

(ウ) ある程度固定されていれば網の流失は防がれるので、作業は安全を考慮して無理をしないように実施する。

② 魚類養殖

ア 被害状況

魚類養殖用小割いけすの筏施設は、台風、強風及び波浪により養殖施設の接合部分の破損、けい留用アンカーロープの切断等が発生し、筏及びいけす網の破損による養殖中の魚類の逃亡や死亡等の被害を受け易い。

イ 対策

台風等の気象情報に注意し、適確な判断をしながら対策の指導を行う。

(ア) 養殖筏のアンカーロープ等のけい留施設の点検と補強

(イ) 養殖筏の固定用アンカーの効き目の悪い所では補強用アンカーを入れる。

(ウ) 高潮や一時的な急潮の発生が予想される所及び特に波浪の高い所では、いけす網の上面に天井網をつけ、養殖筏が水面下に没しても魚が逃亡しないよう対策を講ずる。

(エ) 台風襲来時に一時的避難場所が確保できる所では、場合によっては筏を一時的に移動する。

(2) 水害技術対策

① のり養殖

ア 被害状況

(ア) 豪雨時には、河口付近の低比重によってノリ芽が損傷を受けて生産が低下したり、あかぐされ病発生の原因となる。

(イ) 長期降雨時には、広範囲な海水の比重低下等による種付不良、芽の生育不良及びあかぐされ病発生の原因となる。

イ 対策

海況調査を実施しながら、低比重海水への長時間の浸漬を避けるため、網を沖合に移動したり、網を適度に沈めるなどの対策を行う。また、比重回復後のあかぐされ病拡大の予防措置を講じる。

第8. レベル4土砂災害危険警報

1. 発表区域

レベル4土砂災害危険警報は、図1のとおり市町村単位、八代市は、東部・西部に分割して発表を行う。なお、分割区分は表1のとおりである。

図1 発表対象地域

八代市東部	旧坂本村、旧東陽村、旧泉村
八代市西部	旧八代市、旧千丁町、旧鏡町

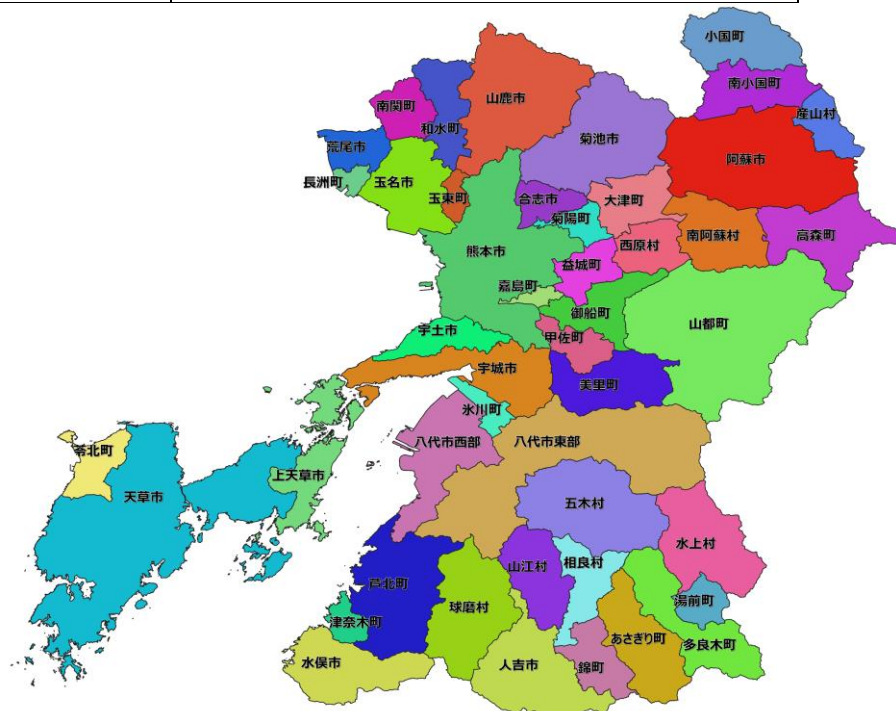


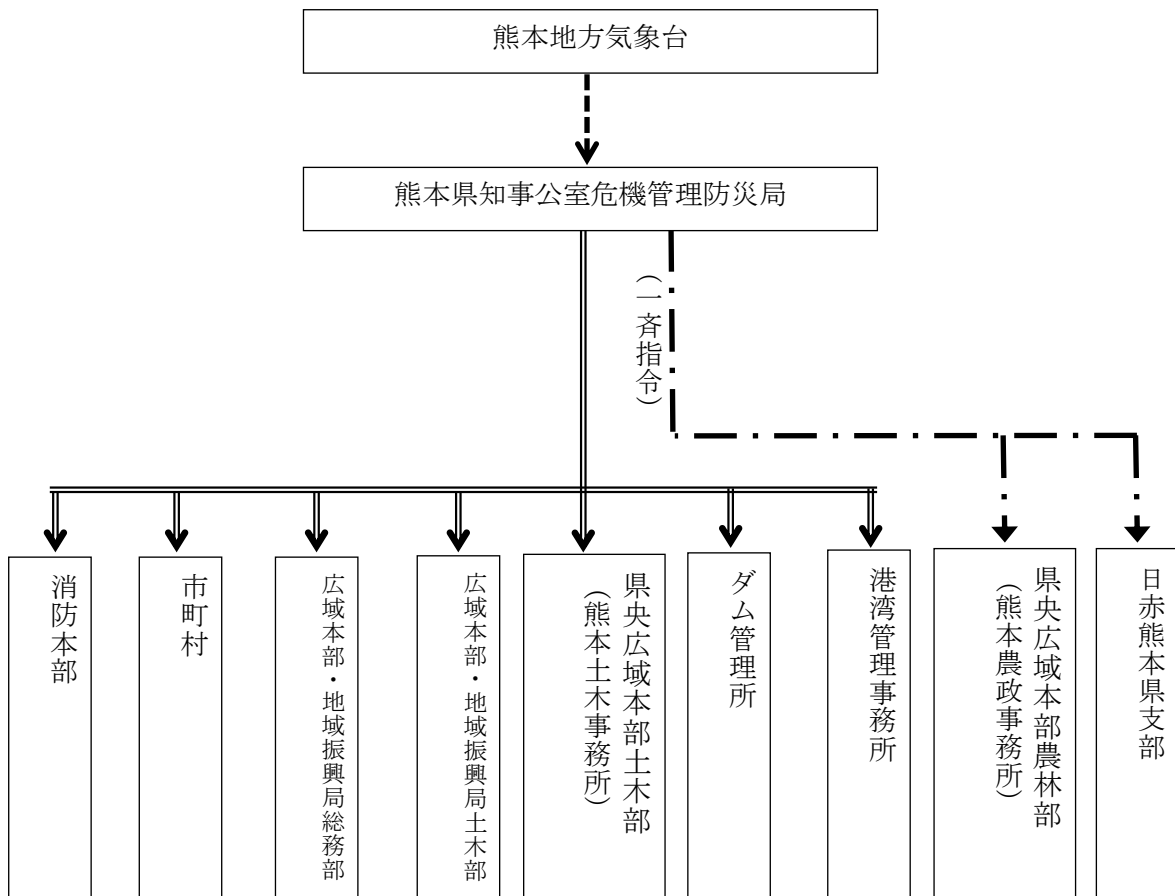
図1 発表区域図

2. 発表基準

「熊本県土砂災害警戒情報に関する実施要領」（以下「要領」という。）で定めるレベル4土砂災害危険警報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 警戒基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づいて要領で示す基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、熊本県と熊本地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
- (2) 警戒解除基準は、要領で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象としたレベル4土砂災害危険警報を解除することとする。
- (3) 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、熊本県土木部と熊本地方気象台は要領に基づき、暫定基準を用いるものとする。

3. 土砂災害警戒情報の伝達系統図



- (注) (1) 広域本部及び地域振興局及においては、管内市町村への警戒を促すこと。
 (2) - - - - - は、専用回線
 = = = = = は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線
 - . - . - は、防災行政無線

第9. 消防施設等

1. 消防機関

(1) 常備消防設置状況

消防本部名	設置年月日	実働年月日	管内状況			署所数		職員数			消防車両等(台)
			構成	人口(人)	面積(㎡)	署	所	条例定数	実数	うち消防吏員数	
熊本市消防局	S23.4.1	S23.4.1	市単独 (1町1村受託)	769,668	533	6	17	870	809	807	86
有明広域行政事務組合消防本部	H6.4.1	H6.4.1	2市4町	151,775	421	2	7	230	222	221	36
人吉下球磨消防組合消防本部	S49.4.1	S49.4.1	1市1町4村	51,384	972	1	4	111	108	108	22
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	H7.10.1	H7.10.1	1市2町	41,633	431	2	0	87	86	86	18
八代広域行政事務組合消防本部	S48.4.1	S48.4.1	1市1町	132,601	715	2	5	252	246	245	38
天草広域連合消防本部	H13.7.1	H13.7.1	2市1町	104,131	878	3	10	218	212	212	42
山鹿市消防本部	H27.4.1	H27.4.1	市単独(1市)	48,634	300	1	2	85	80	78	21
宇城広域連合消防本部	H19.4.1	H19.4.1	2市1町	101,823	407	2	5	160	157	157	29
菊池広域連合消防本部	H17.2.1	H17.2.1	2市2町	191,475	467	4	0	240	209	208	35
阿蘇広域行政事務組合消防本部	S63.4.1	S63.4.1	1市3町2村	52,300	1,002	1	4	130	129	129	17
上益城消防組合消防本部	S49.4.1	S49.4.1	4町	50,605	718	2	1	114	93	91	16
上球磨消防組合消防本部	S49.4.1	S49.4.1	3町1村	28,390	565	1	1	77	68	68	11
合計	-	-	14市23町8村	1,724,419	7,409	27	56	2,574	2,419	2,410	371

※令和6年4月1日付けでの数値(出典:令和6年版消防現勢)

※職員数には、事務職員も含んでいる。

(2) 熊本県防災消防航空センター(熊本県総合防災航空センター)

所在地: 菊池郡菊陽町大字戸次1698番地

電話: 096-279-1571

FAX: 096-279-1573

2. 消防施設現有状況一覧表

(1) 消防本部の概要

区分		設置数等
設置別	消防本部のみ設置	0
	消防本部・署併設	12
消防署数		27
出張所数		56
消防職員数		2419
条例定数		2574
消防吏員数(実員)		2410
女性消防吏員数		83

※令和6年4月1日付けでの数値(出典:令和6年版消防現勢)

(2) 消防本部の消防車両等

消防本部名	消防車両名	(水 槽 付 き ポ ン プ 車 含 む)	消 防 ポ ン プ 車 (屈 折 含 む)	は し ご 付 消 防 自 動 車 (大 型 化 学 車 含 む)	化 学 消 防 自 動 車 (大 型 化 学 車 含 む)	救 助 工 作 車	(高 規 格 含 む)	救 急 自 動 車 (高 規 格 含 む)	消 防 艇	指 令 ・ 指 揮 車	査 察 ・ 広 報 車	(給 食 車 含 む)	救 援 車 其 他 の 車 両	(消 防 本 部 保 有 車 両 数)	合 計
熊本市消防局		20	5	1	6	27	0	12	12	0	3	0	86		
有明広域行政事務組合消防本部		12	2	1	2	10	0	2	6	1	0	36			
人吉下球磨消防組合消防本部		6	1	1	1	6	0	2	4	0	1	22			
水俣芦北広域行政事務組合消防本部		4	1	1	2	4	0	3	2	0	1	18			
八代広域行政事務組合消防本部		9	1	2	2	8	0	2	7	1	6	38			
天草広域連合消防本部		11	2	2	2	14	1	3	2	0	5	42			
山鹿市消防本部		5	1	0	1	4	0	1	7	1	1	21			
宇城広域連合消防本部		8	1	1	2	9	0	2	2	3	1	29			
菊池広域連合消防本部		8	1	1	2	9	0	4	2	5	3	35			
阿蘇広域行政事務組合消防本部		5	1	0	1	5	0	2	1	0	2	17			
上益城消防組合消防本部		4	0	0	2	4	0	3	2	0	1	16			
上球磨消防組合消防本部		3	0	0	1	3	0	1	2	0	1	11			
合計 (保有車両数)		95	16	10	24	103	1	37	49	11	25	371			

※令和6年4月1日付けでの数値 (出典：令和6年版消防現勢)

(3) 消防団の現有及び車両等

消防団数	45	小型動力ポンプ付自動車	1962
分団数	588	小型動力ポンプ	280
消防団員数	27,996	手引き動力ポンプ	88

※令和6年4月1日付けでの数値

※令和4年4月1日付けでの数値

(4) 消防水利

消火栓	27,697
防火水槽	10,808
その他	3,571
合計	42,076

※令和6年4月1日付けでの数値 (出典：令和6年版消防現勢)

3. 県所有の救急救助用資機材一覧

(1) 防災消防航空センター保管資機材（令和6年4月1日現在）

- ・防災消防ヘリコプター「ひばり」、支援車両(4WD車)1台、2tトラック(クレーン付)1台

	区分	品名(所持数)
救急用資機材	—	生体監視装置(1)、半自動除細動器(1)、AED(1)、自動心臓マッサージ機(1)、吸引器(2)、呼吸管理セット(1)、外傷処置セット(1)、特定行為セット(1)、医療用2L酸素ポンペ(6)、医療用8L酸素ポンペ(4)
救助資機材	破壊器具	油圧救助器具(1)、可搬式ウインチ(1)、エンジンカッター(1)、チェーンソー(1)、万能斧(2)
	救助器具	救助特殊工具一式(1)、水難救助用資機材一式(1)、救助用担架(6)、救助人形(5)、サバイバースリング(2)、レスキューリング(2)、赤外線カメラ(1)、ロープレスキュー資機材一式(1)、動物用レスキューハーネス(1)
火災用資機材	—	機体下部取付け空中消火装置(容量900リットル)1基 ヘリコプター用空中消火バケツ(容量600リットル・550リットル)2基

(2) 県消防学校保管資機材（令和6年4月1日現在）

	区分	品名(所持数)
救急用資機材	車両	高規格救急自動車(1)
	応急処置器材	【車内積載】 人工呼吸器(1)、酸素呼吸器(1)、吸引機(1)、喉頭鏡セット(1)、生体監視装置(1)、血圧計(1)、陰圧式固定器具(1)、バックボード(1)、スクープストレッチャー(1)、ストレッチャー(1)、布担架(1)、聴診器(1) 【その他(積載品外)】 吸引機(13)、喉頭鏡セット(21)、生体監視装置(2)、半自動式除細動器(12)、血圧計(21)、バックボード(18)、スクープストレッチャー(14)、布担架(3)、ストレッチャー(13)、聴診器(83)
救助用資機材	車両	指令車(1)、ポンプ車(2)、水槽付きポンプ車(2)、救助工作車(1)
	呼吸器具	空気呼吸器(77)、空気ポンペ(87)、空気充填機(1)
	破壊器具	エンジンカッター(20)、チェーンソー(20)、エアソー(1)、ガス溶断機(1)、大型油圧切断機(2)、大型油圧スプレッター(2)、携帯用コンクリート破壊器具(3)
	救助器具	三連はしご(22)、かぎ付きはしご(12)、排煙機(1)、張力計(3)、救助マット(1)、救命索発射銃(1)、カラビナ(80)、救助ロープ(各種)、表面温度計(1)、サバイバースリング(3)、簡易縛帯(12)、平担架(17)、バスケット担架(12)、可搬ウインチ(4)、マンホール救助器具(1)、投光器(2)、マット型空気ジャッキ(2)、レスキューブロック(1)、熱画像カメラ(1)、簡易画像探査装置(1)、スケッドストレッチャー(2)

(3) 熊本海上保安部における現有消防等資機材

令和2年2月1日現在

部署船艇	泡発生剤 (エアホーマ)	消防ポンプ	泡発生器	吸着剤	油処理剤	高粘度油吸着回収ネット
熊本海上保安部			台	kg 255	L 414	1式
巡視艇 くまかぜ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			
巡視艇 ひごかぜ		ガソリンポンプ 44kw×2				
天草海上保安署				119	324	
巡視艇 あそぎり		移動用ガソリンポンプ 32kw×1	1			
八代海上保安署				136	504	
巡視艇 なつかぜ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			

(4) 空中消火用資機材の現況

令和2年4月1日現在

消火用資機材 主体	散布装置 (基)		水槽 (基)	かくはん機 (台)	動力ポンプ B・3級以上 (台)	薬剤 (kg)			
	(二千リットル以上) 水のう大型	(二千リットル未満) 水のう中型	千リットル以上 三千リットル未満			FRT	増粘剤	着色剤	その他
熊本県 ・消防学校 ・阿蘇広域消防本部 ・高遊原駐屯地	1	6	2		4			20	4,470
市町村									
森林管理署等 ・消防学校 ・阿蘇広域消防本部 ・高遊原駐屯地		2	2	2	2	2,000	440	0.1	

(5) 林野火災用消防施設等設置数

令和2年4月1日現在

	防火水槽 (基)	自然水 利用施設	空中消火等補給 基地等	消防無線 (台)	受令機 (台)	チェンソー (台)	可搬式散水装置	可搬式水圧装置 (台)	軽可搬式消防 ポンプ(台)	小型動力ポンプ 付水槽車(台)
熊本市		44				25	91	4		
人吉市						35	138			
錦町						6	25			
山江村						8	100			
相良村	9					9	30			
球磨村	13						17			
五木村	15						199			
御船町				37		1	60			
嘉島町										
甲佐町				20						
山都町	55			55			515		13	
あさぎり町	25						77			
多良木町	8						55			
湯前町				40		3	20			
水上村				28		3	42			
八代市	18				6	5	21			
氷川町	3									
阿蘇市	3		3			3	473	3		
南小国町	27			22			250	1		
小国町	25			39		4	64			
産山村	5			24		1	80	9		
高森町						1	46			
南阿蘇村	5			29		25	120	2	1	
水俣市	10					35	56			
津奈木町						2	30			
芦北町	8					22	98			
宇土市										
宇城市							40		3	
美里町				50		1	39		2	
天草市	106	6				82	648		8	
上天草市	11						230		1	
苓北町	9	5								
合計	355	55	3	344	6	271	3,564	19	28	0

(6) 熊本県市町村別森林面積一覽

市町村名	林野面積 (ha)	市町村名	林野面積 (ha)
熊本市	6,168	御船町	5,568
熊本管内計	6,168	嘉島町	-
宇土市	2,858	益城町	1,902
宇城市	5,957	甲佐町	2,557
美里町	10,439	山都町	39,306
宇城管内計	19,254	上益城管内計	49,333
荒尾市	891	八代市	49,878
玉名市	2,606	氷川町	331
玉東町	736	八代管内計	50,209
南関町	3,375	水俣市	12,055
長洲町	32	芦北町	18,330
和水町	5,141	津奈木町	2,191
玉名管内計	12,781	芦北管内計	32,576
山鹿市	15,428	人吉市	15,941
鹿本管内計	15,428	錦町	4,865
菊池市	15,088	多良木町	13,247
合志市	475	湯前町	3,588
大津町	4,334	水上村	17,509
菊陽町	278	相良村	6,987
菊池管内計	20,175	五木村	23,863
阿蘇市	21,084	山江村	10,511
南小国町	9,287	球磨村	18,190
小国町	10,589	あさぎり町	10,536
産山村	4,158	球磨管内計	125,235
高森町	13,369	上天草市	7,601
西原村	4,586	天草市	46,267
南阿蘇村	7,380	苓北町	4,148
阿蘇管内計	70,453	天草管内計	58,016
		全県合計	459,629

※熊本県林業統計要覽（令和5年度版）

第10. 救護用具等の現況

1. 日本赤十字社熊本県支部救護装備等の現況

令和3年4月1日現在

品名	数量	備考
【救援車両装備】		
特殊救護車両	2台	県支部・熊本赤十字病院配備
救急車	3台	熊本赤十字病院配備3台含む
災害救護車両(中型・大型)	5台	熊本赤十字病院配備2台含む
災害救護車両(普通車)	8台	熊本赤十字病院配備3台含む
給水車(普通車)	1台	県支部
トレーラー式給水タンク車	1台	1500L
血液輸送車	17台	熊本赤十字血液センター
災害救援車	66台	県内地区分区配備車両
偵察用・情報収集用バイク	4台	県支部250cc 3台 熊本赤十字病院125cc 1台
【救護所用設営装備】		
発電機	5基	
リチウム蓄電池	2基	10.6KWh-5KVA エネキャリアー
モバイルリチウム蓄電池	1基	LE-01Pro
リチウムイオン蓄電池	1基	LE-02Pro UPSタイプ3.0KWh
投光機	10台	小型三脚付
発電機付き投光器	1台	
特殊LED投光器	2台	エクステラソー
エアertent(大2・中1)	3張	救護所用
シェルターtent(大型)	2張	ドラッシュ MX-5(48.6㎡) 救護所用
シェルターtent(中型)	2張	ドラッシュ 3XB-ISO(23.2㎡)
シェルターtent(中型・小型) 病院配備	4張	ドラッシュ 3XB(23.2㎡)・3XBT(19.2㎡)
クイックtent(ジャバラ式)大	3張	現場指揮所用
クイックtent(ジャバラ式)中	3張	多目的用 ドラッシュtentと連結可能
パイptent(天幕)	11張	多目的用
【救護所用医療資機材装備】		
多用途医療セット	3セット	熊本赤十字病院配備(診療、蘇生・外科、薬品A・B、事務用品)
携帯救護医療セット	1セット	
【救護所用簡易ベッド・担架】		
軽便寝台・簡易ベッド	70台	
担架	34台	
バックボード	9台	県支部7台 熊本赤十字病院2台配備
【通信装備】		
無線機	47台	日赤業務用無線機移動局(150・400MHZ 帯)
簡易無線(デジタルトランシーバー5W)	6台	簡易無線5W(車載型1台・携帯型5台)
インマルサット衛星携帯電話(3回線)	3台	BGAN SABRE 1台/IsatPhon 2台
インマルサット衛星携帯電話	2台	熊本赤十字病院 可搬型
インマルサット衛星携帯電話	1台	熊本県赤十字血液センター 可搬型
イリジウム衛星携帯電話	2台	熊本赤十字病院 可搬型
国内衛星電話NTTワイドスター	7台	可搬型(庁舎内3台)、車載型(4台)
【放射線防護資器材装備】		
デジタル個人線量計	21個	
防護服セット	21個	
空間線量率測定用サーベイメーター	1個	
メッシュ担架ベッド	20台	
【その他】		
フォークリフト	1台	トヨタ リトルランナーFBT7
防災用ボート	1艇	搭載人員5名 船外機付
【給食装備】		
野外炊飯器	35セット	地区分区配備分含む

2. 熊本海上保安部における救命設備の現況

平成28年3月末日現在

品名	数量	内訳	備考
もやい索 発射器	5	MD-3型×1 (250m)	天草(あそぎり)1
		KM-6型×4 (120m)	熊本(くまかぜ)1 (ひごかぜ)1 天草(あそぎり)1 八代(なつかぜ)1
救命胴衣	250	A-689N×110 A-689C×20 TK-15A×50 TK-15B×50 TK-55B×20	熊本(陸上)190 天草(陸上)60
救命浮器	3	22名用	熊本(陸上)1 天草(陸上)2

第 1 1 . 災害備蓄物資等

1 . 米穀販売事業者名及び供給可能数量

「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果（農林水産省より県関係課へ配付）の調査結果 3 - 1 精米（無洗米含む）」を参照

2. 衣料等の備蓄物資在庫場所・物資及び数量

(1) 災害救助用備蓄物資配備場所・物資及び数量

(令和7年(2025年)12月31日現在)

配備場所	品名	アルファ化米 食	保存用パン 食	飲料水 (500mL) 本	飲料水 (2L) 本	粉ミルク 本分	毛布 枚	簡易トイレ (薬剤) 回分	紙おむつ (大人用) 枚	紙おむつ (乳幼児用) 枚	尿とり パッド 枚	生理用品 枚
県庁(災害救助物資備蓄倉庫) (熊本市中央区水前寺6丁目18-1)		7,150	7,812	18,120	-	708	-	13,100	552	2,616	304	14,448
消防学校 (上益城郡益城町惣領2167)		-	-	-	-	-	10,276	-	-	-	-	-
宇城地域振興局 (宇城市松橋町久具400-1)		900	2,268	480	-	-	306	1,800	-	-	-	-
玉名地域振興局 (玉名市岩崎1004-1)		900	2,256	2,880	-	-	-	1,800	-	-	-	-
鹿本地域振興局 (山鹿市山鹿1026-3)		1,150	2,016	2,880	-	-	-	1,800	-	-	-	-
県北広域本部 (菊池市隈府1272-10)		900	2,256	2,880	-	-	-	1,800	-	-	-	-
阿蘇地域振興局 (阿蘇市一の宮町宮地2402)		1,150	2,232	2,952	-	200	285	2,000	144	704	192	3,612
上益城地域振興局 (御船町辺田見396-1)		1,150	2,016	2,880	-	-	300	1,800	-	-	-	-
県南広域本部 (八代市西片町1660)		900	2,256	2,880	-	-	-	1,800	-	-	-	-
芦北地域振興局 (芦北町芦北2670)		1,150	2,016	2,880	-	-	-	1,800	-	-	-	-
球磨地域振興局 (人吉市西間下町86-1)		550	3,600	2,664	-	200	700	1,200	-	-	-	-
天草広域本部 (天草市今釜新町3530)		550	3,600	4,104	-	400	390	2,400	144	704	384	3,612
計		16,450	32,328	45,600	0	1,508	12,257	31,300	840	4,024	880	21,672
	食料 計		48,778									

※「粉ミルク」は哺乳瓶換算の本数

※「簡易トイレ(薬剤)」は「小便」換算(「大便」の場合は2回分使用)

(2) 日本赤十字社熊本県支部所有の救援物資の保管場所・物資及び数量

平成29年4月1日現在

保管場所	物資名	毛布 (枚)	緊急セット (個)	下着セット (組)	タオル (本)	ビニールシート (枚)	タオルケット (枚)
熊本市		101	17	53	125	4	23
八代市		61	61	83	320	55	83
人吉市		5	19	10	235	94	0
荒尾市		10	11	37	20	2	4
水俣市		13	6	4	210	8	17
玉名市		69	30	110	725	41	60
天草市		212	17	149	1,350	59	260
山鹿市		41	24	80	387	30	41
菊池市		289	19	88	450	15	17
宇土市		10	16	61	393	50	10
上天草市		16	8	39	85	38	29
宇城市		68	37	79	330	76	67
阿蘇市		23	28	28	190	29	65
合志市		10	12	19	65	20	10
美里町		10	6	44	345	11	12
玉東町		14	7	42	270	11	6
和水町		6	6	11	105	0	17
南関町		17	8	23	390	10	8
長洲町		10	8	30	200	9	0
大津町		45	5	32	47	0	51
菊陽町		20	12	29	745	0	20
南小国町		28	12	80	200	20	20
小国町		20	27	46	255	8	24
産山村		129	43	6	220	0	18
高森町		5	9	46	192	44	35
南阿蘇村		24	3	25	305	14	34
西原村		6	2	10	0	0	10
御船町		0	0	0	0	0	0
嘉島町		4	2	36	180	0	6
益城町		1	0	0	0	0	0
甲佐町		16	12	20	0	61	148
山都町		54	21	34	286	122	49
氷川町		35	27	37	115	17	28
芦北町		80	49	106	453	54	112
津奈木町		92	3	22	330	40	70
錦町		2	7	6	20	3	3
あさぎり町		18	11	36	90	3	17
多良木町		10	8	22	150	14	5
湯前町		7	3	2	25	2	6
水上村		12	5	6	55	4	12
相良村		3	5	21	100	3	4
五木村		5	3	43	34	0	5
山江村		4	8	4	10	8	5
球磨村		1	10	31	225	29	0
苓北町		13	18	80	240	23	19
日赤熊本県支部		2,510	732	620	38,400	3,813	680
計		4,129	1,377	2,390	48,872	4,844	2,110

※ 保管場所

各市は日赤市地区として、各町村は日赤町村分区分として各市町村の福祉課等または社会福祉協議会に分置。

3. 飲用水応援給水可能量（概算）一覧

（平成31年3月31日現在）

地方別	市町村名	水道事業 箇所数	計画給水人口 A	現在給水人口 B	余裕給水人口（人） C=A-B	応援給水可能量の概算 D=C×0.35(米立/日)
熊本	熊本市	1	719,000	705,889	13,111	4,589
玉名	玉名市	1	56,564	50,091	6,473	2,266
	荒尾市	1	54,000	50,298	3,702	1,296
	玉東町	1	4,610	4,539	71	25
	和水町	1	1,800	1,548	252	88
	南関町	1	180	100	80	28
	長洲町	1	19,000	15,290	3,710	1,299
鹿本	山鹿市	2	33,901	31,379	2,522	883
菊池	菊池市	1	39,430	35,026	4,404	1,541
	大津町	1	34,900	34,480	420	147
	菊陽町	1	41,000	41,614	0	0
	合志市	1	68,120	61,643	6,477	2,267
阿蘇	阿蘇市	6	32,355	23,313	9,042	3,165
	南小国町	1	4,210	3,446	764	267
	小国町	2	6,464	6,613	0	0
	産山村	1	1,740	1,397	343	120
	高森町	8	7,375	5,870	1,505	527
	南阿蘇村	13	17,560	8,254	9,306	3,257
	西原村	2	4,520	4,132	388	136
益城	御船町	1	18,000	15,594	2,406	842
	嘉島町	1	4,950	0	4,950	1,733
	益城町	1	50,000	31,434	18,566	6,498
	甲佐町	1	9,240	8,509	731	256
	山都町	19	19,092	10,497	8,595	3,008
宇城	宇土市	7	36,720	31,018	5,702	1,996
	宇城市	8	54,120	42,536	11,584	4,054
	美里町	2	6,320	4,813	1,507	527
八代	八代市	35	99,524	62,343	37,181	13,013
	氷川町	1	12,940	8,487	4,453	1,559
芦北	水俣市	1	24,100	22,177	1,923	673
	芦北町	1	12,610	11,686	924	323
	津奈木町	1	3,650	3,246	404	141
球磨	人吉市	1	45,000	31,387	13,613	4,765
	錦町	1	8,705	8,209	496	174
	多良木町	1	10,465	9,071	1,394	488
	湯前町	1	5,700	3,558	2,142	750
	水上村	1	2,030	1,953	77	27
	相良村	1	3,417	3,360	57	20
	五木村	1	557	524	33	12
	山江村	1	3,179	3,166	13	5
	球磨村	1	2,360	2,099	261	91
あさぎり町	1	15,200	14,512	688	241	
天草	天草市	1	73,769	72,707	1,062	372
	上天草市	2	32,741	24,710	8,031	2,811
	苓北町	4	9,720	7,021	2,699	945
	合計	142	1,710,838	1,519,539	192,062	67,222

4. 医薬品の備蓄

備蓄委託先

供給地域※	備蓄場所	所在地
熊本市、有明、宇城 及び御船地域	富田薬品株式会社熊本支店	〒862-0976 熊本市中央区九品寺6-2-35 電話番号：096-362-1111
山鹿・菊池 及び阿蘇地域	株式会社アトル大津支店	〒869-1217 菊池郡大津町森789-2 電話番号：096-293-1777
八代、水俣・芦北 及び人吉・球磨地域	株式会社新生堂八代営業所	〒866-0893 八代市海士江町2562-1 電話番号：0965-33-4766
天草地域	株式会社アステム天草支店	〒863-0046 天草市亀場町食場825 電話番号：0969-23-2241

※1 備蓄先（事業所）からの供給で不足する場合は、他の備蓄先（事業所）からも供給することとする。

内 容 品 内 訳 書

区分	薬効分類名	一般名	商品名(例示)(他メーカー及びジェネリックへ変更可)	規格単位	備考	包装単位	備蓄数量	1か所当たり	
内服薬	催眠鎮静剤、抗不安剤	ジアゼパム	セルシン錠2mg (2mgセルシン錠)	2mg		100錠	4箱	1箱	
		プロチゾラム	レンドルミンD錠0.25mg	0.25mg		100錠	4箱	1箱	
		ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠5mg	5mg		100錠	4箱	1箱	
	抗てんかん剤	レベチラセタム	イーケブラ錠250mg	250mg		100錠	4箱	1箱	
		バルプロ酸ナトリウム	デバケンR錠100mg	100mg		100錠	4箱	1箱	
	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン	カロナール錠200mg	200mg		100錠	8箱	2箱	
		ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソニン錠60mg	60mg		100錠	8箱	2箱	
	精神神経用剤	エチゾラム	デパス錠0.5mg	0.5mg		100錠	4箱	1箱	
		クロルプロマジン塩酸塩	コントミン錠12.5mg	12.5mg		100錠	4箱	1箱	
	総合感冒剤	非ピリン系感冒剤	PL配合顆粒 1g			100包	4箱	1箱	
	鎮痙剤	ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン錠10mg	10mg		100錠	4箱	1箱	
	利尿剤	フロセミド	ラシックス錠20mg	20mg		100錠	4箱	1箱	
	血圧降下剤	カルベジロール	アーチスト錠2.5mg	2.5mg		100錠	4箱	1箱	
	血管拡張剤	アムロジピンベシル酸塩	アムロジンOD錠5mg	5mg		100錠	8箱	2箱	
		ベラパミル塩酸塩	ワソラン錠40mg	40mg		100錠	4箱	1箱	
		ニトログリセリン	ニトロベン舌下錠0.3mg	0.3mg		100錠	4箱	1箱	
	その他循環器用薬	ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム水和物	ロケルマ懸濁用散分包5g			28包	4箱	1箱	
	鎮咳剤	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	メジコン錠15mg	15mg		100錠	4箱	1箱	
	去痰剤	アンブロキシール塩酸塩	ムコソルバン錠15mg	15mg		100錠	4箱	1箱	
	鎮咳去痰剤	チベジジンヒベンズ酸塩	アスベリン錠10mg	10mg		100錠	4箱	1箱	
	気管支拡張剤	テオフィリン	ユニフィルLA錠200mg	200mg		100錠	4箱	1箱	
	止瀉剤、整腸剤	酪酸菌	ミヤBM錠				500錠	4箱	1箱
		ロベラミド塩酸塩	ロベミンカプセル1mg	1mg			100C	4箱	1箱
	消化性潰瘍剤	ファモチジン	ガスターD錠10mg	10mg			100錠	4箱	1箱
		ランソプラゾール	タケブロンOD錠15mg	15mg			100錠	4箱	1箱
		レバミピド	ムコスタ錠100mg	100mg			100錠	8箱	2箱
制酸剤、下剤、洗腸剤	酸化マグネシウム	酸化マグネシウム錠330mg「ヨシダ」	330mg			100錠	4箱	1箱	

内 容 品 内 訳 書

内服薬	下剤、浣腸剤	センゾシド	ブルゼニド錠12mg	12mg		100錠	4箱	1箱
		ピコスルファートナトリウム水和物	ラキソベロン内用液0.75%			10瓶	4箱	1箱
	その他の消化器官用剤	ドンペリドン	ナウゼリンドライシロップ1%			120g	4箱	1箱
		メトクロプラミド	プリンペラン錠5mg	5mg		100錠	4箱	1箱
	副腎ホルモン剤	プレドニゾン	プレドニン錠5mg	5mg		100錠	4箱	1箱
	その他の血液、体液用剤	ワルファリンカリウム	ワーファリン錠1mg	1mg		100錠	4箱	1箱
		アスピリン	バイアスピリン錠100mg	100mg		500錠	4箱	1箱
	痛風治療剤	アロプリノール	ザイロリック錠100mg	100mg		100錠	4箱	1箱
	糖尿病用剤	グリメピリド	アマリールOD錠1mg	1mg		100錠	4箱	1箱
		メホルミン塩酸塩	メグルコ錠250mg	250mg		100錠	4箱	1箱
		シタグリプチンリン酸塩水和物	ジャヌビア錠50mg	50mg		100錠	4箱	1箱
	抗ヒスタミン薬	ベタメタゾン・d-α-クロルフェニラミンマレイン酸塩	セレスタミン配合錠			100錠	4箱	1箱
		ピラステン	ピラノアOD錠20mg	20mg		100錠	4箱	1箱
	(抗生剤)セフェム系	セファクロル	ケフラルカプセル250mg	250mg		100個	4箱	1箱
			ケフラル細粒小児用100mg			120包	4箱	1箱
		セフカベンピボキシル塩酸塩	フロモックス錠100mg	100mg		10錠	4箱	1箱
			フロモックス小児用細粒100mg			120包	4箱	1箱
	(抗生剤)マクロライド系	アジスロマイシン水和物	ジスロマック細粒小児用10%		左記2製品から選択	60包	4箱	1箱
		クラリスロマイシン	クラリスドライシロップ10%小児用			120包	4箱	1箱
	(抗生剤)複合ペニシリン系	アンピシリン水和物・クロキサシンナトリウム水和物	ピクシリンS配合錠250mg			100錠	4箱	1箱
(抗生剤)ニューキノロン系	レボフロキサシン水和物	クラビット錠500mg	500mg		100錠	4箱	1箱	

内 容 品 内 訳 書

注 射 薬	催眠鎮静剤、抗不安剤 抗てんかん剤	フェノバルビタール	フェノバル注射液100mg	1% 10mL	左記2製品か ら選択	10管	4箱	1箱
	抗てんかん剤		ノーベルバル静注用250mg	250mg		6管	8箱	2箱
	催眠鎮静剤、抗不安剤	ジアゼパム	ホリゾン注射液10mg/セルシン注射液10mg		左記2製品か ら選択	10管	4箱	1箱
	鎮痙薬	ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン注20mg	20mg		10管	4箱	1箱
	利尿剤	フロセミド	ランックス注射液20mg			10管	4箱	1箱
	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾン/メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム	ソル・コーテフ静注用100mg	100mg	左記2製品か ら選択	5瓶	4箱	1箱
			ソル・メドロール静注用125mg	125mg		5瓶	4箱	1箱
	その他のホルモン剤	インスリンヒト	ノボリンR注フレックスベン300単位			2本	4箱	1箱
		ヒト二相性イソフェンインスリン	ノボリン30R注フレックスベン300単位			2本	4箱	1箱
	注射針及び穿刺針	医薬品・ワクチン注入用針	マイクロファイブラス(32G4mm)			70本	4箱	1箱
	ブドウ糖液	精製ブドウ糖	5%ブドウ糖注射液500mL			20袋	4箱	1箱
			20%ブドウ糖注射液20mL	50% 20mL		50本	4箱	1箱
	乳酸リンゲル液	乳酸リンゲル液	ラクテック注500mL/ソルラクト輸液500mL			20袋	4箱	1箱
	生理食塩液	塩化ナトリウム	生理食塩水100mL			20本	4箱	1箱
			生理食塩水20mL			50管	4箱	1箱
	(抗生剤)セフェム系	セフメタゾールナトリウム	セフメタゾン静注用1g			10瓶	4箱	1箱
毒素及びトキシイド類	破傷風トキシイド	沈降破傷風トキシイド			1本	4本	1本	

内 容 品 内 訳 書

解熱鎮痛抗炎剤	アセトアミノフェン	アルピニー坐剤100mg/アンヒバ坐剤100mg	100mg	左記2製品から選択	100個	4箱	1箱
		アルピニー坐剤200mg/アンヒバ坐剤200mg	100mg	左記2製品から選択	100個	4箱	1箱
	ジクロフェナクナトリウム	ポルタレンサボ50mg	50mg		50個	4箱	1箱
眼科用剤	オロパタジン塩酸塩	パタノール点眼液0.1%			10瓶	4箱	1箱
	レボフロキサシン水和物	クラビット点眼液0.5%			10瓶	4箱	1箱
血管拡張剤	ニトログリセリン	ミリストテープ5mg	4.05cm × 4.50cm		140枚	4箱	1箱
気管支拡張剤	サルブタモール硫酸塩	サルタノールインヘラー100μg	0.16% 13.5mL		1瓶	8瓶	2瓶
		ホクナリンテープ0.5mg	0.5mg		70枚	4箱	1箱
	ツロプテロール貼付薬	ホクナリンテープ2mg	2mg		70枚	4箱	1箱
その他の呼吸器官用薬	ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	シムビコートタービュヘイラー30吸入			1瓶	8瓶	2瓶
化膿性疾患用剤	ゲンタマイシン硫酸塩	ゲンタシン軟膏0.1%	10g		10本	4箱	1箱
	フラジオマイシン硫酸塩	ソフラチュール貼付剤10cm×10cm			10枚	4箱	1箱
鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	リンデロン-VG軟膏0.12% 5g			10本	4箱	1箱
		クロタミトン	オイラックスクリーム10%		10本	4箱	1箱
		ロキソプロフェンナトリウム水和物	ロキソニンテープ100mg		70枚	8箱	2箱
		インドメタシン	インテバンクリーム1%	25g		10本	4箱
消毒剤(手指消毒用)	ベンザルコニウム クロルヘキシジングルコン酸塩 (手指消毒)	ウエルバス手指消毒液0.2% 500mL		左記2製品から選択	1本	8本	2本
		ヒビスコール液A0.5% 500mL			1本	8本	2本
消毒剤(エタノール)	エタノール	消毒用エタノール 500mL	10mL		1本	16本	4本
消毒剤(次亜塩素酸)	次亜塩素酸ナトリウム	ミルトン(OTC)	750mL		1本	4本	1本
消毒剤(皮膚・粘膜用)	クロルヘキシジングルコン酸塩0.05%	ステリクロンW液0.05% 500mL	0.05% 10mL		1本	4本	1本
消毒剤(皮膚・粘膜用ヨード剤)	ポビドンヨード	イソジン液10% 250mL	10% 10mL	左記2製品から選択	1本	16本	4本
		ヒシヨード消毒液10% 250mL	10% 10mL		1本	16本	4本
消毒綿	塩化ベンザルコニウム含有	ザルコニン0.025%綿球20	150包		1箱	8箱	2箱

外用薬

内 容 品 内 訳 書

区分	分類	品名	規格	備蓄単位	備蓄数量	1か所 当たり	1箇所の 初回搬出量
衛生 材料	-	注射器	デイスボ1cc、23G針付	50本/組	4組	1組	1組
	-	輸液セット	輸液セット(点滴量:15滴、びん針:針型、静脈針無し、通気針:1、コネクター形状:虹管、中間チューブ付)	50個/組	4組	1組	1組
	-	輸液セット(針)	翼付静注針(21G,19mm)	50個/組	4組	1組	1組
	-	滅菌ガーゼ	7.5cm×7.5cm 12枚重ね (1枚袋×100枚)/箱	2箱/組	4組	1組	1組
	-	注射器	デイスボ5cc、22G針付	100本/組	4組	1組	1組
	-	注射器	デイスボ10cc、21G針付	10本/組	4組	1組	1組
	-	注射針	21G(A-4-4用)	10本/組	4組	1組	1組
	-	注射筒	デイスボ20cc	50本/組	4組	1組	1組
	-	絆創膏	紙テープ9mm×10m	20個/組	4組	1組	1組
	-	絆創膏	布テープ50mm×5m	6個/組	4組	1組	1組
	-	カット綿	80×160mm	200g/組	4組	1組	1組
	-	伸縮包帯	7.5cm(5cm)×9m	20個/組	4組	1組	1組
	-	弾性包帯	7.5cm×4.5m	20個/組	4組	1組	1組
	-	網包帯	60mm×25m	1個/組	4組	1組	1組

第12. ヘリポート発着場基準

(注) 次の発着基準により夜間使用の場合をもとに、大・中又は小と区分する。
 ただし、昼間、小型機の使用のみが可能などについては、○とする。

区分		昼間使用	夜間使用
項目			
発着場基準	小型		
	中型		
	大型		

(注) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

第13 指定等文化財一覧

指定文化財数一覧表

R7. 8. 1現在

区分		国指定	県指定	市町村指定	計
有形文化財	建造物	31	49	537	617
	絵画	2	12	38	52
	彫刻	12	55	251	318
	工芸	8	60	155	223
	書跡	4	31	51	86
	典籍	0	0	3	3
	古文書	9	4	103	116
	考古資料	5	15	81	101
	歴史資料	2	7	80	89
	小計	73	233	1299	1605
無形文化財	芸能	1	3	3	7
	工芸技術	0	1	1	2
	その他	0	0	2	2
	小計	1	4	6	11
民俗文化財	有形民俗文化財	1	8	41	50
	無形民俗文化財	5	35	238	278
	小計	6	43	279	328
記念物	史跡	47	79	552	678
	名勝	10	4	28	42
	天然記念物	26	36	243	305
	小計	83	119	823	1025
文化的景観		10		0	10
伝統的建造物群保存地区		0			0
文化財の保存技術		0	0		0
合計		173	399	2407	2979

※（ ）は地域を定めずに指定しているものを再掲。

※国・無形文化財は総合認定（能楽・日本能楽協会・東京）1件を含んだ数字。

登録・選択等文化財数一覧表

区分	国	県	市町村	計
登録文化財	208		52	260
選択の無形文化財	2		0	2
選択の無形民俗文化財	13		2	15
重要美術品 ※1	12			12
環境保全地区 ※2	0		4	4

備考

※1重要美術品（昭和8年施行の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定されたもの）

※2環境保全地区（指定文化財の環境を保護するために設定された地域）

第14. ダム、ため池等

1. 各機関が管理するダム

(1) 電源開発株式会社および知事が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダ ム 形	貯 水 量 m ³	堤 高 m	堤 長 m
瀬戸石ダム	右岸 球磨郡球磨村大字神瀬字山口853番地 左岸 芦北郡芦北町大字海路字桃木平1,851番地	電源開発株式会社	重力式コンクリート	総貯水量 9,930,000 有効貯水量 2,230,000	26.50	139.35
市房ダム	右岸 球磨郡水上村大字岩野字境目 左岸 球磨郡水上村大字湯山字川端	熊本県知事	同 上	総 〃 40,200,000 有効 〃 35,100,000	78.5	258.5
幸野ダム	右岸 球磨郡水上村高橋355番地 左岸 球磨郡湯前町字焼尾5051番地	同 上	同 上	総 〃 325,900 有効 〃 112,000	21.21	90.49
船津ダム	右岸 下益城郡美里町涌井字折立 左岸 〃 〃 清水字肉伏	同 上	同 上	総 〃 2,495,000 有効 〃 1,070,000	25.5	175.0
氷川ダム	右岸 八代市泉町下岳字松場 左岸 八代市泉町下岳字松の原	熊本県知事	同 上	総 〃 7,100,000 有効 〃 5,900,000	58.5	202.0
亀川ダム	右岸 天草市栢宇土町道目木字上門渡瀬 左岸 天草市栢宇土町道目木字門渡瀬	同 上	同 上	総 〃 2,650,000 有効 〃 2,400,000	37.0	110.0
都呂々ダム	右岸 天草郡苓北町都呂々字光り岩4546 左岸 〃 〃 〃 石和太郎3525	熊本県知事	重力式コンクリート	総 〃 1,360,000 有効 〃 1,160,000	41.8	145
石打ダム	右岸 宇城市三角町中村字八久保 左岸 宇城市三角町中村字落し口	同 上	同 上	総 〃 1,200,000 有効 〃 1,130,000	38.5	256.0
上津浦ダム	右岸 天草市有明町上津浦字中野河内 左岸 天草市有明町上津浦字中野河内	同 上	同 上	総 〃 467,000 有効 〃 440,000	54.0	205.0
路木ダム	右岸 天草市河浦町久留字牧堀 左岸 天草市河浦町路木字城木場	同 上	同 上	総 〃 2,290,000 有効 〃 2,080,000	53.0	169.0

(2) 九州電力株式会社熊本支店が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダム形式	貯水量 m ³	堤高 m	堤長 m
内 谷 ダ ム	右岸 球磨郡五木村字内谷	九州電力株式会社熊本支店	中央土質しゃ水壁型ロックフィル	総貯水量	64.0	200.0
	5,383,000					
油 谷 ダ ム	左岸 " 字上内谷	同上	同上	有効貯水量	82.0	189.2
	3,960,000					
川辺川第一取水堰	右岸 八代市坂本町鮎婦	同上	ゴム引布製起伏ゲート付全越流型コンクリート重力式	総貯水量	13.25	72.5
	5,420,000					
甲 佐 取 水 堰	左岸 " "	同上	直線可動扉付全越流型コンクリート重力式	有効貯水量	9.0	85.0
	3,680,000					
黒 川 調 整 池 堰	右岸 球磨郡五木村丙字逆瀬川	同上	可動扉付越流型コンクリート重力式	総貯水量	12.2	55.0
	272,900					
黒 川 調 整 池 堰	左岸 球磨郡五木村甲字板木	同上	直線可動扉付全越流型コンクリート重力式	有効貯水量	9.0	85.0
	99,100					
黒 川 調 整 池 堰	右岸 下益城郡美里町甲佐平	同上	可動扉付越流型コンクリート重力式	総貯水量	12.2	55.0
	280,000					
黒 川 調 整 池 堰	左岸 " 古閑	同上	可動扉付越流型コンクリート重力式	有効貯水量	12.2	55.0
	151,500					
黒 川 調 整 池 堰	右岸 阿蘇市字車帰	同上	可動扉付越流型コンクリート重力式	総貯水量	12.2	55.0
	390,800					
黒 川 調 整 池 堰	左岸 阿蘇郡南阿蘇村大字下野	同上	可動扉付越流型コンクリート重力式	有効貯水量	12.2	55.0
	190,400					

(3) 国土交通大臣が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダム形式	貯水量 m ³	堤高 m	堤長 m
緑 川 ダ ム	右岸 下益城郡美里町畝野	国土交通省	(主ダム) 重力式コンクリート	総貯水量	76.50	295.30
	46,000,000					
緑 川 ダ ム	左岸 " "	国土交通省	(補助ダム) 中央土質心壁型フィルタイプ	有効貯水量	35.00	244.00
	35,200,000					
緑 川 ダ ム	大字洞岳	国土交通省	(補助ダム) 中央土質心壁型フィルタイプ	有効貯水量	35.00	244.00
	35,200,000					

名 称	所 在 地	管 理 者	ダ ム 形 式	貯 水 量 m ³	堤 高 m	堤 長 m
竜 門 ダ ム	右岸 熊本県菊池市大字 竜門、班蛇口	国土交通省	(複合ダム) 重力式コンク リートダム、ロッ クフィルダム	総貯水量 42,500,000	99.5	620.0
	左岸 //		有効貯水量 41,500,000			
阿 蘇 立 野 ダ ム	右岸 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字立野	国土交通省	曲線重力式コン クリートダム	総貯水量 10,100,000	87.0	197.0
	左岸 熊本県菊池郡大津町 大字外牧		有効貯水量 9,500,000			

2 えん堤等の防災管理を特に必要とする農業用ため池

	対象震度	市町村	施設名称	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m ³)	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	管理者	住所	一時点検対象	二時点検対象	緊急点検対象	
農業用ダム(河川法指定)														
上益城	4以上	御船町	天君ダム	39	195	1,661,000	0	0	御船町	御船町高木4197-4	1	1		
球磨		あさぎり町	清願寺ダム	61	199	3,302,000	520	628	あさぎり町(旧上村)	あさぎり町免田東1199	1	1		
天草		天草市(本渡市)	楠浦ダム	32	139	1,068,000	274	358	本渡市土地改良区	天草市楠浦町2318	1	1		
		上天草市(松島町)	教良木ダム	29	108	1,371,000	538	1,404	教良木土地改良区	上天草市松島町合津3538番地3	1	1		
		天草市(五和町)	五和ダム	37	173	561,000	238	447	五和町土地改良区	天草市五和町御領2943	1	1		
		天草市(五和町)	五和東部ダム	33	170	720,000	256	732	五和町土地改良区	天草市五和町御領2943	1	1		
		苓北町	志岐ダム	36	145	803,000	348	575	苓北町土地改良区	苓北町志岐38	1	1		
農業用ダム(河川法指定区域外)														
菊池	4以上	菊陽町、益城町	深迫ダム	19	241	1,172,000	346	527	おおきく土地改良区	菊池郡大津町陣内1782-2			1	
阿蘇		西原村	大切畑ダム	23	145	755,000	181	256	小森土地改良区	西原村大字小森3259			1	
天草		上天草市(姫戸町)	西河内ダム	18	66	16,000	25	66	上天草市	上天草市大矢野町上1514番地			1	
天草		苓北町	年柄ダム	18	50	21,500	5	36	苓北町土地改良区	苓北町志岐38			1	
農業用ため池(堤高15m以上)														
鹿本	4以上	山鹿市	湯ノ口	30	161	530,000	72	70	湯ノ口水利組合	山鹿市蒲生1480			1	
菊池		菊池市(旭志村)	湯舟	17	380	362,000	78	143	湯舟水利組合	菊池市志村大字小原240			1	
球磨		球磨村	大久保	15	82	105,000	10	10	大久保農業組合	球磨村大字渡丙1730			1	
農業用ため池(堤高15m未満の防災重点農業用ため池)														
全域	5弱以上	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条第1項に基づき熊本県が指定した農業用ため池												

※災害対策基本法第42条に掲げる市町村地域防災計画に定められている農業用ため池

※防災重点農業用ため池に係る防再工事等の推進に関する特別措置法第4条第1項に基づき熊本県が指定した農業用ため池

※河川法区域外のダムとは、農業用ため池で近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ土地改良法に基づき施設管理規定が整備されているもの

3 防災管理を必要とする海岸保全施設及び海岸樋門

広域本部・振興局	沿岸名	海岸	所在地	海岸保全施設・水門・樋門名	延長・大きさ	ゲートタイプ	操作方法	開口部	築造年月日	管理者	連絡先
県央	有明海	飽託	熊本市	飽託海岸保全施設	L=3.478m	-	-	-	-	熊本県	県央広域本部農林部 農地整備課 096-359-17621
	有明海	四番	熊本市	四番海岸保全施設	L=1.644m	-	-	-	-	熊本県	県央広域本部農林部 農地整備課 096-359-17621
	有明海	海路口	熊本市	海路口 海岸保全施設	L=3.024m	-	-	-	-	熊本県	県央広域本部農林部 農地整備課 096-359-17621
	有明海	飽託	熊本市	沖新樋門	Ø2.0m×H2.0m*6連	ﾌﾗｯﾌﾟ+0-ﾌﾗｯ	エンジン	潮遊池	昭和59年11月	白川西南部土地改良区	熊本市野口2丁目1-6 096-357-9470
	有明海	飽託	熊本市	高砂樋門	Ø2.0m×H2.0m*1連	ﾌﾗｯﾌﾟ+0-ﾌﾗｯ	手動	潮遊池	昭和55年7月	高砂土地改良区	熊本市沖新町4722 096-329-5575
	有明海	四番	熊本市	除川樋門	Ø2.0m×H2.0m*6連	ｲｷﾀﾞ-ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	エンジン	除川河口部	平成4年7月	熊本市役所経済振興 局農林水産振興部飽 田出張所	熊本市会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	四番	熊本市	乙島口樋門	Ø2.0m×H2.55m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+0-ﾌﾗｯ	エンジン	潮遊池	平成15年8月	熊本市役所経済振興 局農林水産振興部飽 田出張所	熊本市会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	四番	熊本市	千間江湖樋門	Ø1.8m×H1.8m*2連 Ø13.5m×H3.87m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ 0-ﾌﾗｯ	電動	千間江湖川河口部	平成6年3月	熊本市役所経済振興 局農林水産振興部飽 田出張所	熊本市会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	海路口	熊本市	浦田樋門	Ø2.0m×H1.5m*4連	ｲｷﾀﾞ-ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	電動	潮遊池	平成10年6月	天明土地改良区	熊本市奥古閑町1905-1 096- 223-0204
				樋門合計	6箇所						
宇城	有明海	住吉	宇土市	住吉海岸保全施設	L=617m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	有明海	網田	宇土市	網田海岸保全施設	L=1.635m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	豊川	宇城市松橋町	網田海岸保全施設	L=1.180m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	塩屋浦	宇城市不知火町	塩屋浦 海岸保全施設	L=1.090m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	松合	宇城市不知火町	松合海岸保全施設	L=994m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	大口	宇城市三角町	大口海岸保全施設	L=680m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦海岸保全施設	L=646m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	戸馳	宇城市三角町	戸馳海岸保全施設	L=348m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	八代海	片島	宇城市三角町	片島海岸保全施設	L=195m	-	-	-	-	熊本県	宇城地域振興局農林部 農地整備課 0964-32-2118
	有明海	網田	宇土市	梅岡樋門	Ø1.8m×H2.2m*3連	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	平成9年8月	網田新地土地改良区	宇土市上綱田町297-2 (宇土 市網田支所内) 0964-27-1111
	有明海	住吉	宇土市	住吉樋門	Ø1.8m×H2.6m*3連	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和51年3月	網津土地改良区	宇土市住吉678 0964-25-0811
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第1号樋門	Ø2.0m×H2.8m*2連 Ø2.0m×H2.8m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ ｽﾗｲﾄﾞ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和57年7月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市 経済部農林水産課農林建設 係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第2号樋門	Ø2.0m×H2.8m*2 Ø2.0m×H2.8m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ ｽﾗｲﾄﾞ+ｽﾗｲﾄﾞ	電動	五丁川河口部	昭和53年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市 経済部農林水産課農林建設 係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第3号樋門	Ø2.2m×H2.5m*6連	ﾌﾗｯﾌﾟ	手動	五丁川河口部	昭和37年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市 経済部農林水産課農林建設 係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第4号樋門	Ø2.0m×H2.0m*6連	ｲｷﾀﾞ+ｽﾗｲﾄﾞ	電動	五丁川河口部	平成5年6月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市 経済部農林水産課農林建設 係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第5号樋門	Ø3.0m×H2.0m Ø1.5m×H2.0m*2連	ｲｷﾀﾞ+ｽﾗｲﾄﾞ ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	電動	潮遊池	昭和54年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市 経済部農林水産課農林建設 係) 0964-32-1111
	八代海	塩屋浦	宇城市不知火町	塩屋浦樋門	Ø1.7m×H1.9m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和46年3月	塩屋浦区	宇城市不知火町長崎1253-76 0964-33-7411
	八代海	松合	宇城市不知火町	丸山樋門1号	Ø1.8m×H1.5m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和37年3月	大見区	宇城市不知火町大見2089 0964-42-3119
	八代海	松合	宇城市不知火町	小崎樋門2号	Ø1.8m×H1.5m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和37年3月	大見区	宇城市不知火町大見2089 0964-42-3119
	八代海	松合	宇城市不知火町	救の浦樋門	Ø1.6m×H2.1m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和53年3月	上付区	宇城市不知火町松合904-1 0964-42-2418
	八代海	大口	宇城市三角町	大口樋門	Ø2.0m×H2.0m*2連 Ø2.0m×H2.0m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+0-ﾌﾗｯ ｽﾗｲﾄﾞ+0-ﾌﾗｯ	手動	潮遊池	昭和58年3月	大口区	宇城市三角町大口854 0964-54-0688
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦1号樋門	Ø0.6m×H1.0m	ﾌﾗｯﾌﾟ	手動	潮遊池	平成2年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦2号樋門	Ø1.5m×H1.5m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和58年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦3号樋門	Ø1.0m×H1.0m	ﾌﾗｯﾌﾟ	手動	潮遊池	平成元年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	戸馳	宇城市三角町	山の神樋門	Ø1.0m×H1.0m	ﾌﾗｯﾌﾟ+ｽﾗｲﾄﾞ	手動	潮遊池	昭和63年12月	宇城市	宇城市三角町大字波多213-1 (宇城市三角支所経済課農林 水産課) 0964-53-1111
	八代海	片島	宇城市三角町	片島樋門	Ø2.0m×H2.0m*2連 Ø2.5m×H2.0m*2連	ﾌﾗｯﾌﾟ+0-ﾌﾗｯ ｽﾗｲﾄﾞ+0-ﾌﾗｯ	手動	潮遊池	昭和62年10月	宇城市	宇城市三角町大字波多213-1 (宇城市三角支所経済課農林 水産課) 0964-53-1111
				樋門合計	17箇所						

玉名	有明海	鍋	玉名市岱明町	鍋海岸保全施設	L=1,608m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	小白	玉名市天水町	小白海岸保全施設	L=1,848m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	受免	玉名市天水町	受免海岸保全施設	L=1,415m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	共和	玉名市	共和海岸保全施設	L=2,681m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	高道	玉名市	高道海岸保全施設	L=2,745m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	玉名横島	玉名市	玉名横島 海岸保全施設	L=10,096m	-	-	-	熊本県	玉名地域振興局農林部 農地整備課 0968-74-2139	
	有明海	鍋	玉名市岱明町	大正開第1樋門	B1.8m×H1.8m	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和42年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市岱明町	大正開第2樋門	B1.8m×H1.8m	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和34年	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市岱明町	大正開第3樋門	B1.5m×H1.5m+2連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和55年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市岱明町	新川樋門	B1.3m×H2.0m+2連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和39年3月	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	鍋	玉名市岱明町	行末樋門	B2.0m×H3.4m+9連	0-3+3/4	エンジン	行末川	昭和37年11月	玉名市・長洲町	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126 玉名郡長洲町大字長洲2766 (長洲町建設費改課) 0968-78-3265
	有明海	小白	玉名市天水町	小白樋門	B2.0m×H1.8m+2連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和51年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	受免	玉名市天水町	受免樋門	B2.0m×H2.0m+4連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和49年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	受免	玉名市天水町	杉方樋門	B1.8m×H2.3m+5連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和54年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	共和	玉名市	共和樋門	B1.8m×H2.5m+2連	3/4+3/4	電動	潮道池	昭和44年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	共和	玉名市	共和第2樋門	B1.2m×H1.2m+2連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和48年	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	高道	玉名市	塩浜樋門	B1.8m×H2.0m+10連	3/4+3/4	エンジン	塩川	昭和45年3月	玉名平野土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	高道	玉名市岱明町	塩浜第2樋門	B1.2m×H1.2m+2連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和51年	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	高道	玉名市岱明町	大相樋門	B1.8m×H2.5m	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和41年3月	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	高道	玉名市岱明町	長保樋門	B2.0m×H2.7m+3連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和34年3月	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	玉名横島	玉名市	有明樋門	B1.8m×H2.2m+1連	0-3+3/4	電動	潮道池	昭和50年6月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	玉名横島	玉名市横島町	横島第1号樋門	B3.0m×H2.0m+8連	0-3+3/4	電動・手動	潮道池	平成17年	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	玉名横島	玉名市横島町	横島第2号樋門	B2.0m×H1.8m+12連	3/4+3/4	電動・手動	潮道池	昭和40年	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	玉名横島	玉名市横島町	大豊樋門	B1.8m×H2.5m+2連	3/4+3/4	手動	潮道池	昭和41年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
	有明海	玉名横島	玉名市横島町	大開樋門	B1.8m×H2.5m+3連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和49年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所 内0968-75-1128
有明海	玉名横島	玉名市横島町・天 橋門合計	唐人川防潮樋門	B15.0m×H5.5m+3連 B7.5m×H6.0m+1連	0-3	電動	唐人川	昭和48年3月	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産 業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126	
黒南	八代海	洲口	八代市	洲口海岸保全施設	L=1,418m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	日奈久	八代市	日奈久 海岸保全施設	L=2,003m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	金剛	八代市	金剛海岸保全施設	L=6,089m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	郡築	八代市	郡築海岸保全施設	L=3,081m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	昭和	八代市	昭和海岸保全施設	L=2,657m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	文政	八代市鏡町	文政海岸保全施設	L=6,001m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	和鹿島 海岸保全施設	L=7,412m	-	-	-	熊本県	黒南広域本部農林水産部 農地整備課 0965-33-4246	
	八代海	洲口	八代市	洲口樋門	B1.6m×H2.3m+2連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和47年11月	洲口農家水利組合	八代市三貝洲口 0965-38-0865
	八代海	日奈久	八代市	日奈久樋門	B1.5m×H1.5m+1連	0-3+3/4	手動	潮道池	平成12年	日奈久平拓土地改良 区	八代市日奈久堤町 099-1872-8113
	八代海	金剛	八代市	金剛第1号樋門	B2.0m×H2.4m+2連 B3.0m×H2.4m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	平成2年10月	八の字土地改良区	八代市三江湖町1399 0965-35-0658
	八代海	金剛	八代市	金剛第2号樋門	B3.0m×H2.3m+2連 B2.0m×H2.3m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和61年3月	八の字土地改良区	八代市三江湖町1399 0965-35-0658
	八代海	郡築	八代市	郡築7番樋門	B2.1m×H2.3m+4連 B3.0m×H2.3m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和55年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築8番樋門	B2.1m×H2.3m+2連 B3.0m×H2.3m+2連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和61年10月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築10番樋門	B2.1m×H2.3m+4連 B3.0m×H2.3m+1連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和50年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築11番樋門	B2.1m×H2.3m+4連 B3.0m×H2.3m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和58年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	昭和第1号樋門	B2.15m×H2.3m+4連 B3.15m×H2.3m+2連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和49年10月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	昭和第2号樋門	B2.15m×H2.3m+4連 B3.15m×H2.3m+2連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和51年10月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	大相樋門	B5.0m×H2.5m+6連 B15.0m×H8.1m	0-3+3/4 0-3	手動	大相川河口部	昭和58年9月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第1号樋門	B2.15m×H2.3m+6連 B3.15m×H2.3m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和48年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第2号樋門	B2.15m×H2.3m+6連 B3.15m×H2.3m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和45年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	東区樋門	B2.75m×H2.5m+2連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和63年5月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第3号樋門	B2.5m×H2.3m+5連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和47年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	南横江樋門	B3.5m×H2.0m+2連 B2.0m×H2.0m+2連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	平成6年10月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	横江樋門	B2.0m×H2.0m+2連 B2.4m×H2.0m+2連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	潮道池	昭和58年3月	八代平野北部土地改 良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	八間川第1号樋門	B2.0m×H2.7m+4連 B3.2m×H2.7m+4連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	八間川河口部 (潮道池)	昭和62年11月	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	和鹿島第3号樋門	B2.0m×H2.5m+7連	0-3+3/4	手動	潮道池	昭和40年	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	八間川第2号樋門	B2.4m×H2.7m+2連 B3.2m×H2.7m+5連	0-3+3/4 0-3+3/4	手動	八間川河口部 (潮道池)	平成6年6月	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
			樋門合計	20箇所							

天草	八代海	池の迫	上天草市大矢野町	池の迫 海岸保全施設	L=1,982m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	有明海	賤之女	上天草市大矢野町	賤之女 海岸保全施設	L=150m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	千崎	上天草市大矢野町	千崎海岸保全施設	L=418m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	有明海	北前島	上天草市松島町	北前島 海岸保全施設	L=115m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	有明海	西目	上天草市松島町	西目海岸保全施設	L=1,296m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	古江	天草市栢本町	古江海岸保全施設	L=320m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	栢本	天草市栢本町	栢本海岸保全施設	L=369m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	白洲	天草市栢本町	白洲海岸保全施設	L=1,429m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	立浦	天草市本渡橋浦町	立浦海岸保全施設	L=320m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	天附	天草市新和町	天附海岸保全施設	L=231m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	宮地ヶ浦	天草市新和町	宮地ヶ浦 海岸保全施設	L=625m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	二浦	天草市河浦町	二浦海岸保全施設	L=1,261m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	古江	天草市河浦町	古江海岸保全施設	L=658m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	一町田	天草市河浦町	一町田 海岸保全施設	L=1,971m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	釜	天草市河浦町	釜海岸保全施設	L=1,140m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	通詞島	天草市五和町	通詞島 海岸保全施設	L=2,412m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	長崎	天草市五和町	長崎海岸保全施設	L=1,255m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	天草西	富岡北	天草郡苓北町	富岡北 海岸保全施設	L=400m	-	-	-	-	熊本県	天草広域本部農林水産部 農地整備課 0969-22-4293
	八代海	池の迫	上天草市大矢野町	荒木浜第1樋門	B2.0m×H2.5m*5連	0-5+7777'	手動	潮道池	平成4年10月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	八代海	池の迫	上天草市大矢野町	野米	B2.1m×H2.1m	0-5+7777'	手動	潮道池	平成7年9月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	有明海	賤之女	上天草市大矢野町	賤之女第1樋門	B2.0m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和53年3月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	有明海	賤之女	上天草市大矢野町	賤之女第2樋門	B2.0m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和52年3月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	八代海	千崎	上天草市大矢野町	千崎樋門	B2.0m×H1.5m	534'+7777'	手動	潮道池	昭和47年3月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	有明海	北前島	上天草市松島町	北前島樋門	B1.0m×H1.5m	534'+7777'	手動	潮道池	昭和61年3月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	有明海	西目	上天草市松島町	西目第1樋門	B1.8m×H2.0m	7777'	手動	潮道池	昭和41年10月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	有明海	西目	上天草市松島町	西目第2樋門	B1.5m×H2.0m	534'+7777'	手動	潮道池	昭和51年3月	上天草市	上天草市大矢野町上1514(上天草市経済振興部農林水産課)0964-56-1111
	八代海	古江	天草市栢本町	古江第1樋門	B1.2m×H1.5m	7777'	手動	潮道池	昭和58年7月	内湯地区	栢本町大字古江541-2 0969-66-2717
	八代海	古江	天草市栢本町	古江第2樋門	B0.8m×H0.6m	7777'	手動	潮道池	昭和36年3月	内湯地区	栢本町大字古江541-2 0969-66-2717
	八代海	栢本	天草市栢本町	栢本第1樋門	B1.6m×H2.0m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和45年3月	西浦地区	栢本町大字湯船原1564 0969-66-2771
	八代海	栢本	天草市栢本町	栢本第2樋門	B1.75m×H2.2m	0-5+7777'	手動	潮道池	平成12年1月	JAあまくさ栢本	栢本町大字馬場99-5 0969-66-2014
	八代海	白洲	天草市栢本町	白洲樋門	B2.2m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	平成14年1月	新白洲开拓組合	栢本町大字馬場3126 0969-66-2311
	八代海	立浦	天草市本渡橋浦町	立浦樋門	B1.5m×H2.0m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和58年3月	立浦新田耕作組合	本渡市橋浦町4309 0969-23-1478
	八代海	天附	天草市新和町	天附樋門	B1.6m×H2.0m	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和45年3月	太多尾新田地区	新和町太尾4047 0969-46-1416
	八代海	宮地ヶ浦	天草市新和町	宮地浦第1樋門	B1.8m×H2.0m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和54年3月	宮地浦新田地区	新和町小宮地8942 0969-46-2648
	八代海	宮地ヶ浦	天草市新和町	宮地浦第2樋門	B1.5m×H2.0m	7777'	手動	潮道池	昭和35年3月	浦新田地区	新和町小宮地9672 0969-46-3326
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第1樋門	B2.0m×H2.0m*3連	534'+7777'	手動	潮道池	平成9年1月	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第2樋門	B1.6m×H2.0m*2連	534'+7777'	手動	潮道池	平成7年	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第3樋門	B1.8m×H2.3m	7777'	手動	潮道池	昭和53年	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	古江	天草市河浦町	古江樋門	B2.0m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	平成3年3月	古江新田組合	河浦町久留2202 0969-76-1071
	天草西	一町田	天草市河浦町	白木河内樋門	B2.6m×H2.60m*3連	0-5+7777'	手動	白木河内川河口部	昭和56年4月	白木河内新田組合	河浦町白木河内2124 0969-76-0123
	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第1樋門	B2.1m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和58年3月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第2樋門	B2.1m×H2.5m	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和57年3月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第3樋門	B2.4m×H3.0m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	平成3年5月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	釜	天草市河浦町	釜樋門	B2.0m×H2.5m*2連	0-5+7777'	手動	潮道池	昭和32年	釜新田組合	河浦町河浦1702 0969-76-1035
				樋門合計	26箇所						

4. 県(農村振興局所管)が管理する地すべり防止区域指定一覧表

No.	名称	所在地		面積 ha	告示年月日	告示番号
		郡市町村・大字	字(地先)			
1	ツブムギ 粒麦	上益城郡御船町水越	粒麦	10.00	昭和33年10月31日	農林省告示第840号
2	ナガハエ 長生	上益城郡御船町田代	山上、長生、戸ノ上、礮之上	28.30	昭和36年05月01日	農林省告示第412号
3	クワフジ 栗藤	上益城郡山都町緑川	池の鶴、柳井原、松山、建道、上鶴、大鋸小屋	102.00	昭和42年03月31日	農林省告示第535号
4	カヤノキ 柏ノ木	山鹿市鹿北町岩野、芋生、鶴掛、柏の木、舞野、畑中		110.96	-	-
		山鹿市鹿北町岩野	鶴掛、柏の木	-	昭和42年03月31日	農林省告示第536号
		山鹿市鹿北町芋生	畑中	-	昭和45年06月24日	農林省告示第536号
		山鹿市鹿北町岩野	鶴掛、舞野	-	平成10年12月03日	農林省告示第1812号
5	ナガオ 長尾	玉名郡和水町上和仁	長尾	16.60	昭和46年12月03日	農林省告示第2027号
6	シンノハラ 陣の平	玉名郡南関町九重、関下	野中、荒田浦、松ヶ浦、葛蒲谷…(大字九重) 陣平、鍋川…(大字関下)	90.52	昭和48年03月30日	農林省告示第751号
7	ツルカミ 鶴上	八代市東陽町日当	前平、田ノ上、小谷迫、日当	52.20	昭和48年03月30日	農林省告示第751号
8	シモイトバル 下糸原	八代市泉町柿迫	日富、糸原	18.62	昭和51年03月26日	農林省告示第320号
9	ウラサリ 蕨芹	山鹿市鹿北町岩野	蕨芹	50.33	昭和57年03月15日	農林水産省告示第539号
10	ミナモツオ 南松尾	山鹿市鹿北町椎持	田の原、鍛冶屋、市の根、須屋	48.60	昭和58年03月23日	農林水産省告示第357号
11	チュウグツ 中月	上天草市松島町内野河内	坂の下、春山、梅木迫、ふづき迫、平山口、今村	27.08	昭和58年03月23日	農林水産省告示第358号
12	コタノウラ 小田浦	芦北郡田浦町小田浦	野添	11.02	平成2年03月16日	農林水産省告示第389号
13	ハダノタニ 萩の谷	玉名郡南関町関東	堤下、白毛、長畑	10.76	平成2年03月16日	農林水産省告示第418号
14	ハルノ 春野	天草市新和町大多尾	城平、浜ノ丸、清水、蛸目、上床、梅ノ木、春野	27.60	平成6年11月09日	農林水産省告示第527号
15	カヤノキダイニ 柏ノ木第2	山鹿市鹿北町岩野	前田、舞野、鶴掛	28.30	平成8年06月17日	農林水産省告示第945号
16	ウラ 浦	天草市倉岳町浦	中浦、山南、笠松、大藪、引地、折口、原ノ上、松尾	25.34	平成20年01月31日	農林水産省告示第122号
17	タナソコ 棚底	天草市倉岳町棚底	古野、曲尾、火口山、柴車、南平	18.65	平成20年01月31日	農林水産省告示第122号
			合計	676.88		

第15. 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況

1. 災害拠点病院の指定状況（令和7年8月1日現在）

（1）災害拠点病院とは

熊本県では平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とし、災害時の医療体制を確保するため、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を図ってきました。

具体的には、下表のとおり、二次保健医療圏毎に「地域災害拠点病院」を1～6か所、県全体を包括する病院として「基幹災害拠点病院」を1か所指定しています。

（地域災害拠点病院）

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
熊本・上益城	①熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5	550	H21. 3. 31
	②済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1	400	H 8. 12. 27
	③熊本大学病院	熊本市中央区本荘 1-1-1	845	R 7. 4. 1
	④熊本市民病院	熊本市東区東町 4-1-60	388	R 7. 4. 1
	⑤熊本中央病院	熊本市南区田井島 1-5-1	361	R 7. 8. 1
	⑥矢部広域病院	上益城郡山都町下馬尾 204	85	H 9. 3. 27
宇城	⑦宇城総合病院	宇城市松橋町久具 691	204	H11. 3. 3
有明	⑧くまもと県北病院	玉名市玉名 550	402	R 3. 3. 1
	⑨荒尾市立有明医療センター	荒尾市荒尾 2600	274	R 2. 2. 13
鹿本	⑩山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿 511	201	H 8. 12. 27
菊池	⑪熊本セントラル病院	菊池郡菊陽町原水 2921	246	R 5. 3. 30
阿蘇	⑫阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1266	124	H 8. 12. 27
八代	⑬熊本労災病院	八代市竹原町 1670	410	H 8. 12. 27
芦北	⑭水俣市立総合医療センター	水俣市天神町 1-2-1	349	H 8. 12. 27
球磨	⑮人吉医療センター	人吉市老神町 35	252	H 8. 12. 27
天草	⑯天草中央総合病院	天草市東町 101	155	H 8. 12. 27
	⑰上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19	195	H11. 3. 3

（基幹災害拠点病院）

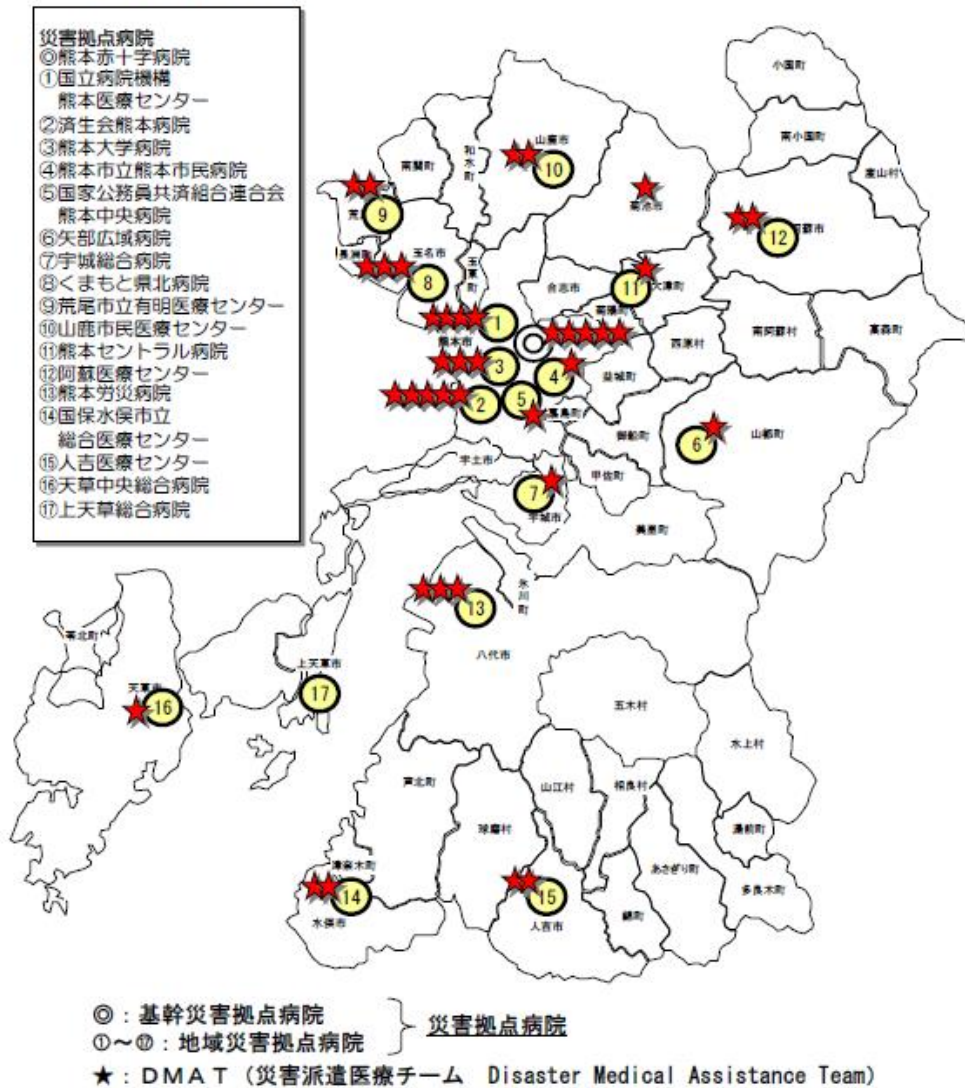
二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
全圏域	◎熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1	490	H 9. 3. 27

（2）災害拠点病院が有すべき機能

- ①災害時に多数発生する重症患者への医療を行うための高度な診療機能
- ②被災地からの患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤基幹災害拠点病院は、災害医療に関する訓練・研修機能

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体



※DMATの現況（令和8年1月20日現在）

医療機関名	チーム数	R11年 目標チーム数
熊本赤十字病院	5	
熊本医療センター	4	
済生会熊本病院	5	
熊本大学病院	3	
熊本市市民病院	1	
熊本中央病院	1	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	1	
くまもと県北病院	3	
有明医療センター	2	
山鹿市民医療センター	2	
川口病院	1	
熊本セントラル病院	1	
阿蘇医療センター	2	
熊本労災病院	3	
水俣市立総合医療センター	2	
人吉医療センター	2	
天草中央総合病院	1	
合計（18病院）	40	45

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。

阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。

第16. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の状況

1 災害派遣精神医療チーム（DPAT）とは

自然災害等が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことです。

※DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）

2 協定の締結（締結日 平成29年6月28日）

公益社団法人熊本県精神科協会の協力を得て、県内の精神科病院と、被災地への派遣に備えた、それぞれの役割、活動内容、派遣費用の負担等についての協定を締結した。（先遣隊6チーム、後続隊17チーム）

熊本県災害派遣精神医療チーム「熊本DPAT」登録一覧

熊本県災害派遣精神医療チーム「熊本DPAT」登録一覧

NO	医療機関名	日本DPAT	後続隊	備考
1	医療法人信和会 城ヶ崎病院		1	<p>チーム構成 精神科医、看護師、業務調整員を基本とする。必要に応じて児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者などが加わる。</p> <p>活動期間 1チームの活動期間は、1週間（移動日2日・活動日5日）を標準とし、必要があれば一つの都道府県等が数週間～数か月継続して派遣する。</p> <p>先遣隊と後続隊 DPATのうち、発災から概ね48時間以内に、被災した他都道府県においても活動できるチームを、先遣隊と定義している。</p> <p>独立の隊以外での登録（※印の部分） 以下の医療機関は、チームとしての登録ではなく、派遣可能な医師や看護師等の登録を行っている。</p>
2	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院		※	
3	国立病院機構 菊池病院	1		
4	社会医療法人芳和会 菊陽病院		1	
5	医療法人高森会 阿蘇やまなみ病院		※	
6	医療法人社団松本会 希望ヶ丘病院	1	※	
7	社会医療法人ましき会 益城病院	1	※	
8	医療法人社団明心会 あおば病院		※	
9	医療法人社団平成会 平成病院		※	
10	医療法人山田会 八代更生病院		2	
11	医療法人正仁会 海のみえるココロの病院		1	
12	医療法人精翠会 人吉こころのホスピタル		1	
13	熊本大学病院		※	
14	熊本県立こころの医療センター		※	
15	一般財団法人杏仁会 くまもと青明病院		1	
16	医療法人仁木会 ニキハーティーホスピタル		1	
17	医療法人明和会 くまもと悠心病院		1	
18	国立病院機構 熊本医療センター	1		
19	医療法人健生会 明生病院		2	
20	医療法人富尾会 桜が丘病院	1		
21	特定医療法人佐藤会 弓削病院	1	※	
22	医療法人敬愛会 城山病院		1	

計

6

12

第17. 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWA T）の状況

1. 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWA T）とは

災害発生時において、高齢者や障がい者等の要援護者が、避難所等において十分なケアが受けられずに生活に支障をきたすことが想定されることから、これらの要援護者を支援する介護福祉士などの専門職で構成するチームです。主に一般避難所等で活動する熊本DCAT、主に福祉避難所等で活動する熊本DWA Tの2チームが組織されています。

※ DCAT（Disaster Care Assistance Team）、DWA T（Disaster Welfare Assistance Team）

2. 協定の締結

発災後速やかにチームを派遣できるよう、次の団体と協定を締結し、派遣する専門職を事前に登録しています。（令和7年5月現在の登録数：先遣隊145名、支援隊312名）

【熊本DCAT】締結：平成24年12月27日

【熊本DWA T】締結：令和5年3月28日

○熊本県老人福祉施設協議会

○熊本県社会福祉法人経営者協議会

○一般社団法人熊本県老人保健施設協会

○熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会

○熊本県地域密着型サービス連絡会

○公益社団法人熊本県精神科協会

○熊本県身体障害児者施設協議会

○熊本県知的障がい者施設協会

区分	型	目的	派遣時期	主な活動場所（形態）	人数（活動期間）	チーム構成〔基本形〕 【職種（人数）】
先遣隊	ニーズ把握型	・福祉ニーズの把握	概ね発災後3日以内	避難所等（巡回）	4人程度 (1～3日間)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(1) ※介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士など1名程度
	トリアージ型	・福祉的トリアージの実施	概ね発災後3日以内	避難所等（巡回）	6人程度 (1～3日間)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(3) ※社会福祉士、理学療法士、介護福祉士など3名程度
支援隊	巡回型	・福祉サービスの提供 ・廃用症候群の予防	概ね発災後4日～3週間以内	避難所等（巡回）	4～5人程度 (5日間程度)	・介護福祉士(1) ・看護師(1) ・理学療法士又は作業療法士(1) ・社会福祉士又は精神保健福祉士(1) ・その他専門職(1)
	常駐型	・福祉サービスの提供	概ね発災後4日～3週間以内	福祉避難所等（常駐）	県が必要と認める人数 (5日間程度)	・県が必要と認める職種 ※場合によっては、夜勤・宿直もあり

初動対応チーム

先遣班

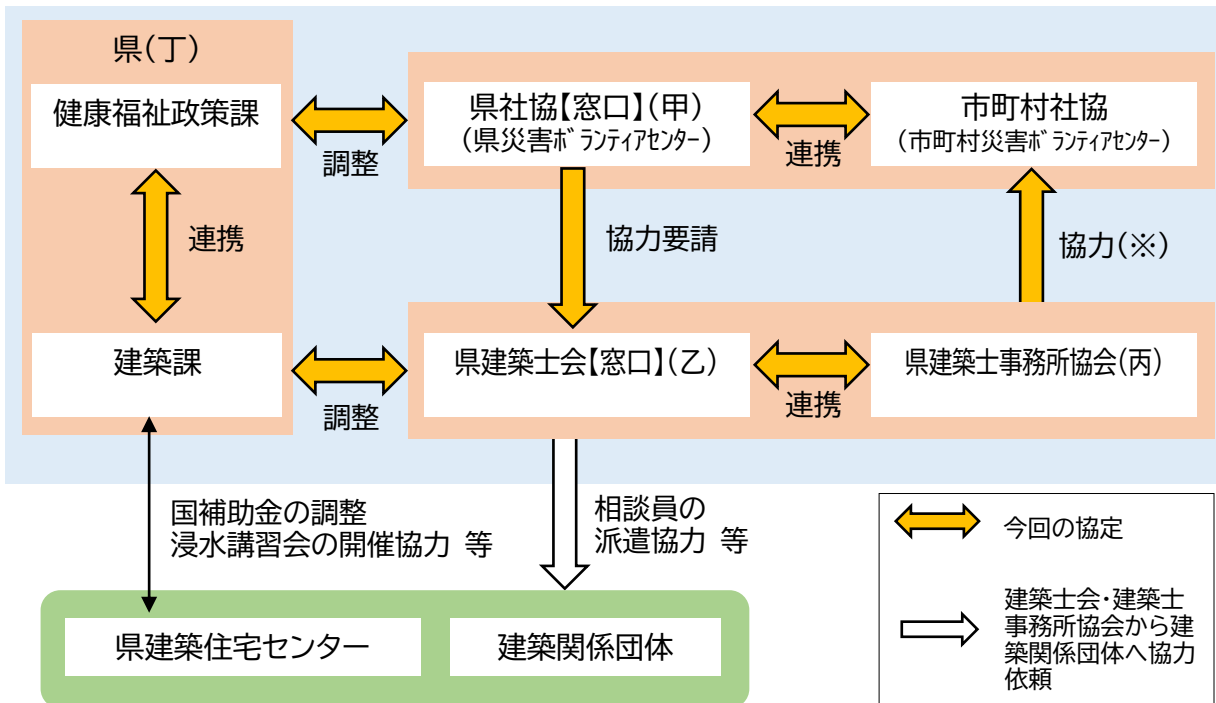
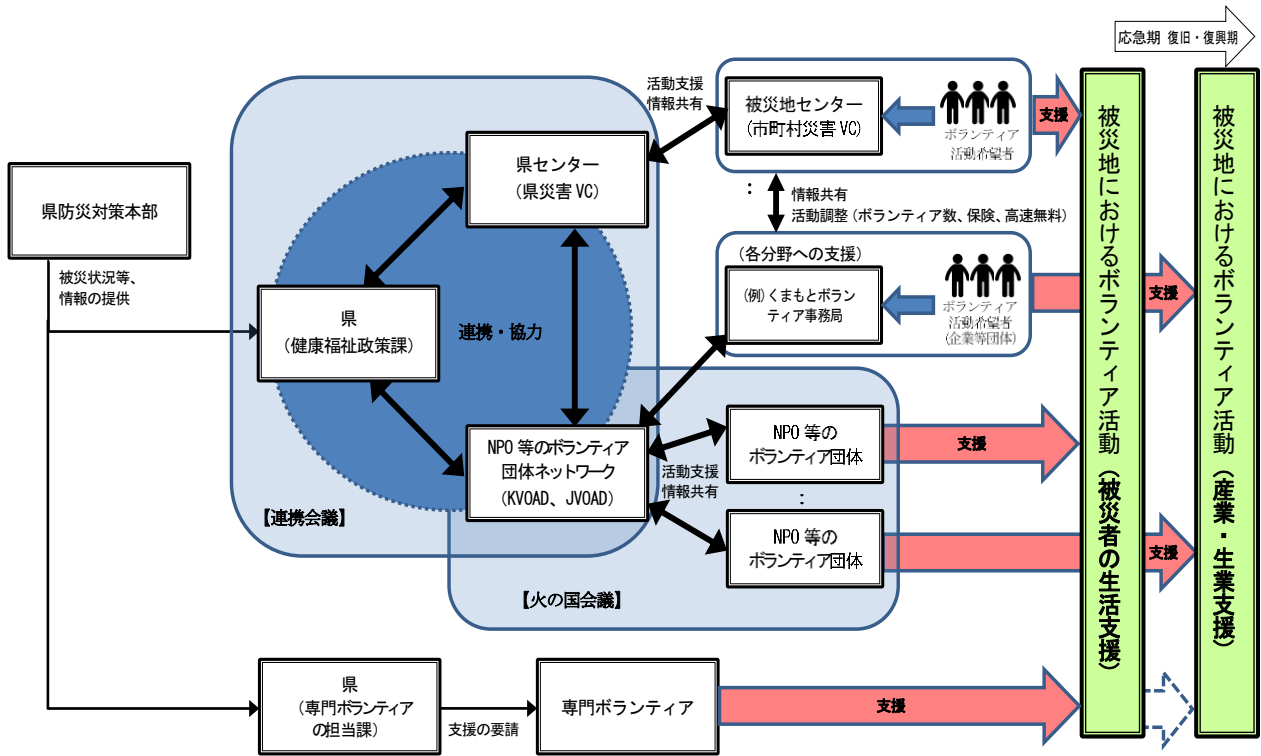
初動対応班

支援隊の活動へつなげていく

※医師、保健師、事務職等は、県職員を想定（先遣隊は、保健所の保健医療チームに同行するイメージ）

※派遣時期は災害の規模によって異なる

第18. 災害ボランティアの受入れ、連携等における組織・運営体制



※協力に関する費用は、別途協議の上決定する。

第19. 気象観測施設一覧

1. 熊本地方気象台観測所一覧表

観測所名		流域 河川名	所在地
気象官署	熊本地方気象台	坪井川	熊本市中央区京町2丁目12-20
地域気象観測所	人吉(特別)	球磨川	人吉市城本町987
	牛深(特別)	なし	天草市牛深町286
	鹿北	岩野川	山鹿市鹿北町岩野
	南小国	杖立川	阿蘇郡南小国町大字赤馬場
	岱明	菊池川	玉名市岱明町中土
	菊池	菊池川	菊池市木柑子字上辻
	阿蘇乙姫	黒川	阿蘇市乙姫
	益城	なし	上益城郡益城町大字小谷字上大道 熊本航空気象観測所
	高森	白川	阿蘇郡高森町大字高森
	三角	なし	宇城市三角町波多
	甲佐	緑川	上益城郡甲佐町大字豊内
	松島	なし	上天草市松島町阿村
	本渡	広瀬川	天草市本渡町本戸馬場
	八代	球磨川	八代市平山新町
	水俣	水俣川	水俣市南福寺
上	球磨川	球磨郡あさぎり町上北	
南阿蘇	白川	阿蘇郡南阿蘇村河陰	
地域雨量観測所	山都	緑川	上益城郡山都町原突角
	多良木	なし	球磨郡多良木町大字黒肥地字祓川
	五木	川辺川	球磨郡五木村甲字下手
	山江	万江川	球磨郡山江村万江字屋形
	湯前横谷	簗谷川	球磨郡湯前町猪鹿倉山
	一勝地	芋川	球磨郡球磨村大字一勝地丙字永崎
	宇土	浜戸川	宇土市馬之瀬町無番地
	田浦	田浦川	葦北郡芦北町大字田浦町

2. 関係機関観測所一覧表

(1) 雨量観測所

所 属	観 測 所 名	所 在 地	
国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局 菊 池 川 河 川 事 務 所	高瀬	玉名市大字津留字川端	
	緑 (テレメーター)	玉名郡和水町板楠2982	
	菊水 (")	" 和水町江田	
	山鹿 (")	山鹿市山鹿178番地	
	岳間 (")	" 鹿北町椎持1783	
	田原 (")	熊本市北区植木町大字豊岡858の1	
	千田	" " 清水	
	城北	山鹿市菊鹿町松尾55	
	内田 (テレメーター)	" " 矢谷617	
	木護	菊池市原4490	
	立門 (テレメーター)	" " 4267番の11	
	赤星 (")	" 赤星1164	
	合志 (")	合志市豊岡955	
	大鶴	阿蘇市的石	
	平真城 (テレメーター)	菊池郡大津町平川	
	竜 門 ダ ム 管 理 支 所	鳳来	菊池市班蛇口
		穴川	" 班蛇口
竜門ダム		" 龍門	
大 分 河 川 国 道 事 務 所	田尻 (テレメーター)	阿蘇郡産山村大字田尻493 - 3	
	波野 (")	阿蘇市波野字小池野663 - 1	
	野尻	阿蘇郡高森町大字津留657 - 5	
延 岡 河 川 国 道 事 務 所	草部 (テレメーター)	" " 大字永野原1077	
熊 本 河 川 国 道 事 務 所	色見 (")	" " 大字上色見	
	新町 (")	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1495	
	久木野	" " 大字河陰	
	湯ノ谷 (テレメーター)	" " 大字長野	
	坊中 (テレメーター)	阿蘇市黒川	
	内ノ牧	" 内ノ牧	
	金内	上益城郡山都町金内188	

所 属	観 測 所 名	所 在 地
熊本河川国道事務所	立野	阿蘇郡南阿蘇村大字立野
	熊本 (テレメーター)	熊本市東区西原1丁目
	吉無田 (")	上益城郡御船町吉無田8405-42
	島木 (")	" " 大字七滝字原久保
	西原	阿蘇郡西原村小森
	津森 (テレメーター)	上益城郡益城町田原
	豊野 (")	宇城市豊野町大字糸石字中原
	御幸	熊本市南区御幸笛田
	天明	" 奥古閑
	佐敷 (テレメーター)	芦北郡芦北町大字海浦
	南島 (")	山鹿市南島
	近見 (")	熊本市南区近見7丁目
	平山 (")	八代市平山新町4918
	二見 (")	" 二見
	津奈木 (")	芦北郡津奈木町津奈木
	袋 (")	水俣市袋
阿蘇 (")	阿蘇市一の宮町宮地2628	
筑後川河川事務所	小国	阿蘇郡小国町大字宮原字若宮
	岳の湯	" " 西里
	黒川	" 南小国町満願寺
八代河川国道事務所	人吉 (テレメーター)	人吉市下青井町1番
	田代川間 (")	" 段塔町大畑国有林
	田野 (")	" 田野町3316-1 田野小学校跡
	宮ヶ野 (")	球磨郡多良木町宮ヶ野 宮ヶ野小学校
	多良木 (")	" " 中鶴455-5
	大槻 (")	" 球磨村大字神瀬字大槻 大槻分校跡
	神瀬 (")	" " 神瀬字桜谷
	岳本 (")	" " 一勝地字岳本岳本分校跡
	大川内 (")	" 山江村万江西大川内190大川内小学校跡
	八代 (")	八代市萩原町1丁目708番2号
	黒原 (")	球磨郡多良木町大字久米飯盛国有林5か林小班

所 属	観 測 所 名	所 在 地	
熊本河川国道事務所	坂梨 (テレメーター)	阿蘇市一の宮町宮地2628	
	新赤松 (")	八代市二見赤松町	
	荒尾 (")	荒尾市大字宮内字大門	
	富尾 (")	玉名市大字玉名字晩次郎	
緑川ダム管理所	稲生野 (テレメーター)	上益城郡山都町御所字下稲生野1555-4	
	尾野尻 (")	" " 尾野尻字西高山524-1	
	内大臣 (")	" " 菅字菅内大臣国有林	
	緑川ダム (")	下益城郡美里町畝野字平3456	
	矢部 (")	上益城郡山都町下市字松出236-1	
	筑後川ダム統合 管理事務所	杖立 (テレメーター)	阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴4190-4
		下釜 (")	" " 大字黒淵5827-3
万成 (")		" " 大字上田字小田原3492	
黄川 (")		" 南小国町大字赤馬場字黄川4691-3	
星和 (")		" " 大字満願寺字星和4468	
中原 (")		" " 大字中原字原地先	
川辺川ダム砂防事務所		葉木 (テレメーター)	八代市泉町葉木95 - 1
	出る羽 (")	球磨郡五木村出る羽148 - 1	
	久連子 (")	八代市泉町久連子日添94 - 91	
	五木宮園	球磨郡五木村大字宮園地先	
	梶原 (テレメーター)	" " 字下梶原4257 - 34	
	山手 (")	" 相良村大字四浦字山手4931-25	
	椎葉 (")	" " " 椎葉国有林61イ林班	
	四浦 (")	" " " 舟渡795 - 1	
	相良 (")	" " 大字柳瀬3317番	
	仁田尾 (")	八代市泉町仁田尾菖蒲谷49 - 1	
	開持 (")	" " 樅木177 - 2	
	平沢津 (")	球磨郡五木村字平沢津6477	
	下鶴	八代市泉町柿迫板木地先	
	樅木	" " 樅木160	
	入鴨	球磨郡五木村入鴨甲4594	
	平瀬	" " 丙448	
	藤田	" " 甲字浜野1161 - 1	
	板木	" " 大字板木859 - 4	

所 属	観 測 所 名	所 在 地
九州電力株式会社 熊本支店	黒川第一発電所堰堤(テレメータ-) 熊本電力センター総合制御所 五木川発電所堰堤(テレメータ-) 菊池川第二発電所堰堤(〃) 甲佐発電所堰堤(〃) 大平発電所油谷ダム(〃) 大平発電所内谷ダム(〃) 川辺川第一発電所堰堤(〃) 梶原発電所堰堤(〃)	阿蘇市車帰字下道下139番地の5地先 熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号 八代市泉町柿迫字8989番の1の1 菊池市原字地獄平3528番の4 下益城郡美里町古閑2640番の2、2644番の2地先 八代市坂本町鮎鼻に字新休1448番の2 球磨郡五木村字上内谷1843番地先 〃 〃 丙字逆瀬川字895番5地先 〃 〃 甲字下梶原4267番の3
電源開発株式会社	市房(テレメーター) 五木(〃) 大畑(〃) 山江(〃) 瀬戸石(〃)	球磨郡湯前町28 〃 五木村九折瀬 人吉市大畑 球磨郡山江村鳥屋 芦北郡芦北町海路
九州旅客鉄道株式会社 熊本支社	長洲駅 玉名駅 植木駅 熊本駅 宇土駅 有佐駅 八代駅 網田駅 坂本駅 瀬戸石駅 一勝地駅 人吉駅 大畑駅 肥後大津駅 立野駅 赤水駅 宮地駅 波野駅	玉名郡長洲町浜梅田 玉名市中 鹿本郡植木町 熊本市西区春日3丁目15の1 宇土市三捨町 八代市鏡町下有佐 八代市萩原町1丁目 宇土市網田町2102 八代市坂本町坂本 〃 坂本町 球磨郡球磨村一勝地 人吉市青井町 〃 大畑麓町 菊池郡大津町室 阿蘇郡南阿蘇村立野 阿蘇市赤水 阿蘇市宮地 阿蘇市波野大字波野

所 属	観 測 所 名	所 在 地
熊 本 県	田代 天君ダム	上益城郡御船町大字田代古屋敷 5 0 2 9 " " 大字上野吐合
陸 上 自 衛 隊	西部方面管制気象隊	上益城郡益城町大字小谷上大道 1 8 1 2
西 部 方 面 総 監 部	健軍気象室	熊本市東区東町 1 番地
緑 川 発 電 所	緑川第一発電所	下益城郡美里町柏川
市 房 発 電 所	市房第一発電所	球磨郡水上村大字湯山
都呂々ダム管理事務所	都呂々ダム	天草郡苓北町大字光岩 4 5 4 6 - 2

(2) 水位観測所

所 属	観測所名	河川名	所 在 地	
九州地方整備局 菊池川河川事務 所	滑石 (テレメーター)	菊池川	玉名市大字滑石	
	玉名 (")	"	" 大字両迫間字川端	
	山鹿 (")	"	山鹿市山鹿	
	山鹿下流 (")	"	山鹿市志々岐	
	広瀬 (")	"	菊池市大字広瀬	
	中富	"	山鹿市鹿本町中川	
	分田 (テレメーター)	"	" " 大字下分田	
	菰田 (")	"	玉名郡和水町菰田	
	隈府 (")	迫間川	菊池市玉祥寺	
	高田 (")	"	" 七城町高田	
	穴川 (")	"	" 班蛇口	
	袋田 (")	上内田川	山鹿市鹿本町袋田	
	佐野 (")	合志川	菊池市泗水町南田島字佐野田826-1	
	芦原	"	熊本市北区植木町大字芦原	
	城 (テレメーター)	岩野川	山鹿市城	
	津留 (")	木葉川	玉名市津留	
	岩崎 (")	繁根木川	" 大字岩崎	
	鳳来 (")	鳳来川	菊池市班蛇口	
	熊本河川国道事 務所	栃ノ木	白川	阿蘇郡南阿蘇村河陰855
		立野 (テレメーター)	"	" " 立野
陣内 (")		"	菊池郡大津町陣内	
竜田口		"	熊本市中央区黒髪	
小磧橋		"	" 中央区大江渡鹿	
子飼橋 (テレメーター)		"	" 中央区東子飼町	
銀座橋		白川	" 中央区本荘1丁目	
代継橋 (テレメーター)		"	" 中央区紺屋今町	
妙見橋 (")		"	阿蘇郡南阿蘇村河陰	
新土河原		"	熊本市西区新土河原	
小島 (テレメーター)		"	" 西区小島上町	
射崎鼻		"	" 西区河内町河内	
津留 (テレメーター)		緑川	上益城郡山都町津留	
上揚 (")		"	" 甲佐町上揚	

所 属	観測所名	河川名	所 在 地	
熊本河川国道事務所	内牧	白 川	阿蘇市内ノ牧宝泉	
	白川2K	〃	熊本市西区小島下町	
	白川1K	〃	熊本市西区小島下町	
	白川河口	〃	熊本市西区沖新町甲北	
	中甲橋(〃)	〃	下益城郡美里町岩下	
	城南 (テレメーター)	〃	〃 城南町大字千町	
	加勢川水門	〃	熊本市南区野田町	
	網津 (テレメーター)	〃	〃 南区海路口学科	
	横野	御 船 川	上益城郡御船町横野	
	御船 (テレメーター)	〃	〃 〃 大字御船	
	大六橋(〃)	〃	上益城郡嘉島町三郎無田	
	野田堰	〃	熊本市南区川尻元三町	
	富合	浜 戸 川	熊本市南区富合町大字廻	
	碓江上流	〃	〃 南区富合町地先	
	川鳴	御 船 川	上益城郡御船町七滝	
	木部	加 勢 川	熊本市東区画凶町重富	
	六間堰上流	〃	熊本市南区野田町1-3-1	
	六間堰下流	〃	〃	
	八代河川国道事務所	多良木(テレメーター)	球 磨 川	球磨郡多良木町中鶴
		人吉 (〃)	〃	人吉市中城町
萩原 (〃)		〃	八代市萩原町	
金剛 (〃)		〃	〃 鼠蔵町	
前川		前 川	〃 本町	
柳橋		球 磨 川	〃 千反町	
横石 (テレメーター)		〃	八代市坂本町西部は字真道	
渡 (〃)		〃	球磨郡球磨村大字三ヶ浦字小渡	
一武 (〃)		〃	〃 錦町大字木上西	
大野 (テレメーター)		〃	〃 球磨村大字神瀬字江川	
柳瀬 (〃)		川 辺 川	球磨郡相良村大字柳瀬	
緑川ダム管理所 川辺川ダム砂防事務所		津留 (〃)	緑 川	上益城郡山都町津留
	五木宮園(〃)	〃	球磨郡五木村大字宮園地先	
	神屋敷	川 辺 川	〃 五木村大字九折瀬4066-8	
	元井谷(テレメーター)	五 木 小 川	〃 五木村元井谷	
	竹の川	梶 原 川	〃 五木村竹の川	

所 属	観測所名	河川名	所 在 地
川辺川ダム砂防 事務所	四浦 (")	"	" 相良村大字四浦字舟渡795 - 1

3. 熊本市直系観測局

熊本市直系水位局

観測局名	呼出名称	設置場所	摘要
沼山津 "	ぬやまづすい	" 東区秋津町上沼山津左岸	熊本市危機管理防災部
八幡 "	やはたすい	" 南区八幡町市道川尻1号橋右岸	"

熊本市直系雨量局

観測局名	呼出名称	設置場所	摘要
市庁 "	—	熊本市役所庁舎屋上	熊本市危機管理防災部
金峰山 "	きんぼうざんうりょう	熊本市西区池上町字西平山 金峰山少年自然の家	"

区分	無線局の設置場所	地上系		衛星系		備考	
		識別番号	種別	識別番号	種別		
端	合志市役所	ぼうさい こうしし	半固定局				
	阿蘇市役所	" あそし	"				
	南小国町役場	" みなみおぐにまち	"				
	小国町役場	" おぐにまち	"				
	産山村役場	" うぶやまむら	"				
	高森町役場	" たかもりまち	"				
	南阿蘇村役場	" みなみあそむら	"				
	西原村役場	" にしはらむら	"				
	御船町役場	" みふねまち	"				
	嘉島町役場	" かしままち	"				
	益城町役場	" ましきまち	"				
	甲佐町役場	" こうさまち	"				
	山都町役場	" やまとちょう	"				
	八代市役所	" やつしろし	"				
	氷川町役場	" ひかわちょう	"				
	水俣市役所	" みなまたし	"				
	芦北町役場	" あしきたまち	"				
	津奈木町役場	" つなぎまち	"				
	人吉市役所	" ひとよしし	"				
	錦町役場	" にしきまち	"				
	多良木町役場	" たらぎまち	"				
	湯前町役場	" ゆのまえまち	"				
	水上村役場	" みずかみむら	"				
	あさぎり町役場	" あさぎりちょう	"				
	相良村役場	" さがらむら	"				
	末	五木村役場	" いつきむら	"			
	山江村役場	" やまえむら	"				
	球磨村役場	" くまむら	"				
	天草市役所	" あまくさし	"				
	上天草市役所	" かみあまくさし	"				
	苓北町役場	" れいほくまち	"				
	局	熊本市消防局	ぼうさい くまもとしょうぼう	半固定局			
	宇城広域連合消防本部	" うきしょうぼう	"				
	有明広域行政事務組合 消防本部(情報指令センター)	" ありあけしょうぼう	"				
	山鹿市消防本部	" やまがししょうぼう	"				
	菊池広域連合消防本部	" きくちしょうぼう	"				
	阿蘇広域行政事務組合 消防本部	" あそしょうぼう	"				
	上益城消防組合消防本部	" かみましきしょうぼう	"				
	八代広域行政事務組合 消防本部	" やつしろしょうぼう	"				
	水俣芦北広域行政事務組合 消防本部	" みなまたしょうぼう	固定局				
	上球磨消防組合消防本部	" かみくましょうぼう	半固定局				
	人吉下球磨消防組合 消防本部	" ひとよしもくま しょうぼう	"				
	天草広域連合消防本部	" あまくさしょうぼう	"				

区分	無線局の設置場所	地上系		衛星系		備考
		識別番号	種別	識別番号	種別	
端 末 局	防災消防航空センター	ぼうさい しょうぼうこうくう せんたー	半固定局			
	坪井川遊水地管理所	” つぼいがわゆう すいち	”			
	日本赤十字社熊本県支部	” にっせきくまもと	”			
	阿蘇山上事務所	” あそさんじょう	”			
	陸上自衛隊第8師団	ぼうさい だいはちしだん	半固定局			
	熊本空港事務所	” くまもとくうこう	”			
	熊本海上保安部	” くまもとかいほ	”			
	熊本地方気象台	” くまもときしょう	固定局			
中 継 局	鞍岳 中継所(阿蘇市)	ぼうさい くらだけ	固定局			基地局併設
	矢山 ” (八代市)	” ややま	”			”
	三の岳 ” (熊本市)	” さんのたけ	”			”
	大関山 ” (芦北町)	” おおぜきやま	”			
	老岳 ” (天草市)	” おいたけ	”			
	城山 ” (多良木町)	” じょうやま	”			”
	六郎次 ” (天草市)	” ろくろうじ	”			”
	尾の岳 ” (日田市)	” おのだけ	”			
	小萩 ” (南小国町)	” おはぎ	”			基地局併設
	萩岳 ” (阿蘇市)	” おぎだけ	”			”
	清水 ” (山都町)	” きよみず	”			”
	黒峰 ” (山都町)	” くろみね	”			”
	山手 ” (相良村)	” やまて	”			”
	高野 ” (五木村)	” たかの	”			”
	丸岡 ” (山江村)	” まるおか	”			”
	一勝地 ” (球磨村)	” いっしょうち	”			”
	荒尾岳 ” (天草市)	” あらおだけ	”			”
	富岡 ” (苓北町)	” とみおか	”			”
中尾山 ” (水俣市)	” なかおやま	”			半固定局併設	
都呂々 ” (苓北町)	” とろろ	半固定局			無線LAN移動局併設	
国交省 回線	県 庁	すいぼう くまもと	固定局			内閣府及び消防庁回線含む

区分	無線局の設置場所	識別信号	種別	備考
移動局	熊本県庁	ぼうさい くまもと 1	陸上移動局	知事公室危機管理防災課 公用車
	〃	〃 くまもと 2	〃	〃
	〃	〃 くまもと 3	〃	土木部道路保全課 公用車
	〃	〃 くまもと 4	〃	〃 道路整備課 公用車
	〃	〃 くまもと 5	〃	〃 河川課 公用車
	〃	〃 くまもと 6	〃	車載型(5W)防災センター通信機械室内
	〃	〃 くまもと 7	〃	〃
	〃	〃 くまもと 8	〃	〃
	〃	〃 くまもと 9	〃	〃
	〃	〃 くまもと 10	〃	〃
	〃	〃 くまもと 11	〃	〃
	〃	〃 くまもと 12	〃	〃
	〃	〃 くまもと 13	〃	〃
	〃	〃 くまもと 14	〃	〃
	〃	〃 くまもと 15	〃	〃
	〃	〃 くまもと 16	〃	〃
	〃	〃 くまもと 17	〃	〃
	〃	〃 くまもと 18	〃	〃
	〃	〃 くまもと 19	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 1	〃	可搬型(5W) 防災センター通信機械室内
	〃	〃 くまもとかほん 2	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 3	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 4	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 5	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 6	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 7	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 8	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 9	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 10	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 11	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 12	〃	〃
	〃	〃 くまもとかほん 13	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 1	〃	携帯型(2W) 防災センター通信機械室内
	〃	〃 くまもとけいたい 2	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 3	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 4	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 5	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 6	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 7	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 8	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 9	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 10	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 11	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 12	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 13	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 14	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 15	〃	〃
	〃	〃 くまもとけいたい 16	〃	〃
〃	〃 くまもとけいたい 17	〃	〃	
〃	〃 くまもとけいたい 18	〃	〃	
〃	〃 くまもとけいたい 19	〃	〃	
〃	〃 くまもとけいたい 20	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 1	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 2	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 3	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 4	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 5	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 6	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 7	〃	〃	
〃	〃 くまもとえるお一 8	〃	〃	

区分	無線局の設置場所	識別信号	種別	備考
	〃	〃 くもとえるおー 9	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 10	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 11	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 12	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 13	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 14	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 15	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 16	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 17	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 18	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 19	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 20	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 21	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 22	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 23	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 24	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 25	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 26	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 27	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 28	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 29	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 30	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 31	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 32	〃	〃
	〃	〃 くもとえるおー 33	〃	〃
移		くもと ぼうさいそうご 1	〃	携帯型(5W) 危機管理防災課内
	玉名地域振興局	ぼうさい たまな 1	陸上移動局	道路パトカー等
動	鹿本地域振興局	ぼうさい かもと 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 かもと 2	〃	〃
	菊池地域振興局	ぼうさい きくち 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 きくち 2	〃	〃
局	阿蘇地域振興局	ぼうさい あそ 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 あそ 2	〃	〃
	〃	〃 あそ 4	〃	〃
	〃	〃 あそ 5	〃	〃
	上益城地域振興局	ぼうさい かみましき 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 かみましき 2	〃	〃
	〃	〃 かみましき 3	〃	〃
	八代地域振興局	ぼうさい やつしろ 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 やつしろ 2	〃	〃
	芦北地域振興局	ぼうさい あしきた 1	陸上移動局	道路パトカー等
	球磨地域振興局	ぼうさい くま 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 くま 3	〃	〃
	〃	〃 くま 4	〃	〃
	天草地域振興局	ぼうさい あまくさ 1	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 あまくさ 2	〃	〃
	〃	〃 あまくさ 3	〃	〃
	〃	〃 あまくさ 4	〃	〃
	〃	〃 あまくさ 5	〃	〃
	〃	〃 あまくさ 6	〃	〃

区分	無線局の設置場所	識別信号	種別	備考
移動局	県央広域本部土木部	ぼうさい くまど 1	陸上移動局	公用車
	〃	〃 くまど 2	〃	〃
	〃	〃 くまど 3	〃	〃
	〃	〃 くまど 4	〃	〃
	市房ダム管理所	ぼうさい いちふさ 1	陸上移動局	公用車
	〃	〃 いちふさ 2	〃	〃
	氷川ダム管理所	ぼうさい ひかわ 1	陸上移動局	公用車
	石打ダム管理所	ぼうさい いしうち 1	陸上移動局	宇城地域振興局 公用車
	亀川ダム管理所	ぼうさい かめがわ 1	陸上移動局	天草地域振興局 公用車
	路木ダム管理所	ぼうさい ろぎ 1	陸上移動局	天草地域振興局 公用車
	上津浦ダム管理所	ぼうさい こうつうら 1	陸上移動局	天草地域振興局 公用車
	防災消防航空センター	ぼうさい くまもとへりしえん 1	陸上移動局	支援車両
	〃	〃 くまもとへりしえん 2	〃	積載車両
	〃	〃 くまもとこうくうたい 1	〃	携帯型(2W)
	〃	〃 くまもとこうくうたい 2	〃	〃

企業局無線

呼出名称	種別	無線設備の設置場所	管理責任者	備考
けんでんふなつ	固定局	(送受信所) (通信所) 下益城郡美里町涌井字折立 船津ダム見張所内	発電総合 管理所長	
れいだいばしけいほう	〃	〃 清水字鍵の戸	〃	放流警報
くわづるけいほう	〃	〃 豊福字桑鶴	〃	〃
ふくらけいほう	〃	〃 豊福字福良	〃	〃
はきあいけいほう	〃	〃 豊福字霍	〃	〃
けんでんくまもと	基地局	(送受信所) (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	
けんでんくまもと1	移動局	熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	熊本県内
けんでんくまもと2	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと3	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと4	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと5	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと6	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと7	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと11	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと12	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと13	〃	〃	〃	〃

呼出名称	種別	無線設備の設置場所	管理責任者	備考
けんでんいちふさ	基地局	(送受信所)(通信所) 球磨郡水上村大字岩野 市房ダム管理所内 (通信所) " 大字湯山 市房第一発電所内 (通信所) 球磨郡湯前町大字焼尾 幸野ダム見張所内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	発電総合管理所長	
けんでんいちふさ11	移動局	球磨郡湯前町大字焼尾 幸野ダム見張所内	"	熊本県内
けんでんいちふさ12	"	"	"	"
けんでんふなつ	基地局	(送受信所)(通信所) 下益城郡美里町涌井字折立 船津ダム見張所内 (通信所) 下益城郡美里町大字柏川字東明無瀬緑川第一発電所内 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 " " 48番40号 発電総合管理所内	"	
けんでんふなつ11	移動局	下益城郡美里町涌井字折立 船津ダム見張所内	"	熊本県内
ぼうさいとろろダム	固定局	天草郡苓北町大字都呂々 熊本県都呂々ダム管理事務所構内	熊本県都呂々ダム管理事務所長	
おなせけいほう	"	" 都呂々 尾名瀬警報局内	"	放流警報
かみのはるけいほう	"	" 都呂々 神の原警報局内	"	"
たちみけいほう	"	" 都呂々 立見警報局内	"	"
すいどうとろろダム	基地局	" 都呂々 熊本県都呂々ダム管理事務所構内	"	
すいどうとろろダム1	移動局	"	"	苓北町 及び その周辺
とろろじょうほう 1	簡易無線局	"	"	
とろろじょうほう 2	"	"	"	
とろろじょうほう 3	"	"	"	
とろろじょうほう 4	"	"	"	

2. 市町村の無線・有線施設設置状況

(1) 市町村防災行政無線施設設置状況

平成30年3月31日現在

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考	
1	熊本市	単独事業	0		0		2	93	固S56 移S48	
	河内総合出張所	〃	1	1	32	2070	1	33	S61	
	北部総合出張所	〃						5		
	天明総合出張所	〃	1		29		1	7	S61	
	飽田総合出張所	防災まちづくり事業	1		17		1	10	H1	
	南区役所	単独事業					1	8	H7	
	北区役所	防災まちづくり事業	1	1	67	320	1	12	H8	
2	城南総合出張所	消防防災無線通信施設整備	1		39	530	1	11	H3H13	
	八代市	石油貯蔵施設立地対策交付金事業		2			2	79	S61.62	
		単独事業	1		38	932			H12H17	
		単独事業					39		H22H24	
	坂本支所	消防防災無線通信施設整備事業 山村振興対策事業 林業構造改善事業	1	1	56	213	1	10	H1～3	
	千丁支所	消防防災設備整備費補助事業 消防団基盤緊急総合整備費補助事業	1		3	2000	1	28	H13	
	鏡支所	単独事業	1		1	4059	1	50	S58H12 H13	
東陽支所	石油貯蔵施設立地対策交付金事業	1	1	19	807	1	13	S61.62 H9. H17		
3	泉支所	林業地域総合整備事業・消防防災無線通信施設整備事業・消防団活性化総合整備事業	1	1	10	950	1	16	H12 H17	
	人吉市	消防防災通信基盤整備費補助事業	1	1	90	300	1	133	H24～H25	
	4	荒尾市	消防防災設備整備費補助事業				1	30	H14	
	5	水俣市	消防防災設備整備事業 緊急防災・減災事業債	1	1	86	7689	1	52	H6 H29
	6	玉名市	消防防災設備整備事業	1		89	168	1	50	H3
			防災まちづくり事業							H5
			消防防災等設備整備費補助事業							H14
		防災まちづくり事業	1		34	97	1	14	H13	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		23	52	1	15	S59	
7	山鹿市	消防防災施設整備事業	1		84	400	1	50	H4.5	
		防災まちづくり事業								
		単独事業	1	2	148	200			H23～H24	
	菊鹿市民センター	新農業構造改善事業					1	4	S52	
	鹿本市民センター	防災まちづくり事業	1		27	2850	1	21	H14	
鹿中央市民センター	消防防災設備整備事業					1	20	H6		
8	菊池市	防災まちづくり事業	1	1	109	115	1	20	H12	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		35	73	1	20	S59H3	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		27	175	1	45	S60	
		単独事業	1		52	3191	1	47	S62	
		農業農村活性化農業構造改善事業							H7～8	
9	宇土市	単独事業	1	1	225	3691			H26	
		緊急防災・減災事業	1	2	84	325	1	70	H28 デジタル化	
10	上天草市	単独事業	1	1	43	5724	1	4	S55	
		防災まちづくり事業							H6.7	
		消防防災無線通信施設整備事業	1				1	12	S54	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		18		1	11	S57	
		消防防災設備整備事業	1	1	20	2071	1	36	S53.54 H4	
11	宇城市	単独事業	1	4	63	3950			H18	
		消防防災施設等整備費補助事業			26	300	1	8	H12	
		農村総合整備事業			32	3500	1	5	H15	
	単独事業	1	2	131	436			H18-20		

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考	
12	阿蘇市	消防防災無線通信施設整備事業	1	1	33	2400	1	35	S54 H3	
		防災まちづくり事業							H13	
		消防防災設備整備事業	1	2	31	6700	1	17	S57	
		防災まちづくり事業							H4.5	
13	天草市	山村林業構造改善事業		1	40	460	1	0	S59	
		防災まちづくり事業	1	1	84	57	1	28	S60H4.5	
		消防防災無線通信施設整備事業	1	1	15	7300	1	15	S57H14	
		〃	1	1	33	344	1	36	S54	
		〃	1	1	17	1600			H14	
		〃	1		12	1426	1	11	S56H12	
		〃	1	移1	19	939	1	10	H2	
		〃	1	3	14	1418	1	27	H1	
		〃	1	移1	52	80	1	15	S55	
		消防防災無線通信施設整備事業	1	1	52	100	1	31	H3	
14	合志市	電源三法交付金								
		単独事業					1	18	H1	
		単独事業			2				H18	
15	美里町	単独事業	1	0	116	225	1	82	H25～26	
		特定防衛施設周辺整備事業								
		消防防災無線通信施設整備事業								
16	玉東町	合併補助事業	1	1	4	3516			H19.3	
17	和水町	防災まちづくり事業	1	1	14	1840			S58H6	
18	南関町	単独事業	1	1	23	3700	1	14	H20	
19	南関町	消防防災設備整備事業	1	1	30	3862	1	43	H8	
20	長洲町	消防防災通信基盤整備事業	1		23	36	1	8	H24	
21	大津町	通産省工業再配置促進費補助事業						1	58	S62
		社会資本整備総合交付金	1	3	74	300				H26、H26増設
		防災対策事業債	1		57	180	1	53	S63	
		防災対策事業債	1		4					H23親局等デジタル更新
22	菊陽町	緊急防災・減災事業			53	75				H24子局デジタル更新
		単独事業				100				H25
		消防防災無線通信施設整備事業	0	0	0	0	1	34	H3	
23	南小国町	新林業構造改善促進対策実験事業	1	1	81		1	39	S54	
		農村総合整備事業								H8
24	産山村	単独事業					1	24	H21	
		緊急防災・減災事業	1	1	12	650				H28固定デジタル更新
25	高森町	消防防災無線通信施設整備事業	1	固1 移1	43	2600	1	33	S60	
26	南阿蘇村	単独事業	1	3	55	4350	1	30	H20、H29	
27	西原村	消防防災無線通信施設整備事業	1		31	2039				H10
		単独事業					1	51	H22繰	
28	御船町	単独事業		1			1	55	S59	
		防災基盤整備事業					1	37	H21	
29	嘉島町	防災基盤整備事業					1	6	S58.H23	
		防災基盤整備事業	1		18	2				H18.H22
30	益城町	防災まちづくり事業	1	1	49	235		10	H11	
		防災基盤整備事業			1					H14
		単独事業			1		1	24	H3,H18	
31	甲佐町	消防防災設備整備事業					1	53	H13	
		単独事業	1	1	12	3300				H18
32	山都町	特定防衛施設周辺整備事業	1	1	3	4000				S58
		防衛施設周辺民生安定施設整備事業								H8
		単独事業		1	4	2900				H17,H24
33	氷川町	消防防災施設整備事業	1		3	2556	1	36	H15.4.1	
		消防団活性化総合整備事業								H15.4.1
		消防防災設備整備費補助事業	1		14	1600	1	33	H12	
		消防団基盤緊急総合整備費補助事業								
34	芦北町	単独事業	1	15	6	7188			H20.4	
35	錦町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		4	3154			H23.4.1	

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考
36	あさぎり町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		110	32			H22.4.1
37	多良木町	単独事業 農業農村活性化農業構造改善事業 消防防災設備整備事業	1	1	16	3969	1	64	S52 H4.5
38	湯前町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		25	1635			H23.4
39	水上村	山村振興対策事業 単独事業	1	1	10	441	1	15	H2.3.25
40	相良村	農村情報連絡施設整備事業 消防防災設備整備事業		1			1	74	H4.5
41	五木村	単独事業	1	1	14	676	2	30	H10
42	山江村	緊急防災・減災事業	1	1	24	927	0	0	H29.3
43	球磨村	単独事業	1	4	70	1750	0	0	H17,18
44	苓北町	緊急防災・減災事業	1	1	48	51	0	67	H29.4.1デジタル

同報系整備市町村…………… 40
移動系のみ整備市町村…………… 4
合計…………… 44
整備率…………… 44 / 45 = 97.8%

(2) 有線放送及びオプトーク通信施設

○有線放送

施設の名 称	使用開始	加入戸数	備考
河浦町農協有線放送電話事業	S33.12.3	2,507	天草市
津奈木町有線放送	S36.4.1	1,863	
湯前町情報通信システム	H23.4.1	1,526	
相良村情報ネットワーク	H23.4.1	1,613	屋外子局13基
苓北町ひかりネットワーク	H23.4.1	3,207	設置数

○その他

施設の名 称	使用開始	加入戸数	備考
阿蘇市IP告知端末放送	H23.5.1	8,943	阿蘇市
南小国町ケーブルテレビ告知放送	H15.4.1	1,588	南小国町

3. 関係機関無線

(1) 国土交通省

呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 阿蘇	固定局(多重)	阿蘇市一の宮町宮地白粧原2628 阿蘇国道維持出張所内
建設 阿蘇	基地局	
建設 阿蘇 1、11~13	陸上移動局	
建設 阿蘇 350~354 380	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 竜門	固定局(多重)	菊池市大字竜門870 竜門ダム管理庁舎内
建設 竜門	基地局(K-COSMOS)	
建設 竜門 1~4	陸上移動局	
建設 竜門 301~307.310~314	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 玉名	固定局(多重)	玉名市大字津留字大川端607-3 玉名出張所内
建設 玉名 1	陸上移動局	
建設 玉名 340~342	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 近見	固定局(多重)	熊本市南区近見7-2-11 熊本維持出張所内
建設 近見 1、11~13	陸上移動局	
建設 近見 360~364、384、385	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 熊本	固定局(多重)	熊本市東区西原1丁目12番1号 熊本河川国道事務所内
建設 熊本	基地局	
建設 熊本 1,2,6,7,11~18	陸上移動局	
建設 熊本 300~329 370~378,390	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 御船	固定局(多重)	上益城郡御船町御船929 緑川上流出張所内
建設 御船 1、11~13	陸上移動局	
建設 御船 335~339,379	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 佐敷	固定局(多重)	葦北郡芦北町大字鶴木山字松手1250 佐敷中継所内
建設 佐敷第2	(K-COSMOS)	
建設 山鹿	固定局(多重)	山鹿市大字山鹿178 菊池川河川事務所内
建設 山鹿	基地局	
建設 山鹿第2	基地局(K-COSMOS)	
建設 山鹿 1~3、11~12	陸上移動局	
建設 山鹿 300~309、315~334	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 子飼	固定局(多重)	熊本市中央区東子飼町8-55 白川出張所内
建設 子飼 1、11~13	陸上移動局	
建設 子飼 330~334 388~389	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 砥用	固定局(多重)	下益城郡美里町畝野3456 緑川ダム管理所内
建設 砥用	基地局	

呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 砥用 1~7	陸上移動局	下益城郡美里町畝野3456 緑川ダム管理所内
建設 砥用300~304、 350、351	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 志々岐	固定局(多重)	山鹿市志々岐10-2 山鹿出張所内
建設 志々岐 1	陸上移動局	
建設 志々岐350、351	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 譲葉	固定局(多重)	球磨郡球磨村大字一勝地字譲葉 譲葉中継所内
建設 譲葉	基地局	
建設 譲葉第 2	固定局 (K-COSMOS)	
建設 人吉	固定局(多重)	人吉市下青井町 1 番 人吉出張所内
建設 人吉 1~3、11~16	陸上移動局	
建設 人吉 340~342、 345~347、349	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 相良	固定局(多重)	球磨郡相良村大字柳瀬3317 川辺川ダム砂防事務所内
建設 相良 1、11~16	陸上移動局	
建設 相良300~321、 330~347	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 山手	固定局(多重)	球磨郡相良村大字四浦字山手4931-25 山手中継所内
建設 山手	基地局(K-COSMOS)	
建設 西谷	固定局(多重)	球磨郡五木村甲字四谷7026-6
建設 谷尾崎	固定局(多重)	熊本市西区谷尾崎町字西谷院平1570-85 谷尾崎中継所内
建設 谷尾崎	基地局 (K-COSMOS)	
建設 的 石	固定局(多重)	阿蘇市車埴字滝下間鍋405-1 的 石中継所内
建設 的 石	基地局 (K-COSMOS)	
建設 南島	固定局(多重)	山鹿市大字南島字内曲949-1 山鹿維持出張所内
建設 南島 1、11~13	陸上移動局	
建設 南島 355~359 382,383	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 八代	固定局(多重)	八代市萩原町1-708-2 八代河川国道事務所内
建設 八代第 2	基地局(K-COSMOS)	
建設 八代 1~5、11~17	陸上移動局	
建設 八代 300~312、 315~327、329、350~364	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 平山	固定局(多重)	八代市平山新町4918 八代維持出張所内
建設 平山 1,11~13	陸上移動局	

呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 平山365~369 386,387	陸上移動局(K-COSMOS)	八代市平山新町4918 八代維持出張所
建設 平山第2	固定局(FBアプローチ)	
建設 野田	固定局(多重)	熊本市南区野田1-3-1 緑川下流出張所内
建設 野田1、11~13	陸上移動局	
建設 野田340~348	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 老岳	固定局(FBアプローチ)	天草市有明町上津浦字三方杉5593-2 老岳中継所内
建設 老岳	基地局	
建設 三ノ岳	固定局(多重)	熊本市西区河内町大字大多尾字堂別当 1680番の内 三ノ岳中継所内
建設 三ノ岳	基地局(K-COSMOS)	
建設 黒の谷	固定局(多重)	宇城市不知火町長崎尾坂国有林305い1林 小班 黒の谷中継所内
建設 麦島	固定局(多重)	八代市麦島東町1-2 八代出張所内
建設 麦島 330~332、335~337、339	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 八竜山	固定局(多重)	八代市坂本町大字西部ろ字鱸木2556-3 八竜山中継所内
建設 八竜山	基地局(K-COSMOS)	
建設 八竜山第2	基地局	

(2) 九州電力株式会社熊本支店及び九州電力送配電熊本支社無線局

2021年3月31日現在

呼出名称	種別	無線局の設置場所	備考
きゅうでん くまもと	固定	熊本市	九電送配
〃 ゆげ	〃	〃	九電送配
〃 みつおやま	〃	玉名郡和水町	九電送配
〃 ぎよくとう	〃	玉名郡玉東町	九電送配
〃 ひがしくまもと	〃	菊池郡大津町	九電送配
〃 さんのたけ	〃	熊本市	九電送配
〃 きたくまもと	〃	〃	九電送配
〃 みなみくまもと	〃	熊本市	九電送配
〃 やつしろ	〃	八代市	九電送配
〃 いつき	〃	八代市	九電送配
〃 おおひら	〃	〃	九電送配
〃 しらぬひ	〃	宇城市	九電送配
〃 あしきた	〃	芦北郡芦北町	九電送配
〃 おおぜきやま	〃	水俣市	九電送配
〃 ほんど	〃	天草市	九電送配
〃 ひとよし	〃	人吉市	九電送配
〃 おいだけ	〃	天草市	九電送配
〃 うしぶか	〃	天草市	九電送配
〃 ろくろうじ	〃	天草市	九電送配
〃 ひろかいやま	〃	球磨郡五木村	九電送配
〃 れいほく	〃	天草郡苓北町	九電送配
〃 みふね	〃	上益城郡御船町	九電送配
〃 とみおか	〃	天草郡苓北町	九電送配
〃 たかはま	〃	天草市	九電送配
〃 あまくさ	〃	天草市	九電送配
〃 じゅうまんやま	〃	〃	九電送配
〃 みなまた	〃	水俣市	九電送配
〃 あまくさこうむしよ	〃	天草市	九電送配
〃 じゅうまんやまほせん	〃	〃	九電送配
〃 くろかわ	〃	阿蘇郡南阿蘇村	九電送配
〃 なかきゅうしゅう	〃	下益城郡美里町	九電送配
〃 ろっぼんすぎ	〃	八代市	九電送配
〃 さかもと	〃	八代市	九電送配
〃 みどりかわ	〃	熊本市	九電送配
〃 こうさだむ	〃	下益城郡美里町	九州電力
〃 みやうち	〃	上益城郡甲佐町	九州電力
〃 こうさはつでんしよ	〃	〃	九州電力
〃 くろいちだむ	〃	阿蘇市	九州電力
〃 かのきぶち	〃	阿蘇郡南阿蘇村	九州電力
〃 くろいちのはつでんしよ	〃	〃	九州電力
〃 たかもり	〃	阿蘇郡高森町	九州電力
〃 みねのしゆく	〃	〃	九電送配
〃 たらぎ	〃	球磨郡多良木町	九電送配
〃 つきぎ	〃	〃	九電送配
〃 れいほく	基	天草郡苓北町	九州電力
〃 れいほく1~9	移	〃	九州電力
〃 くまもと	基	熊本市	九電送配
〃 なかきゅうしゅう	〃	下益城郡美里町	九電送配
〃 みどりかわ	〃	熊本市	九電送配
〃 さんのたけ	〃	熊本市	九電送配
〃 おうだ	〃	宇土市	九電送配
〃 みつおやま	〃	玉名郡和水町	九電送配
〃 やつしろ	基	八代市	九電送配
〃 ろっぼんすぎ	〃	八代市	九電送配
〃 いつき	〃	八代市	九電送配
〃 あしきた	〃	葦北郡芦北町	九電送配
くまもと ひがしはいでん 1~8	移	熊本市	九電送配
〃 10~34、36~43、45~51、61~80	〃	〃	九電送配
くまもと にしはいでん 1~3	〃	〃	九電送配
〃 5~26	〃	〃	九電送配
〃 51~64	〃	熊本市	九電送配
〃	〃	〃	九電送配

呼出名称	種別	無線局の設置場所	備考
たまなはいでん 1～11	〃	玉名市	九電送配
〃 13～33、41～54	〃	〃	九電送配
やつしろはいでん 1～35	〃	八代市	九電送配
〃 51～69	〃	〃	九電送配
きゅうでん たかもり	基地	阿蘇郡高森町	九電送配
〃 みねのしゆく	〃	〃	九電送配
〃 ひとよし	〃	人吉市	九電送配
〃 ひろかはやま	〃	球磨郡五木村	九電送配
〃 つきぎ	〃	〃 多良木町	九電送配
〃 とうち	〃	〃 五木村	九電送配
〃 たむかえ	〃	球磨郡水上村	九電送配
〃 いつきだい2	〃	球磨郡五木村	九電送配
〃 みなまた	〃	水俣市	九電送配
〃 おおぜきやま	〃	〃	九電送配
〃 やべ	〃	上益城郡山都町	九電送配
〃 おいだけ	〃	天草市	九電送配
〃 ろくろうじ	〃	天草市	九電送配
〃 ろくろうじだい2	〃	天草市	九電送配
〃 じゅうまんやま	〃	天草市	九電送配
〃 とみおか	〃	天草郡	九電送配
〃 たかはま	〃	天草市	九電送配
〃 いちのみや	〃	阿蘇市	九電送配
〃 くろかわ	〃	阿蘇市	九電送配
おおづはいでん 1～32	移動	菊池郡大津町	九電送配
〃 41～54	〃	〃	九電送配
うきはいでん 1～16、18～20、22、31～39	移動	宇城市	九電送配
あまくさはいでん 1～29	移動	天草市	九電送配
〃 51～62	〃	〃	九電送配
ひとよしはいでん 1～20、22、23	移動	人吉市	九電送配
〃 31、32、34～41	〃	〃	九電送配
〃	〃	〃	九電送配
くまもとほせん	基地	熊本市	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
〃 1～7、11～13	移動	〃	九電送配
〃 21～26、31、41～43、51～57、61～69	〃	〃	九電送配
〃 51、52、57、61	携帯	〃	九電送配
やべほせん	基地	上益城郡山都町	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
たかもりほせん	基地	阿蘇郡高森町	九電送配
やまがほせん	〃	山鹿市	九電送配
やつしろほせん	〃	八代市	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
〃 1～5	移動	〃	九電送配
〃 11～14、51～59	〃	〃	九電送配
〃 51、52、57、58	携帯	〃	九電送配
みなまたほせん	基地	水俣市	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
あまくさほせん	基地	天草市	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
〃 1～7	移動	〃	九電送配
〃 51～57	〃	〃	九電送配
〃 51～54	携帯	〃	九電送配
うしぶかほせん	基地	天草市	九電送配
れいほくほせん	〃	天草郡苓北町	九電送配
ひとよしほせん	〃	人吉市	九電送配
〃	携帯	〃	九電送配
〃 1～4	移動	〃	九電送配
〃 11～15、51～58	〃	〃	九電送配
〃 51、52	携帯	〃	九電送配
いつきほせん	基地	球磨郡五木村	九電送配
とうちほせん	〃	〃	九電送配
きゅうでんごかのしょう	〃	八代市	九電送配

第21. 気象関係資料

1. 台風接近数、日降水量、日最大風速

台風の発生数・上陸数及び接近数の平年値(1991～2020年)

項目	月												年計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
九州上陸数	—	—	—	—	—	0.0	0.2	0.3	0.5	0.1	—	—	1.1
九州北部地方接近数	—	—	—	0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4	—	—	3.8
九州南部接近数	—	—	—	0.0	0.1	0.4	0.7	1.0	1.2	0.5	—	—	3.9

* 上陸とは台風の中心が九州の海岸線に達した場合をいい、小さい島や半島を横切って短時間で再び

海上に出た場合は通過とし、上陸には含まない。

* 接近とはそれぞれの地方の気象官署(特別地域気象観測所を含む)から300km以内を通過したもの。

* 九州北部地方とは、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県をいい、九州南部とは、宮崎県、奄美地方を除く鹿児島県をいう。

日降水量の累年順位表(単位:mm)

官署	順位 種別	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
		降水量 年月日 原因	480.5 1957.7.25 梅雨	411.9 1953.6.26 梅雨	394.5 1982.7.24 梅雨	351.0 1988.5.3 前線	
阿蘇山	降水量 年月日 原因	432.3 1953.6.26 梅雨	407.5 1982.7.24 梅雨	406.4 1963.8.9 台風	401.5 1995.7.3 梅雨	391.0 2003.7.12 梅雨	※ 1930～2017
人吉	降水量 年月日 原因	331.5 1995.7.3 梅雨	300.0 2006.7.22 梅雨	299.0 2020.7.4 梅雨	286.5 1983.7.15 梅雨	283.0 1972.7.5 梅雨	1943～2023
牛深	降水量 年月日 原因	363.0 2020.7.4 梅雨	332.0 1971.7.23 梅雨	325.5 2006.7.22 梅雨	290.0 1976.7.19 台風	270.0 1990.6.30 台風	1949～2023

日最大1時間降水量の累年順位表(単位:mm)

官署	順位 種別	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
		降水量 年月日 原因	94.0 2016.6.20 梅雨	86.5 2006.6.26 梅雨	80.5 2003.7.12 梅雨	77.0 1975.6.25 梅雨	
阿蘇山	降水量 年月日 原因	94.5 2012.7.12 前線	88.5 1997.5.14 前線	88.2 1956.9.16 前線	88.0 1993.7.17 梅雨	87.6 1958.8.13 前線	※ 1930～2017
人吉	降水量 年月日 原因	103.5 1996.7.3 梅雨	78.0 2005.7.6 前線	77.5 1980.7.26 前線	74.7 1954.7.9 梅雨	74.0 1971.7.19 梅雨	1943～2023
牛深	降水量 年月日 原因	98.0 2020.7.4 梅雨	97.6 1949.8.12 前線	86.5 2020.7.24 梅雨	83.5 2016.6.19 梅雨	81.0 1985.7.19 前線	1949～2023

日最大風速の累年順位表(風速：m/s、風向：16方位)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		38.7 E	26.6 SW	25.8 S	25.8 SE	25.7 W	1890～2023
	年月日		1902.8.10	1927.9.13	1991.9.27	1942.8.27	1965.8.6	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		32.9 S	30.2 S	29.9 SSW	28.8 NE	28.1 SW	※ 1931～2017
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1935.9.24	1950.4.5	
	原因		台風	台風	台風	台風	低気圧	
人吉	風速・風向		34.7 SSE	30.9 SSE	29.2 SE	28.1 ENE	26.5 ESE	1943～2023
	年月日		1965.8.6	1995.9.24	1951.10.14	1955.9.30	2015.8.25	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		37.3 ENE	31.0 SE	30.3 SE	30.0 SE	28.9 SW	1949～2023
	年月日		1965.8.6	1976.9.12	1970.8.14	1991.9.14	1956.8.17	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

日最大瞬間風速の累年順位表(風速：m/s、風向：16方位)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		52.6 S	49.0 SSE	47.4 SSW	41.9 ENE	40.9 W	1937～2023
	年月日		1991.9.27	1999.9.24	2004.9.7	2015.8.25	1965.8.6	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		60.9 SW	57.1 SSW	55.9 SSW	54.0 SW	49.9 SW	※ 1952～2017
	年月日		1991.9.27	2004.9.7	1993.3.24	1999.9.24	1996.8.14	
	原因		台風	台風	低気圧	台風	台風	
人吉	風速・風向		58.5 SE	49.9 ESE	48.8 SSE	48.0 SSE	46.8 ESE	1946～2023
	年月日		1995.9.24	1999.9.24	1991.9.27	1965.8.6	1992.8.8	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		66.2 ENE	52.1 SW	52.0 SE	49.2 ENE	48.0 SE	1949～2023
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1965.8.6	1976.9.12	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

※阿蘇山特別地域気象観測所の気象観測は2017年12月11日14時を持って終了

第22. 災害等の発生状況

1. 熊本県の主な自然災害(昭和年代以降)

年月日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住家被害					被害額	備考
			死者 (行方) 不明 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	一部 損壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)		
(昭和) 2 9	12~ 13 台風による 潮害	飽託、玉名海 岸	423	23		1,166	812			334		最大風速26m
5 7	17~ 18 台風による 風害	県下全域 特に 天草基大	8	25		409	515					最大風速23m
6 7	5~ 7 豪雨による 水害	白川、県南部 河川										熊本207mm 小国226mm 菊池205mm人吉134mm
10 6	28~ 30 "	県下全域	4			2	2		520	3,077		熊本496mm五木550mm 菊池514mm人吉469mm 菊池294mm内牧530mm 永水610mm
15 8	9~ 11 "	菊池川、白川	3			5			200			
17 8	27 台風による 風潮害	八代海岸 有明海岸	20	99		5,659	10,707		237	949		潮害浸水50町歩 耕地被害131,505町歩
19 5	9~ 10 豪雨による 水害	県下全主要河 川	3	1		9	1		101	498		熊本254mm内牧316mm 多良木335mm 耕地浸水6,083町歩
22 6	21~ 25 "	県下全域	10	2		71	36		825	3,336		熊本400mm菊池323mm 黒川345mm本渡411mm 耕地流出2,414町歩
24 7	4~ 5 "	阿蘇山麓 球磨川	1	10		6	7		169	1,229		熊本155mm内牧274mm 五木216mm 田畑被害5,379町歩
25 9	13 台風による 風水害	県下全域	3	9		124	233		1,971	3,763		予予台風 山間部300~400mm 平地100~200mm 田畑冠水40,000町歩
26 8	20~ 21 台風による 潮害	県下全域 特に 天草地方				14	3		2	43		天草海岸線の県道は全て 流出
28 6	25~ 28 豪雨による 大水害	県下全域 特に 白川水系	563	1,500余		1,855	6,512	3,894	48,987	39,066	831億	田畑被害24,000町歩 土木5,000箇所 橋流出611
29 6	29~ 30 豪雨による 水害	県下全域		6				4,136				熊本252mm菊池279mm 松橋256mm三角268m 本渡258mm 耕地被害8,559町歩
32 7	26 "	金峰山系、井 芹川、坪井川	183	163		163	121	141	10,691	13,596	66億	熊本600mm
37 7	3~9 "	県北部 特に山 間地	18 (1)	12		22	39	59	2,128	10,656	35億	熊本638mm山鹿1,399mm 南関1,117mm 鹿北1,329mm 内牧781mm 山間地2~3m 熊本10cm 牛深23cm 農林被害甚大
38 1	上旬 下旬 雪害	県下全域 特に 菊池川	6 (2)					1	4		5,809,500千円	5月中の降雨量 熊本545.4mm人吉458. 2mm
4 4~ 6	長雨による 雨害	県下全域	5	4		2	5	2	13	289		熊本609mm人吉218mm 阿蘇山842mm (6/18~7/6)
8 8 22	14~ 豪雨による 水害	"	29	43		477			21,130		9,102,437千円	熊本1,014mm阿蘇山 1,499mm五木1,365mm 牛深1,014mm阿蘇山 1,499mm 最大瞬間風速 阿蘇山43.5m熊本40.9m
40 6 7	"	県南地方	9	18		1,413			41,189		18,722,076千円	
8 8 6	台風による 風害	県下全域	7	201		6,219			2,321		10,482,602千円	
42 5 10	" 干害	県下全域	0	0	0						18,359,973千円 農178億 林 5億	天草地方の飲料水不足 (6/25~7/14)
44 6 7	豪雨による 水害	"	3	7		18	57	124	500	5,645	5,731,935千円	熊本1,028mm市房山1,626 mm
45 4 7	長雨による 水害	県下全域 特に 県北地方	0	0	0	0	1	1	19	512	4,830,745千円 (農44億)	熊本974(1,032.1)mm 阿蘇1,779.5(1,746.2)mm 牛深1,189.5(1,147.9)mm 人吉1,447(1,491.7)mm
8 8 14	台風による 風害	県下全域 特に 天草地方	0	3	75	140	720	13,145	258	792	8,553,781千円	最大瞬間風速 阿蘇山46. 8m牛深44m
46 21~ 7 25	豪雨による 水害	県下全域 特に 県中南部地方	9	7	14	42	125	381	2,462	18,534	14,917,615千円	熊本312mm鏡507mm 俵山450mm
8 8 5	台風による 風害	県下全域 特に 天草地方	6	3	15	45	65	401	1,474	3,918	10,332,341千円	最大瞬間風速 阿蘇山 43.3m人吉39.7m 市房山 957mm
47 11~ 6 12 17 ~18	豪雨による 水害	県下全域 特に 県中南部地方	5	2	2	14	13	74	448	6,351	2,258,980千円	ガケ崩れ389カ所 竜ヶ岳町最大時間雨量 130mm/h(総雨量526mm)
7 3~ 7 6	"	天草上島、宇 城 球磨地方	123	98	213	577	396	871	7,297	30,286	48,076,463千円	熊本199mm阿蘇山449mm 人吉79mm牛深56mm 熊本 空港215mm
49 15~ 7 18	豪雨による 水害	県下全域 特に 阿蘇、上益城 地方	3	3	13	12	10	22	574	2,058	12,084,308千円	
50 1 23	地震	阿蘇郡、特に 一の宮町、阿 蘇町	0	1	19	10	48	451			637,285千円	阿蘇震度V(1月23日23時 19分)熊本震度IV
6 17~ 26	豪雨による 水害	県下全域 特に 熊本市	1	1	1	7	14	27	1,350	2,748	7,003,108千円	熊本751mm阿蘇908mm 熊本市最大時間雨量 77mm/h

年 月 日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住 家 被 害					被害額	備 考		
			死者 (行方) 不明	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水				
51	6	22 ~ 25	豪雨による水害	県下全域	0	0	3	0	4	13	73	1,073	4,042,994千円	熊本173mm阿蘇山296mm 人吉227.5mm牛深216.5mm
	7	18 ~ 19	台風9号による風水害	天草地方	1	1	0	2	4	108	49	838	4,140,034千円	本渡323mm水俣251mm 苓北248mm松島123mm
	9	10 ~ 13	台風17号による風水害	県下全域 特に天草地方	0	8	18	21	86	7,629	151	670	19,498,774千円	牛深215.5mm人吉229mm 阿蘇山225mm熊本93mm
52	5	5	豪雨による水害	県南西沿岸部(三角~松橋)	2		1		3	35	58	259	3,561,756千円	甲佐155mm三角157mm 本渡125mm八代118mm 松島97mm田浦93mm
	6	15 ~ 17	"	県下全域 特に熊本市および周辺			1	1	1	16	443	975	5,321,988千円	熊本302mm阿蘇山428mm 人吉202mm牛深193mm 空港327mm
	6	27 ~ 28	"	県南部 特に水俣・芦北					2	10	4	357	1,603,919千円	田浦144mm水俣140mm 上164mm八代124mm
53	6	10 ~ 12	"	県下全域						2	5	88	1,538,178千円	菊池202mm 鞍岳267mm
53	7	~	干ばつ	"									2,782,655千円	
54	6	26 ~ 27	豪雨による水害	"	6	1	4	11	15	101	789	4,328	12,214,087千円	農林水産業被害を除く(6月16日~7月17日通産被害)被害総額3,959,778千円
	7	16 ~ 17	"	県南部地方	7		3	3	8	33	480	4,346	7,217,730千円	
	6	~	阿蘇火山による災害	阿蘇地方	3	2	9						1,030,056千円	人的被害は9月16日の爆発による。被害額は降灰による。
55	7	1 ~ 2	豪雨による水害	県下全域			1	1		14	211	838	3,503,797千円	鞍岳455mm 立門425mm 黄川493mm星和472mm 中原489mm
	7	26 ~ 30	"	"			1	1		12	119	1,894	2,214,824千円	鞍岳649mm 平真城648mm 坪井625mm
	8	28 ~ 31	"	"	5	5	11	36	42	64	4,243	6,515	24,504,198千円	
	7	~	冷 夏	"									23,573,166千円	
57	7	11 ~ 14	豪雨による水害	県下全域 特に芦北・八代球磨地方	1	2	5	10	39	63	720	2,165	97,902,527千円	鞍岳666mm内大臣557mm 千ヶ平662mm 佐敷75mm/h
	7	23 ~ 25	"	"	23	7	46	73	110	332	5,352	19,042		老岳640mm宇土553mm 川俣513mm河浦103mm/h 熊本12cm菊陽35cm 玉名18cm ビニールハウス被害甚大 農業関係被害246億円
59	1	18 ~ 19	雪 害	県中部・北部地方 阿蘇地方		1				4			25,706,354千円	
59	6	21 ~ 27	豪雨による水害	特に五木村	16	1	1	6	0	8	31	547	5,541,638千円	鞍岳563mm九連子526mm 小妻尾527mm千ヶ平529mm 松島54mm/h 高森284mm/日 鏡町産崩れ
60	6	21 ~ 29	豪雨による水害	県下全域	3		2	2	2	27	26	338	10,007,106千円	熊本市93mm/3h 牛深76mm/h 赤井川堤防決壊
60	7	9 ~ 11	"	県下全域 特に熊飽、上益城地方	1	1	2		2	4	282	2,081	6,262,789千円	
	8	31	台風第13号による風水害	県下全域 特に天草、芦北地方	12	16	66	11	56	4,890	145	246	14,230,013千円	最大瞬間風速牛深40.9m /s 人吉42.7m/s 漁船遭難多数
63	5	3 ~ 4	豪雨による水害	県東部 特に上益城、阿蘇、熊本、宇城地方	6	7	18	54	30	105	2,934	5,808	46,755,368千円	間の谷山475mm 熊本426.5mm 間の谷山111mm/h 高森80mm/h
H1	9	1 ~ 3	"	県北部	3			1		11	47	563	4,863,411千円	内田493mm 苓北55mm/h 内田52mm/h 立門51mm/h
1	6	~	阿蘇火山噴火に伴う降灰被害	阿蘇地方									1,085,750千円	569万t(12月末現在)
2	7	28 ~ 30	豪雨による水害	県下全域 特に県北部	17	10	18	106	111	329	3,054	4,599	100,192,416千円	阿蘇乙姫 708mm 阿蘇乙姫67mm/h 牛深62.5mm/h
3	9	27	台風第19号による風水害	県下全域	4	65	344	207	1,682	133,319	1	13	91,148,638千円	最大瞬間風速 熊本市52.6m/s 阿蘇山60.9m/s
5	6	2 ~ 26	梅雨前線	"	3	2	4	15	10	73	265	1,075	31,136,540千円	
5	9	3	台風第13号	"	1		5	4	15	3,020	41	166	37,045,700千円	
7	6	30 ~ 7	梅雨前線	"							161	668	28,010,632千円	一里山839mm 阿蘇山802mm 阿蘇乙姫727mm
9	7	6 ~ 13	梅雨前線	"			3	4	8	27	169	1,531	30,737,035千円	鞍岳1,209mm 俵山1,079mm 阿蘇乙姫1,051mm
11	9	23 ~ 24	台風第18号	"	16	26	289	145	1,673	60,032	884	1,041	108,615,839千円	最大瞬間風速 牛深市66.2m/s 熊本市49.0m/s

年 月 日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住家被害					被害額	備考			
			死者 (行方) 不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水					
15	7	20	梅雨前線	県南部	19	4	3	20	5	6	149	354	17,612,613千円		
16	8	29~ 30	台風第16号	県下全域		2	4	1	3	75	15	45	11,147,114千円	最大瞬間風速 阿蘇山48.1m/s 熊本市29.6m/s	
	9	6~7	台風第18号	"	1	12	129	27	206	13,569	7	59	28,797,828千円	最大瞬間風速 阿蘇山57.1m/s 熊本市47.4m/s	
	9	28~ 29	台風第21号	"		3	7		3	653		9	2,405,876千円	最大瞬間風速 熊本市33.0m/s	
	10	19~ 20	台風第23号	"		2	2			63			496,986千円	最大瞬間風速 阿蘇山36.8m/s 熊本市26.0m/s	
	17	7	梅雨大雨による水害	"				1	1	34	111	12	13,825,494千円	日降水量 南小国306mm 鹿北268mm	
		9	5~6	台風第14号	"		4	3	1	3	51	97	41	13,693,888千円	最大瞬間風速 人吉41.9m/s 阿蘇山34.4m/s
18	7	24 ~ 27	梅雨前線	県央	2	1	4	5	3	16	62	386	13,802,742千円		
	7	19~ 24	梅雨前線	県下全域		1	3	7	5	11	193	632	13,528,756千円	日降水量 水俣390mm 一勝地379mm	
	9	17~ 18	台風13号	"		7	7		2	65			2,645,621千円	最大瞬間風速 牛深43.0m/s 阿蘇山38.1m/s	
19	7	6~ 12	梅雨前線	"	1	1	2	9	6	21	80	643	16,786,651千円		
20	6	19~ 22	梅雨前線豪雨	県下全域	1					3	42	283	3,623,551千円	1時間雨量 山江78.0mm 湯前横谷69.5mm 4日間総雨量 甲佐437.5mm	
21	7	20~ 26	梅雨前線豪雨	県北地域				1			1	18	1,299,725千円		
24	7	12	豪雨による水害	県下全域 特に県北部	25	4	7	169	1,293	35	547	1,367	68,197,698千円 (H24.12.25現在)	1時間雨量 阿蘇乙姫108mm 五木98.5mm 阿蘇山94.5mm	
26	7	6~7	梅雨前線	天草地方						1	2	44	1,912,522千円	1時間雨量 牛深74.5mm	
27	6	10~ 11	梅雨前線	県下全域			1			3	26	186	2,845,912千円	1時間雨量 三角63mm 本渡57.5mm	
27	8	24~ 25	台風第15号	県下全域	1	5	25	2	32	1,226	4	27	11,726,632千円	最大瞬間風速 熊本市41.9m/s	
28	4	14~	平成28年熊本地震	県下全域	268	1,186	1,550	8,642	34,393	155,205			1,223,383,002千円	※人的被害・住家被害は R3.4.13現在	
28	6	19~ 25	大雨	県下全域	6	2	4	25	122	54	365	1,017	51,686,356千円	1時間雨量 甲佐150mm 宇土122mm 三角 104mm 熊本94mm	
29	7	3~7	台風第3号	県下全域			5			7			2,831,493千円	最大瞬間風速 三角36m/s 本渡32.7m/s	
29	7	5~13	梅雨前線	県下全域				1	4	21	2	14	4,143,386千円	1時間雨量 鹿北72mm 山都72mm 阿蘇山 71.5mm	
29	9	16~ 18	台風第18号	県下全域		1	1				1	1	1,283,513千円	最大瞬間風速 阿蘇山29.2m/s 牛深23.8m/s	
30	7	5~8	平成30年7月豪雨	県下全域		1			3	4	4	89	9,416,659千円	5日~8日の総降水量 五木 520.0mm 山江436.5mm 鹿北 408.0mm 田浦405.0mm	
31	1	3	地震	県北部地方		1	3			60			32,367千円	和水町 震度6弱	
2	7	4~	令和2年7月豪雨	県下全域	65 (2)	15	36	1,491	3,109	2,062	290	426	344,929,524千円 (R2.12.10現在)	16市町村に本県で初めてとなる 大雨特別警報発表(八代市、 人吉市、水俣市、上天草市、 天草市、芦北町、津奈木町、 錦町、多良木町、湯前町、 水上村、相良村、五木村、 山江村、球磨村、あさぎり町) ※人的被害・住家被害は R3.4.28現在	

2. 熊本県の主な火災

次のうちいずれかに該当するもの

死傷者10人以上、焼損面積が建物3,000㎡以上、林野10ha以上、損害額1億円以上

出火年月日	出火場所	名称	損害額(千円)	焼損面積(m ²)	死傷者数		焼損むね数			り災世帯数			り災員数	出火原因
					死者数	負傷者数	全焼	半焼	部分焼	全損	半損	小損		
S23.10.9	人吉市城本町		100,000					11						不明
S33.3.4	熊本市河原町		230,000					60	18			188		火ばち
S35.12.21	熊本市下通町				14			11					305	漏電
S39.10.25	本渡市本渡町	商店街	950,041	11,763	1	20	69	5				105		風呂かまど
S40.3.13	玉名市小岱山	林野	24,000	(a)24,000										火あそび
S42.9.12	芦北郡田浦町	〃	59,453	(a)5,390			1							たばこ
S43.3.29	阿蘇郡阿蘇町	林野	600,000	(a)30,000		4								不明
	〃一の宮町	〃	250,000	(a)6,000		1								〃
S43.9.5	荒尾市野原	診療所	39,932	1,262	2	17	1							放火
S44.11.1	八代郡鏡町	中学校	23,235	1,413		14	1	1						燃えさし
S44.11.10	宇土郡戸口町	住宅	26,097	2,201		9	27	1	2	29	1	2	188	煙突の火の粉
S46.8.30	山鹿市山鹿	書店(山鹿市大火)	511,602	5,280		5	51	5		50	6	31	304	不明
S47.12.30	天草郡大矢野町	書店	100,000	793		5	3			3			19	調査中
S48.11.29	熊本市下通1丁目	百貨店	1,751,891	13,637	100	124	1		1			2	6	不審火
S50.4.27	阿蘇郡小国町	ホテル	525,000	2,371			5	1		2			7	放火
S51.1.21	球磨郡湯前町	工場	247,154	2,192			2	1	1	2		1	9	石油ストーブ
S55.11.22		事業所	117,312	328										不明
S56.3.2	八代市本町	物品販売店	220,744	875		4	3		1	3		2	19	接続器
S57.7.12	芦北郡田浦町	工場	299,945	7,751										電気炉
S58.10.24	阿蘇町黒川	中学校	100,481	1,328			1							不明
S58.11.28	玉名市高瀬	書店	107,296	601			2	4	2	1	3	2	20	不明
S60.1.26	菊池郡菊陽町	事業所	124,172	1,167		1	1		2			2	13	溶接機
S60.2.16	八代郡鏡町	造船所	152,401	541			1	1						コード
S60.10.29	荒尾市高浜	鉄工所	600,000	4,060			1		1					アセチレンガス溶接機
S61.4.2	阿蘇郡阿蘇町	牧野		(a)3,500										火入れの火の粉
S61.12.18	阿蘇郡蘇陽町	歯科診療所、店舗、住宅	136,605	1,905			8		3	6	1	2	41	不明
H5.4.19	阿蘇郡小国町	普通林	158,546	(a)3,500										不明
H5.9.12	鹿本郡鹿央町	事業所	402,450	702			1		1					放火の疑い
H5.10.11	菊池郡菊陽町	紡績工場	881,704	8,723		1		1						摩擦熱
H6.7.24	阿蘇郡小国町	普通林	17,662	(a)1,300										不明
H6.8.14	天草郡松島町	制限林	1,418	(a)1,100		1								不明
H6.10.11	牛深市久玉町	造船所	150,390	1,146			2							不明
H6.12.5	鹿本郡植木町	店舗	134,022	1,658		5	7		1	5		1	26	不明
H7.2.23	阿蘇郡産山村	牧野		(a)3,000										枯れ草焼き
H7.3.22	阿蘇郡西原村	原野		(a)1,500										不明
H7.4.1	阿蘇郡西原村	林野	1,200	(a)1,266										たばこ
H7.4.4	上益城郡御船町	林野	1,144	(a)3,500										火のついたゴミ
H7.11.2	八代郡千丁町	倉庫	165,674	1,412		1			1			1	4	ゴミ焼却炉の火の粉
H8.4.23	上益城郡矢部町	天然林	4,260	(a)1,700										枯れ草焼き
H8.12.18	球磨郡湯前町	物品販売店	122,774	944		2	4	2	1	2			7	不明
H9.3.17	玉名郡菊水町	食品工場	28,038	4,008				1						アセチレンガス溶接機
H9.3.21	八代郡鏡町	事業所	110,058	698			1		3					不明
H9.3.26	上益城郡益城町	工場	160,633	1,548			1							不明
H10.9.16	天草郡松島町	事業所	146,848	1,317		1	3							ゴミ焼却炉の火の粉

出火年月日	出火場所	名 称	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	死傷者数		焼損むね数			り災世帯数			り災員	出火原因
					死者数	負傷者数	全 焼	半 焼	部分焼	全 損	半 損	小 損		
H10.11.23	八代市本町	飲食店	362,255	1,907			4	1	1	1	1	2	22	大型こんろ
H14.3.18	球磨郡多良木町	林野	559	(a)1,000										不 明
H18.1.29	上益城郡山都町	陸上自衛隊演習場(林野)	0	(a)1,729										爆 薬
H19.3.1	阿蘇郡南阿蘇村	原野	80	(a)9,740		1								簡易型ガスこんろ
H20.1.17	上益城郡山都町	陸上自衛隊演習場(原野)	0	(a)1,500										火 薬
H21.4.16	菊池市旭志	倉庫	104,545	1,376			1							不 明
H21.8.2	熊本市	工場	3			17								自己反応性物質

※焼損面積欄の(a)は面積単位a(アール)を示す。

3. 主な阿蘇火山噴火

年月日	被 害 状 況
S28.4.27	死者5人、重傷者15人、軽傷者156人 主として登山客
S33.6.24	死者12人、重傷20人、軽傷8人 その他施設被災
S54.9.6	死者3人、重傷2人、軽傷9人 主として登山客

4. 近年の災害対策本部設置状況(平成元年～令和7年)

年月	災害名	災害対策本部設置	災害救助法適用	人的被害			備考
				死者・不明者	重傷者	軽傷者	
平成 2年7月	梅雨前線豪雨	○	○	17	10	18	一の宮町他4市町村
平成 3年9月	台風19号	※	○	4	65	344	※情報連絡本部設置
平成 4年5月	前年発生した風倒木処理	○					4市町村へ自衛隊災害派遣
平成 5年4月	小国町林野火災	○					被害面積35ha、自衛隊災害派遣
平成 5年6月	小国町土砂災害	○	○	3	2	4	
平成 7年6月	梅雨前線豪雨	○		0	0	0	
平成 9年7月	梅雨前線豪雨	○		0	0	3	
平成11年9月	台風18号(不知火町高潮災害)	○	○	16	26	289	
平成15年7月	県南集中豪雨災害(水俣土石流)	○	○	19	4	3	
平成19年7月	梅雨前線豪雨	○	○	1	1	2	
平成20年6月	梅雨前線豪雨	※		1			※情報連絡本部設置
平成23年3月	東日本大震災	※					※災害警戒本部設置
平成23年10月	地震(菊池市旭志震度5強)	※					※災害警戒本部設置
平成24年7月	熊本広域大水害	○	○	25	4	7	
平成27年8月	台風15号	※		1	5	25	※災害警戒本部設置
平成28年4月	平成28年熊本地震	○	○	275	1,186	1,550	※人的被害(令和7年4月11日現在)
平成29年7月	平成29年7月九州北部豪雨	○		0	0	0	
平成30年7月	平成30年7月豪雨	※			1		※災害警戒本部設置
平成31年1月	地震(和水町震度6弱)	○			1	3	
令和2年7月	令和2年7月豪雨	○	○	69	15	35	※人的被害(令和4年3月31日現在)
令和3年7月	令和3年7月8日からの大雨	○					
令和7年8月	令和7年8月10からの大雨	○	○	6	3	22	※人的被害(令和8年4月9日現在)

熊本県建築物 耐震改修促進計画 概要版

平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」といいます。）では、最大震度 7 の揺れを 2 度にわたり観測し、住宅の倒壊などにより 204 人（平成 29 年 2 月現在）の尊い命が失われ、18 万 3 千棟を超える建築物に被害が及ぶなど、甚大な被害が発生しました。

今後の地震による建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し県民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな目標や施策を設定し、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的として、「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」といいます。）を策定しています。



熊本地震での住宅の被害

計画の背景と目的

熊本地震は、震源域付近に存在する布田川断層帯、日奈久断層帯の活動によるものと考えられています。

政府・地震調査研究本部による主要活断層の長期評価
(算定基準日：平成 29 年 1 月 1 日)

S ランク (高い) 全国で 35 区間
A ランク (やや高い) 全国で 49 区間
Z ランク (ほぼ 0%) 全国で 56 区間
X ランク (不明) 全国で 49 区間

計：189 区間

熊本県内
日奈久断層帯 (八代海区间)
日奈久断層帯 (日奈久区间)
熊本地震後も地震発生確率が高い
S ランクと評価されています。



南海トラフ沿いの地震をはじめ、大きな地震の発生が憂慮されており、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

計画の位置付け

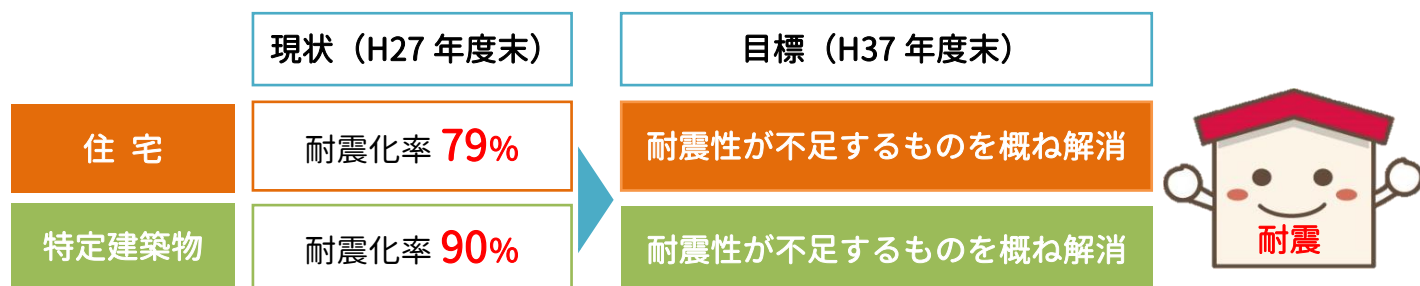
県促進計画は、耐震改修促進法第5条に規定する都道府県耐震改修促進計画として位置づけるとともに、「熊本県地域防災計画」における災害予防計画の実施のための計画としても位置づけます。

●計画期間：平成29年度から平成37年度

耐震化の現状と今後の目標

平成37年度までに

住宅及び特定建築物の「耐震性が不足するものを概ね解消」することをめざします。



特定建築物（特定既存耐震不適格建築物）とは？

学校・体育館・病院・老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上の建築物、一定量以上の危険物を扱う建築物、緊急輸送道路を倒壊により閉塞するおそれのある建築物のことをいいます。

建築物の更なる耐震化への取組み

①熊本地震を踏まえた住宅等の耐震化の促進

○住宅の耐震診断及び耐震改修への公的支援等の強化

熊本地震では、度重なる強烈な揺れにより、多くの建築物が倒壊する等の被害を受けました。

平成37年度における住宅の耐震化の目標達成には、平成27年度を基準とすると、約14万戸の住宅の耐震化を図る必要があります。

このため、今後起こりうる地震等に備え、住宅の耐震診断や耐震改修等に対する公的支援等を強化します。

木造戸建て住宅の耐震化支援

- 県による耐震診断士派遣事業創設 一般診断
- 耐震設計・改修等補助制度の創設
耐震設計、耐震改修、耐震シェルター工事、建替工事



○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

大きな揺れが予想される地域においては、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊により、多数の者の円滑な避難が阻害される恐れがあります。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられた道路等を対象に沿道建築物の耐震化を促進します。

- 緊急輸送道路ネットワーク沿道建築物への耐震診断補助を実施し耐震化促進
- このうち特に重要な区間については耐震診断・報告を義務付け

緊急輸送道路沿道建築物とは？

地震によって倒壊し緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物のことをいいます。



②防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化

○市町村庁舎、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化の促進

熊本地震では、震災後の活動拠点である庁舎等が、損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。

また、指定避難所が被災したことで、十分機能できなかった事例がありました。

○社会資本整備総合交付金を活用し、改修や建替えによる耐震化の促進

○地域防災計画で特に指定した建築物

⇒ 必要に応じて個別に耐震診断・報告を義務付け



熊本地震での庁舎の被害

○大規模なホテル、病院等の耐震化の促進

大規模な建築物が倒壊した場合、人的・経済的被害が拡大することが予想されます。このため、一定規模以上の大規模なホテル、病院、商業施設等について、耐震改修促進法の規定に基づき耐震診断の結果を公表しました。

また、これらの施設については、国、県、市町村により耐震診断・改修等の補助を行い、耐震化の促進を図っています。

○社会資本整備総合交付金を活用し、改修や建替えによる耐震化の促進

③非構造部材を含めた安全対策

○地震後の継続使用を可能とするための天井等の非構造部材の安全対策強化

熊本地震などの大規模地震発生時には、天井の脱落や外壁落下等の被害事例がありました。人的被害を軽減するには非構造部材を含め、建築物全般に係る安全対策が重要です。

○適切な安全対策が講じられるよう定期報告制度の活用による状況把握、指導

○社会資本整備総合交付金を活用した耐震改修の促進



熊本地震での天井の被害

○エレベーター、建築設備等の安全対策の促進

大地震ではエレベーターへの閉じ込めや設備機器の転倒等が発生しており、建築設備についても安全対策が必要です。

○適切な安全対策が講じられるよう定期報告制度の活用による状況把握、指導

○社会資本整備総合交付金を活用した公的施設における耐震改修の促進

④耐震化に係る体制整備及び人材育成

○耐震診断等に対応できる専門技術者養成の強化

熊本地震による建築物の耐震化に関する需要の急増により、建築技術者の不足が課題となっています。

○耐震診断に関する実践的な講習会等を開催し、積極的な人材育成を実施

○建築技術者に関する県外との相互応援体制の構築

○建築物所有者等に対する相談窓口の開設、耐震化方法等の情報提供の充実

○建築物の安全性や改修技術についての県民からの相談に応じるため相談窓口や情報提供の充実

身近に出来る耐震対策

▶▶▶ リフォームに併せた耐震改修

住まいの家族構成や生活スタイルが変わることにより、増改築等のリフォームが必要になる場合に、これらのリフォームに併せて耐震改修を行うと費用の面においても安価で、適確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修を行うことができます。



▶▶▶ 住宅の耐震性低下の防止（日頃からのメンテナンス）

木造住宅等の柱や梁等の構造部材の腐朽やシロアリ被害等による耐震性の低下を防止するため、日頃から屋根、外壁、基礎のひびや欠け、内装のシミ等の雨漏りの兆候、床下等に蟻道（ぎどう。シロアリの分泌物等でできた通り道）が見られないか等の点検、床下等の換気、点検で異常があった場合の適切な補修等の対策を行うことが重要です。

▶▶▶ 家具等の転倒防止

建築物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で、下敷きになったり、避難が遅れたりといった被害を未然に防止することが重要です。

そのためには、家具や電化製品等の転倒を防止する金物等による固定や家具等のガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換えなど）等、屋内外の日常の安全点検による地震に対する備えの強化が必要です。



相談窓口等



相談事項等		相談先	電話番号
建築物耐震化に関する相談全般		一般財団法人熊本県建築住宅センター	096-385-0771
補助制度等について	戸建て木造住宅 耐震診断士派遣	熊本市以外	一般財団法人熊本県建築住宅センター
		熊本市	熊本県建築課
	熊本市建築物安全推進室	096-333-2535	
戸建て木造住宅耐震設計・改修 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断 大規模建築物の耐震化		熊本市建築物安全推進室	096-328-2449
建築関係団体		公益社団法人熊本県建築士会	096-383-3200
		一般社団法人熊本県建築士事務所協会	096-371-2433
		一般社団法人熊本県建築協会	096-364-2122

熊本県ホームページでも建築物耐震化に関する情報をご案内しています。

県トップ→県土づくり→建築→建築物の地震対策（震前対策）

参 考

熊 本 県 防 災 会 議 条 例

改正	[昭和37年10月15日]
	[条 例 第 5 4 号]
	[昭和52年3月30日]
	[条 例 第 1 0 号]
	[平成15年7月4日]
	[条 例 第 4 7 号]
	[平成18年6月30日]
	[条 例 第 5 9 号]
[平成23年3月23日]	
[条 例 第 9 号]	
[平成25年3月28日]	
[条 例 第 9 号]	
[令和3年12月28日]	
[条 例 第 4 9 号]	

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、熊本県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の合計数は、58人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから指名される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災会議に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶 務)

第5条 防災会議の庶務は、知事公室において処理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県防災会議運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、熊本県防災会議条例(昭和37年熊本県第1条例第54号)第6条の規定に基づき、熊本県防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開催方法)

第2条 会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催することができる。

(議決の方法)

第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

2 書面開催により議決する場合は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第4条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその委員が書面により委任する者を代理出席させることができる。

2 前項の規定に基づき代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(会長の専決処分)

第5条 会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) 知事が報告を受けた市町村地域防災計画の作成又は修正についての意見に関する事項

(3) その他輕易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し承認を得なければならない。

(幹事会)

第6条 幹事は幹事会を構成する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事長は熊本県知事公室危機管理監をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第7条 幹事長は、議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。

(会議録)

第8条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(4) 会議の経過

(2) 出席委員の氏名

(5) 議決事項

(3) 会議に付した案件

(6) その他参考事項

(雑 則)

第9条 この要領に定めのあるものを除く外、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行する。

熊本県災害対策本部条例

〔昭和37年10月15日〕
〔条例第55号〕
改正〔平成8年3月25日〕
〔条例第12号〕
改正〔平成18年6月30日〕
〔条例第59号〕
改正〔平成23年3月23日〕
〔条例第9号〕
改正〔平成25年3月28日〕
〔条例第9号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、熊本県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、知事公室において処理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3月28日条例第 9号）

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県災害対策本部規程

昭和38年6月17日
訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、熊本県災害対策本部条例（昭和37年熊本県条例第55号）第6条の規定に基づき、熊本県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の位置)

第2条 本部は、熊本県庁内に置く。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は防災担当の副知事をもって充てる。

(部員)

第4条 災害対策本部員（以下「部員」という。）は、知事公室長、各部長、会計管理者、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てるほか、職員のうちから災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する。

2 部員は本部長の命を受け、その所掌事務に係る災害予防、災害応急対策に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

(本部長等の職務代理)

第5条 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した部員がその職務を代理する。

(本部組織)

第6条 本部に本部会議及び本部室を置く。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部に対策部を、地方に地方災害対策本部（以下「地方本部」という。）を置く。

(本部会議)

第7条 前条の本部会議は、本部長、副本部長及び部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- (2) 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- (3) 災害救助法の発動に関する事項
- (4) その他重要事項

2 本部会議は、必要の都度、必要な範囲で本部長が招集する。

3 本部会議にやむを得ない事情により出席できない部員は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(本部室の事務)

第8条 第6条第1項に規定する本部室は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部会議に関する事項
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (3) 被害状況等の報告及び公表に関する事項
- (4) 各課及び各省庁等関係機関との連絡調整に関する事項
- (5) 自衛隊等の派遣要請に関する事項
- (6) 災害応急措置の業務命令に関する事項
- (7) その他本部長の指示する事項

(本部室の組織)

第9条 本部室に本部室長（以下「室長」という。）、本部室次長（以下「次長」という。）、本部室員（以下「室員」という。）、班長、副班長及び班員を置く。

2 室長は、危機管理監をもって充てる。

3 次長は、防災推進課長、危機管理課長及び消防保安課長をもって充てる。

4 室員は、本庁の各課長（知事公室付にあつては知事公室に置く政策調整監、球磨川流域復興局付にあつては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）、食のみやこ推進局付にあつては農林水産部に置く政策調整監）、企業局各課長、教育庁各課長及び警察本部各課（所・隊）長をもって充てる。

5 班長、副班長及び班員は、それぞれ室員及び関係課員のうちから本部長が指名する。

（室長等の職務）

第10条 室長は、本部長の命を受け、本部室を統轄する。

2 次長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 室長は、室員を必要の都度、必要な範囲で招集することができる。

4 前項の招集にやむを得ない事情により出席できない室員は、代理者を出席させるものとする。

5 室員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（地方本部）

第11条 第6条第2項に規定する地方本部の名称、位置、所管区域及び広域支援体制は別表のとおりとする。

2 地方本部は、その所管区域内にある地方機関をもって組織する。

3 地方本部に地方災害対策本部長（以下「地方本部長」という。）及び地方災害対策副本部長（以下「地方副本部長」という。）を置き、地方本部長に地域振興局長（熊本市の区域にあつては、熊本土木事務所長）、地方副本部長に地域振興局次長（熊本市の区域にあつては、熊本土木事務所次長）をもって充てる。

4 地方本部長は、本部長の指示を受け、その所管区域内における防災に関する事務を処理する。

5 地方副本部長は、地方本部長を助け、地方本部長に事故があるときはその職務を代理する。

6 地方本部における活動を支援するため、広域本部長は、所管区域内地域振興局の人員を広域的に調整する。

7 前各項に定めるもののほか、地方本部の組織等に関し必要な事項は、本部会議及び本部室等の組織等に準じ、地方本部長が定め、本部長に報告するものとする。

（対策部の名称等）

第12条 第6条第2項に規定する対策部の名称は、次のとおりとする。

総務対策部、企画振興対策部、健康福祉対策部、環境生活対策部、商工労働対策部、観光文化対策部、農林水産対策部、土木対策部、出納対策部、企業対策部、教育対策部及び災害警備対策部

2 対策部の分掌事務は、各部（総務対策部にあつては知事公室を含む。）及び出納局の分掌事務並びに企業局、教育庁及び警察本部の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事務とする。

3 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、内容を本部室に合議するものとし、本部室は必要に応じその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

（対策部の組織）

第13条 対策部に、対策部長、対策副部長、班長、副班長及び班員を置く。

2 対策部長は、各部員（総務対策部にあつては、総務部長）をもって充てる。

3 対策副部長は、本部長が指名した者をもって充てる。

4 班長、副班長及び班員は、関係課等に所属する職員のうちから本部長が指名する。

（対策副部長等の職務）

第14条 対策副部長は、対策部長を補佐し、対策部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 2 班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌する。
- 3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

(被害速報)

第 15 条 災害が発生した場合は、各地方本部長（地方本部を置かない地方にあつては、地域振興局長（熊本市の区域にあつては、熊本土木事務所長）又は教育事務所長）は、防災計画で定める様式による被害速報を本部室あて電話又は無線等最も迅速な方法により報告しなければならない。

- 2 室長は、速やかに前項による報告を取りまとめ、本部会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。

(事務処理の原則)

第 16 条 この規程に定めるものを処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するものとし、かつ、関係機関と十分連絡協議しなければならない。

(他の法令との関係)

第 17 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

- 2 前項の場合、本部長は、当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和 38 年 7 月 17 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 26 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 13 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 19 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 5 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 11 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 11 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 6 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日災害対策本部訓令第 1 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

名称	位置	所管区域	広域支援体制
熊本地方災害対策本部	熊本土木事務所内	熊本市	県央広域本部
宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局内	宇土市、宇城市及び下益城郡	
上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局内	上益城郡	
玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局内	玉名市、荒尾市及び玉名郡	県北広域本部
鹿本地方災害対策本部	鹿本地域振興局内	山鹿市	
菊池地方災害対策本部	菊池地域振興局内	菊池市、合志市及び菊池郡	
阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局内	阿蘇市及び阿蘇郡	
八代地方災害対策本部	八代地域振興局内	八代市及び八代郡	県南広域本部
芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局内	水俣市及び葦北郡	
球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局内	人吉市及び球磨郡	
天草地方災害対策本部	天草地域振興局内	天草市、上天草市及び天草郡	天草広域本部

熊本県災害警戒本部規程

平成10年3月31日
熊本県訓令第23号
公営企業管理規程第6号
教育委員会訓令第4号
県警本部訓令甲第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県災害対策本部の設置前における災害に対する警戒を迅速かつ的確に行うために設置する熊本県災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に危機管理監が設置する。

- (1) 熊本地方気象台から注意報又は警報が発表され、特に警戒を必要とするとき。
- (2) 大規模な火災、船舶の遭難又は航空機、列車、バス等の事故により多数の死傷者を生じ、特に警戒を必要とするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然的若しくは人為的原因から災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に警戒を必要とするとき。

2 前項に定める場合のほか、本部は、県内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し、又は気象庁本庁から県内沿岸に津波警報が発表されたときに設置されるものとする。

3 本部は、熊本県災害対策本部が設置されたとき、又は災害に対する警戒を必要としなくなったときは、危機管理監が廃止する。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 注意報及び警報等の伝達に関すること。
- (2) 雨量、水位、潮位等の情報収集に関すること。
- (3) 被害状況の収集に関すること。
- (4) 被害状況の発表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関係機関との情報連絡に関すること。

(組織)

第4条 本部に本部長、副本部長及び部員を置く。

2 本部長は、危機管理監をもって充てる。

3 副本部長は、防災推進課長、危機管理課長及び消防保安課長をもって充てる。

4 部員は、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）別表第1において知事公室及び各部の筆頭に掲げる課の課長及び次に掲げる者をもって充てるほか、必要があるときは、関係課の長（知事公室付にあっては知事公室に置く政策調整監、球磨川流域復興局付にあっては企画振興部に置く政策監（政策監が2人以上あるときは、企画振興部長が指定する政策監）、食のみやこ推進局付にあっては農林水産部に置く政策調整監）及び職員のうちから本部長が指名する。

- (1) 広報課長
- (2) 市町村課長
- (3) 道路保全課長

- (4) 河川課長
- (5) 企業局総務経営課長
- (6) 教育庁教育政策課長
- (7) 警察本部警備第二課長
(職務等)

第5条 本部長は、本部を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- 3 部員は、本部長の命を受け、担当事務を処理する。
- 4 本部長は、部員をその都度必要な範囲で招集する。
(庶務)

第6条 本部の庶務は、知事公室危機管理防災局防災推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 熊本県災害情報連絡本部規程(昭和44年/熊本県訓令甲第55号/熊本県教育委員会訓令甲第10号/熊本県警察本部訓令甲第24号/)は、廃止する。

附 則(平成18年4月14日/訓令第44号/公営企業管理規程第8号/教育委員会訓令第13号/警察本部訓令第11号/)

この訓令は、平成18年4月14日から施行し、平成18年4月5日から適用する。

附 則(平成22年3月31日/訓令第8号/公営企業管理規程第8号/教育委員会訓令第11号/警察本部訓令第8号/)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月6日/訓令第44号/公営企業管理規程第13号/教育委員会訓令第14号/警察本部訓令第14号/)

この訓令は、平成22年8月6日から施行する。

附 則(平成23年3月31日/訓令第28号/公営企業管理規程第10号/教育委員会訓令第2号/警察本部訓令第8号/)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月19日/訓令第30号/公営企業管理規程第11号/教育委員会訓令第13号/警察本部訓令第5号/)

この訓令は、平成24年4月20日から施行する。

附 則(平成27年3月31日/訓令第15号/公営企業管理規程第5号/教育委員会訓令第8号/警察本部訓令第5号/)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日/訓令第16号/公営企業管理規程第3号/教育委員会訓令第4号/警察本部訓令第7号/)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日/訓令第20号/公営企業管理規程第3号/教育委員会訓令第2号/警察本部訓令第8号/)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日／訓令第18号／公営企業管理規程第3号／教育委員会訓令第9号／警察本部訓令第7号／)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月21日／訓令第57号／公営企業管理規程第9号／教育委員会訓令第15号／警察本部訓令第13号／)

この訓令は、令和2年8月21日から施行する。

附 則(令和3年3月31日／訓令第14号／公営企業管理規程第4号／教育委員会訓令第3号／警察本部訓令第6号／)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月11日／訓令第27号／公営企業管理規程第9号／教育委員会訓令第9号／警察本部訓令第11号／)

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

附 則(令和8年3月31日／訓令第17号／公営企業管理規程第4号／教育委員会訓令第6号／警察本部訓令第9号／)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

災害応急措置の業務に従事した者に係る 損害補償に関する条例

昭和38年3月30日

条例第13号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、同法第71条第1項の規定による従事命令又は協力命令を受けて、応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めるものとする。

(損害補償)

第2条 前条の損害補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条に規定する扶助金の例により補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき熊本県（以下「甲」という。）と日本放送協会熊本放送局（以下「乙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づき災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

（放送の要請）

第1条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について緊急を要する場合若しくは他の通信施設によることが著しく困難である場合法第57条の規定に基づき乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして放送を要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から放送要請をうけたときは、放送の形式、内容時刻及び送信系統等をそのつど自主的に決定し、すみやかに放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 放送要請に関する事項の伝達及び連絡の確実円滑を図るため、熊本県総務部防災消防課長及び熊本放送局部長を連絡責任者とする。

（雑 則）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和60年9月27日

甲 熊 本 県
代表者 熊本県知事 細 川 護 熙

乙 日本放送協会熊本放送局長 並 河 暢

（注） 民間放送各社との間の協定もこれに準ずる。

九州・山口 9 県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの。

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口 9 県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口 9 県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口 9 県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第 6 条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前 2 項及び 5 項の規定により本部長の職務が代行される場合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、本部、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第 2 条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保

- ト 災害廃棄物の処理支援
- チ その他応援のため必要な事項
- ニ 第2条第二号に規定する事象に係るもの
- イ 検体検査
- ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援地域」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第2号に係る応援については、この限りではない。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

- 第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害、感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。
- 2 平成23年10月31日に締結された協定は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。
- 2 平成29年10月31日に締結された協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
山口県知事	

熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。

4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」をいう。）の負担とし、その他の経費は応援市町村（協定第3条に規定する応援市町村をいう。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条例等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に関係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、自主応援した市町村が負担するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

- 2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 3 被災市町村は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他便宜を供与するものとする。

(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定市町村がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会
会長 富永 清次

市町村及び消防機関における相互応援協定 (熊本縣市町村消防相互応援協定)

(協定の目的)

第1条 近年逐次大型化の傾向を示している災害に対処して、従来の市町村の相互応援協定を拡大充実し、協定市町村相互応援の徹底を期するため、熊本縣市町村（以下「当事者」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に規定する市町村消防の相互応援に関して、協定を締結する。

第2条 この協定は、災害対策本部設置以前の事態に適用するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- 1 火災防ぎよのための応援部隊の派遣
- 2 その他の災害（救急業務を除く。）に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第4条 火災発生の場合は、これが防ぎよ鎮圧のため協定者は、それぞれの区域内消防警備上に支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 市町村に隣接した地区に火災を認知したときは原則として1隊。ただし、火焰ひによる判断により応援側の市町村長が必要と認めたときは、市町村長の指示した隊数。
- 2 要請があったときは、その要請数。

第5条 水災その他の災害に際し要請があった場合には、応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭電話または電信により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- 1 被害の状況
- 2 応援を要する人員、車輛、機械および数量
- 3 その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- 1 受援地の消防長または消防団長
- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。（ただし、緊急を要し、長に指揮命令をするのに伝令を要するため、行動が遅れる場合は、直接、隊員に命令することができる。）

第8条 応援出動隊の長は、現場到着、引揚げおよび消防行動状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用)

第9条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

1 要請に基づく応援の場合

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費、または隊員および一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者の相互協議とする。
- (2) 応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤および応援隊の食料は原則として受援地の負担とする。

(3) 応援出動手当および被服の損料等は応援側の負担とする。

2 前項以外の出動の場合

(1) 応援に要した費用は、原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定実施について必要な事項は、関係当事者間において定めることができる。

第11条 この協定は昭和46年4月1日から適用する。

以上の協定の成立を証するため、当事者はこの証書4通を作成し、押印のうえ、県、市長会、町村会および県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

昭和46年4月1日 制定

昭和51年7月1日 改正

熊本県ヘリコプター運用調整会議規約

(目的)

第1条 熊本県内における大規模な災害の発生時において、ヘリコプターの運用に関わる防災関係機関相互の連携体制の確立を図り、ヘリコプターによる災害対策活動の安全かつ効率的な運航の確保を図るため、熊本県ヘリコプター運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

(組織構成)

第2条 ヘリ運用調整会議の構成機関は、別表（熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関）のとおりとする。

2 ヘリ運用調整会議に、特定の項目ごとの検討を行うための部会を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

(1) 平時における所掌事務

- ① 大規模な災害の発生時におけるヘリコプターの災害対策活動に関すること。
- ② 大規模な災害の発生時におけるヘリコプターの安全運航確保に関すること。
- ③ 関係機関が保有するヘリコプターに関する情報共有に関すること。
- ④ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場に関すること。
- ⑤ ヘリコプターの運航に関する情報交換に関すること。
- ⑥ ヘリコプターを保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- ⑦ 無人航空機の緊急用務空域の指定等及び指定空域における飛行許可に関すること。
- ⑧ 無人航空機の運航に関する情報交換に関すること。
- ⑨ 別途定める「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」（以下「活動要領」という。）の策定・見直しに関すること。
- ⑩ その他ヘリ運用調整会議の目的を遂行するために必要な事項に関すること。

(2) 大規模な災害の発生時

活動要領に基づき、熊本県災害対策本部内に設置されるヘリコプター運用調整所としてヘリコプターや無人航空機の運航に係る調整を行う。

(座長)

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課長を充てる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ヘリ運用調整会議は、毎年度1回開催するほか、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務めるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ヘリ運用調整会議の事務は、熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課が担当する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関

構 成 機 関 名	
1	陸上自衛隊西部方面総監部
2	陸上自衛隊第8師団司令部
3	海上自衛隊佐世保地方総監部
4	航空自衛隊西部航空方面隊司令部
5	国土交通省九州地方整備局
6	国土交通省大阪航空局熊本空港事務所
7	第十管区海上保安本部
8	第十管区海上保安本部鹿児島航空基地
9	第十管区海上保安本部熊本海上保安部
10	熊本県警察本部
11	熊本赤十字病院
12	熊本国際空港株式会社
13	熊本県天草空港管理事務所
14	熊本県知事公室危機管理防災局消防保安課
15	熊本県防災消防航空センター
16	熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課

大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領

1 目的

この要領は、熊本県内に大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部（以下単に「本部」という。）におけるヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、本要領は、熊本県ヘリコプター運用調整会議の構成機関（以下「構成機関」という。）が独自に行う災害対策活動を妨げるものではない。

2 ヘリコプター運用調整所の設置

- (1) 熊本県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合において、ヘリコプターの安全運航及び効率的な運用調整を行うため、熊本県災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により、本部内に熊本県ヘリコプター運用調整所（以下「ヘリ運用調整所」という。）を設置する。
- (2) ヘリ運用調整所は、災害時におけるヘリコプターの機動的な活動調整を行うため、構成機関から派遣された要員（以下「ヘリ運用調整員」という。）をもって構成するものとする。

ただし、本部長が、ヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整に必要と認めるときは、構成機関以外の者をヘリ運用調整員に加えることができる。

- (3) ヘリ運用調整所の統括は、本部長が指名する者を充てるものとする。

3 ヘリ運用調整所の任務

ヘリ運用調整所は、次の任務を行うものとする。

- (1) 本部及び構成機関との活動連絡調整
- (2) 構成機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) 他県との広域的な連携に関する調整
- (5) ヘリコプターの安全運航に関する調整
- (6) 無人航空機の運航に関する調整
- (7) その他必要な事項

4 ヘリコプターの安全運航に関する調整事項

- (1) ヘリ運用調整所は、3(5)によるヘリコプターの安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- ① 安全運航確保のための航空情報（NOTAM：ノータム）
- ② 構成機関の飛行計画及び災害対策活動
- ③ 使用航空波
- ④ 使用場外離着陸場
- ⑤ 他機関ヘリコプター（報道関係機関等）の活動状況の把握
- ⑥ その他ヘリコプターの安全運航に関する事項

- (2) ヘリ運用調整所は、3(6)による無人航空機の運航について、次の事項について調整するものとする。

- ① 緊急用務空域の指定に係る検討
 - ② 緊急用務空域における飛行許可に係る検討
 - ③ 緊急用務空域が指定された場合の関係機関への周知
 - ④ その他無人航空機の運航に関する事項
- (3) 前2項の具体的な調整事項については、別に定めるところによるものとする。

5 ヘリ運用調整員の参集等

- (1) 本部長は、ヘリ運用調整所を設置した場合は、構成機関に対してヘリ運用調整所設置の旨を通知するものとする。
- (2) 通知を受けた構成機関は、ヘリ運用調整員の参集の可否を本部に報告するとともに、次に掲げる情報等を可能な範囲内で提供するものとする。
 - ① 構成機関が収集した災害情報及び映像
 - ② 構成機関が既に実施した災害対策活動状況
 - ③ 構成機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
 - ④ ヘリコプターの性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
 - ⑤ ヘリコプターの使用予定駐機場所及び場外離着陸場
 - ⑥ ヘリコプターの航空燃料給油計画
 - ⑦ その他必要な事項
- (3) 前項①に掲げる災害情報及び映像の公表に当たっては、当該情報を提供した構成機関と協議するものとする。

6 大規模災害発生時におけるヘリコプターの災害対策活動

構成機関は、本部の活動方針に基づき、次の任務を行うものとする。

- (1) 情報収集活動
 - ① 被災直後の被災状況の把握と伝達
 - ② 地上部隊の活動支援のための情報提供
 - ③ 被災地のヘリコプター離着陸適地の調査
- (2) 被災者の救出・救助及び捜索活動
- (3) 搬送活動
 - ① 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）
 - ② 救援隊、医師等（DMA Tを含む）の人員搬送
 - ③ 被災地への医薬品及び救援物資の搬送
 - ④ 応急復旧用資機材等の搬送
 - ⑤ 孤立地域からの被災者の搬送
- (4) 広報活動
 - ① 避難指示、避難誘導及び災害情報の伝達等
- (5) その他の活動
 - ① 林野火災等の空中消火
 - ② その他、ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

7 ヘリコプターの出動要請時等における要請（活動）シートの作成

本部にヘリコプターの出動要請があった場合、本部長は別に定めるヘリコプター要請（活動）シートを作成し、ヘリ運用調整所に提出するものとする。また、構成機関が独自にヘリコプターによる活動を行う場合もヘリコプター要請（活動）シートに必要事項

を記入し、ヘリ運用調整所に提出するものとする。

8 構成機関及び他県等からの応援機関のヘリコプターの集結場所

大規模災害時に構成機関及び他県等からの応援ヘリコプターの集結が必要な場合におけるヘリコプター集結場所は、熊本県ヘリコプター運用調整会議において候補地を定める。

9 ヘリ運用調整所の活動終了等

災害の推移等により、ヘリコプターの災害対策活動等の調整を要しない場合は、本部長の指示によりヘリ運用調整所を解散する。

10 要領の準用

熊本県知事は、本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、構成機関が保有するヘリコプターが熊本県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合は、この要領を準用してヘリ運用調整所を設置することができる。

11 要領の見直し

本要領は、熊本県ヘリコプター運用調整会議において必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月7日から施行する。

災害時の医療救護に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、国内において災害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）又は熊本県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害救助法、災害対策基本法又は防災計画に基づき、医療救護を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し、郡市医師会医療救護班及び日本医師会災害医療チーム（JMAT）（以下「医療救護班」と総称する。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、次条に定める医療救護計画に基づき直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙が派遣する医療救護班は、県内において活動を行う。ただし、医療救護班のうち郡市医師会医療救護班は、甲が必要と認めた場合、県外において活動を行うことができる。

4 乙は、本県における災害において、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がなく、乙自らの判断により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲の承認を求めなければならない。

甲が承認した場合には、甲の要請を受けたものとみなす。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、あらかじめ医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）乙内部の医療救護組織及び指揮命令系統

（2）各医療救護組織の業務

（3）医療救護の実施方法

ア 災害状況の把握方法、郡市医師会と関係機関との連絡及び連携体制、具体的な応援要請方法、出動指令方式

イ 医療救護班の現地指揮者

ウ 医療救護班の輸送計画

エ 医薬品、医療資機材等の確保計画

オ 訓練計画

カ その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、市町村が避難所、避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第5条 乙の派遣する医療救護班に対する指揮命令は、甲が指定した者（熊本県災害医療コーディネーター等）が行う。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療救護に係る関係機関の調整)

第7条 乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるようにするため、医療救護関係機関の総合調整は、甲が指定した者（熊本県災害医療コーディネーター等）が行う。

2 乙は、必要に応じ、甲が設置する医療救護対策室又は医療救護現地対策室へ連絡調整要員（リエゾン）を派遣する。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第9条 乙は、甲が傷病者を収容する医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の自己負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(訓練)

第12条 乙は、甲が実施する医療救護に関する訓練に参加するものとする。

2 乙の訓練参加に要する費用は、乙が負担するものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するための必要な事項については、別に甲乙協議のうえ定めることとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めることとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

なお、平成16年3月8日に熊本県と社団法人熊本県医師会とが締結した「災害時の医療救護に関する協定書」については、本協定の施行をもって廃止する。

附則

この協定は、平成30年4月20日から施行する。

平成30年4月20日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙 熊本市中央区花畑町1番13号
公益社団法人熊本県医師会
会長 福田 稔

災害時の医療救護に関する協定実施細目

熊本県（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県医師会（以下「乙」という。）は、平成30年4月20日付けをもって締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下（「協定」という。）第13条に基づき、実施細目を次のように定める。

（派遣要請）

第1条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に対して、医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班の「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班構成員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条第4項の規定により承認を受けようとする場合は、「医療救護班承認申請書（第4号様式）」を作成のうえ、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の場合において、当該医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班の構成員が負傷し、疾病にかかり、又は、死亡したときは、「事故報告書」（第5号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（撤収）

第4条 医療救護の必要がなくなった場合は、甲の指示により乙は医療救護班を撤収するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第11条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第11条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第11条第3号に規定する扶助金については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条から第22条までに規定する扶助金の例による。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定第11条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第11条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給請求書」（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を作成のうえ、速やかにこれを支払うものとする。

この実施細目を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年4月20日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙 熊本市中央区花畑町1番13号

公益社団法人熊本県医師会

会長 福田 稔

別表（第5条関係）

区分	日当	旅費 (日当を除く)	超過勤務手当
医師 看護師	熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）第10条に定める額		
補助職員	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）による行政職1級2号級に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）	熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の規定により1級の職務にある職員の受ける旅費（日当を除く）に相当する額	日給の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第13条の規定に算出した額以内

日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領

1 派遣基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）第1条、第31条の2第1項並びに同法第32条の規定による委託協定に基づき、日赤救護班の派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害時において、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、必要があるとみとめられるとき。
- (2) 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があるとみとめられるとき。

2 救護班派遣要領

(1) 知事等の派遣要請

ア 救護班の派遣要請は、知事が単独または市町村長の要請に基づき、日赤県支部長に要請するものとする。

イ 知事等が救護班派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を申請する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び救護班（人員）数
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、救護所設置等参考となるべき事項

ウ 県内での災害はもとより、県外において大規模な災害が発生したときは、次により派遣を要請することができる。

(ア) 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく県

(イ) (ア)以外の都道府県においても、被災都道府県と調整の結果、派遣が可能と判断される都道府県

エ 知事は、自衛隊災害派遣要請計画に基づき、救護班を空輸にて派遣するよう要請することができる。

(2) 知事等の派遣要請を待たない場合の救護班派遣設置

ア 災害救助法第32条の規定による委託協定により一知事等の要請を待たないで、救護班の派遣をする場合は、派遣命令権者（支部長）は、その旨をすみやかに知事等に連絡するものとする。

イ 前記アにより連絡を受けた知事等は、直ちにその旨を当該救護班の活動する区域の市町村その他の関係機関に連絡するものとする。

(3) 派遣要請後の変更手続

派遣要請をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは、前記(1)のイの例によるものとする。

(4) 派遣救護班の撤収要請

知事等は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて、撤収要請を行うものとする。

3 活動内容および派遣能力

(1) 活動内容

日赤救護班は主として、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、地域防災機関と緊密に協力して、次に掲げる必要な活動を行うものとする。

ア、医療の活動範囲

(ア) 診察 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術、その他の治療および施術
(エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護

イ、助産の活動範囲

(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前後の処置 (ウ) 衛生材料の支給

ウ、死体処理の活動範囲

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
(イ) 検案

(2) 派遣能力

ア 災害派遣可能班数及び人員

常備救護班の編成は9ヶ班で班員数は63人である。

イ 救護班の編成

救護班の編成は、別紙のとおりである。

4 経費の負担

救護班が活動に要した経費は原則として無償とする。但し、災害救助法の適用災害を除く。

別 紙

救護班の編成

災害時における医療救護を迅速にかつ適切に実施するため次のとおり医療救護班を編成しておく。

常 備 救 護 班 9ヶ班

ア 常備救護班の内訳 (1ヶ班)

医 師	看護師長	看護師	薬剤師	主 事	操作要員	計
2	1	2	1	1	1	8

日本赤十字社熊本県支部 出動基準

1 職員配置体制

職員配置体制及び配置基準は、次のとおりとする。

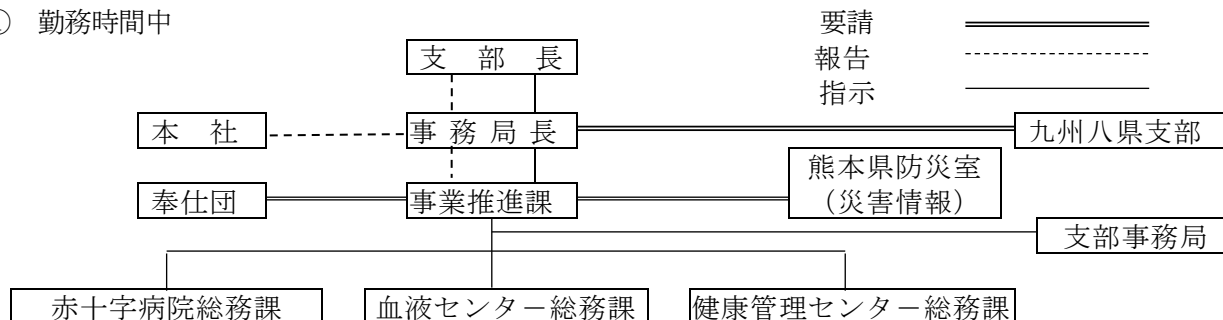
配置体制	配置基準	防災体制	配置要員
第1配置	①台風、大雨警報等が発令され、災害の発生が予想される場合 ②熊本県内で震度5弱以上の地震が発生した場合	警戒本部	支部 1～2名 施設 必要人員
第2配置	①台風、大雨警報等による避難指示が数日以上にわたり発令され、救援活動が必要な場合 ②熊本県内で震度5強以上の地震が発生し、被害拡大のおそれがある場合 ③事故災害で多数傷病者が見込まれる場合	災対本部	支部 全員 施設 必要人員
第3配置	①台風、大雨による局地あるいは広域において被害甚大な災害が発生した場合 ②熊本県内で震度6弱以上の地震が発生し、救護班の派遣が予想される場合 ③事故災害で多数傷病者が発生した場合	災対本部	支部 全員 施設 全員

なお、地震等の大規模災害が県外で発生した場合には、必要に応じて、待機の体制や救護班の派遣について、本部長が指示する。

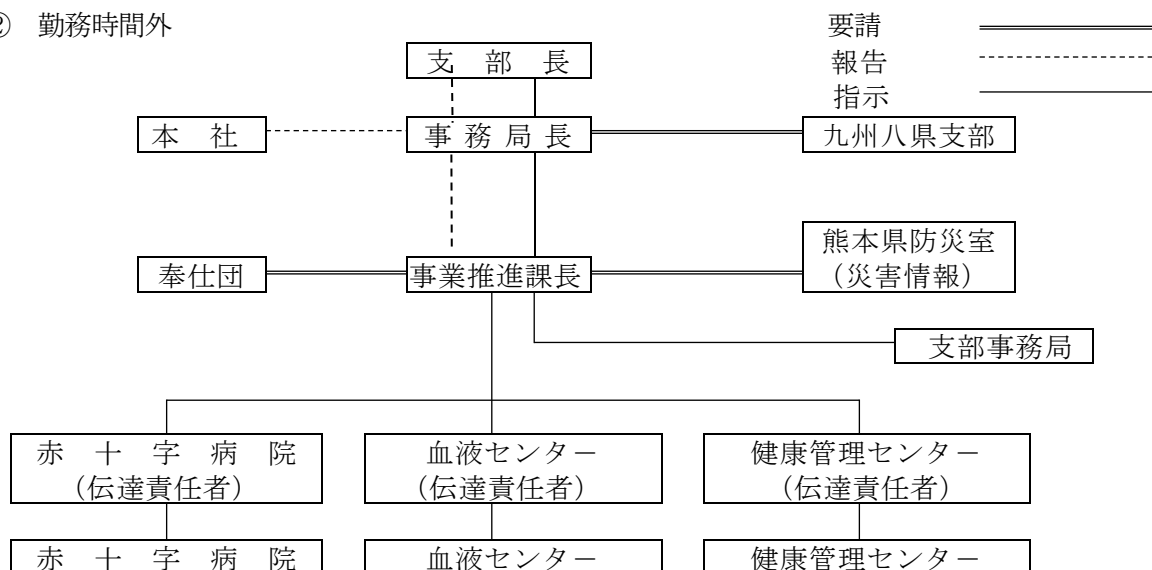
2 職員の招集系統

災害発生並びに非常事態の場合は、次のとおり非常招集及び情報伝達を行う。但し、伝達手段が不通の場合でも職員は自主判断で参集を原則とする。

① 勤務時間中



② 勤務時間外



日本赤十字社熊本県支部 救護班派遣要領及び編成基準

1 救護班の派遣基準

災害救助法（昭和22年法律118号第1条第31の第31の第1項並びに第32条の規定による委託協定）に基づき、日赤救護班の派遣を要請する基準は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害時において、傷病、その他の災厄を受けた者の救護のため、必要があると認められるとき。
- (2) 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があると認められるとき。

2 救護班の派遣要領

(1) 知事等の派遣要請

- ① 救護班の派遣は、知事が単独または市町村の要請に基づき、日赤熊本県支部長に要請するものとする。

② 知事等が救護班派遣を要請する場合、次の事項を明確にする。

- 災害の種類
- 派遣救護班数
- 派遣期間
- 必要資材

(2) 知事等の派遣要請を待たない場合の救護班派遣措置

① 災害救助法第32条の規定による委託協定により知事等の派遣要請を待たないで救護班の派遣をする場合は、派遣命令者（支部長）は、その旨をすみやかに知事等に連絡するものとする。

② 前記①により連絡を受けた知事等は、直ちにその旨を当該救護班の活動する区域の市町村、その他の関係機関に連絡するものとする。

(3) 派遣要請後の変更手続き

派遣要請をした後において、派遣機関、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは(1)の②の例によるものとする。

(4) 派遣救護班の撤収要請

知事等は派遣目的を達した場合は、またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

(5) 派遣救護班の撤収

支部長は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、撤収しその旨を速やかに知事等に連絡するものとする。

3 救護班編成

(1) 救護班編成

日本赤十字社救護規則に基づき、常備救護班を9個編成するものとする。

(2) 救護班編成基準

1個班の編成は、医師（班長）1名、医師1名、看護師長1名、看護師2名、薬剤師1名、主事1名及び自動車操作要員1名の8名を基準とする。

4 派遣経費

救護班が活動に要した経費は、原則として無償とする。ただし、災害救助法が適用された場合を除くものとする。

災害救助法に基づく業務委託契約書

熊本県（以下「甲」という。）及び熊本市（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定に基づく、救助又はその応援（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり日本赤十字社熊本県支部（以下「丙」）と委託契約を締結する。

（委託事項）

第1条 非常災害が発生し、被災者に対する救助等の業務の必要があるとき、甲及び乙は丙に対し、次の各号に掲げる業務を委託する。ただし、法の適用が乙の区域のみの場合は、乙は甲の連絡調整の下で行うものとする。

- （1） 医療
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- （2） 助産
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- （3） 死体の処理
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 検案
- （4） 救援物資等の配布
 - ア 避難所における丙が備蓄する救援物資の配布
 - イ 避難所における生活環境の整備にかかる物資等の配布
- （5） こころのケア
 - ア 避難所の被災者に対する健康相談等

2 災害の状況により、緊急に委託の範囲を拡げなければならない場合は、直ちに甲又は乙は丙との協議により委託事項を明確にしそれを実施することができるものとする。

（委託の実施期間）

第2条 丙は、甲又は乙の要請に基づき業務を行なうものとし、その期間は、法第4条第3項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定に基づく期間とする。

ただし、甲又は乙と丙との協議を経て、甲又は乙が政令第3条第2項の規定に基づき内閣総理大臣の承認を得て期間を延長した場合はその期間によるものとする。

（委託の実施体制）

第3条 第1条各号に掲げる業務は、丙の編成する救護班等により行うものとする。

（委託費用の補償）

第4条 甲及び乙は、第1条の規定により委託した業務を実施するため、丙が支弁した費用について、法第19条の規定に基づきその費用のための寄附金その他の収入を控除した額を別表に定めるところにより、丙の請求により補償するものとする。

（委託費用の請求）

第5条 丙は、前条の規定によって費用を甲又は乙に請求するときは、別紙様式による請求書にその支

弁費用にかかる証拠書類の写しを添付して提出するものとする。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、この契約に関して甲、乙、丙のいずれからも別段の意思表示がないときは、この契約と同一の内容をもってさらに契約を更新したものとみなす。

(その他)

第7条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この契約は、第6条の規定にかかわらず、災害救助法の一部を改正する法律(平成30年法律第52号)による改正後の災害救助法第2条の2第1項の規定に基づき、救助実施市として熊本市が指定され、熊本市に適用があった日から効力を生ずるものとする。

2 昭和48年6月27日付け熊本県知事と日本赤十字社熊本県支部長とが締結した「災害救助法に基づく業務委託契約」は、本契約が効力を生ずる日をもって廃止する。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年(2019年)3月28日

甲 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

丙 熊本市東区長嶺南二丁目1番1号
日本赤十字社熊本県支部

代表者 支部長代理副支部長 小野 泰輔

災害時応援協定等一覧(所管別)

R8.4.1現在

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期
防災推進課	1 アマチュア無線による非常災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	非常通信	平成10年9月29日
	2 災害時における放送要請に関する協定書	日本放送協会熊本放送局	放送要請	昭和56年5月27日
	3 災害対策のための放送要請に関する協定	㈱熊本放送	放送要請	昭和57年5月1日
	4 災害対策のための放送要請に関する協定	㈱テレビ熊本	放送要請	昭和57年5月1日
	5 災害対策のための放送要請に関する協定	㈱熊本県民テレビ	放送要請	昭和57年5月1日
	6 災害対策のための放送要請に関する協定	熊本朝日放送㈱	放送要請	平成元年11月7日
	7 災害時における放送要請に関する協定	㈱エフエム熊本	放送要請	平成17年9月26日
	8 災害時等における報道要請に関する協定	㈱日本経済新聞社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	9 災害時等における報道要請に関する協定	㈱西日本新聞社熊本総局	放送要請	平成8年12月20日
	10 災害時等における報道要請に関する協定	社団法人共同通信社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	11 災害時等における報道要請に関する協定	㈱時事通信社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	12 災害時等における報道要請に関する協定	㈱朝日新聞社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	13 災害時等における報道要請に関する協定	㈱毎日新聞社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	14 災害時等における報道要請に関する協定	㈱読売新聞西部本社熊本支局	放送要請	平成8年12月20日
	15 九州・山口9県災害時応援協定	九州・山口9県	都道府県間応援協定	平成23年10月31日
	16 熊本県と熊本地方気象台間の防災情報の交換に関する協定	熊本地方気象台	防災情報共有	平成10年3月31日
	17 防災画像情報の相互提供に関する協定	国土交通省九州地方整備局企画部	画像情報の提供	平成17年5月19日
	18 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	熊本県石油商業組合	徒歩帰宅者支援	平成17年12月15日
	19 災害時における災害救助犬の出勤及び捜索活動に関する協定	九州災害救助犬協会	捜索活動	平成21年3月27日
	20 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱杏番屋	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	21 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱コストア	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	22 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	重光産業㈱	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	23 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱セブーンイレブン・ジャパン	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	24 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱デイリーヤマザキ	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	25 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ファミリーマート	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	26 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ポプラ	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	27 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱モスフードサービス	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	28 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱吉野家	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	29 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ローソン	徒歩帰宅者支援	平成22年1月20日
	30 大規模災害発生時における徒歩帰宅者への支援に関する協定	㈱ダスキン	徒歩帰宅者支援	平成24年11月1日
	31 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	西日本高速道路㈱九州支社	管理施設等の相互協力	平成22年3月29日
	32 大規模災害時における登記及び境界に関する相談業務の実施に関する協定	熊本県土地家屋調査士会	相談業務	平成22年8月18日
	33 熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	静岡県	都道府県間応援協定	平成23年7月25日
	34 災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 熊本県隊友会	会員派遣	平成25年3月27日
	35 災害時における燃料油の供給に関する協定	熊本県石油商業組合	燃料供給	平成25年3月28日
	36 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	重要施設情報共有	平成29年1月20日
	37 大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に関する協定書	赤十字飛行奉仕団熊本支隊	緊急輸送	平成31年4月17日
	38 広域防災活動拠点に関する協定書	株式会社山田青果 地方卸売市場	施設提供	令和1年11月13日
	39 広域防災活動拠点に関する協定書	合資会社松橋中央青果	施設提供	令和1年11月13日
	40 広域防災活動拠点に関する協定書	鹿本農業協同組合	施設提供	令和1年11月13日
	41 広域防災活動拠点に関する協定書	阿蘇農業協同組合	施設提供	令和1年11月13日
	42 広域防災活動拠点に関する協定書	中九州青果株式会社	施設提供	令和1年11月13日
	43 広域防災活動拠点に関する協定書	あしきた農業協同組合	施設提供	令和1年11月13日
	44 広域防災活動拠点に関する協定書	地方卸売市場人吉連合青果株式会社	施設提供	令和1年11月13日
	45 広域防災活動拠点に関する協定書	本渡青果事業協同組合	施設提供	令和1年11月13日
	46 広域防災活動拠点に関する協定書	天草漁協同組合	施設提供	令和1年11月13日
	47 災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	情報発信	令和2年1月15日
	48 住家被害認定調査に関する協定書	公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会	認定調査支援	令和2年9月14日
	49 災害時における相互連携に関する協定書	西日本電信電話株式会社熊本支店	インフラ復旧	令和3年5月28日
	50 災害時における相互連携に関する協定書	九州電力株式会社熊本支店 九州電力送配電株式会社熊本支社	インフラ復旧	令和3年5月28日
	51 災害時における通信確保・被災者支援、災害対応に資するDX推進に向けた連携に関する基本協定	株式会社NTTドコモ九州	インフラ復旧	令和3年6月17日

災害時応援協定等一覧(所管別)

R8.4.1現在

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期
防災推進課	52 災害時における給電車両の貸与等に関する協定書	熊本トヨタ自動車株式会社、熊本トヨタベント株式会社、ユナイテッドトヨタ熊本株式会社、ネットトヨタ熊本株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社熊本支社、株式会社トヨタレンタリース熊本	車両貸与・給電	令和3年7月9日
	53 災害時における相互連携に関する協定書	西部ガス株式会社熊本供給部	インフラ復旧	令和3年7月15日
	54 災害発生時における帯北発電所港湾等施設の使用に関する協定書	九州電力株式会社	施設利用	令和4年6月3日
	55 山岳遭難事故防止に向けた相互協力に関する連携協定	熊本県警察、株式会社 ヤマツブ	情報提供	令和4年8月3日
	56 災害時等における相互連携に関する協定	楽天モバイル株式会社	インフラ復旧	令和5年6月2日
	57 災害時等における相互連携に関する協定	KDDI株式会社	インフラ復旧	令和6年6月13日
	58 災害時等における相互連携に関する協定	ソフトバンク株式会社	インフラ復旧	令和6年6月13日
	59 災害時における車両の貸与及び給電等に関する協定書	株式会社ホンダモビリティ九州	車両貸与・給電	令和7年3月21日
	60 人工衛星を活用した建物被害推定プログラムに関する協定書	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	被害推定	令和7年1月17日
	61 プッシュ型支援物資の備蓄保管に関する協定書	内閣府	国プッシュ型支援物資の保管	令和7年9月17日
消防保安課	62 防災消防ヘリコプター相互応援協定	大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、佐賀県、福岡県	消防応援	令和6年3月29日
	63 災害時におけるLPガス供給に関する協定書	一般社団法人熊本県LPガス協会	インフラ供給	平成25年5月15日
広報課	64 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	熊本県社会保険労務士会	県民相談	平成25年2月20日
	65 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	熊本県土地家屋調査士会	県民相談	平成25年2月20日
	66 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	熊本県弁護士会	県民相談	平成25年2月20日
	67 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	熊本県司法書士会	県民相談	平成25年2月20日
	68 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	南九州税理士会	県民相談	平成25年2月20日
	69 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	熊本県行政書士会	県民相談	平成25年2月20日
	70 大規模災害等発生時における県民相談への対応に関する協定書	公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会	県民相談	平成25年2月20日
企画課	71 大規模災害発生時等における県民相談への対応に関する協定書	日本公認会計士協会南九州会熊本県部会	県民相談	平成28年7月26日
	72 熊本県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との熊本地震からの創造的復興に関する包括連携協定書	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	包括連携協定	平成29年4月24日
	73 熊本県とアース製薬株式会社との地域活性化に関する包括連携協定	アース製薬株式会社	包括連携協定	令和3年6月23日
	74 熊本県と佐川急便株式会社との包括連携協定	佐川急便株式会社	包括連携協定	令和6年7月9日
地域振興課	75 熊本県とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	ヤマト運輸株式会社	包括連携協定	令和6年7月12日
	76 熊本県・キリングループ・日本財団による「復興応援 キリン絆プロジェクト」熊本支援 包括支援協定書	キリン株式会社 公益財団法人 日本財団	包括連携協定	平成28年12月21日
健康福祉政策課	77 熊本県と日本郵便株式会社九州支社との包括連携協定	日本郵便株式会社 九州支社	包括連携協定	平成29年10月18日
	78 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県知的障がい者施設協会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	79 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県身体障害児者施設施設協議会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	80 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	公益社団法人熊本県精神科協会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	81 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県老人福祉施設協議会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	82 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	一般社団法人熊本県老人保健施設協会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	83 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	84 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県地域密着型サービス連絡会	災害派遣福祉チームの派遣	平成24年12月27日
	85 熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	熊本県社会福祉法人経営者協議会	災害派遣福祉チームの派遣	令和5年3月28日
	86 災害時等におけるNPO等のボランティア団体との連携・協力に関する協定書	(NPO)くまもと災害ボランティア団体ネットワーク (NPO)全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	災害ボランティア団体との連携等	平成29年3月30日
	87 災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書	公益社団法人熊本県トラック協会	物資輸送	平成29年9月11日
	88 災害発生時における物資受入・配送拠点の確保等に係る協定書	熊本県倉庫協会	物資受入・配送拠点	平成29年9月11日
	89 大規模災害時等における物資の緊急輸送等に係る協定書	佐川急便(株)	物資輸送	平成29年9月11日
	90 大規模災害時等における物資の緊急輸送等に係る協定書	日本通運(株)	物資輸送	平成29年9月11日
	91 大規模災害時等における物資の緊急輸送等に係る協定書	ヤマト運輸(株)	物資輸送	平成29年9月11日
	92 災害時における被災地支援等に関する協定書	熊本県生コンクリート工業組合	水の供給	平成29年7月14日
	93 熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	災害VC設置・運営等	令和2年12月11日
	94 災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書	一般社団法人日本カーシェアリング協会、一般社団法人日本自動車販売協会連合会熊本県支部、熊本県軽自動車協会、熊本県中古自動車販売協会	移動手段の確保	令和3年2月4日
	95 災害時におけるフォークリフトの貸出し等に関する協定書	トヨタ&F熊本株式会社	フォークリフトの貸出し	令和3年6月1日
96 災害発生時における被災地支援等に関する協力協定書	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、公益社団法人熊本県建築士会、一般社団法人熊本県建築士事務所協会	災害VC運営支援等	令和4年3月23日	
97 大規模災害発生時等における物資の緊急輸送等に係る協定書	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク	物資輸送	令和5年2月22日	
98 災害ボランティアセンターの運営支援等に関する協定書	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会、アイン九州株式会社	災害VC運営支援等	令和7年2月28日	
健康危機管理課	99 災害時の動物救護活動に関する協定書	一般社団法人熊本県獣医師会	被災動物の応急手当、保護等の救護活動	平成27年4月30日
	100 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	九州・山口9県	被災動物の愛護動物救護に係る人員派遣、物資提供等の応援	平成25年10月22日
	101 九州・山口九県における感染症に対する広域連携に関する協定書	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、下関市、那覇市	感染症発生時の広域的な連携体制の整備	平成26年11月11日
	102 災害時における食品衛生対策支援に関する協定書	一般社団法人熊本県食品衛生協会	食中毒等発生防止に係る衛生指導等	平成30年2月9日
	103 大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書	一般社団法人熊本県ベストコントロール協会	災害時のネズミ・衛生害虫の駆除	平成30年2月15日

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期	
障がい者支援課	104 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人社団松本会 希望ヶ丘病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	105 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	社会医療法人ましき会 益城病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	106 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人富尾会 桜が丘病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	107 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	特定医療法人佐藤会 弓削病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	108 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人信和会 城ヶ崎病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	109 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	110 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構 菊池病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	111 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	社会医療法人芳和会 菊陽病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	112 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人高森会 阿蘇やまなみ病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	113 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人社団明心会 あおば病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	114 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人社団平成会 平成病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	115 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人山田会 八代更生病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	116 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人正仁会 みずほ病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	117 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人精翠会 吉田病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	118 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	熊本大学医学部付属病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	119 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	熊本県病院局	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	120 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	一般財団法人杏仁会 くまもと青明病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	121 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人仁木会 ニキハーティーホスピタル	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	122 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人明和会 くまもと悠心病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	123 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	124 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人健生会 明生病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	125 熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)の派遣に関する協定	医療法人敬愛会 城山病院	被災地域等への熊本DPATの派遣	平成29年6月29日	
	医療政策課	126 災害時の医療救護に関する協定書	公益社団法人熊本県医師会	医療従事者派遣	平成30年4月20日
		127 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定	医療法人社団黎明会	医療従事者派遣	令和7年3月28日
		128 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	医療従事者派遣	令和7年3月28日
129 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		国立大学法人熊本大学	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
130 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		社会医療法人恩賜財団済生会熊本病院	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
131 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
132 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		日本赤十字社熊本県支部	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
133 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		国保水俣市立総合医療センター	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
134 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
135 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		上天草市立上天草総合病院	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
136 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
137 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		山鹿市	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
138 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		地方独立行政法人くまもと県北病院	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
139 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		医療法人杏香会	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
140 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		阿蘇市	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
141 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		荒尾市	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
142 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		社会医療法人潤心会	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
143 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		熊本市	医療従事者派遣	令和7年3月28日	
144 熊本県災害派遣医療チーム(熊本DMAT)の派遣に関する協定		国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院	医療従事者派遣	令和7年8月1日	
145 大規模災害時における災害支援活動に関する協定		公益社団法人熊本県柔道整復師会	医療従事者派遣	平成24年12月12日	
146 大規模災害時における災害支援活動に関する協定		公益社団法人熊本県看護協会	医療従事者派遣	平成25年3月29日	
146 大規模災害時における災害支援活動に関する協定		一般社団法人熊本県臨床検査技師会	医療従事者派遣	令和8年1月30日	
148 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		国立大学法人熊本大学	医療従事者派遣	平成25年6月17日	
149 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	医療従事者派遣	平成25年6月17日	
150 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	医療従事者派遣	平成25年6月17日	
151 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		日本赤十字社	医療従事者派遣	平成25年6月17日	
152 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	医療従事者派遣	平成25年6月17日	
153 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		荒尾市	医療従事者派遣	平成26年6月10日	
154 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		山鹿市	医療従事者派遣	平成26年6月10日	
155 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定		地方独立行政法人くまもと県北病院	医療従事者派遣	平成29年12月20日	

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期
医療政策課	156 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	熊本市	医療従事者派遣	令和6年7月1日
	157 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	阿蘇市	医療従事者派遣	令和8年3月23日
	158 熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人社団木星会 山鹿温泉リハビリテーション病院	医療従事者派遣	令和8年3月23日
	159 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	社会医療法人黎明会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	160 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人愛生会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	161 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	荒尾市	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	162 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	地方独立行政法人くまもと県北病院	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	163 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	山鹿市	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	164 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人社団川口会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	165 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	阿蘇市	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	166 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	小国町外ヶ町公立病院組合	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	167 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人杏章会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	168 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人回生会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	169 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人谷田会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	170 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	171 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	一般社団法人八代郡医師会	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	172 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	水俣市	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	173 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	医療法人岡部病院	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	174 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構大分医療センター	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	175 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	球磨郡公立多良木病院企業団	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	176 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	177 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	一般社団法人天草郡医師会立天草地域医療センター	医療従事者派遣	平成29年12月21日
	178 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	一般社団法人鹿本医師会	医療従事者派遣	平成30年6月25日
	179 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	一般社団法人八代市医師会	医療従事者派遣	令和元年6月20日
	180 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	社会医療法人潤心会	医療従事者派遣	令和5年5月30日
	181 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	上天草市	医療従事者派遣	令和5年7月18日
	182 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	山都町	医療従事者派遣	令和6年3月29日
183 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	きくち宮本泌尿器科	医療従事者派遣	令和6年12月19日	
184 熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	社会福祉法人恩賜財団 済生会みずみ病院	医療従事者派遣	令和6年11月18日	
185 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	国立大学法人熊本大学病院	医療従事者派遣	平成29年12月1日	
186 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	医療法人社団愛育会 福田病院	医療従事者派遣	平成30年1月17日	
187 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	医療従事者派遣	平成30年1月17日	
188 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	一般社団法人熊本市医師会 熊本地域医療センター	医療従事者派遣	平成31年3月29日	
189 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	医療従事者派遣	平成31年3月29日	
190 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構 熊本再春医療センター	医療従事者派遣	令和4年3月16日	
191 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	医療従事者派遣	令和4年3月16日	
192 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	医療法人聖粒会 慈恵病院	医療従事者派遣	令和4年3月16日	
193 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	熊本市	医療従事者派遣	令和4年3月16日	
194 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	穂っふ こども在宅&心身クリニック	医療従事者派遣	令和4年6月7日	
195 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	医療法人朝日野会 十善病院	医療従事者派遣	令和4年7月20日	
196 熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	ちが産婦人科医院	医療従事者派遣	令和6年6月24日	
197 大規模災害時における支援活動に関する協定書	特定非営利活動法人ジャパンハート	医療従事者派遣	令和3年3月8日	
198 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本市民病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
199 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	くまもと成仁病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
200 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会福祉法人 恩賜財団 済生会熊本病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
201 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	国家公務員共済組合連合会 熊本中央病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
202 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人相生会 にしくまもと病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
203 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	武蔵ヶ丘病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
204 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人佐藤会 弓削病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
205 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本整形外科病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
206 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	国立大学法人熊本大学	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
207 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	荒尾市立有明医療センター	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期	
医療政策課	208 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	地方独立行政法人くまもと県北病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	209 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	訪問看護ステーション バンダ	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	210 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会医療法人 芳和会 菊陽病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	211 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本リハビリテーション病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	212 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会医療法人 潤心会 熊本セントラル病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	213 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	大阿蘇病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	214 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	215 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	阿蘇医療センター	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	216 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	阿蘇立野病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	217 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	リハビリテーションセンター 熊本回生会病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	218 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会医療法人ましき会益城病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	219 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	山都町包括医療センターそよう病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	220 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人 杏草会 矢部広域病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	221 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会医療法人 黎明会 宇城総合病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	222 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	社会福祉法人 恩賜財団 済生会みすみ病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	223 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構熊本南病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	224 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	225 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	八代北部地域医療センター	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	226 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	国保水俣市立総合医療センター	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	227 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	228 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	愛甲産婦人科医院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	229 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	球磨郡公立多良木病院企業団	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	230 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	天草市立牛深市民病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	231 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	上天草市立 上天草総合病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	232 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	233 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	はまゆう療育園	災害支援ナース派遣	令和6年6月12日	
	234 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	大和クリニック	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	235 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	菊南病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	236 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人仁木会 ニキハーティーホスピタル	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	237 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人金澤会 青磁野リハビリテーション病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	238 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人 国立病院機構 熊本医療センター	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	239 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本県立こころの医療センター	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	240 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本託麻台リハビリテーション病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	241 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人創起会 くまもと森都総合病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	242 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	熊本赤十字病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	243 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	学校法人銀杏学園 熊本保健科学大学	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	244 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人洗心会 荒尾中央病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	245 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	国民健康保険和水町立病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	246 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	山鹿市民医療センター	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	247 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	248 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人社団 明心会 あおば病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	249 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人再生会 くまもと心療病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	250 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	251 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人回生会 堤病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	252 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人誠心会 東病院	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	253 熊本県における災害支援ナース派遣に関する協定	医療法人 一陽会 天草訪問看護ステーション	災害支援ナース派遣	令和7年3月21日	
	254 熊本県災害支援ナース派遣調整に関する協定	公益社団法人熊本県看護協会	災害支援ナース派遣調整	令和7年3月24日	
	薬務衛生課	255 災害時における医療機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県医療機器協会	資材の提供	平成9年9月11日
		256 災害時における歯科用機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県歯科用品商組合	資材の提供	平成9年9月11日
		257 災害時におけるマンパワー確保に関する協定	一般社団法人熊本県医薬品登録販売者協会	会員派遣	平成10年9月14日
		258 災害時におけるマンパワー確保に関する協定	熊本県製薬協会	会員派遣	平成10年9月14日
		259 災害時におけるマンパワー確保に関する協定	一般社団法人熊本県医薬品配置協会	会員派遣	平成10年9月14日

災害時応援協定等一覧(所管別)

R8.4.1現在

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期
業務衛生課	260 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資材の提供及び遺体搬送	平成18年5月19日
	261 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	熊本県経済農業協同組合連合会	資材の提供及び遺体搬送	平成18年5月19日
	262 災害時等における遺体の搬送に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体搬送	平成18年5月19日
	263 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会	資材の提供	平成18年5月19日
	264 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	熊本県葬祭事業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	資材の提供及び遺体搬送	平成25年11月27日
	265 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合	施設の提供	平成26年3月28日
	266 熊本県災害事業コーディネーターの派遣に関する協定書	公益社団法人熊本県薬剤師会	会員派遣	平成26年8月6日
	267 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	公益社団法人熊本県薬剤師会	会員派遣	平成26年8月6日
	268 災害時における医薬品等の搬送・供給に関する協定	熊本県医薬品卸業協会	資材の提供	令和1年12月19日
	269 災害時における医療用ガス等の供給等に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	資材の提供	令和2年3月9日
健康づくり推進課	270 健康維持・増進等に関する熊本県と大塚製薬株式会社との連携協定書	大塚製薬株式会社熊本支店	災害対策に関する事項	平成28年8月31日
	271 大規模災害時における災害支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県歯科医師会	医療従事者派遣	平成25年3月29日
	272 大規模災害時における災害時支援活動に関する熊本県と公益社団法人熊本県栄養士会との協定書	公益社団法人熊本県栄養士会	会員派遣	令和7年6月27日
環境保全課	273 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定	九州・山口9県、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会、一般社団法人九州・山口9県、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会	被災建築物等のアスベスト調査に係る応援要請	令和4年6月13日
	274 九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定	九州・山口9県、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会	被災建築物等のアスベスト調査に係る応援要請	令和4年6月13日
	275 九州・山口9県における災害時の大気中アスベスト濃度調査等に関する実施要領	九州・山口9県	大気中アスベスト濃度調査に係る応援要請	令和4年4月1日
循環社会推進課	276 災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定	一般社団法人熊本県産業資源循環協会	災害廃棄物処理支援協定	平成21年5月15日
	277 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定	熊本県環境事業団体連合会	災害廃棄物処理支援協定	平成29年11月15日
	278 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定	九州・山口9県	災害廃棄物処理支援協定	平成29年11月15日
	279 災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書	一般社団法人熊本県解体工事業協会	災害廃棄物処理支援協定	平成30年2月6日
	280 災害時における燃料油の供給に関する協定	熊本いくに県民発電所株式会社 自然と未来株式会社	燃料供給	平成30年10月26日
	281 災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定	熊本県清掃事業協同組合	災害廃棄物処理支援協定	令和2年10月30日
消費生活課	282 災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	熊本県生活協同組合連合会	物資調達	平成14年11月21日
商工政策課	283 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	熊本県パン協同組合	物資の供給	平成10年3月19日
	284 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	榊鶴屋百貨店	物資の供給	平成10年3月19日
	285 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	榊ゆめマート	物資の供給	平成17年10月18日
	286 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	イオン九州(株)	物資の供給	平成18年1月17日
	287 災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	熊本県共同店舗連絡協議会	物資の供給	平成19年1月10日
	288 災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	榊イズミ	物資の供給	平成19年1月10日
	289 災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	榊ローソン	物資の供給	平成19年1月10日
	290 災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ(株)	物資の供給	平成19年12月20日
	291 災害救助物資の供給等に関する協定	榊ファミリーマート	物資の供給	平成21年9月14日
	292 災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社カインズ	物資の供給	平成29年7月6日
	293 災害救助物資の供給等に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	物資の供給	平成29年9月29日
	294 災害発生時における被災地支援等に関する連携協定書	JYUくまもと連絡会議	共助等への支援	平成29年12月18日
	295 災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社ナフコ	物資の供給	平成30年3月9日
	296 災害救助物資供給等に関する協定	南日本段ボール工業組合	物資の供給	平成30年3月23日
	297 災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社めん食	物資の供給	令和元年8月7日
	298 災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社グッディ	物資の供給	令和2年2月28日
	299 災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社太陽工業	物資の供給	令和3年2月19日
	300 災害時における物資の供給等に関する協定書	フタバ九州株式会社	物資の供給	令和4年10月21日
	301 災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社ホームインブルームメントひろせ	物資の供給	令和6年11月20日
労働雇用創生課	302 災害救助物資の供給等に関する協定書	熊本県畳工業組合	畳等の供給	平成29年1月12日
販路拡大ビジネス課	303 災害時等における施設利用に関する協定	熊本産業文化振興株式会社	支援物資の集積拠点	令和8年3月12日
畜産課	304 地震災害時等における救援物資の提供に関する協定書	熊本県酪農業協同組合連合会	物資提供	平成19年4月24日
林業振興課	305 災害時における応急仮設住宅用木材の供給に関する協定	一般社団法人熊本県木材協会連合会	資材供給	平成26年6月5日
漁港漁場整備課	306 大規模災害時の支援活動に関する協定	熊本県漁港建設協会	被害情報収集/応急措置	令和2年12月24日
監理課	307 大規模災害時の支援活動に関する協定	赤十字飛行奉仕団熊本支隊	被災地の空撮と支援物資の運搬	平成26年5月13日
用地対策課	308 災害時における用地調査等業務に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント協会 九州支部熊本県部会	用地調査等業務の協力要請	令和6年3月29日
土木技術管理課	309 大規模災害時の支援活動に関する基本協定書	一般社団法人熊本県建設業協会	被害情報収集/応急措置	平成25年4月1日
	310 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会熊本支部	被害情報収集/応急措置	平成26年4月1日
	311 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会宇城支部	被害情報収集/応急措置	平成25年6月26日

災害時応援協定等一覧(所管別)

R8.4.1現在

担当課	名称	協定先	協定項目	締結時期
土木技術管理課	312 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会荒尾支部	被害情報収集／応急措置	平成25年8月30日
	313 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会玉名支部	被害情報収集／応急措置	平成25年8月30日
	314 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会鹿本支部	被害情報収集／応急措置	平成27年1月16日
	315 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会菊池支部	被害情報収集／応急措置	平成25年6月12日
	316 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会阿蘇支部	被害情報収集／応急措置	平成25年6月5日
	317 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会上益城支部	被害情報収集／応急措置	平成25年6月13日
	318 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会八代支部	被害情報収集／応急措置	平成28年4月1日
	319 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会芦北支部	被害情報収集／応急措置	平成25年4月1日
	320 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会人吉支部	被害情報収集／応急措置	平成25年5月23日
	321 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県建設業協会天草支部	被害情報収集／応急措置	平成25年6月20日
	322 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県造園建設業協会	被害情報収集／応急措置	平成25年4月1日
	323 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県法面保護協会	被害情報収集／応急措置	平成25年4月1日
	324 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会	被害情報収集／技術的助言	平成25年4月1日
	325 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県地質調査業協会	被害情報収集／技術的助言	平成25年4月1日
	326 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県電設業協会	被害情報収集／応急措置	平成22年3月30日
	327 大規模災害時の支援活動に関する協定書	熊本県電気工事業工業組合	被害情報収集／応急措置	平成22年11月11日
	328 大規模災害時の支援活動に関する協定書	熊本県管工事業組合連合会	被害情報収集／応急措置	平成23年11月30日
	329 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県メンテナンス協会	被害情報収集／応急措置	令和2年3月27日
	330 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人 熊本県道路保全協会	被害情報収集／応急措置	平成27年12月1日
	道路保全課	331 熊本県土木部と熊本大学くまもと水環境・減災研究教育センターとの自然災害からの復旧・復興に係る連携協力に関する協定書	熊本大学くまもと水環境・減災研究教育センター	技術的助言／情報の共有
332 大規模災害時の支援活動に関する協定書		熊本県生コンクリート工業組合	復旧に係る砂・砂利の提供	平成29年6月9日
333 大規模災害時の支援活動に関する協定書		一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	被害情報収集／技術的助言	平成30年6月21日
334 大規模災害時の支援活動に関する協定書		一般社団法人日本橋梁建設協会	被害情報収集／技術的助言	平成30年6月21日
335 大規模災害時の支援活動に関する協定書		一般社団法人建設コンサルタンツ協会九州支部	被害情報収集／技術的助言	平成30年7月31日
336 災害時における車両等の移動協力に関する協定書	一般社団法人九州レッカー事業協力会	車両等の移動	令和6年9月3日	
下水環境課	337 熊本県・日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	応急復旧に関する人的・物的支援	平成28年11月4日
	338 災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	応急復旧に関する人的・物的支援	平成29年7月18日
	339 「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定」に関する実施細目	熊本県環境事業団体連合会	応急復旧に関する物的支援	平成30年6月21日
河川課	340 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書	九州地方整備局企画部	災害応援	平成23年2月28日
	341 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	日本放送協会熊本放送局	映像提供・放送	平成25年3月29日
	342 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	㈱熊本県民テレビ	映像提供・放送	平成25年3月29日
	343 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	熊本朝日放送㈱	映像提供・放送	平成25年3月29日
	344 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	㈱熊本放送	映像提供・放送	平成25年5月1日
	345 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	㈱テレビ熊本	映像提供・放送	平成25年5月1日
	346 河川監視カメラ映像情報の提供及び放送に関する協定	㈱JCNくまもと	映像提供・放送	平成25年6月14日
	347 河川情報及び映像情報の提供並びに相互交換に関する協定書	九州地方整備局河川部	情報の提供・相互交換	令和3年4月1日
港湾課	348 大規模災害時の支援活動に関する協定書	熊本県港湾建設協会	被害情報収集／技術的助言	平成31年4月1日
建築課	349 大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会建築部会(一般社団法人熊本県建築協会)	公共建築物の被害情報収集／応急措置	平成25年4月1日
住宅課	350 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人プレハブ建築協会 熊本市	建設型応急住宅の整備	平成31年4月1日
	351 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人熊本県優良住宅協会	建設型応急住宅の整備	平成23年10月27日
	352 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 熊本市	賃貸型応急住宅の提供	平成31年3月27日
	353 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	公益社団法人全日本不動産協会熊本本部 熊本市	賃貸型応急住宅の提供	平成31年3月27日
	354 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定書	公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会 熊本市	賃貸型応急住宅の提供	平成31年3月27日
	355 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	公益社団法人日本建築士会連合会 一般社団法人木と住まい研究協会	建設型応急住宅の整備	平成28年5月6日
	356 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人全国木造建設事業協会	建設型応急住宅の整備	平成28年5月6日
	357 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人熊本県建築協会	建設型応急住宅の整備	平成28年8月23日
	358 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本木造住宅産業協会	建設型応急住宅の整備	平成30年3月19日
	359 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本ムービングハウス協会	建設型応急住宅の整備	令和7年1月29日
熊本県地域住宅協議会 (住宅課)	360 大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般財団法人熊本県建築住宅センター	公営住宅の復旧及び災害公営住宅整備の支援	平成28年9月1日
総務経営課	361 九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書	九州の16工業用水道事業者	職員派遣 物資及び資機材提供	平成27年11月5日

【巻末資料】

第 1 . 福祉避難所一覧

第 2 . ヘリコプター発着予定地一覧

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
熊本市	友愛育成園	熊本市中央区壺川2丁目1-57	2
熊本市	介護老人保健施設なでしこ	熊本市中央区北千反畑町2-5	-
熊本市	介護付有料老人ホームヴィラ・九品寺	熊本市中央区九品寺3丁目9番5号	5
熊本市	ケアハウス下通り	熊本市中央区下通2丁目1番4号	-
熊本市	グランガーデン熊本	熊本市中央区城東町4-7	-
熊本市	有料老人ホーム江南の杜	熊本市中央区本山1-5-20	10
熊本市	地域密着型特別養護老人ホーム向山つくし庵	熊本市中央区本山1丁目6-17	2
熊本市	ノットホーム	熊本市中央区黒髪5-23-1	10
熊本市	ライトホーム	熊本市中央区黒髪5-23-1	2
熊本市	リデルホーム黒髪	熊本市中央区黒髪5-23-1	10
熊本市	黒髪しょうぶ苑	熊本市中央区黒髪5丁目4-30	5
熊本市	ファインヴィレッジ	熊本市中央区黒髪6-31-2	-
熊本市	ワークショップ熊本	熊本市中央区本荘2丁目3-8	-
熊本市	介護老人保健施設のぞみ	熊本市中央区本荘3丁目7-18	5
熊本市	めぐみ学園	熊本市中央区萩原町1番3	-
熊本市	特別養護老人ホーム琴平本町	熊本市中央区琴平本町10-32	5
熊本市	南楓苑	熊本市中央区南熊本2-11-1	3
熊本市	水前寺有料老人ホーム	熊本市中央区国府1丁目3-15	2
熊本市	パウラスホーム	熊本市中央区神水1丁目14番1号	10
熊本市	慈愛園ケアハウス	熊本市中央区神水1丁目14番1号	-
熊本市	慈愛園老人ホーム	熊本市中央区神水1丁目14番1号	2
熊本市	グリーンバード水前寺公園	熊本市中央区水前寺公園12-36-1F	-
熊本市	老人保健施設シルバーピア水前寺	熊本市中央区水前寺5丁目2番22号	-
熊本市	介護老人保健施設フォレスト熊本	熊本市中央区渡鹿5丁目1-37	3
熊本市	特定施設シルバーピアグラウンド通り	熊本市中央区上水前寺1-6-5	5
熊本市	介護老人保健施設湧心苑	熊本市中央区出水4丁目15番30号	2
熊本市	ケアハウス花水木	熊本市中央区出水7-90-1	-
熊本市	特別養護老人ホーム花みずき	熊本市中央区出水7丁目90番1号	2
熊本市	社会福祉法人志友会くまもと江津湖通園センター	熊本市東区画図町重富575	-
熊本市	社会福祉法人志友会くまもと江津湖療育医療センター	熊本市東区画図町重富575	3
熊本市	特別養護老人ホーム画図町重富苑	熊本市東区画図町重富968番地	3
熊本市	江津しょうぶ苑(本館)介護付有料老人ホーム	熊本市東区画図町所島1023-1	-
熊本市	江津しょうぶ苑(南館)介護付有料老人ホーム	熊本市東区画図町所島1039	4
熊本市	特定施設入居者生活介護すずめ	熊本市東区画図東1丁目8-48	4
熊本市	シニアマンションユートピア熊本	熊本市東区秋津1-1-8	2
熊本市	ケアハウスハーモニー	熊本市東区秋津町秋田171-3	-
熊本市	特別養護老人ホームハーモニー	熊本市東区秋津町秋田171-3	-
熊本市	熊本ライトハウス	熊本市東区新生1-23-11	-
熊本市	熊本ライトハウスのぞみホーム	熊本市東区新生1-23-11	2
熊本市	介護老人保健施設レ・ハビリス桜十字熊本東	熊本市東区三郎1-12-30	-
熊本市	シエスタ錦ヶ丘	熊本市東区錦ヶ丘26-11	4
熊本市	高齢者支援センターコスモピア熊本	熊本市東区尾ノ上1丁目3-12	2
熊本市	総合ケアセンター第二コスモピア熊本	熊本市東区尾ノ上1丁目8-8	2
熊本市	ケアハウスまほろば	熊本市東区尾ノ上3丁目3-1	5
熊本市	ケアハウスゆいの家	熊本市東区尾ノ上4丁目11番70号	1
熊本市	大江学園	熊本市東区渡鹿8丁目16番46号	4
熊本市	ケアハウスわらべ苑	熊本市東区新南部2丁目1番35号	12
熊本市	特定施設きらら	熊本市東区新南部3丁目7番76号	-
熊本市	介護付き有料老人ホームきずな	熊本市東区新南部5丁目2-1	2
熊本市	特別養護老人ホーム風の木苑	熊本市東区西原1丁目11-63	1
熊本市	第二大江学園	熊本市東区渡鹿8丁目16番64号	4
熊本市	介護老人保健施設メディエイト鶴翔苑	熊本市東区保田窪本町10番112	2
熊本市	地域密着型介護老人福祉施設託麻苑	熊本市東区戸島町460-1	3
熊本市	託麻ワークセンター	熊本市東区小山4-9-88	-
熊本市	バラ苑	熊本市東区小山町1781	1
熊本市	熊本めぐみの園	熊本市東区小山町1781	1
熊本市	障害者支援施設朋暁苑	熊本市東区小山町2210番地	4

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
熊本市	特別養護老人ホーム白川の里	熊本市東区小山町2493番地	5
熊本市	特別養護老人ホームたくまの里	熊本市東区御領1丁目13-26	1
熊本市	指定介護老人福祉施設るり苑	熊本市東区上南部1丁目16-36	-
熊本市	サービス付き高齢者向け住宅さくら咲く	熊本市東区石原2-4-1	1
熊本市	朋岳園ケアハウス	熊本市東区石原2丁目4-10	-
熊本市	老人デイサービスセンターパンキンハウス	熊本市東区佐土原1丁目22-20	2
熊本市	サンセリテ月出	熊本市東区月出2丁目4-23	-
熊本市	介護老人保健施設ケアセンター赤とんぼ	熊本市東区戸島西2丁目3番10号	10
熊本市	軽費老人ホームあかつき	熊本市東区戸島西2丁目4-50	4
熊本市	熊本県あかねの里	熊本市東区戸島西3丁目4-150	3
熊本市	介護付有料老人ホーム令寿	熊本市東区長嶺東2丁目28-80	23
熊本市	ケアハウスサンライフ長嶺	熊本市東区長嶺東3丁目3-66	4
熊本市	障害者支援施設もみの木園	熊本市東区長嶺東5丁目6番123号	4
熊本市	熊本県身体障害者能力開発センター	熊本市東区長嶺南2丁目3番2号	8
熊本市	特別養護老人ホームヴィラ・ながみね	熊本市東区長嶺南4-12-65	15
熊本市	有料老人ホーム赤とんぼ長嶺	熊本市東区長嶺南6丁目25-97	6
熊本市	シルバーピアさくら樹	熊本市東区佐土原3-12-26	8
熊本市	熊本コロニー作業所	熊本市西区二本木3丁目12-37	20
熊本市	熊本福祉工場	熊本市西区二本木3丁目12-37	-
熊本市	巨過園	熊本市西区二本木3丁目12-37	-
熊本市	グッドライフ熊本駅前	熊本市西区春日2丁目1番24号	10
熊本市	聖母の丘(養護老人ホーム)	熊本市西区島崎6丁目1番27号	2
熊本市	ファインテラスせいじの	熊本市西区島崎2丁目11-13	5
熊本市	介護老人保健施設青翔苑	熊本市西区島崎2丁目21-10	3
熊本市	聖母の丘(特別養護老人ホーム)	熊本市西区島崎6丁目1番27号	2
熊本市	おとなの学校八角堂校	熊本市西区花園2-10-16	30
熊本市	つばき学園	熊本市西区花園7丁目1090-2	4
熊本市	養護老人ホーム明生園	熊本市西区花園7丁目19-1	2
熊本市	多機能事業所野ばら	熊本市西区花園7丁目57-20-1	5
熊本市	なでしこガーデン上熊本	熊本市西区上熊本2-15-24	-
熊本市	特別養護老人ホーム上熊本苑	熊本市西区上熊本3丁目12番24号	10
熊本市	杏の里	熊本市西区池田1-14-78	-
熊本市	特別養護老人ホーム輝祥苑	熊本市西区戸坂町23-35	5
熊本市	三和荘	熊本市西区城山大塘4丁目1番15号	2
熊本市	三和荘ケアハウス	熊本市西区城山大塘4丁目1番15号	4
熊本市	明飽苑	熊本市西区城山薬師2-10-10	10
熊本市	さくらの苑	熊本市西区松尾町近津1361番地	2
熊本市	平成学園	熊本市西区小島9丁目14-33	-
熊本市	障害者支援施設しょうぶの里	熊本市西区小島9丁目14-58	10
熊本市	介護老人保健施設葵の森	熊本市西区松尾町近津1480番地	4
熊本市	介護老人保健施設なすび園	熊本市西区沖新町3353	5
熊本市	しんせい学園	熊本市西区沖新町3994番地1	20
熊本市	ゆたか学園	熊本市西区中島町1874	33
熊本市	リバーサイド熊本	熊本市西区河内町野出1936-1	5
熊本市	障害者支援施設ゆめの里	熊本市西区河内町野出3-1	5
熊本市	特別養護老人ホームみかんの丘	熊本市西区河内町白浜1440-2	5
熊本市	介護付有料老人ホームローズヴィラマツモト	熊本市南区野田2-31-6	2
熊本市	済生会なでしこ園	熊本市南区白藤3丁目2-71	3
熊本市	特別養護老人ホームみゆき園	熊本市南区御幸笛田6-6-71	-
熊本市	富貴苑	熊本市南区御幸笛田6丁目6番70号	3
熊本市	ケアハウスピオニーガーデン	熊本市南区御幸笛田6丁目8-2	2
熊本市	介護老人保健施設ぼたん園	熊本市南区御幸笛田6丁目8番1号	5
熊本市	ホスピタルメント桜十字	熊本市南区御幸笛田7-13-21	3
熊本市	介護老人保健施設田迎ケアセンター	熊本市南区出仲間5丁目2-2	2
熊本市	ケアタウンかわしり・川尻ヒルズ(特別養護老人ホーム)	熊本市南区南高江7丁目3番	10
熊本市	介護付有料老人ホーム川尻ヒルズ	熊本市南区南高江7丁目3番	10
熊本市	ニチイケアセンター熊本飽田東	熊本市南区八分字町50-1	-

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
熊本市	ケアハウスこぼり苑	熊本市南区護藤町1586	-
熊本市	特別養護老人ホームこぼり苑	熊本市南区護藤町1586	5
熊本市	明和学園	熊本市南区中無田町648	5
熊本市	済生会グループホーム事業所	熊本市南区内田町3552-1	2
熊本市	済生会かがやき	熊本市南区内田町3555-1	-
熊本市	済生会ウイズ	熊本市南区内田町3560番地1	2
熊本市	済生会ほほえみ	熊本市南区内田町3560番地1	2
熊本市	天寿園NeO	熊本市南区奥古閑町4345番地	10
熊本市	天寿園	熊本市南区奥古閑町4375-1	10
熊本市	ケアハウス宝光庵	熊本市南区奥古閑町4375-9	3
熊本市	特別養護老人ホームシルバー日吉	熊本市南区平成2丁目6-9	5
熊本市	地域密着型特定施設入居者生活介護彩	熊本市南区富合町廻江599番地1	-
熊本市	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)ホスピタンハウス	熊本市南区富合町古閑1012番地	10
熊本市	ケアハウスアメニティ富合	熊本市南区富合町古閑994-1	5
熊本市	総合福祉施設ゆうとびあ	熊本市南区富合町古閑994-1	5
熊本市	障がい者総合支援センター心陽	熊本市南区富合町木原101	5
熊本市	介護老人保健施設光乃里	熊本市南区城南町今吉野972	2
熊本市	ヒルサイドガーデン山吹	熊本市南区城南町今吉野989	3
熊本市	サービス付き高齢者住宅きらり舞原	熊本市南区城南町大字舞原字三和原1416番1	3
熊本市	地域密着型介護老人福祉施設はるの里	熊本市南区城南町舞原253-1	1
熊本市	介護付有料老人ホーム稔の里	熊本市南区城南町六田535	-
熊本市	介護老人保健施設桔梗苑	熊本市南区城南町沈目1481	3
熊本市	障害者支援施設くまむた荘	熊本市南区城南町沈目1502番地	2
熊本市	特別養護老人ホーム祥麟館	熊本市南区城南町沈目1513	5
熊本市	第二城南学園	熊本市南区城南町藤山1263	-
熊本市	障害者支援施設城南学園	熊本市南区城南町藤山1276番地2	5
熊本市	力合つくし庵	熊本市南区合志4丁目3番50号	6
熊本市	介護老人保健施設白藤苑	熊本市南区白藤5丁目1-1	4
熊本市	三気の家	熊本市北区室園町20-40	-
熊本市	介護付有料老人ホームメディケアホームヒルズ成城α室園	熊本市北区室園町10-14	-
熊本市	愛育学園	熊本市北区清水新地1-3-1	-
熊本市	八景水谷昭和館	熊本市北区山室4丁目9番30号	25
熊本市	介護老人保健施設清雅苑	熊本市北区山室6丁目8番1号	2
熊本市	特別養護老人ホームサンビレッジ高平台	熊本市北区大窪3丁目11番47号	1
熊本市	ケアハウスあいこう	熊本市北区清水新地3-5-33	-
熊本市	地域密着型特別養護老人ホームあいこうひかり館	熊本市北区清水新地3-5-33	1
熊本市	特別養護老人ホームあいこう	熊本市北区清水新地3-5-33	3
熊本市	そんぽの家清水麻生田	熊本市北区麻生田2丁目6番10号	1
熊本市	特別養護老人ホームさわらび	熊本市北区弓削4丁目8-1	3
熊本市	介護付き有料老人ホームさわらびII	熊本市北区弓削4丁目8-10	-
熊本市	介護老人保健施設ぎんなんの里	熊本市北区楡木1丁目3-70	2
熊本市	くわのみ荘	熊本市北区鹿子木町405	10
熊本市	チャレンジめいとくの里	熊本市北区明德町707-1	5
熊本市	はなぞの学苑	熊本市北区下硯川2丁目8-15	20
熊本市	介護老人保健施設かなこぎ苑	熊本市北区硯川町768-1	1
熊本市	介護老人保健施設みつぐ苑	熊本市北区貢町135番地	3
熊本市	コスモファミリー熊本	熊本市北区太郎迫町144番地1	5
熊本市	熊本保健科学大学	熊本市北区和泉町325	10
熊本市	特別養護老人ホームつるのはら	熊本市北区梶尾町1779-7	10
熊本市	特別養護老人ホームかなんの杜	熊本市北区植木町滴水9番2号	2
熊本市	グランドホームひまわり	熊本市北区植木町山本907-1	-
熊本市	特別養護老人ホーム田原の郷	熊本市北区植木町鞍掛1522-1	3
熊本市	黎明館	熊本市北区植木町豊田187番地	10
熊本市	れいめいの家	熊本市北区植木町豊田187番地	10
熊本市	介護老人保健施設ケアビレッジ箱根崎	熊本市北区植木町正清888	10
熊本市	養護老人ホーム愉和荘	熊本市北区植木町米塚105番地	5
熊本市	障害者支援施設すみれ園	熊本市北区植木町米塚70	5

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
熊本市	介護老人保健施設阿房宮	熊本市北区龍田陳内1丁目3-20	5
熊本市	特別養護老人ホーム天望庵	熊本市北区龍田陳内1丁目3-30	2
熊本市	リデルホーム龍田	熊本市北区龍田陳内3-19-12	5
熊本市	はまゆう療育園	天草郡苓北町志岐1215番地	5
熊本市	障害者支援施設たちばな園	阿蘇市三久保715	3
熊本市	くまもと芦北療育医療センター	葦北郡芦北町芦北2813	-
熊本市	障害者支援施設石路の里	葦北郡芦北町湯浦1505番地1	3
熊本市	熊本県くすのき園	宇城市松橋町豊福2832	3
熊本市	障害者支援施設たまきな荘	玉名市玉名2194番地	5
熊本市	障害者支援施設白鳩園	合志市御代志722-1	2
熊本市	くぬぎ園	合志市御代志722-7	2
熊本市	愛隣館	山鹿市津留2022	20
熊本市	障がい者支援施設けやき	人吉市合ノ原町461-2	5
熊本市	水俣市立明水園	水俣市浜4076番地	1
熊本市	天草更生園	天草郡苓北町上津深江10	3
熊本市	天草整肢園	天草郡苓北町上津深江字西大田10番地	1
熊本市	苓龍苑	天草郡苓北町上津深江字西大田10番地	1
熊本市	苓南寮	天草市北原町5-14	5
熊本市	星光園	天草市北原町8-37	2
熊本市	障害者支援施設のぞみ	八代郡氷川町鹿島945	1
熊本市	かんねさこ荘	八代市二見本町433	6
熊本市	熊本大学教育学部附属特別支援学校	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	15
熊本市	熊本県立熊本支援学校	熊本市中央区出水5丁目5-16	50
熊本市	熊本県立盲学校	熊本市東区東町3丁目14-1	60
熊本市	熊本県立熊本聾学校	熊本市東区東町3丁目14-2	56
熊本市	熊本県立熊本はばたき高等支援学校	熊本市東区東町3丁目14-3	50
熊本市	熊本県立熊本かがやきの森支援学校	熊本市西区横手5丁目16-28	70
熊本市	熊本市立平成さくら支援学校(高等部)	熊本市南区平成2丁目20-1	50
八代市	特別養護老人ホーム あさひ園	八代市上日置町2345	10
八代市	特別養護老人ホーム みやび園	八代市高島町4221	20
八代市	介護老人保健施設 アメニティゆうりん	八代市古閑浜町3401	10
八代市	介護老人保健施設 向春苑	八代市大福寺町2411-1	10
八代市	ふくしステーション 千の穂	八代市高下西町1760	14
八代市	特別養護老人ホーム すずらんの里	八代市葭牟田町435	10
八代市	特別養護老人ホーム ま心苑	八代市敷川内町2251-1	20
八代市	介護老人保健施設 とまと	八代市郡築一番町180-1	50
八代市	地域密着型介護老人福祉施設 希望	八代市興善寺町495-1	14
八代市	特別養護老人ホーム 行楽園(みなみ園)	八代市日奈久塩南町54	20
八代市	八代学園	八代市二見本町240	20
八代市	障害者支援施設 かんねさこ荘	八代市二見本町433	10
八代市	特別養護老人ホーム坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本1071	8
八代市	特別養護老人ホーム 康和苑	八代市千丁町太牟田1300-8	20
八代市	特別養護老人ホーム 安寿の里	八代市鏡町両出880-1	10
八代市	介護老人保健施設 かがみ苑	八代市鏡町塩浜11番割235番	10
八代市	特別養護老人ホーム ひかわの里	八代市東陽町南752-1	10
八代市	養護老人ホーム 保寿寮	八代市日奈久平成町1番地1	4
八代市	地域密着型特別養護老人ホーム 八代草	八代市海士江町2833番地1	55
八代市	八代市泉憩いの家	八代市泉町下岳2974番地	150
八代市	草八代市五家荘デイサービスセンター福寿草	八代市泉町椎原又1番地1	20
八代市	小規模多機能型居宅介護 紗綾	八代市泉町下岳4350	4
八代市	地域密着型特別養護老人ホーム キャッスル麦島	八代市古城町1938-1	10
人吉市	特別養護老人ホーム 龍生園	人吉市下原田町字瓜生田1057-9	5
人吉市	特別養護老人ホーム 聖心ホーム	人吉市寺町9-5	5
人吉市	障害者支援施設 うぐいす	人吉市蟹作町211-1	2
人吉市	地域密着型特別養護老人ホーム アゼリア	人吉市蟹作町3690	5
人吉市	人吉市養護老人ホーム 延寿荘	人吉市蟹作町222-1	2
人吉市	障がい者支援施設 けやき	人吉市合ノ原町461-2	5

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
人吉市	介護老人保健施設 タンポポ	人吉市下漆田町1538	12
人吉市	人吉市保健センター	人吉市西間下町118-1	30
人吉市	介護老人保健施設 リバーサイド御薬園	人吉市七地町495	4
荒尾市	特別養護老人ホーム 白寿園	荒尾市一部2122番地	5
荒尾市	特別養護老人ホーム オレンジヒル小岱	荒尾市樺2516番地	15
荒尾市	熊本県立荒尾支援学校	荒尾市増永字西長浦2299-3	40
荒尾市	ケアハウスユューユ	荒尾市下井手1199番12	10
水俣市	もやい館	水俣市牧ノ内3-1	30
水俣市	特別養護老人ホーム 白梅荘	水俣市古賀町2丁目5番31号	39
水俣市	特別養護老人ホーム ビハーラまどか	水俣市石坂川113番地2	5
玉名市	社会福祉法人 玉医会 たまきな荘	玉名市玉名2194	5
玉名市	社会福祉法人 天水福祉事業会 天水生命学園	玉名市天水町小天6633-1	20
玉名市	医療法人 信和会 樹心台	玉名市伊倉北方272	10
玉名市	医療法人 悠紀会	玉名市下小田1063	10
玉名市	社会福祉法人 熊本東翔会 たいめい苑	玉名市岱明町古閑388	20
玉名市	社会福祉法人 天恵会 有明ホーム	玉名市天水町部田見440	20
玉名市	社会福祉法人 天恵会 もやい処	玉名市築地64-1	10
玉名市	社会福祉法人 創友会 慈幸苑	玉名市横島町横島2381-1	25
玉名市	社会福祉法人 創友会 幸	玉名市岱明町鍋1831	25
玉名市	社会福祉法人 玉寿会 さくら苑	玉名市伊倉北方1533	20
玉名市	社会福祉法人 駿光会 てんすい倶楽部	玉名市天水町部田見1214-15	10
玉名市	社会福祉法人 浩風会 岱山苑	玉名市築地1596-1	10
山鹿市	特別養護老人ホーム チブサン荘	山鹿市鍋田1888番地1	20
山鹿市	特別養護老人ホーム 愛隣の家	山鹿市津留2027番地	10
山鹿市	障害者支援施設 愛隣館	山鹿市津留2022番地	20
山鹿市	特別養護老人ホーム あやすぎ荘	山鹿市鹿北町岩野5497番地2	20
山鹿市	特別養護老人ホーム 矢筈荘	山鹿市菊鹿町長502番地	20
山鹿市	特別養護老人ホーム 一本松荘	山鹿市鹿本町津袋450番地	20
山鹿市	特別養護老人ホーム あいさと	山鹿市鹿央町合里1039番地	10
山鹿市	障害者支援施設 さくら学園	山鹿市鹿央町合里1033番地1	10
山鹿市	養護老人ホーム 寿楽荘	山鹿市鹿本町来民978番地1号	20
菊池市	あさひが丘荘	菊池市旭志伊坂449-1	10
菊池市	清泉	菊池市七城町亀尾2429	5
菊池市	泗水苑	菊池市泗水町永1021	6
菊池市	きくちの里	菊池市大琳寺123	6
菊池市	孔子の里	菊池市泗水町福本904-1	2
菊池市	こすもす荘	菊池市泗水町吉富2900	10
菊池市	障がい者サポートホーム わらび	菊池市重味2380-7	10
菊池市	居屋敷の里	菊池市七城町流川421	5
菊池市	サニーサイド	菊池市泗水町南田島1794	2
菊池市	菊池園	菊池市泗水町吉富17-1	25
菊池市	つまごめ荘	菊池市今58	10
宇土市	宇土市保健センター	宇土市南段原町164-3	50
宇土市	あさひコート	宇土市旭町106	5
宇土市	ケアコートうと本町	宇土市新小路町2	5
宇土市	照古苑	宇土市南段原町161-2	10
宇土市	照古苑ひまわりホーム	宇土市松山町1988	10
宇土市	景雅苑	宇土市上網田町3676	5
上天草市	特別養護老人ホーム 南風苑	上天草市大矢野町登立8531番地	10
上天草市	特別養護老人ホーム ひかりの園	上天草市松島町今泉1004番地1	10
上天草市	特別養護老人ホーム 翔洋苑	上天草市姫戸町姫浦3055番地106	20
上天草市	特別養護老人ホーム 相生荘	上天草市龍ヶ岳町大道158番地	10
上天草市	障害者支援施設 きずなの里	上天草市松島町今泉6172番地	5
上天草市	介護老人保健施設 ほんごう苑	上天草市大矢野町登立8607番地	5
上天草市	介護老人保健施設 松朗園	上天草市松島町今泉32番地1	10
上天草市	介護老人保健施設 きららの里	上天草市龍ヶ岳町高戸1419番地19	10
宇城市	豊洋園	宇城市三角町里浦2855番地5	10

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
宇城市	蕉夢苑	宇城市不知火町長崎740番地	5
宇城市	しらぬい荘	宇城市松橋町竹崎1142番地1	4
宇城市	ひだけ荘	宇城市小川町南海東2030番地	10
宇城市	水晶苑	宇城市豊野町糸石2513番地	7
宇城市	青海苑	宇城市三角町郡浦739番地8	3
宇城市	松幸	宇城市松橋町西下郷544番地	2
宇城市	熊本県くすのき園	宇城市松橋町豊福2832番地	3
宇城市	熊本こすもす園	宇城市松橋町豊福1786番地	2
宇城市	清香園	宇城市松橋町竹崎1115番地の1	10
宇城市	済生会熊本福祉センター	熊本市南区内田町3560-1	4
宇城市	宇城市保健福祉センター	宇城市松橋町松橋396-1	20
宇城市	松寿園	宇城市不知火町永尾717番地	2
宇城市	熊本県立松橋東支援学校	宇城市松橋町豊福2910番地	-
宇城市	熊本県立松橋西支援学校	宇城市松橋町松橋308番地1	-
阿蘇市	あそん里	阿蘇市一の宮町坂梨2365	5
阿蘇市	ひのおか順心館	阿蘇市赤水1894-1	2
阿蘇市	ひのおか由紀の里	阿蘇市赤水1894-1	2
阿蘇市	愛・ライフ内牧	阿蘇市内牧1105-1	10
阿蘇市	阿蘇グリーンヒル	阿蘇市一の宮町宮地121	10
阿蘇市	大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地5833	40
阿蘇市	グループホームといはた	阿蘇市内牧117	4
阿蘇市	グループホーム乙姫の家	阿蘇市乙姫2142-10	2
阿蘇市	阿蘇くんわの里	阿蘇市黒川431	5
阿蘇市	阿蘇総合支援センター	阿蘇市黒川406	30
阿蘇市	あその杜	阿蘇市乙姫1776	9
阿蘇市	たちばな園	阿蘇市三久保715	5
阿蘇市	あそ上寿園	阿蘇市乙姫1776	2
阿蘇市	真和館	阿蘇郡西原村鳥子3072	4
天草市	小規模多機能ホーム 帽子岳の里	天草市亀場町食場1270番地3	3
天草市	小規模多機能ホーム ひだまり	天草市新和町小宮地763番地11	2
天草市	グループホーム せんだんの実	天草市天草町下田北1254番地1	3
天草市	特別養護老人ホーム 慈晃園	天草市佐伊津町928番地	10
天草市	多機能ホーム やまぐち	天草市本渡町本渡950番地1	3
天草市	養護老人ホーム 松風園	天草市本渡町広瀬1638番地	5
天草市	障がい者支援施設 星光園	天草市北原町8-37	5
天草市	障がい者支援施設 苓南寮	天草市北原町5-14	5
天草市	特別養護老人ホーム 明照園	天草市久玉町1273番地1	8
天草市	小規模多機能ホーム あんじん	天草市久玉町334番地1	2
天草市	特別養護老人ホーム 麗洋苑	天草市有明町須子1964番地	10
天草市	特別養護老人ホーム 御所浦苑	天草市御所浦町御所浦4393番地1	10
天草市	特別養護老人ホーム 愛愛園	天草市倉岳町棚底850番地105	3
天草市	特別養護老人ホーム 梅寿荘	天草市栖本町湯船原661番地	1
天草市	養護老人ホーム 梅寿荘	天草市栖本町湯船原661番地	5
天草市	地域密着型特別養護老人ホーム 梅寿荘	天草市栖本町湯船原661番地	1
天草市	特別養護老人ホーム 新和苑	天草市新和町小宮地763番地2	9
天草市	特別養護老人ホーム 紫明寮	天草市五和町二江4668番地	10
天草市	紫明寮グループホーム	天草市五和町二江567番地1	5
天草市	特別養護老人ホーム 春光苑	天草市天草町高浜北633番地	3
天草市	特別養護老人ホーム 実相園	天草市河浦町河浦1971	3
天草市	ぐるーぷほーむ やすらぎ	天草市五和町御領6447番地	5
天草市	御領多機能 やすらぎ	天草市五和町御領6453番地	0
天草市	グループホーム 葉山苑天領の杜	天草市本町下河内2231番地	2
天草市	小規模多機能ホーム 葉山苑天領の杜	天草市本町下河内2231番地	5
天草市	特別養護老人ホーム 葉山苑天領の杜	天草市本町下河内2234番地	12
天草市	地域密着型特別養護老人ホーム シャトー天草	天草市今釜町8-58	3
天草市	地域密着型特別養護老人ホーム 聖和園	天草市下浦町2081-7	8
天草市	地域密着型特別養護老人ホーム 悠ほーむ	天草市久玉町1411-4	5

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
天草市	多機能ハウス 泉寿苑	天草市牛深町2525番地	3
天草市	グループホーム あかね苑	天草市久玉町5716番地9	5
天草市	多機能ハウス あかね苑	天草市久玉町5716番地9	5
天草市	多機能ハウス 正寿庵	天草市牛深町1219-3	0
天草市	グループホーム 和楽	天草市牛深町1641番地4	5
天草市	グループホーム さざなみ	天草市有明町赤崎1974番地	3
天草市	小規模多機能ホーム 大空	天草市有明町下津浦5103番地2	5
天草市	グループホーム 菜の花	天草市本渡町本渡845番地3	2
天草市	グループホーム 優海	天草市御所浦町御所浦3916番地6	3
天草市	グループホーム 遊鳥	天草市栖本町湯船原759番地	3
天草市	グループホーム はまかぜ	天草市倉岳町宮田270番地1	2
天草市	荅山寮・第二荅山寮	天草市本町下河内680	7
天草市	障害者支援施設 南海寮	天草市本町下河内1685-1	8
天草市	障がい者支援施設 なぎさ寮	天草市深海町5787	5
天草市	障がい者サポートセンター ゆうすい	天草市五和町御領2395-2	10
天草市	デイサービスセンター ひのわ	天草市新和町中田2270	5
天草市	地域ふれあいホーム はなのさと	天草市新和町中田2260	5
天草市	地域密着型特別養護老人ホーム サザンテラス五和	天草市五和町御領9113番地	5
天草市	天草中央保健福祉センター	天草市浄南町4-15(複合施設こころす内)	64
天草市	天草市牛深支所	天草市牛深町2286-103	29
天草市	牛深地区コミュニティセンター	天草市牛深町122-2	21
天草市	有明町民センター	天草市有明町赤崎3383	134
天草市	御所浦保健福祉センター	天草市御所浦町御所浦3527(天草市御所浦支所2階)	20
天草市	倉岳老人福祉センター	天草市倉岳町棚底1997-1	68
天草市	栖本福祉会館	天草市栖本町馬場3682-1	135
天草市	新和保健福祉総合センター	天草市新和町小宮地763-3	201
天草市	御領地区コミュニティセンター	天草市五和町御領6692-1	155
天草市	高浜地区コミュニティセンター	天草市天草町高浜南501-1	70
天草市	天草西保健福祉センター	天草市河浦町白木河内223-11	54
合志市	保健福祉センター ふれあい館	合志市須屋2251-1	17
合志市	サービス付き高齢者向け住宅 スリースマイル秋桜	熊本県合志市須屋250番地1	10
合志市	野々島学園	合志市野々島2774-4	2
合志市	介護老人保健施設 有隣	合志市野々島4414-17	10
合志市	特別養護老人ホーム 菊香園	合志市御代志718-4	20
合志市	障害者支援施設 白鳩園	合志市御代志722-1	3
合志市	障害者支援施設 くぬぎ園	合志市御代志722-7	8
合志市	就労支援センター テクニカル工房	合志市御代志1342	4
合志市	ファミリーハウスひまわり	合志市御代志2035-1	1
合志市	ツクイ合志	合志市幾久富1904-4	5
合志市	サンシャインワークス	合志市豊岡2000-1653	10
合志市	グループホーム かとれあ会	合志市栄2325-1	10
合志市	特別養護老人ホームくぬぎ荘	合志市野々島5678番地2	15
合志市	熊本県立ひのくに高等支援学校	合志市合生4360番地7	110
美里町	美里町福祉保健センター 湯の香苑	美里町佐俣338	100
美里町	障がい者総合支援センター ゆきぞの	美里町栗崎564	3
美里町	障がい者支援センター 大喜地	美里町馬場528-1	5
美里町	特別養護老人ホーム 陽光園	美里町二和田1233	15
美里町	特別養護老人ホーム こもれび	美里町佐俣338	10
玉東町	特別養護老人ホーム 葉山苑	玉東町大字木葉348番地	10
玉東町	グループホーム はる	玉東町大字西安寺302番地1	2
玉東町	このはりハビリ倶楽部	玉東町大字山口8番地13	10
玉東町	介護ホーム はぶの	玉東町大字木葉713番地3	4
玉東町	多機能型施設 るぴなす	玉東町大字二俣72番地	6
南関町	小規模多機能ホーム 慈幸苑	南関町大字関町28番地1	5
南関町	和楽荘デイサービス 南関の里	南関町大字久重3424番地3	5
南関町	谷崎デイサービスセンター	南関町大字相谷1816番地1	4
南関町	障がい者支援施設 うすま苑	南関町大字上坂下790番地	20

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
南関町	老人ホーム 延寿荘	南関町大字小原1770番地	5
南関町	交流センター	南関町大字小原1408番地	58
長洲町	グループホーム せいわながすの里	長洲町大字長洲2990-2	-
長洲町	小規模多機能ホーム せいわながすの里	長洲町大字長洲2990-2	-
長洲町	デイサービスセンター 心の花	長洲町大字長洲2339-1	-
長洲町	有明成仁病院	長洲町大字宮野2775	-
長洲町	老人保健施設聖 ルカ苑	長洲町大字宮野2772-10	-
長洲町	グループホーム グリーンライフヴィラ	長洲町大字宮野2772-18	-
長洲町	デイサービス ハルコスモス	長洲町大字宮野2775	-
長洲町	コスモス通所リハビリテーション	長洲町大字宮野2775	-
長洲町	特別養護老人ホーム 月華苑	長洲町大字清源寺1060	-
長洲町	デイサービスセンター 月華苑	長洲町大字清源寺1060	-
長洲町	小規模多機能型居宅介護事業所 花しのぶ	長洲町大字清源寺1060	-
和水町	特別養護老人ホーム きくすい荘	和水町江田4025番地	3
和水町	介護老人保健施設 清風苑	和水町上板楠1697番地1	5
和水町	特別養護老人ホーム 和楽荘	和水町平野1300番地	2
和水町	特定非営利活動法人 黎明 グループホーム夢路	和水町前原90番地1	10
和水町	障がい者支援施設 精粹園	和水町萩原1172番地	5
大津町	大津町老人福祉センター	大津町大字室151番地1	30
大津町	三気の里	大津町大字森54番地2	30
大津町	つくしの里	大津町大字平川400番地	25
大津町	おおつかの郷	大津町大字陣内1165番地	21
大津町	光進園	大津町大字室1707番地	10
大津町	つつじ山荘	大津町大字大津2061番地	10
大津町	おおづセンターホーム(小規模多機能型居宅介護)	大津町大字大津1187番地1	10
大津町	大津町若草児童学園	大津町大字大津214番地1	20
大津町	熊本県立大津支援学校	大津町大字室1381番地	30
菊陽町	菊陽町老人福祉センター	菊陽町久保田2623番地	40
菊陽町	菊陽町福祉支援センター	菊陽町久保田2596番地	30
菊陽町	菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター	菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目6番34号	50
菊陽町	総合交流ターミナル さんふれあ	菊陽町原水5359番地	105
菊陽町	菊陽町図書館ホール	菊陽町原水1438番地1	100
菊陽町	菊陽町杉並木公園管理センター	菊陽町原水5326番地	100
菊陽町	光の森町民センター	菊陽町光の森2丁目1番地1	75
菊陽町	特別養護老人ホーム きほう苑	菊陽町辛川1929番地	15
菊陽町	老人保健施設 サンライズヒル	菊陽町曲手760番地	40
菊陽町	第二熊本菊陽学園	菊陽町曲手697番地2	100
菊陽町	就労サポートセンター 菊陽苑	菊陽町原水3930番地1	80
南小国町	りんどう荘	南小国町大字赤馬場3388番地1	10
南小国町	悠清苑	南小国町大字満願寺5854番地1	10
南小国町	おぐに老人保健施設	小国町大字宮原1742番地1	-
南小国町	サポートセンター悠愛	小国町大字宮原2617番地	10
小国町	おぐに老人保健施設	小国町大字宮原1742番地1	20
小国町	サポートセンター悠愛	小国町大字宮原2617番地	20
小国町	養護老人ホーム 悠和の里	小国町大字宮原741番地3	10
産山村	福祉サービスセンターほっと館	産山村大字大利657番地2	30
高森町	高森町社会福祉協議会	高森町大字高森1258番地1	10
高森町	特別養護老人ホーム 梅香苑	高森町大字高森3175番地	30
高森町	立正福祉会 高森寮	高森町大字色見822番地	10
高森町	地域密着型特別養護老人ホーム ひめゆり	高森町大字高森993番地8	20
高森町	グループホーム あそ和楽	高森町大字高森2132番地1	2
西原村	社会福祉法人成仁会 特別養護老人ホーム みどりの館	西原村大字布田897-1	50
南阿蘇村	白水保健センター	南阿蘇村大字吉田1495番地	40
南阿蘇村	大阿蘇火の山温泉 アーデンホテル阿蘇	南阿蘇村大字下野147番地10	210
南阿蘇村	九州工業大学 長陽山荘	南阿蘇村大字河陽607番地1	35
南阿蘇村	ペンション あかね雲	南阿蘇村大字河陽4635番地4	26
南阿蘇村	阿蘇ファームランド	南阿蘇村大字河陽5579番地3	1,696

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
南阿蘇村	南阿蘇夢しずく温泉ホテル夢しずく・別邸蘇庵	南阿蘇村大字河陰5番地56	64
南阿蘇村	旅館 竹楽亭	南阿蘇村大字河陰3208番地1	35
南阿蘇村	民宿 古民家野わけ	南阿蘇村大字河陰3617番地8	12
南阿蘇村	ホテルグリーンピア南阿蘇	南阿蘇村大字久石4411番地9	253
南阿蘇村	南阿蘇ルナ天文台・オーベルジュ 森のアトリエ	南阿蘇村大字白川1810番地	35
南阿蘇村	白水温泉 瑠璃	南阿蘇村大字一関1260番地1	38
南阿蘇村	ペンション 星降る里 響(ひびき)	南阿蘇村大字一関1474番地1	18
御船町	介護老人福祉施設 グリーンヒルみふね	御船町大字辺田見840番地9	37
御船町	養護老人ホーム オアシス	御船町大字木倉4780番地	10
御船町	特別養護老人ホーム 桜の丘	甲佐町西寒野1161番地	5
御船町	社会福祉法人 リデルライトホーム	熊本市中央区黒髪5丁目23番1号	10
御船町	医療法人社団藤岡会 藤岡医院	御船町大字御船1061番地	20
御船町	ディサービスセンター 柊	御船町大字御船820番地	30
御船町	御船町観光交流センター	御船町大字御船1003番地	25
御船町	御船町カルチャーセンター	御船町大字木倉1168番地	100
御船町	子育てふれあい館	御船町大字御船1003番地2	60
御船町	障がい者総合支援センター ヴィラささゆ	御船町大字小坂2140番地1	28
嘉島町	嘉島町保健センター	嘉島町上島545番地	40
益城町	小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家	熊本市北区植木町鞍掛1791	2
益城町	地域密着型ユニット型介護老人福祉施設 ノットホーム	熊本市中央区黒髪5-23-1	18
益城町	特別養護老人ホーム シルバーピアさくら樹	熊本市東区佐土原3丁目12-26	15
益城町	軽費老人ホーム あかつき	熊本市東区戸島西2丁目4-50	10
益城町	盲養護老人ホーム 熊本めぐみの園	熊本市東区小山町1781	10
益城町	くまもと江津湖療育医療センター	熊本市東区画図町重富575	2
益城町	ケアハウス わらべ苑	熊本市東区新南部2丁目1-35	2
益城町	サービス付高齢者向け住宅おいけ	益城町小池2638-1	6
益城町	介護老人保健施設 平成唯仁館	益城町宮園1139-1	10
益城町	ほっとふぁみりい	益城町宮園664-1	20
益城町	特別養護老人ホーム ひろやす荘	益城町安永1080	40
益城町	特別養護老人ホーム 花へんろ	益城町惣領1670	20
益城町	小規模多機能ホーム あんず	益城町馬水17-3	5
益城町	障害者支援施設 熊東園	益城町広崎786-1	10
益城町	特別養護老人ホーム いこいの里	益城町福原1988-1	30
益城町	一般社団法人 ウエルビー 通所介護事業所 くらら	益城町古閑12-17	10
甲佐町	特別養護老人ホーム 桜の丘	甲佐町西寒野1161番地	10
甲佐町	総合保健福祉センター	甲佐町豊内619番地	15
甲佐町	龍野福祉ふれあいセンター	甲佐町上早川334番地	20
甲佐町	白旗福祉ふれあいセンター	甲佐町白旗216番地2	20
甲佐町	乙女高齢者福祉センター まつやま	甲佐町津志田3073番地	20
甲佐町	養護老人ホーム 緑川荘	甲佐町緑町50番地	10
甲佐町	介護老人保健施設 ナーシングケア緑風苑	甲佐町白旗271番地	10
甲佐町	ライフサポート あゆの里	甲佐町津志田2472番地	4
甲佐町	養護老人ホーム オアシス	御船町木倉4780番地	10
甲佐町	特別養護老人ホーム 祥麟館	熊本市南区城南町沈目1513番地	5
甲佐町	老人保健施設 なごみの里	美里町堅志田192番地1	10
山都町	矢部大矢荘	山都町北中島2684-2	1
山都町	蘇望苑	山都町滝上223-1	1
山都町	風ノ木	山都町千滝211	1
山都町	ほたる	山都町今322-1	1
山都町	さくら荘	山都町野尻1026-1	1
山都町	たんぽぽ	山都町下馬尾299-1	1
山都町	優心苑	山都町南田221-4	1
山都町	はあとふる	山都町馬見原791-4	1
山都町	光露館	山都町北中島2710-3	1
山都町	明星学園	山都町神ノ前242-15	1
山都町	浜美荘	山都町上寺2178-5	1
山都町	矢部保健福祉センター千寿苑	山都町千滝232	30

市町村福祉避難所一覧

令和6年(2024年)11月1日現在

市町村名	名称	住所	受入人数 (人)
山都町	蘇陽支所	山都町今500	15
山都町	清和保健センター	山都町大平127	15
氷川町	氷川町宮原福祉センター	氷川町宮原702-5	160
氷川町	氷川町竜北福祉センター	氷川町島地651	130
芦北町	くまもと芦北療育医療センター	芦北町大字芦北2813番地	10
芦北町	みつば学園	芦北町大字花岡1539番地	10
芦北町	石路の里	芦北町大字湯浦1505番地1	15
芦北町	五松園	芦北町大字花岡1118番地	10
芦北町	田の浦荘	芦北町大字田浦町870番地1	10
芦北町	有料老人ホーム 美里	芦北町大字白木1307番地	4
芦北町	有料老人ホーム ゆうあいの家	芦北町大字芦北2324番地1	4
芦北町	養護老人ホーム 有隣	芦北町大字芦北2855番地	5
津奈木町	あけぼの苑	津奈木町大字岩城1520番地	5
津奈木町	つなぎの里	津奈木町大字小津奈木2120番地62	5
津奈木町	つなぎ文化センター	津奈木町大字岩城1588番地2	20
錦町	特別養護老人ホーム にしき園	錦町大字木上北150番地1	50
錦町	特別養護老人ホーム 錦寿豊苑	錦町大字一武1234番地	8
錦町	錦町保健センター	錦町大字一武1502番地	10
多良木町	介護老人福祉施設 あずみ野	多良木町大字多良木257番地1	-
多良木町	多良木町老人福祉センター	多良木町大字奥野1365番地1	-
多良木町	小規模多機能ホーム わかば園	多良木町大字多良木1489番地	-
多良木町	グループホーム 花みずき	多良木町大字久米1325番地	-
湯前町	特別養護老人ホーム 福寿荘	湯前町836番地	7
湯前町	湯前町高齢者生活福祉センター「湯愛」	湯前町1693番地37	15
湯前町	ゆのまえ「美空」	湯前町2859番地3	15
水上村	特別養護老人ホーム 桜の里	水上村大字岩野2658-1	30
水上村	水上村役場	水上村大字岩野90	150
水上村	岩野公民館	水上村大字岩野2678	200
水上村	水上村保健センター	水上村大字岩野2678	100
水上村	旧湯山小学校地域交流センター	水上村大字湯山412	100
水上村	江代地域防災拠点施設	水上村大字江代1255-3	30
水上村	江代地区集会施設	水上村大字江代1658-2	30
相良村	社会福祉法人ペートル会	相良村大字川辺1771	10
相良村	相良村総合体育館	相良村大字深水2493-1	30
相良村	あさひが丘	相良村大字深水2500-65	10
相良村	友愛苑	相良村大字柳瀬987-50	10
五木村	五木村社協介護サービスセンター	五木村甲2672-41	40
五木村	小規模多機能ホーム 五木の友	五木村甲5670	15
山江村	介護老人保健施設つつじのさと	山江村大字山田乙1705	15
球磨村	高齢者生活福祉センターせせらぎ	球磨村大字一勝地乙1-5	20
球磨村	特別養護老人ホーム千寿園	球磨村大字渡乙880番地21	4
あさぎり町	あさぎりホーム	あさぎり町岡原南77-1	5
あさぎり町	鐘ヶ丘ホーム	あさぎり町上西835	10
あさぎり町	翠光園	あさぎり町深田東410	2
あさぎり町	りゅうきんか	あさぎり町免田東3333-3	4
あさぎり町	東病院	あさぎり町岡原北946	1
あさぎり町	つつじヶ丘学園	あさぎり町須恵4180-1	4
あさぎり町	第二つつじヶ丘学園	あさぎり町免田西3003-56	2
あさぎり町	JAくま福祉の里 木綿葉別館	あさぎり町須恵1219-2	2
あさぎり町	ふれあい福祉センター	あさぎり町岡原北929	65
苓北町	慈正会(楽洋の里)	苓北町上津深江230-1	20
苓北町	慈永会(はまゆう療育園)	苓北町志岐1215	38
苓北町	慈永会(梧葉苑)	苓北町上津深江94-1	20
苓北町	慈永会(寿康園)	苓北町上津深江160	20
苓北町	苓北町総合センター	苓北町志岐1220-2	68

第2. ヘリコプター発着予定地一覧表

(1) 熊本市

令和8年5月1日現在

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	熊本市	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1番5号
2		熊本大学病院	熊本市中央区本荘1丁目1番1号
3		本山河川敷	熊本市中央区本山2丁目地先
4		上江津湖	熊本市中央区水前寺江津湖公園
5		出水中学校	熊本市中央区出水5丁目3番1号
6		出水小学校	熊本市中央区出水1丁目1番75号
7		出水南中学校	熊本市中央区出水7丁目86番1号
8		出水南小学校	熊本市中央区出水4丁目1番1号
9		一新小学校	熊本市中央区新町3丁目10番45号
10		大江小学校	熊本市中央区大江3丁目5番31号
11		帯山中学校	熊本市中央区帯山1丁目35番32号
12		帯山小学校	熊本市中央区帯山4丁目11番11号
13		帯山西小学校	熊本市中央区帯山1丁目29番8号
14		黒髪小学校	熊本市中央区黒髪2丁目2番1号
15		京陵中学校	熊本市中央区京町本丁1番14号
16		江原中学校	熊本市中央区琴平2丁目9番59号
17		向山小学校	熊本市中央区本山4丁目5番11号
18		江南中学校	熊本市中央区本山町75番地
19		桜山中学校	熊本市中央区黒髪5丁目13番1号
20		城東小学校	熊本市中央区千葉城町5番1号
21		白川中学校	熊本市中央区大江3丁目1番12号
22		白川小学校	熊本市中央区新屋敷1丁目7番13号
23		砂取小学校	熊本市中央区神水1丁目1番1号
24		西山中学校	熊本市中央区島崎1丁目27番1号
25		碩台小学校	熊本市中央区井川淵町4番8号
26		託麻原小学校	熊本市中央区渡鹿2丁目3番1号
27		藤園中学校	熊本市中央区千葉城町5番2号
28		白山小学校	熊本市中央区菅原町9番1号
29		春竹小学校	熊本市中央区琴平1丁目9番43号
30		必由館高校	熊本市中央区坪井4丁目15-1
31		本荘小学校	熊本市中央区本荘6丁目5番47号
32		竜南中学校	熊本市中央区坪井4丁目16番1号
33		小萩山（小萩園ヘリポート）	熊本市北区貢町大字小萩地内
34		八景水谷公園	熊本市北区八景水谷1丁目
35		麻生田小学校	熊本市北区麻生田3丁目9番1号
36		川上小学校	熊本市北区西梶尾町480番地
37		楠中学校	熊本市北区楠3丁目2番1号
38		楠小学校	熊本市北区楠5丁目15番1号
39		清水中学校	熊本市北区清水新地2丁目3番1号
40		清水小学校	熊本市北区清水本町14番58号
41		城北小学校	熊本市北区清水新地1丁目4番1号
42		高平台小学校	熊本市北区高平1丁目17番28号
43		龍田中学校	熊本市北区龍田7丁目8番1号
44		龍田小学校	熊本市北区龍田7丁目7番1号
45		西里小学校	熊本市北区下硯川町1784番地

番号	市町村名	発着予定地名	所在地
46	熊本市	楡木小学校	熊本市北区楡木3丁目9番1号
47		北部中学校	熊本市北区鹿子木町1番地
48		北部東小学校	熊本市北区鶴羽田町2丁目7番1号
49		武蔵小学校	熊本市北区武蔵ヶ丘3丁目15番1号
50		武蔵中学校	熊本市北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号
51		弓削小学校	熊本市北区龍田町弓削879番地1
52		芝公園	熊本市北区植木町大字岩野269-2
53		植木小学校	熊本市北区植木町広住1番地
54		植木北中学校	熊本市北区植木町舟島455番地1
55		鹿南中学校	熊本市北区植木町滴水1110番地
56		五霊中学校	熊本市北区植木町一木163番地
57		桜井小学校	熊本市北区植木町滴水2255番地
58		山東小学校	熊本市北区植木町有泉841番地
59		田底小学校	熊本市北区植木町正清515番地
60		田原小学校	熊本市北区植木町富応1302番5号
61		菱形小学校	熊本市北区植木町円台寺124番地
62		山本小学校	熊本市北区植木町内1424番地
63		吉松小学校	熊本市北区植木町豊田474番地
64		九州森紙業株式会社	熊本市北区植木町正清1310番地
65		合志川河川公園	熊本市北区植木町伊知坊332番地1
66		大鳥居町グラウンド	熊本市北区大鳥居町175番地4付近
67		北部農村運動広場	熊本市北区小糸山町341番地
68		太郎迫グラウンド	熊本市北区太郎迫町223番地
69		熊本保健科学大学	熊本市北区和泉町325番地
70		ルーテル学院菊南グラウンド	熊本市北区鶴羽田5丁目4番1号
71		北部浄化センター南側広場	熊本市北区四方寄町156番地
72		寺迫グラウンド	熊本市北区立福寺町603番地
73		立福寺グラウンド	熊本市北区立福寺町1535番地
74		瑞巖寺公園	熊本市北区貢町字寺の前1421番地
75		熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺2丁目1番地1号
76		秋津小学校	熊本市東区秋津3丁目9番20号
77		泉ヶ丘小学校	熊本市東区水源1丁目7番1号
78		画図小学校	熊本市東区下江津8丁目1番6号
79		尾ノ上小学校	熊本市東区尾ノ上2丁目8番1号
80		健軍小学校	熊本市東区健軍2丁目25番56号
81		健軍東小学校	熊本市東区東町4丁目15番2号
82		湖東中学校	熊本市東区湖東1丁目13番1号
83		桜木中学校	熊本市東区桜木4丁目13番23号
84		桜木小学校	熊本市東区花立2丁目23番1号
85		桜木東小学校	熊本市東区桜木6丁目10番1号
86		託麻北小学校	熊本市東区上南部3丁目34番1号
87		託麻西小学校	熊本市東区御領2丁目3番30号
88		託麻東小学校	熊本市東区戸島3丁目15番1号
89		託麻南小学校	熊本市東区長嶺東3丁目2番20号
90		月出小学校	熊本市東区月出6丁目2番40号
91		東部中学校	熊本市東区上南部2丁目21番1号
92		長嶺中学校	熊本市東区長嶺南7丁目21番40号
93		長嶺小学校	熊本市東区長嶺南7丁目22番1号
94		錦ヶ丘中学校	熊本市東区錦ヶ丘22番1号
95		西原中学校	熊本市東区保田窪4丁目9番1号

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
96	熊本市	西原小学校	熊本市東区新南部3丁目4番60号
97		東野中学校	熊本市東区東野3丁目6番50号
98		東町小学校	熊本市東区東町3丁目3番1号
99		東町中学校	熊本市東区東町4丁目15番1号
100		二岡中学校	熊本市東区戸島3丁目15番2号
101		山ノ内小学校	熊本市東区山ノ内4丁目1番1号
102		若葉小学校	熊本市東区若葉4丁目23番1号
103		託麻PA(上り)	熊本市東区戸島西5丁目
104		託麻PA(下り)	熊本市東区戸島西5丁目
105		熊本市民病院	熊本市東区東町4丁目1番60号
106		済生会熊本病院	熊本市南区近見町字道添515番地
107		飽田中学校	熊本市南区孫代町72番地
108		飽田西小学校	熊本市南区並建町1005番地
109		飽田東小学校	熊本市南区砂原町115番地
110		飽田南小学校	熊本市南区護藤町999番地
111		奥古閑小学校	熊本市南区奥古閑町4072番地
112		川口小学校	熊本市南区川口町3045番地
113		川尻小学校	熊本市南区川尻4丁目1番1号
114		城南中学校	熊本市南区八幡8丁目1番1号
115		城南小学校	熊本市南区南高江4丁目2番70号
116		銭塘小学校	熊本市南区銭塘町990番地
117		託麻中学校	熊本市南区出仲間6丁目4番1号
118		田迎小学校	熊本市南区出仲間8丁目3番30号
119		田迎南小学校	熊本市南区田井島3丁目12番1号
120		天明中学校	熊本市南区奥古閑町2146番地1
121		中緑小学校	熊本市南区美登里町800番地
122		日吉小学校	熊本市南区近見1丁目9番30号
123		日吉中学校	熊本市南区近見5丁目5番1号
124		日吉東小学校	熊本市南区近見5丁目1番1号
125		御幸小学校	熊本市南区御幸笛田7丁目16番1号
126		力合小学校	熊本市南区刈草2丁目10番1号
127		力合中学校	熊本市南区島町5丁目8番1号
128		アイシン九州グラウンド	熊本市南区城南町舞原500番地の1
129		隈庄小学校	熊本市南区城南町隈庄270番地
130		下益城城南中学校	熊本市南区城南町宮地1020番地1
131		杉上小学校	熊本市南区城南町永505番地1号
132		豊田小学校	熊本市南区城南町塚原259番地
133		緑川PA(上り)	熊本市南区城南町出水
134		富合小学校	熊本市南区富合町清藤472番地
135		富合中学校	熊本市南区富合町平原56番地
136		緑川健康運動広場	熊本市南区富合町杉島
137		潤川水門空地	熊本市南区富合町碓江
138		こころの医療センター	熊本市南区富合町平原
139		雁回公園	熊本市南区富合町木原
140		JAうきカントリーエレベーター	熊本市南区城南町島田272番地
141	白川下流河川敷	熊本市西区小島下町	
142	親水公園	熊本市西区新港1丁目4番	
143	河内グラウンド(野出グラウンド)	熊本市西区河内町野出地内	
144	芳野グラウンド	熊本市西区河内町野出1405-2	
145	大多尾広場	熊本市西区 大多尾公民館 南西空地	

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
146	熊本市	池田小学校	熊本市西区池田1丁目28番5号
147		池上小学校	熊本市西区池上町850番地
148		井芹中学校	熊本市西区上熊本3丁目27番1号
149		小島小学校	熊本市西区小島7丁目9番1号
150		春日小学校	熊本市西区春日5丁目3番5号
151		花陵中学校	熊本市西区八島2丁目14番1号
152		河内中学校	熊本市西区河内町大字船津2470番地1
153		河内小学校	熊本市西区河内町船津2505番地2号
154		三和中学校	熊本市西区上高橋1丁目4番1号
155		城山小学校	熊本市西区城山大塘1丁目23番1号
156		城西中学校	熊本市西区小島8丁目17番1号
157		城西小学校	熊本市西区島崎3丁目12番60号
158		白坪小学校	熊本市西区蓮台寺4丁目4番1号
159		高橋小学校	熊本市西区高橋町1丁目6番1号
160		千原台高校	熊本市西区島崎2丁目37-1
161		中島小学校	熊本市西区中島町538番地
162		花園小学校	熊本市西区花園6丁目9番15号
163		古町小学校	熊本市西区二本木4丁目9番65号
164		松尾西小学校	熊本市西区松尾町上松尾4456番地1
165		旧松尾東小学校	熊本市西区松尾町上松尾2880番地
166		芳野中学校	熊本市西区河内町野出1420番地46
167	芳野小学校	熊本市西区河内町野出1419番地	
168	リバーサイド熊本東側広場	熊本市西区河内町野出1936番地1	
169	熊本市西部浄化センター	熊本市西区沖新町4944番地3	
170	河内町農村運動広場	熊本市西区河内町白浜2191番地9	

(2) 宇城管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	宇土市	宇土市民グラウンド	宇土市旭町375番地
2		宇土マリーナ	宇土市下網田町3084番地の1
3		網田分署前	宇土市上網田町 3651-1
4		宇土市防災センター	宇土市馬之瀬地先
5		立岡総合グラウンド	宇土市花園町523番地
6		緑川地区農村運動広場	宇土市笹原町
7	宇城市	岡岳グラウンド	宇城市松橋町松山3725番地
8		熊本南病院グラウンド	宇城市松橋町豊福2338
9		宇城南消防署	宇城市松橋町豊崎1547-1
10		宇城総合病院	宇城市松橋町久具691
11		宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾1775-3
12		三角東港	宇城市三角町東港
13		済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775-1
14		観音山グラウンド	宇城市小川町西小川222番地
15		稲川グラウンド	宇城市小川町東小川14番地
16		K F K	宇城市小川町南海東1961番地
17		ふれあいスポーツセンター	宇城市小川町河江52-1
18		不知火グラウンド	宇城市不知火町高良696
19		天の平農村広場	宇城市不知火町永尾
20		日立Astemo宇城株式会社	宇城市豊野町下郷1番地

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
21	美里町	緑川ダム補助ダム	美里町畝野無番地
22		美里町役場	美里町馬場1100番地
23		美里町カントリーパーク	美里町中郡1887
24		美里町農山村広場	美里町坂貫759番地

(3) 玉名管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	荒尾市	荒尾市陸上競技場	荒尾市荒尾4110-1
2		北新地グラウンド	荒尾市大島四丁目1
3		有明小学校	荒尾市一部305
4		平井小学校	荒尾市上井手1108
5		八幡小学校	荒尾市野原1461
6		荒尾市野球場	荒尾市荒尾
7		有明高校	荒尾市増永2200
8		荒尾消防署	荒尾市宮内字松ヶ浦1027-9
9		有明医療センター	荒尾市荒尾2600番地
10	玉名市	桃田運動公園	玉名市大倉1144
11		横島グラウンド	玉名市横島町外平
12		岱明グラウンド	玉名市岱明町中土556番地
13		向津留河川敷（グリーンベルト）	玉名市向津留地先（菊池河川敷）
14		天水グラウンド	玉名市天水町小天4034番地
15		JAたまな岱明カントリー	玉名市岱明町高道1827-1
16		蓮華院誕生寺奥之院駐車場	玉名市（小岱山）
17		家畜改良センター	玉名市横島町共栄37
18		天水中学校	玉名市天水町小天7032
19		広域農道 奥の院入口	玉名市築地
20		滑石河川緑地	玉名市滑石字晒
21		岱明運輸 新玉名倉庫	玉名市下830-1
22		くまもと県北病院	玉名市玉名550
23		玉名消防署	玉名市築地309番地1
24		天水分署	玉名市天水町竹崎8-1
25	玉東町	玉東中央公民館駐車場	玉東町大字白木1番地の1
26		玉東町営グラウンド	玉東町白木1-1
27	和水町	白石堰	和水町瀬川403番1地先
28		三加和グラウンド	和水町乙丸
29		緑小学校跡地	和水町板楠2982
30		春富小学校跡地	和水町和仁781
31		三加和中学校 野球場	和水町板楠1001番地
32	南関町	南関町農村広場	南関町小原1864
33		大津山グラウンド	南関町
34		南関第二小学校	南関町大字高久野754
35		南関町役場	南関町大字関町64
36	長洲町	長洲港	長洲町有明
37		パークファイブ	長洲町大字名石浜42-4

(4) 鹿本管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	山鹿市	カルチャーセンター親子広場	山鹿市熊入町416
2		蒲生の池	山鹿市大字蒲生1056-1

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
3	山鹿市	保利病院	山鹿市古閑984
4		山鹿消防署	山鹿市南島1270-1
5		鹿本グラウンド	山鹿市鹿本町来民155-2
6		東分署前	山鹿市鹿本町庄1695
7		水辺プラザかもと	山鹿市鹿本町梶屋1257
8		川北農業公園	山鹿市鹿本町小嶋
9		鹿央運動公園	山鹿市鹿央町合理62
10		鹿北グラウンド	山鹿市鹿北町四丁1475
11		原団地前	山鹿市鹿北町多久
12		あんずの丘	山鹿市菊鹿町下内田
13		鞠智城	山鹿市菊鹿町米原443-1
14		きらり	山鹿市菊鹿町矢谷1168
15		木馬館	山鹿市菊鹿町
16		年ノ原	山鹿市菊鹿町上内田年ノ原

(5) 菊池管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	菊池市	竜門ダム	菊池市龍門字大野
2		菊池市ふるさと創生市民広場	菊池市大字隈府1264-1
3		七城町運動公園	菊池市七城町大字菰入442番地1
4		泗水町営グラウンド	菊池市泗水町大字福本1704
5		旭志グラウンド	菊池市旭志村伊萩286番地
6		菊池南中学校	菊池市隈府833
7		菊池北中学校	菊池市隈府1515
8		重味グラウンド	菊池市重味1362-1
9		不燃物リサイクルセンター	菊池市小木1711
10		戸崎グラウンド	菊池市赤星1818
11		水源グラウンド	菊池市原1600
12		龍門小学校	菊池市龍門356
13		菊池ふれあい清流公園	菊池市片角1-1
14		七城総合グラウンド	菊池市七城町鴨川1-1
15		七城中学校	菊池市七城町甲佐町66
16		旭志中学校	菊池市旭志小原224
17		旭志小学校	菊池市旭志新明2790
18		高柳湯舟区運動場	菊池市旭志麓2374
19		岩本区運動場	菊池市旭志弁利1159-1
20		泗水中学校	菊池市泗水町豊水3490
21		泗水西小学校	菊池市泗水町田島333
22		泗水東小学校	菊池市泗水町住吉2851
23		菊池農業高校	菊池市泗水町吉富250
24		リバテープ製菓	菊池市七城町蘇崎935-11
25		未来工業グラウンド	菊池市泗水町永1924番地1
26		四季の里旭志芝生広場	菊池市旭志麓2934番地10
27	合志市	合志市役所防災広場	合志市福原2140番地
28		合志中学校	合志市豊岡955
29		合志南小学校	合志市豊岡2224-29
30		南ヶ丘小学校	合志市幾久富1909-101
31		西合志中学校	合志市野々島4393-1
32		中央運動公園	合志市野々島5500

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
33	合志市	西合志南中学校	合志市須屋2956
34		合生グラウンド	合志市合生1261-6
35		西合志南小学校	合志市須屋1873
36		西合志ひまわり公園	合志市御代志1661-21
37		菊池恵楓園Bグラウンド	合志市栄3796番地
38		菊池病院	合志市福原208番地
39		大津町	本田技研ヘリポート
40	大津町民グラウンド		大津町大津1989
41	大津小学校		大津町引水210
42	大津南小学校		大津町陣内1582
43	大津東小学校		大津町大林44
44	護川小学校		大津町杉水3062
45	大津中央公園		大津町大津1156番地3
46	室小学校		大津町室1825
47	矢護川コミュニティセンター		大津町矢護川476
48	野外活動等研修センター		大津町真木136
49	大津北小学校		大津町平川2261
50	大津中学校		大津町大津1270
51	大津北中学校		大津町大津310
52	大津町運動公園		大津町森1000
53	楽善防災倉庫		大津町大津214番地3
54	高尾野公園グラウンド		大津町高尾野
55	菊陽町	さんさん公園（杉並木公園）	菊陽町大字原水5308-1
56		菊陽中学校	菊陽町久保田2563
57		町民総合運動場	菊陽町久保田2786
58		武蔵ヶ丘小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北1-2-1
59		武蔵ヶ丘北小学校	菊陽町武蔵ヶ丘北3-5-2
60		武蔵ヶ丘中学校	菊陽町光の森1丁目3518
61		菊陽南小学校	菊陽町曲手397
62		菊陽北小学校	菊陽町原水4652
63		菊陽西小学校	菊陽町原水5666-40
64		セミコンテクノパーク中央公園	菊陽町大字原水字下大谷4000-25
65		光の森防災広場	菊陽町光の森3丁目2-1

(6) 阿蘇管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	阿蘇市	あぴか	阿蘇市黒川655
2		一の宮グラウンド	阿蘇市一の宮町宮地4780
3		青少年交流の家	阿蘇市一の宮町宮地6029-1
4		未来館	阿蘇市跡ヶ瀬177
5		阿蘇観光牧場	阿蘇市山田字端辺2090 - 128
6		蘇水館	阿蘇市赤水266
7		阿蘇山上ヘリポート	阿蘇市阿蘇山上地区
8		阿蘇山上東駅駐車場	阿蘇市一の宮町宮地
9		仙酔峡駐車場	阿蘇市一の宮町宮地
10		阿蘇市人工スキー場跡駐車場	阿蘇市黒川
11		深葉小学校跡地	阿蘇市阿蘇郡阿蘇町大字西湯浦1467
12		かぶと岩展望所	阿蘇市西小園1031-1

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	
13	阿蘇市	阿蘇医療センター	熊本県阿蘇市黒川1266	
14		阿蘇広域消防本部	熊本県阿蘇市黒川1423-1	
15		草地畜産研究所	阿蘇市西湯浦1454	
16		内牧遊水地	阿蘇市内牧1438	
17		阿蘇市総合センター公園	阿蘇市内牧1111番地3	
18		四季彩いちのみや	阿蘇市一の宮町宮地538-1	
19		一の宮温泉センター	阿蘇市一の宮町手野963-1	
20		波野中学校グラウンド	阿蘇市波野大字波野 3748	
21		波野グラウンド駐車場	阿蘇市波野大字小地野	
22		やすらぎ交流館	阿蘇市波野大字小池野663-1	
23		遊雀小学校跡地 (森林のめぐみ)	阿蘇市波野大字波野 870	
24		南小国町	瀬の本レストハウス	南小国町満願寺5621-7
25			中原小学校	南小国町中原2469
26	りんどうヶ丘小学校		南小国町満願寺7045	
27	南小国町山村広場		南小国町大字赤馬場1840	
28	星和小学校跡地		南小国町満願寺4400	
29	黒川駐車場		南小国町満願寺6456-1	
30	小国町		木魂館グラウンド	小国町大字北里371-1
31		林間広場	小国町2685の1	
32		小国ウッディ協同組合	小国町上田838	
33		北里河川公園	小国町北里383	
34		北部分署	小国町宮原字下湯原1818-1	
35	産山村	産山村運動広場	産山村山鹿字赤川2160-1	
36		八本松グラウンド跡地	産山村大字山鹿488-3	
37	高森町	休暇村南阿蘇	高森町高森3219	
38		草部町民グラウンド	高森町大字草部2305号	
39		河原生涯学習センター	高森町大字河原2113番地1号	
40		高森東学園	高森町野尻1912	
41		野尻中学校跡地	高森町津留	
42		尾下小学校跡地	高森町尾下字多々野	
43		高森防災公園	高森町大字高森1605	
44		高森自然学校	高森町大字矢津田223	
45	南阿蘇村	アスペクタ	南阿蘇村久石4411-9	
46		白水運動公園	南阿蘇村大字一関1215番地	
47		南部分署	南阿蘇村大字吉田999	
48		阿蘇山西口駐車場	南阿蘇村中松	
49		立野小学校跡地	南阿蘇村立野1596	
50		あそ望の郷くぎの	南阿蘇村大字久石2807	
51		岸野観音桜駐車場	南阿蘇村河陰岸野	
52		長陽パークゴルフ場	南阿蘇村大字河陽4732-1	
53		長陽グラウンド	南阿蘇村大字河陽4320番地1	
54	西原村	西原村民グラウンド	西原村布田	
55		山西小学校	西原村小森2767	
56		河原小学校	西原村河原976	
57		揺ヶ池公園駐車場	西原村大字小森	
58		桑鶴	西原村大字小森字桑鶴	
59		阿蘇ミルク牧場	西原村大字河原、阿蘇ミルク牧場駐車場	
60		お菓子の香梅	西原村小森3590-3	
61		グリーンロード西	西原村大字河原、グリーンロード沿牧草地	

番号	市町村名	発着予定地名	所在地
62	西原村	俵山	西原村小森
63		西原村運動公園	西原大字小森3161

(7) 上益城管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地
1	御船町	滝川みんなの広場	御船町滝川803
2		御船町民グラウンド	御船町大字木倉1600
3		御船中学校	御船町辺田見55
4		吉無田高原緑の村駐車場	御船町田代8405-24
5		七滝中央小学校	御船町上野1500
6		田代西部福祉センター	御船町田代1842-1
7		滝水中学校跡地	御船町水越2449
8		七滝小学校跡地	御船町七滝2555-2
9		上益城消防本部	御船町辺田見169
10		田代東部地区公民館	御船町田代4984
11	嘉島町	嘉島中学校	嘉島町上島887
12		嘉島町営運動場	嘉島町上島2996番地
13		高田みんなの広場公園	嘉島町上仲間690番地先
14	益城町	益城町民グラウンド	益城町宮園302
15		益城町陸上競技場	益城町木山236
16		津森小学校	益城町上陣369
17		飯野小学校	益城町砥川910
18		広安小学校	益城町馬水35
19		益城中学校	益城町惣領900
20		木山中学校サブグラウンド	益城町寺迫
21		袴野グラウンド	益城町福原4259番地
22		福田町民グラウンド	益城町平田
23		飯野町民グラウンド	益城町赤井
24		津森グラウンドゴルフ場	益城町田原
25		日赤グラウンド	益城郡小谷
26		井関グラウンド	益城町安永
27		テクノ中央緑地公園	益城町田原
28		JA上益城野菜集送センター	益城町田原
29		県射撃場	益城町砥川3586
30		県射撃場NO.2	益城町砥川3586
31		熊本県消防学校	益城町惣領2167
32		グランメッセ熊本駐車場	益城町福留1010
33	甲佐町	安津橋健康広場	甲佐町大字有安798-2
34		龍野小学校	甲佐町上早川1220
35		甲佐高校	甲佐町横田333
36		甲佐小学校	甲佐町豊内515
37		緑川グラウンド	甲佐町白旗92
38		宮内小学校跡地	甲佐町小鹿358
39		乙女小学校	甲佐町津志田3073
40		中甲橋グリーンパーク	甲佐町緑町
41	山都町	矢部サンバレーゴルフ場	山都町北中島2228
42		中島小学校	山都町北中島2333-1
43		矢部中学校	山都町城平527
44		矢部高校	山都町城平954
45		山都町営中央グラウンド	山都町長原739

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
46	山都町	白糸第三小学校跡地	山都町目丸2472
47		新山都消防署	山都町野尻1000番地
48		白糸第二グラウンド	山都町菅2287
49		グループホームそよ風	山都町小峰1385
50		清和文楽館	山都町大平152
51		清和小学校	山都町仮屋384
52		山都町清和グラウンド	山都町仮屋376
53		朝日小学校跡地	山都町井無田1144
54		井無田高原キャンプ場	山都町井無田1382
55		やまと高校（旧蘇陽高校）	山都町滝上223-2
56		蘇陽病院	山都町滝上460-2
57		蘇陽中学校	山都町今450-2
58		そよ風パーク	山都町大字今297
59		東竹原中学校跡地	山都町東竹原204
60		御所オートランド	山都町御所1954
61		旧東竹原小学校	山都町東竹原285
62		山都社会福祉村グラウンド	山都町北中島2684-2
63		神ノ前グラウンド	山都町神ノ前386-4
64		木原谷グラウンド	山都町木原谷235
65		菅尾小学校跡地	山都町菅尾1258
66		長谷小学校跡地	山都町長谷678
67		二瀬本小学校跡地	山都町二瀬本1466
68		橘小学校跡地	山都町橘134-1
69		名連川中学校跡地	山都町黒川922
70		旧中島西部小学校	山都町北中島1717
71		西緑川地区集会所	山都町緑川2783
72		井無田オートキャンプ場	山都町井無田字釜蓋1353-1
73		花上鳥越	山都町花上1010
74		下矢部西部小学校跡地	山都町猿渡1850
75		朝日西部グラウンド	山都町鶴ケ田3478番地1
76		潤徳小学校跡地	山都町浜町6番地

(8) 八代管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	八代市	球磨川緑地公園	八代市渡町地内
2		八代市球技場	八代市新港3丁目1番地
3		会地公園	八代市大村町
4		熊本総合病院	八代市通町10番10号
5		松高小学校	八代市永碓町828-1
6		八千把小学校	八代市上野町1131
7		植柳小学校	八代市植柳上町449
8		麦島小学校	八代市迎町1-16-11
9		宮地小学校	八代市宮地町1826
10		金剛小学校	八代市高植本町1207
11		金剛小学校 弥次分校	八代市三江湖町1472-1
12		二見小学校	八代市二見下大野町2258-1
13		龍峯小学校	八代市岡町谷川1043
14		昭和小学校	八代市昭和明徴町731-2
15		八代市立第一中学校	八代市北の丸1-29

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
16	八代市	八代市立第二中学校	八代市日置町2248-1
17		八代市立第三中学校	八代市中北町3378-5
18		八代市立第五中学校	八代市豊原下町3807
19		八代市立第六中学校	八代市水島町2065-4
20		八代市立第七中学校	八代市郡築七番町41-2
21		八代市立第八中学校	八代市宮地町611-1
22		日奈久中学校	八代市日奈久竹の内町4332-1
23		二見中学校	八代市二見本町852
24		高島公園	八代市高島町1番地
25		八代市スポーツコミュニティ広場	八代市郡築四番町136-2
26		八代市郡築運動広場	八代市郡築八番町134-1
27		熊本県営八代運動公園	八代市新港町4丁目1番
28		昭和運動公園	八代市昭和同仁町
29		万葉の里公園	八代市水島町2283-4外
30		日奈久ドリームランド シー湯遊	八代市日奈久平成町1-1
31		東町ヘリポート	八代市東町
32		熊本高専 八代キャンパス	八代市平山新町2627
33		八代 I C	八代市川田町西
34		熊本労災病院	八代市竹原町1670
35		龍峯やまびこ公園	八代市興善寺町74
36		J A やつしろ平和支所グラウンド	八代市南平和町17
37		八代ゴルフ倶楽部	八代市二見本町2755
38		鏡町民総合グラウンド	八代市鏡町両出1410-1
39		北新地グラウンド	八代市鏡町北新地1205
40		鏡消防署	八代市鏡町内田689-5
41		鏡小学校	八代市鏡町鏡村609-1
42		文政小学校	八代市鏡町両出73
43		有佐小学校	八代市鏡町中島1360
44		鏡中学校	八代市鏡町内田1038-1
45		鏡ヶ池公園	八代市鏡町鏡村526
46		鏡町西部公園	八代市鏡町野崎818-10
47		東陽グラウンド	八代市東陽町南1285番地
48		石橋公園	八代市東陽町南 1007-1
49		東陽小学校	八代市東陽町南3405
50		箱石	八代市東陽町河俣208の一部
51		東陽中学校	八代市東陽町南1869
52		河俣山村広場	八代市東陽町河俣2650-2
53		千丁東グラウンド駐車場	八代市千丁町太牟田1131番地
54		千丁小学校	八代市千丁町新牟田1345
55		千丁西グラウンド	八代市千丁町古閑出1419
56		泉運動公園	八代市泉村下岳 3000
57		八代市振興センター五家荘	八代市泉町椎原148
58		泉第8小学校	八代市泉町樅木137番地の4
59		椎原ヘリポート	八代市泉町椎原148
60		泉中学校	八代市泉町柿迫1111
61	板木・保口地区集会所	八代市泉町柿迫下鶴	
62	定野広場	八代市泉町下岳3541	
63	中津道社会教育センター	八代市坂本町中津道300	
64	久多良木社会教育センター	八代市坂本町百済来下664	
65	深水社会教育センター	八代市坂本町深くい1471	

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
66	八代市	鮎婦社会教育センター	八代市坂本町鮎婦は867
67		百済来スポーツセンター	八代市坂本町田上150
68		くま川ワイワイパーク運動公園	八代市坂本町坂本3433-1
69		坂本中学校	八代市坂本町荒瀬6000
70		桜ヶ丘グラウンド	八代郡氷川町宮原 1019
71		竜北グラウンド	八代郡氷川町野津 3134
72	氷川町	竜北東小学校	氷川町野津2336
73		竜北西部小学校	氷川町鹿島746
74		宮原小学校	氷川町今762
75		竜北中学校	氷川町島地665
76		氷川中学校	氷川町今39
77		松本橋公園	氷川町島地1303番地先
78		若洲グラウンド	氷川町若洲60
79		宮原SA（上り）	氷川町早尾
80		浜牟田橋公園	氷川町鹿島

(9) 芦北管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	水俣市	エコパーク水俣	水俣市明神町水俣湾埋立地内
2		水俣芦北広域消防本部	水俣市ひばりヶ丘3番12号
3		中尾山公園	水俣市長野字龍平855-43
4		丸島漁港（新港）	水俣市丸島町2丁目496
5		月浦ふれあい公園	水俣市月浦新開176-1
6		湯堂公園	水俣市袋字湯堂778-6
7		湯出小学校	水俣市湯出1641
8		緑東中学校	水俣市葛渡181
9		久木野小学校	水俣市久木野1117
10		袋中学校	水俣市袋1403-2
11		JNC水俣製造所	水俣市野口町1-1
12	芦北町	大野農村広場	芦北郡芦北町大字天月1043番地
13		芦北総合グラウンド	芦北郡芦北町大字花岡1560番地
14		岩崎グラウンド	芦北郡芦北町大字田浦町488番地4
15		御立岬公園	芦北郡芦北町大字田浦町145番地
16		丸米地区生涯学習センター	芦北町丸山302番地
17		大岩小学校跡地	芦北町大岩4497
18		大尼田地区生涯学習センター	芦北町大尼田1645
19		上田浦地区社会教育センター	芦北町井牟田1800
20		しろやまスカイドーム駐車場	芦北町花岡1705-1
21		湯浦運動公園	芦北町湯浦259
22		芦北町役場吉尾出張所	芦北町吉尾523番地2
23		佐敷港フェリー乗り場跡地	芦北町計石
24		芦北農村公園	芦北町芦北2060
25		旧芦北幼稚園	芦北町海浦1315
26		内野小学校	芦北町大川内602
27		旧大野中学校	芦北町市野瀬6-1
28		大野小学校	芦北町市野瀬1119
29		芦北高校	芦北町乙千屋20-2
30		あしきた青少年の家	芦北町鶴木山
31		ゆめもやい	芦北町女島770-1

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
32	津奈木町	津奈木町工業団地内	芦北郡津奈木町大字小津奈木字男島2114-1
33		津奈木町総合グラウンド	芦北郡津奈木町大字小津奈木2114-10
34		赤崎小学校跡地	津奈木町大字福浜（赤崎）
35		津奈木町漁業協同組合	津奈木町大字福浜（平国）
36		福浦公民館横公園	津奈木町大字福浜（福浦）

(10) 球磨管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	人吉市	人吉村山公園	人吉市瓦屋町1534
2		歴史の広場	人吉市麓町16
3		中原小学校	人吉市中神町548
4		大畑小学校	人吉市大畑町4097
5		人吉第1市民グラウンド	人吉市上林町
6		川上記念球場	人吉市蟹作町1531-1
7		西瀬コミュニティセンター裏	人吉市下戸越町1063-1
8		人吉医療センター	人吉市老神町35番地
9		中神公園	人吉市中神町1313番地1
10	錦町	錦町国体記念運動公園	錦町一武1430-1
11		一武小学校	錦町一武2658番地
12		錦西小学校	錦町西1132（松里）
13		錦中学校	錦町西1115（久保）
14		球磨中央高校	錦町西192（駅通り）
15		一武平岩河川敷	錦町一武（平岩）
16		錦ヘリポート	錦町一武（平岩）
17		蔵城公園	錦町大字木上2652番地1
18		道の駅にしき	錦町大字一武1544番地1
19	あさぎり町	あさぎり町総合グラウンド	あさぎり町免田東1199
20		あさぎり中学校野球場	あさぎり町上北2168
21		深田高山総合運動公園	あさぎり町深田東1430
22		明廿橋公園	あさぎり町深田
23		須恵文化ホール	あさぎり町須恵1227
24		森園グラウンド	あさぎり町岡原南
25		岡原小学校	あさぎり町岡原北1313
26		上小学校	あさぎり町上南2370
27		深田小学校	あさぎり町深田東787
28		南稜高校	あさぎり町上北310
29	多良木町	上球磨消防本部	多良木町多良木3146-1
30		多良木総合グラウンド	多良木町大字多良木1561
31		槻木ヘリポート	多良木町大字槻木地区392
32		槻木小学校跡地	多良木町大字槻木地区713
33		久米小学校	多良木町大字久米128
34		黒肥地小学校	多良木町大字黒肥地1629
35		多良木中学校	多良木町大字多良木1212-9
36		里城橋公園	多良木町多良木
37		槻木栗林ヘリポート	多良木町大字槻木栗林652-2
38	湯前町	湯前町民グラウンド	湯前町1693
39		湯前グリーンパレス	湯前町1588-1
40		湯前小学校	湯前町上里2120

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
41	湯前町	湯前中学校	湯前町野中田2643
42		湯前町緊急避難場所	湯前町1836番地1
43	水上村	市房ダム	水上村大字湯山126-1
44		古屋敷小学校跡	水上村大字江代1256
45		古屋敷グラウンド	水上村大字江代1174
46		水上カントリーパーク	水上村大字岩野2404
47		市房キャンプ場	水上村湯山1122-264
48		岩野小学校跡地	水上村岩野2696-2
49		湯山小学校跡地	水上村湯山412
50		水上スカイヴィレッジ	水上村大字湯山2431番地3
51	相良村	相良村ヘリポート	相良村大字深水2500番地1
52		権現橋上流	相良村大字柳瀬
53		夜狩尾生活改善センター	相良村四浦東夜狩尾4791-133
54		上四浦集落センター	相良村四浦西4522-2
55	五木村	五木北分署	五木村甲下手2672-80
56		端海野自然公園	五木村端海野
57		宮園地区グラウンド	五木村宮園5670
58		子別峠近く広場	五木村
59		五木源パーク	五木村丙池の鶴
60	山江村	丸岡公園	山江村山田乙2030
61		山田小学校	山江村山田乙2030
62		山江村中央グラウンド	山江村山田味園
63		山江中学校	山江村山田丁60
64		万江小学校	山江村万江甲931
65	球磨村	球磨村総合運動公園	球磨村渡乙880-1
66		渡小学校跡地	球磨村渡乙1836番地
67		清流学園南運動場	球磨村一勝地丙123番地
68		大瀬貯木場	球磨村
69		さんがうら	球磨村三ヶ浦乙629番地3
70		高沢分館	球磨村神瀬丁548番地

(11) 天草管内

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地
1	天草市	あましんスタジアム	天草市本渡町広瀬5-113
2		広瀬公園野球場	天草市本渡町広瀬516番地の1
3		栖本グラウンド	天草市栖本町古江136番地
4		新和町民グラウンド	天草市新和町小宮地713
5		倉岳町民グラウンド	天草市倉岳町棚底2676番地の1
6		下浦運動広場	天草市下浦町50番地
7		五和町民グラウンド	天草市五和町御領2943番地
8		麟泉グラウンド	天草郡苓北町志岐1281
9		嵐口漁民グラウンド	天草市御所浦町2894-3
10		河浦町民グラウンド	天草市河浦町白木河内175番の21
11		天草町総合運動公園	天草市天草町高浜北1675番地1
12		有明中学校グラウンド	天草市有明町赤崎3383
13		上津深江広域避難地	苓北町上津深江
14		天草南消防署	天草市久玉町1216番地13
15		天草地域医療センター	天草市亀場町食場854番地1
16		天草消防本部	天草市本渡町広瀬1687番地2
17		御所浦北小学校跡地	天草市御所浦町横浦537

番号	市町村名	発着予定地名	所在地
18	天草市	御所浦小学校	天草市御所浦町御所浦3527-5
19		勇志国際高校	天草市御所浦町牧島1065-3
20		旧大楠小学校グラウンド	天草市有明町大浦533-1
21		志柿町運動公園	天草市志柿町野添3390-10
22		旧鬼池小学校グラウンド	天草市五和町鬼池1184
23		通詞島グラウンド	天草市五和町二江 島
24		福連木コミュニティセンター	天草市天草町福連木3645-2
25		宮地岳地区コミュニティセンター	天草市宮地岳町檜の木5615-1
26		旧深海小学校グラウンド	天草市深海町4462-3
27		宮野河内運動場南側広場	天草市河浦町宮野河内337-6
28		二浦地区運動公園	天草市二浦町1035-45
29		上天草市	松島総合運動公園野球場
30	湯島ヘリポート		上天草市大矢野町湯島655番地5
31	上天草病院		上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19
32	龍ヶ岳町民グラウンド		上天草市龍ヶ岳町高戸2931番地
33	姫戸町民グラウンド		上天草市姫戸町二間戸461-4
34	大矢野ヘリポート		上天草市大矢野町中亀の迫8913-2
35	旧維和中学校グラウンド		上天草市大矢野町維和1730
36	森林組合上島支所駐車場		上天草市松島町今泉4283
37	教良木地区山村広場		上天草市松島町教良木4647
38	姫戸支所横造成地		上天草市姫戸町姫浦3384-5
39	苓北町	麟泉グラウンド	苓北町志岐1281
40		上津深江広域避難地	苓北町上津深江
41		坂瀬川グラウンド	苓北町坂瀬川 川向
42		苓北発電所ヘリポート	苓北町年柄1091-6